

御意見の概要及び御意見に対する考え方（別紙）

※提出意見のうち、今回の意見募集と関係しないものを除いた計3,967項目をまとめています。

（１）第５期消費者基本計画（素案）の該当箇所別意見数

はじめに	6項目
第１章 消費生活を取り巻く現状の課題	58項目
第２章 本計画における消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿	95項目
第３章 多様な主体が連携して推進する消費者政策	130項目
第４章 消費者政策における基本的な施策	3,559項目
本計画（素案）における対象箇所の記載なし	119項目
合計	3,967項目

（２）主な分野別意見数

AI関係	1,405項目
柔軟仕上り剤等の香料等の影響	1,109項目
取引関係	251項目
食品表示関係	246項目
食品安全関係	118項目
地方消費者行政関係	103項目
その他（GHS表示、エシカル消費、デジタル化等）	735項目
合計	3,967項目

第5期消費者基本計画（素案）に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方							
御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
Ⅰ．第5期消費者基本計画（素案）の記載に直接関わるもの							
1．総論及び「はじめに」に関する主な御意見							
総論			「消費者基本計画」は、消費者政策推進の基盤となる大変重要な計画です。今回の「第5期消費者基本計画（素案）」には多岐にわたる計画が示されておりこれらの課題への対応こそ、「消費者行政の司令塔」として消費者庁に期待されるものです。 「消費者基本計画」は政府全体の消費者政策に関する計画であり、その推進において、消費者庁所管案件はもちろん、他省庁所管案件にも消費者視点で調整機能を発揮するのが消費者行政の司令塔として消費者庁に期待される役割であるという視点は欠けてはならないものだと考えます。 計画全般を通じて、消費者庁の現状の体制・力量を前提とするのではなく、消費生活の安全・安心のために消費者庁の機能を高め、必要な施策が網羅された消費者目線を大切にした「消費者基本計画」としてください。	はじめに	1	28	消費者庁の司令塔機能については、冒頭「はじめに」において、消費者庁が「政策立案機能やそのために必要となる調査機能、関係機関との調整機能等の強化を図って消費者行政の司令塔としての役割を果たす」旨を補足いたしました。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
総論			第1 基本計画案全体に対する意見（総論） 消費者庁は、基本計画を策定し推進するに際して、司令塔機能を十分に発揮すべきである。 同庁は、「政府がこれまでの施策や行政の在り方を消費者基本法（昭和43年法律第78号）の理念である「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」の観点から積極的に見直すという意味で、行政の「パラダイム（価値規範）転換」の拠点であり、真の意味での「行政の改革」のための拠点である。これにより、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換しなければならない。」（消費者行政推進基本計画（2008年6月27日閣議決定））ものとして創設され、消費者行政の司令塔とされた。したがって、基本計画の策定においても、同庁が消費者政策・消費者行政全体に対する司令塔機能を十分に発揮することが重要である（意見書1）。 第4期消費者基本計画においては、消費者庁が「各府省庁の縦割りを超えた分野横断的な法令の整備を推進してきた」ことや、「消費者行政の司令塔として、各府省庁と連携して施策を推進している」ことを指摘した上で、「第5章 重点的な施策の推進」の「5(2) 国等における体制整備」において、「消費者庁においては、消費者庁新未来創造戦略本部の機能も活用しつつ、消費者行政の司令塔としての役割を果たすとともに、政策立案機能や、そのために必要となる調査機能の強化、また、法執行、周知啓発、照会対応等の個別業務の実施能力の強化を図る。」とし、消費者庁の司令塔機能の重要性を明確にしていた。 これに対し、基本計画案は、「第1章 消費生活を取り巻く現状の課題」において、デジタル技術の飛躍、消費生活のグローバル化の進展、社会構造の変化など、消費者を取り巻く社会の現状分析は記述されているものの、その中で現にどのような消費者被害が発生しているのかという実態が示されていない。また、「第2章本計画における消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿」において、消費者政策の価値規範に関する考え方の転換、考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充等、今後の課題の抽象的な方向性が示されているものの、現に発生している消費者被害に対し実効性ある法制度の整備や法執行体制の強化をどのように実現するのかという対応の在り方が示されていない。パラダイムの転換に向けた消費者法制度の再編・拡充の検討を行うとともに、現に発生している消費者被害に対する法制度の整備や法執行体制の強化についての取組が必須である。 そして、基本計画案は、「第4章 消費者政策における基本的な施策」の「3. 消費者政策推進のための関係部局間の連携」において、消費者庁は司令塔として関係省庁等と連携して課題に対応しているものの、「消費者政策におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進及び各施策におけるPDCAサイクルの確立」という政策展開の手法に関して記述しているにとどまり、現に発生している消費者被害の防止に向けた実効性ある法制度の整備について速やかに検討を開始するという取組の姿勢が示されていない。 以上の観点から、基本計画案には、悪質訪問販売業者、悪質サイト業者、詐欺的事業者によるマルチ商法の横行等、現に発生している深刻な悪質商法被害に対する法制度の早急な整備に関する記述が十分とはいえない。 また、取引デジタルプラットフォームやSNSを利用した多種多様なネット広告・ネット取引手法・キャッシュレス決済手法が拡大し、これに関与する事業者の関与形態が複雑化している現状において、匿名性を悪用する悪質業者による消費者被害の防止や取引適正化に向けた法制度が十分ではない実態を踏まえ、安全・安心なデジタル技術の利用基盤を整備することに向けた取組の記述も必要である。さらに、悪質業者の市場からの排除を実現する上で不可欠とされる違法収益吐き出しの法制度の実現や不当な取引行為に対する包括的な行政規制・法制度の整備など、以前から重要課題とされてきた事項に関する検討方針の記述が不十分である。 そこで、今後策定される工程表の指針となるよう、これまで当連合会が公表してきた意見書等に基づいて（なお、本意見書に関して参照した意見書等の一覧を本書末尾に記載しており、本文中「意見書1」などとあるのは、同一覧における意見書の番号を指す。）、基本計画案の各項目に対し、以下、意見を述べる。下記意見に従って基本計画案は修正されるべきである。	はじめに	1	28	・消費者庁の司令塔機能については、冒頭「はじめに」において、消費者庁が「政策立案機能やそのために必要となる調査機能、関係機関との調整機能等の強化を図って消費者行政の司令塔としての役割を果たす」旨を補足いたしました。 ・工程表に関し、消費者基本計画を構成する施策には、単年度ごとの定量的な評価になじむ取組だけでなく、例えば制度の検討などある程度の期間をかけて概念を整理するといった必ずしも数値評価になじまない様々な性質の取組が含まれています。また、施策の実施主体についても、消費者庁のみにとどまらず、消費者取引という接点において関係省庁それぞれの政策が消費者政策にも寄与しているところです。こうした個々の取組については、これを実施する各主体において、取組の特性に応じてKPIを設定する等により進捗管理や政策評価がなされているところです。 したがいまして、これらの取組について、消費者基本計画として毎年度の工程表により進捗管理を行うことはいたしません。消費者政策のEBPMを推進すべく、3年目を目処に中間点検を行うほか、デジタル技術に特有の加速度的な可変性を考慮し、取引環境やトラブル形態の変化等に対応するため、取組については不断の見直しを行うこととしているものです。 ・「下記意見に従って…」として個別の施策ごとに頂いた御意見については、各施策部分に頂いた御意見に集約の上で回答しております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
はじめに	1	28	中長期的な未来を見据えて・・・基本的な施策を示した、との記述に関して、2040年に向けて日本の社会がどう変化していくのかという基本的なビジョンが示しきれてないように思います。官邸のホームページには2040年に向けての成長戦略が示されています。こうした政府の基本方針と消費者庁の示す基本計画がどう関係してくるのか、国民にわかりやすく説明を行う部分が必要ではないのかと考えます。				成長戦略は政府一丸となって取り組むものであり、消費者基本計画に基づく消費者政策もその一環として、同じ方向に向かって取組を進めていくものです。
はじめに	1	28	素案には工程表も具体的施策のリストもないが、これでは検証、評価、監視が適切に行えない。計画としての性格が、第4期消費者基本計画から大幅に減退している。これでは、消費者基本法の予定する消費者基本計画として十分ではないようにおもわれる（9条1項2号、27条参照）。 少なくともこのような重要な変更をするのであれば、十分に議論して経緯を明確にすべきであった。消費者庁は、「第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会」を持ったが、その開催回数は4回に止まり、素案が出される前の開催は2度しかなかった。しかも、素案が出される前には7カ月も議論がされないままであった。議論が不十分性は否定しがたいように思われる。 また、第4期消費者基本計画の実施に対する評価・検証も不十分なのではないか。この点については、地方消費者行政教化作戦2020についても同様である。 消費者基本計画は、消費者行政の当面の基礎・基盤になるべきものである。消費者庁は、その設置から15年が経つが、「消費者庁の使命」に掲げられた内容をこれからも堅持し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて頑張っていたきたい。 【ほか、8件】				消費者基本計画を構成する施策には、単年度ごとの定量的な評価になじむ取組だけでなく、例えば制度の検討などある程度の期間をかけて概念を整理するといった必ずしも数値評価になじまない様々な性質の取組が含まれています。また、施策の実施主体についても、消費者庁のみにとどまらず、消費者取引という接点において関係省庁それぞれの政策が消費者政策にも寄与しているところです。こうした個々の取組については、これを実施する各主体において、取組の特性に応じてKPIを設定する等により進捗管理や政策評価がなされているところです。 したがって、これらの取組について、消費者基本計画として毎年度の工程表により進捗管理を行うことはいたしません。消費者政策のEBPMを推進すべく、3年目を目処に中間点検を行うほか、デジタル技術に特有の加速度的な可変性等を考慮し、取引環境やトラブル形態の変化等に対応するため、取組については不断の見直しを行うこととしているものです。
はじめに	1	20	「価値規範に関する基本的考え方を転換すること（パラダイムシフト）」は、新しい価値観を取り入れることであり本基本計画のキーワードともいえますが、従前の価値規範からどのように転換する必要があるのかは分かりにくいです。「はじめに」の箇所における記載も、具体的な示唆には至っておらず、漠然としています。このため、基本計画の方向性をイメージできるように追記をしてください。	第2章	12	6	第2章1.「本計画における消費者政策の基本的な方向性」、及び2.「目指すべき社会の姿」において、本基本計画案の方向性を記載しております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
2. 「第1章 消費生活を取り巻く現状の課題」に関する主な御意見							
第1章	3	5	第1章 消費生活を取り巻く現状の課題？消費者政策のパラダイムシフトの背景？、1. デジタル技術の飛躍について、 スマートフォン等のデジタル機器の普及率に反して、機器やインターネットの仕組みや使用方法、また知識不足から起きる個人情報の漏洩や著作権・肖像権の侵害等に関する、使用者がネット上のトラブルから自分の身を護るための知識の共有がされていないと感じる。 携帯電話が普及する以前と比較して、個人の持つプライベートな環境は拡大し、肉親などの近い存在であってもより踏み込みにくいものになった。 そのため、詐欺や脅迫などの犯罪から身を守るには個人個人の気付きに加え、各々が危険なサービスや怪しい人間へ近づかないため日頃から知識や教養を身につける必要性を強く感じている。 とはいえ人が教えられる範囲には限界があり、知識だけでは防げないそれ以上の事は個人の嗅覚や勘だのみになってしまう。インターネットには自分たちが考えている以上に他人の思惑や悪意が渦巻いており、安易に気を許してよいものでは絶対にならないということを知ってほしいと思う。 学校の授業や会社の研修、地域活動の一環として積極的に取り込むべき事項であり、ぜひ集団で学び共有する機会をもっと大々的に設けていただきたい。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	3	17	今後ますます全ての年代においてインターネット・SNS利用の普及・進展が想定される中、これまで以上に、最新の消費者トラブルに関する情報をインターネットやSNSを通じて迅速かつ的確に提供し、消費者トラブルの予防・未然防止を図る必要がある。消費者政策のパラダイムシフトとして、デジタル化を前提にした政策の転換が求められる。具体的には、SNSやプラットフォーム事業者と連携して注意喚起を行う体制の構築や、高齢者やデジタル弱者に向けたアクセス支援の強化を進めるべきである。これにより、全ての年代が安心してインターネットを利用できる環境整備を図ることが重要である。				
第1章	3	26	「消費者トラブルに遭う可能性が高くなることが懸念される」とありますが、現在、「懸念される」というよりも、すでに懸念されている状況に直面しており、トラブルが多発していること、現在の消費者政策が続く場合、さらに深刻化することが予想される旨を明記してください。				当該箇所では、消費者トラブルに遭う消費者像の変化に着目しているため、高齢者等配慮を要する消費者だけでなく、年齢や教育水準、経済状況等に関わりなく誰でも消費者トラブルに遭う可能性があるとしてこのような記載としております。
第1章	3	28	技術の悪用について、説明を補充願いたい。虚偽表示のみならず、認知バイアスを逆手に取った表示がこの「悪用」に含まれる場合があると思料するが、そのことに言及願いたい。				第1章1. (2) （4ページ・17行目～）において、デジタル技術に関する負の側面を例示しているところです。
はじめに	1	18	p1 18行： 「このため」の前に、下記の文言を追加すべきである。 「さらに、ユース、障がい者、LGBTs、在日外国籍の方など社会的マイノリティーなど、消費者の多様性を認識する必要がある。」				本計画案における消費者像として、第2章1. (1) において、全ての消費者が有する多様な「消費者の脆弱性」に着目すべき旨を示しており、年齢、性別その他の様々な脆弱性の類型を包含して、「全て」と表現しているところです。
第1章	3	30	「全ての消費者が消費者トラブルのリスクにさらされていることを踏まえ」について 高齢者や若年層の脆弱性が言われてきた経過を踏まえ「年齢、性別を問わず全ての消費者が消費者トラブルのリスクにさらされていることを踏まえ」と「年齢、性別を問わず」を加えてください。				本計画案における消費者像として、第2章1. (1) において、全ての消費者が有する多様な「消費者の脆弱性」に着目すべき旨を示しており、年齢、性別その他の様々な脆弱性の類型を包含して、「全て」と表現しているところです。
第1章	3	30	全ての消費者が消費者トラブルのリスクにさらされているのは、デジタル社会に限らず、非デジタル社会でも同様であると解する。P5の21行～23行は、そのことを含意していると解するが、P3の表現においても含意していることが分かるように工夫した方が読みやすい。				3ページでは、消費生活におけるデジタル技術の浸透に伴い顕著となった、取引環境の急激な変化に着目して問題提起をしているため、デジタル社会として記載しております。 なお、対策検討の場面（5ページ）では、御意見のとおり、過度にデジタル社会に限定することは適切でない旨を付記しているところです。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第1章	4	13	インターネットの各種広告は本来の目的を阻害する邪魔な存在でしかないし、特に小学生が学習用に使うタブレットでさえ、ネットを開くと強姦を連想させるようなわいせつ広告がいくつも表示され、消去が困難だったりわざとページに誘導させるような仕組みの広告が氾濫していて、消費者の利便性を高めているとは思えない。広告を見ない権利、特に望まないわいせつな広告を表示させない権利が守られるような整備を望みます。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	5	3	p.53 【アテンション・エコノミー】について このビジネスモデルにうんざりし、インターネットでの購入や個人情報を入力する事をほぼしなくなりました。 早く明確な言葉で、実効性のある法規制に取り入れる事を望みます。 実際にこのサービスに不安を感じたため、提供した企業側にその旨を述べたら「皆使ってますから」という説明だけでした。サービスそのものは強制されなかったが、不安が増すサービスを顧客に説明し、推奨しないでほしい。 そもそも企業側が不安を取り除ける説明を顧客に出来ない時点で、そのビジネスモデルの透明性や安心性が確保できていないと捉えられても仕方がないと思う。 デジタルを通したサービスは、顧客側に安心だと思える説明や透明性等を伝えられるものまでセットにした開発をして下さい。				
第1章	5	9	実店舗を有さない事業者や消費者自身が売り手となるなど取引主体が多様化する中で、消費者トラブルが生じた場合の責任の所在が不明となる場合が生じることが懸念される。 ⇒取引主体が多様化したからすべての責任の所在が不明になるわけではないため。	第1章	5	18	該当箇所を以下の表記としました。 「消費者トラブルが生じた場合の責任の所在が不明となる場合が生じることが懸念される。」
第1章	5	13	○ページ番号：5 行番号：2 章：13 意見：消費者トラブルが生じた場合の責任の所在が不明となることが懸念されるところ、懸念通りの事象がすでに発生している。消費者を守る法整備が必要。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	5	21	『他方で、デジタル取引において明らかになってくる課題を過度にデジタル取引に特有のものとして限定することは適切ではなく、非デジタル取引にもフィードバックしながら相互に参照することが重要である。』との記載に賛同する。詐欺被害などは、同じような手口が様々な手法で行われていることが多く、デジタルか非デジタルかに根本的な違いはないように感じている。				
第1章	5	21	1章 8ページ 21行 経年劣化し複製が困難で移送には距離によって時間がかかるアナログ物体と違い、デジタルデータは劣化せず無制限に複製可能でインターネット経由で瞬時に全世界に伝達可能という特性があり一度流出したデジタルデータは事実上消去不可能です。この為、画像や音声等の知的財産の海賊版データの被害が止められていません。これらは非デジタル取引では起こり得ず、よってデジタル取引を特有なものとして限定しない事は不適切です。非デジタル取引とは明確に区別した法規制が必要です。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第1章	5	27	2. 消費生活のグローバル化の進展、（1） 海外事業者との取引の増加について、国内で最も利用されているサービスは海外資本のものが主であり、便利さゆえにその意識が低下しがちであるが、利用者にもっと、自分がどこになにを提供しているのか、を自覚させるべきであると思う。海外のサービスの全てが日本語が通じる訳ではないことも踏まえ、利用規約を読むことの重要性を説いてほしいと共に、それらの読解が困難な人に関しても救済措置があればよい。 これについては国内の携帯各社にも言えることだが、理解力の低下している老人を言いくるめて契約を取ることは詐欺にも近いと感じる。結局問い合わせやクレームとなって末端の社員がそれらを被ることになるのだから、事前に防げるものであればそうしてほしいと望む。店側も客側も気持ちよく取引でき、仕事や生活ができる環境を整えることも重要と考える。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	6	21	「消費者自身がいかにサービスや規約等の内容を理解し、取引に臨むか」の前に、『デジタル取引の特徴を踏まえ、』を追記してください。越境取引においては、デジタル取引が基本となるため、サービスや規約内容の理解だけでは不十分と考えます。	第1章	7	5	該当箇所を以下の表記としました。 「消費者においては、デジタル取引の特性を踏まえるとともに、いかにサービスや規約等の内容を理解して取引に臨むか（以下、略）」
第1章	6	25	第1章 2-（2）訪日外国人旅行者等の消費の拡大 → レストランや宿泊施設における、ヴィーガン／ベジタリアン対応が急務です。2024年度では訪日観光客数第3位の台湾から約47万人が訪れています。台湾はアジアで屈指のベジタリアン人口が多い国です。彼らは日本での食品表示の分かりにくさ、飲食店や宿泊施設の理解不足などで不便を強いられる場面も多いと聞きます。この課題を個々の店や施設に任せるのではなく、国が指揮を取りヴィーガン／ベジタリアン対応を義務化するなどの整備が重要です。また、欧州ではアニマルウェルフェアを重視した消費行動をする人が多いです。それらについても重要な課題とし、宿泊施設や食品/外食産業に対応を求めていく必要があります。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	7	6	ターゲティング広告ではないいわゆるアダルトな不健全な広告が多すぎる。また、除去もできない。未成年に対して有害である。早急な環境整備が必要。				
第1章	8	7	「外見からは判断しづらく支援のニーズも多様である」という記載は、発達障がいがある人をイメージしているように思われます。文中に、「発達障がいがある」等と明記した方がわかりやすいように思います。このセンテンスは、文章を区切る方が、意図が明確になるように思います。また9行目に「あらゆる世代の消費者」と記載されていますが、「世代」を削除した方が次に続く文章と矛盾がなくなるように思います。	第1章	8	18	「外見からは判断しづらく支援のニーズも多様である」については、例えば高齢に伴う認知力の低下等も含め、一般的に外見からは判断がしづらい支援ニーズを意図しております。また、「あらゆる世代の消費者」の御指摘箇所については、以下の表記としました。 「全ての消費者が、年齢や配慮を要する程度等に関わりなく、安全・安心な消費行動をとることができるための支援の在り方が課題となっている。」
第1章	8	9	今後ますます全ての年代においてインターネット・SNSがコミュニケーションツールとして普及・進展することが想定される中、地域コミュニティの補完・維持や消費者支援の観点から、これらを行政と消費者をつなぐ効果的なツールとして活用する仕組みが必要である。消費者政策のパラダイムシフトとして、デジタル技術を活用した双方向の情報共有体制を構築し、特に高齢者や配慮を要する消費者が安心して利用できる支援策を整備するべきである。これにより、安全・安心な消費行動を支える新しい社会基盤の構築が期待される。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第1章	8	12	コスト等が適切に価格転嫁できる環境の醸成について、①物価の上昇を望む者は少ないこと、②日本が一般に資源に乏しい加工貿易国家であり、国内で高品質で価格の安い製品を生産し、それをもって国際市場で競争してきたことを考慮したとき、「醸成」という述語でよいのか悩ましい。反対の考え方を含め、立場の異なる者の間で議論し、考察を深めたほうがよいと思料する。	第1章	8	21	タイトルについて、「コスト等の適切な価格転嫁に対する理解の醸成」といたしました。
第1章	8	12	第1章 - 3-(2)コスト等が適切に価格転嫁できる環境の醸成 コスト等を適切に価格転嫁することが、所得上昇と消費拡大に繋がるため、積極的に進めるべきである				今後の参考とさせていただきます。
第1章	8	12	物価上昇により、生活困窮者の増加が懸念されます。雇用者の実質所得の減少や、貯蓄率の低下という日本の経済社会の変化についても、現状把握の基礎に入れておくべきです。				
第1章	8	15	「消費行動は、我が国における経済社会の持続的な発展に大きな影響を及ぼす。」と記載するのであれば、消費者の可処分所得を増やし、消費意欲を高めるよう、企業側に行動を促すべきではないでしょうか。消費者は、生鮮食料品であっても、高価格を受け入れざるを得ない状況で苦しんでいます。粗悪品に手を出したり、詐欺の被害に合うのも、背景に貧困があることを消費者庁には理解していただきたいです。				
第1章	8	24	同意する。物価だけでなく、各種増税による著しい消費の落ち込みが懸念され、また企業が賃金に還元せずに内部保留の確保や社員ではなく株主への還元を主目的にしていることで所得の伸びが悪く、我が国の消費主体となるべき実質賃金中央値にある消費者がより健全に消費活動を行えるよう、賃金向上を目指すべき。				
第1章	8	24	3. 社会構造の変化 (2) コスト等が適切に価格転嫁できる環境の醸成 >24-29行目について 価格とは、需要と供給により形成されるものだとい一般的に解釈されている。 素案24行に記載の「物価上昇を上回る賃金上昇を定着させ」る事は歴史的に見ても不可能に近い。供給に対し、金が余る状態になってしまう場合、供給物の全体的な価格(価値)が上がることは経済的に自然な摂理だ。 この点に関し、素案の修正を求める。				当該記載は「賃金と物価の好循環」についての記載であり、「物価上昇を上回る賃金上昇」については、好循環につながる一場面として記載しており、その後、安定的な物価上昇、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大、家計への還元並びに消費の増加へとつながっていくことを説明しているところです。
第1章	8	27	「適切に価格に転嫁」することは、「賃金と物価の好循環」の実現に必要です。しかし、この前提として、事業者のコスト削減、生産性の向上の努力があり、このことが読み取れるような記述にしてください。一方で、コスト削減優先主義に偏重すると、安全や人権等において問題が発生するため、「社会全体としての共通理解」が必要です。公正な市場で、公正な取引・競争が行われることで、適正価格、安全な商品・サービスが提供されるという大前提を踏まえた上での、「付加価値やコストを適切に転嫁できる環境」として記述してください。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第1章	9	1	4. より良い社会の実現と国際協調への貢献、5. 緊急時における消費行動の変化について、 転売の温床となっている個人取引のできるサービス内の法整備が必要であると感じる。災害時の生活必需品に関する扇動以外にも、商品をほしいと思う人に届かず高額で転売されることは、消費者にとっても発売元の企業にとっても損害でしかない。 本来企業と消費者が正規の価格で取引成立できるべきところを、個人が介入しただけで手数料やプレミア価格などと宣い、消費者の欲しい気持ちをだしに足元を見る行為は到底許されるものではなく、またこれらの事実を「買う奴がいるから転売がなくなる」や「企業が転売されないほどたくさん製造すればいい」などと双方に責任を負わせることは転売屋の常套句でありその主張が正当化されるべきではない。 転売できる場をなくせないのならルールを設け、厳罰化するなどして消費者と企業が正しく健全な取引ができるよう整備することを強く望む。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	9	16	『誰一人取り残さない』というキーワードがあるが、「老人」「貧困家庭」「難民移民」「LGBT」といった社会的弱者は相変わらず取り残されているままである。				
第1章	9	26	4-(2) 費者と事業者の共創・協働 → 消費者庁はエシカル消費の重要性を訴えながら、消費者には選択肢があまりにも少ないのが現状の課題です。日本のスーパーで買い物をすれば、過剰なプラスチック包装、フェアトレード商品は品目も少なく、価格も高い。欧米では野菜や穀物、豆などを量り売りで売るお店も多く、省プラ生活が送りやすい環境を国民に提供しています。また、欧州ではエシカル商品や、企業に補助金を出し、価格競争力で負けないよう国がバックアップをしているそうです。個々の企画や活動に補助金を出すだけでは不十分です。日本でも、中央政府としてエシカル消費の支持、支援を進めていくべきです。				
第1章	10	7	「…安全性をいかに担保するかが課題である」とありますが、品質一般を誰が担保するかも課題であると思われますので、「・・・品質、特に <u>安全性</u> をいかに担保するかが課題である」としていただきたいと考えます。	第1章	10	16	該当箇所を以下の表記としました。 「その品質や安全性をいかに担保するかが課題である。」
第1章	10	7	5. 緊急時における消費行動の変化 大規模災害時だけでも食品・生活必需品などはメーカー価格以上での出品を禁止するなどのインターネット高額転売規制をして欲しいです。品不足により市場価格が上がるのは仕方ないとしても、悪質な転売のせいで消費側製造販売側問わず被る不利益が年々酷くなっているように感じています。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	10	12	エシカル消費に取り組まない理由として、「どれがエシカル消費につながるかわからない」が23.0%、「経済的余裕がない」が20.1%です。前者の対策として認知度と理解力の向上について記述がありますが、拮抗している「経済的余裕がない」に対しては触れていません。現在経済的余裕のない消費者にとっては、手の届かない消費行動であるという印象を与えてしまいます。物価上昇の中、エシカル消費の意識があってもできない消費者がいることにも言及してください。エシカル消費のみを強調するのではなく、消費者市民社会としての行動がより重要であること、一方で、消費者のおかれている現状は多様である、という「多様性ある消費者」の現実にも目を向けてください。				
第1章	10	13	「より良い消費行動のためには、通常の商品・サービスよりも多く価格を負担する場合があるため、付加価値やコストを適切に価格に転嫁できる環境の必要性に対する理解の醸成は、消費者のエシカル消費への行動変容を後押しするものでもある。」について 同ページ12行目にエシカル消費に取り組まない理由として「経済的余裕がない」が20.1%と書かれています。多くの消費者に行動変容を求めるためには、経済的な格差や将来不安を払拭できる施策が必要であることを追記してください。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第1章	10	13	【意見】「エシカル消費の認知度と理解の向上が課題として考えられる。」と記載していますが、食品を中心とした価格高騰に対応した消費を選択せざるを得ない消費者の状況についても触れるべきです。 【理由】 素案の10ページ10～12行目で、エシカル消費に取り組まない理由の二番目として「経済的余裕がない」という回答が挙げられています。倫理的な消費を意識しながらも物価上昇と対峙した購買行動を取らざるを得ない消費者が存在するという事も書き込むべきです。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	10	13	エシカル消費の認知度と理解の向上が課題と考えられると記載されているが、エシカル消費の普及活動は、食品ロス削減、プラスチック削減、温室効果ガス削減、省エネ・節電に現れますので引き続き取組状況の把握をおこない指標として設定してください。エシカル消費への関心が認知しきれていない消費者にも浸透するようなわかり易い呼びかけや商品の表示方法の工夫、エシカル消費に関する広報活動の取組をさらに進めてください。消費者のエシカル消費行動に関わる調査、分析をすすめながらエシカル消費の普及につとめてください。				
第1章	10	17	個々の消費者と企業との消費者対応をはじめとした、消費者と企業のコミュニケーションを通じて、消費者と企業の共創・協働を図ることが重要である。そのため、当会としても企業や団体の消費者関連部門の責任者や担当者が業種を超えて集う公益社団法人として、積極的に関与していきたい。具体的には、企業に対して消費者志向経営を推進するための情報共有や連携の場を提供していく。また優良事例の周知・普及活動を推進していきたい。これらを通じて、消費者と事業者が共存共栄する関係構築に寄与したいと考える。				
第1章	11	7	5. 緊急時における消費行動の変化 P11 7-10 マスクやアルコールの他、ステイホームの際の趣味のプラモデル、家庭用ゲーム機等が転売行為の対象となり不当な利益を目的に、需給を乱す要因となった。今年、家庭用ゲーム機の新型が販売されるとの報道があるが、転売行為なく、需給のとおり購入できる仕組みが必要。				
第1章	11	9	転売は、社会のお金の流れを阻害する、まったくよくないことだと思われます。誰もがインターネットに繋げるようになったことで、自分さえ良ければいい類の人間の悪意に多くの人が晒されることになり、こういう世の中なんだと思い込まされ、ただただ疲弊し社会への不信感を募らせていつている昨今、どうかこういう身近で過度な悪意を取り締まる法を定めてください。今まで善意で回っていた世の中が、急速に閉塞していつています。販売後半年は定価以上での転売を禁止するとか、なにかないでしょうか。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
3. 「第2章 消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿」に関する意見							
第2章	12	1	(対象) 12頁1行目? (第2章1. (1) 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換) (意見) 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換に向けた議論の方向性には基本的に賛成である。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	12	3	12ページ、13ページのパラダイムシフトの記載は削除すべき。消費者政策のパラダイムシフトと銘打っているが、施策の内容はそのようなものになっていない 消費者契約法の改正、特に「つけこみ型勧誘」に関する記載を明記すべき。 消費者委員会の意見、特に大澤委員の意見は個別の法律の改正を求めるだけの重箱の隅を突くものであり、そのほかの事項も含めてこのような委員個人の関心に基づく意見しか出ないのであれば消費者委員会の存在自体が不要であり、廃止も含めた措置を講ずべき。				第2章1. に記載した本計画における消費者政策の基本的な方向性を踏まえて、第3章（多様な主体が連携して推進する消費者政策）及び第4章（消費者政策における基本的な施策）を記載しております。 消費者契約法（平成12年法律第61号）については、第4章2. (2) ①において、「消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理するとともに、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的な規律設定の在り方を検討し、見直しを図る。その際、解約料に係る課題や消費者取引による被害を実効的に予防・救済する観点からの検討も併せて進める。」と記載しているところです。
第2章	12	6	第2章 本計画における消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿 12ページ 1行目 (1) 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換 12ページ 6行目 意見 事業者の自主規制が予防策として機能するのであれば、悪質な事案は発生しないはずです。 しかし、事業者の自主規制は十分な予防策とは言えません。 文書には「後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえない」との記載があり、型にはまらないリスクが存在することは認識されていますが、 最終的な対策として事業者の自主規制と消費者の注意力（デジタルリテラシー）に依存する形になっています。 十分でないと認識しつつ、一律型の規制を増やす考え方は示されていません。自主規制ではなく、法律による規制が必要。				14ページ・1行目の記載である「現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討していく。」に御意見の趣旨は含まれていると考えますので、今後の参考にさせていただきます。
第2章	12	6	第2章 本計画における消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿 1. 本計画における消費者政策の基本的な方向性? 求められるパラダイムシフト? (1) 消費者政策の価値規範に関する考え方の転換 現在具体的に出ている対処は「悪質な事業者名の公表(罰則なし)」のみであり、公表されただけでは消費者側がデジタルリテラシーによほど強く、その知識を敏感に収集していない限りあまり意味がないように感じる。 事業停止や第三者による内部調査等の罰則を確立し、改善を強制しない限りは一般消費者を守ることとは不可能である。 また、昨今は個人対消費者のデジタル取引も盛んである事に留意が必要。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	12	13	「一定のモデルとして、「一般的・平均的・合理的消費者像」を念頭に置いて」とあるが、この「一般的・平均的・合理的消費者像」が、どのような消費者を指すのか、示した方が良い。 また、P13(2)20行に記載されている「伝統的な「一般的・平均的・合理的消費者像」」との違いを示すべきである。	第2章	12	13	前段について、12ページ・13行目に「一定のモデルとして「一般的・平均的・合理的消費者像」（情報や判断の機会等が与えられれば適切かつ合理的な決定ができる「強い消費者」像）」を補足いたしました。 後段について、13ページ・23行目を以下の表記としました。 「その際、これまでの「一般的・平均的・合理的消費者像」や、「消費者と事業者間の情報の質・量、交渉力の格差」の是正だけでなく（以下、略）」
第2章	12	15	「現実の消費者が様々な脆弱性を有するという認識を消費者政策や消費者法制度の基盤に置き、そのような多様な消費者が安心して安全に取引に参画することを可能にする環境の整備を図ること。」とあります。しかし、消費者と事業者の間には情報量や交渉力の格差があることも否めません。消費者の脆弱性と消費者と事業者間の格差を前提とした環境の整備の強化を求めます。				消費者と事業者との間の情報の質・量及び交渉力等の格差の是正は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）の目的であり、引き続き推進していくものです。
第2章	12	15	「様々な脆弱性」について、もっと具体的に記載すべきである。				消費者の脆弱性については、消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識を法制度の基礎に置くことを趣旨としており、その脆弱性を分類してそれぞれの内容を定義付けていくことは趣旨としていないところです。
第2章	12	31	従来の消費者概念の捉え方が変化しているとあり、P12の31行～34行にその変化した捉え方が示されていると解する。この変化した捉え方の表現が一般消費者にはわかりにくいと史料する。このわかりにくさを解消する手立てとして、この計画の中で「事業」を定義するの一つだと考える。いずれにしても、この変化した捉え方について、説明を補充し、併せて例示を用いて、一般的な高校生が読んで腑に落ちる程度の表現にしてもらいたい。	第2章	12	32	該当箇所を以下の表記としました。 「「消費者」を、事業者との対比において事業として活動するのではない個人（自然人）としてのみ捉えるのではなく、生活のための活動を行う個人であり、そのため多様な「消費者の脆弱性」を有し、そのような「消費者の脆弱性」を有しない事業者との間であるいは事業者を介して、金銭だけでなく物・サービス、情報、時間及び関心・アテンションをやりとりしている主体として捉えること。」
第2章	13	10	「消費者と事業者の関係を双対峙するものとしてだけではなく、健全で自立的な取引社会を共創・協働するパートナーとしても構築すること。」 上記に賛成する。 デジタル技術の発展は消費者の利便性を向上させ、社会に貢献してきたものであるが、発展した技術を用いて手続きを複雑化させ、消費者の意思決定とその履行を妨げるような事業者も目立つ。 例えば、事業者・消費者間のサブスクリプション等の契約において、解約方法を難解にすることで消費者を混乱させる行為については、消費者の意思による行動を明らかに阻害するものであり、健全で自立的な取引とは言い難い。 また、金銭が絡む契約の自動更新について、金額または年数による更新上限や、契約の継続あるいは解約といった本人の意思を確認する義務を、事業者に付帯するべきである。 消費者本人が何らかの形で意思疎通が困難となり、契約の続行や解除の意思表示ができない場合でも、消費者の不利益が最低限になるような配慮を求めるべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	13	17	消費者法制度の再編・拡充については、過去2年間にわたり、消費者庁や消費者委員会での各種検討会・研究会・WGにおいて検討が行われ、報告書が公表されています。今後、さらに検討を進める予定とのことですが、これまでの検討会等の結果を踏まえた具体的な施策の方向性を示すとともに、検討すべき具体的な課題を明確に掲げた方が、より分かりやすくなると考えます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第 2 章	13	17	2.考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充 事業者の自主規制が予防策になるのであれば、悪質な事案は発生していない。事業者の自主規制は予防策にはならないため厳罰化をお求め。 適切な法が健全なイノベーションには不可欠である。 最終的な対策として事業者の自主規制と、消費者の注意力（デジタルリテラシー）に頼る形にするのは現実的ではないし問題を解決しようとする意図すら感じられない。				今後の参考とさせていただきます。
第 2 章	13	17	（対象） 1 3 頁 1 7 行目？（第 2 章 1. （2）考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充） （意見） 消費者法制度の再編・拡充に向けた検討の方向性には基本的に賛成である。 ハードローとソフトローを複合的に活用していくことも必要であると考えるが、ソフトローの規制の限界（自主規制等は、直接不正な行為を規律するものではないことから、消費者の救済に限界がある、特に、いわゆるアウトロー的な事業者）を踏まえ、過度にソフトローに依存することにならないように留意する必要がある。 消費者の脆弱性に注目することも必要だが、それは、事業者の行為の不当性とも表裏の関係にもあることから、取引の公正に着目することも必要である。日本においても、E U の不正取引方法指令及び加盟国等のその国内法化やアメリカの F T C 法のように、不正な取引に対する横断的な規制を行う行政ルールを導入が必要である。 また、民事ルールと行政ルール・刑事制裁を適切に組み合わせる複合法的な立法は、課題毎に適切な法的対応を選択できるというメリットがあるし（民事ルール、行政ルールをそれぞれ別の機会に検討することは、非効率でもある）、不当寄付勧誘防止法を制定した際の国会の附帯決議の示すよう、民事ルールと行政ルール・罰則が相まってより有効な効果を期待できるというメリットもある。行為の違法性・被害の重大性を基礎に、効果に軽重のグラデーションを持たせるとともに、勧告や命令を無視したり、再度同様の違反行為を繰り返したりする場合には、より厳しい効果を課していくこと（エスカレーション）も必要である。				
第 2 章	13	17	第 2 章 1 （2）において、消費者トラブルの複雑化・多様化、さらにデジタル技術特有の加速度的な可変性を踏まえ、これまでの後追い、規制一律型の対処では十分ではないとして、包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討するとしているが、令和 6 年版消費者白書によると 2 0 2 3 年の相談件数は 9 0 万件を超えており、非常に多くの被害が現実には発生している。複雑・多様な消費者トラブルに包括的に対応するような制度を構築するには、かなりの議論や時間がかかると思われるため、まずは、現在発生している被害に対応するための法整備（特商法改正など）を速やかに行うように計画に盛り込むべきである。 また、消費者の脆弱性をうたいながら、事業者の自主規制や消費者のリテラシーの向上に資する取り組みをすることが記載されているが、悪質事業者が自主規制などするわけがなく、消費者トラブルの複雑化・多様化のなかで消費者リテラシーの向上の取組で消費者トラブルを回避できるはずはない。悪質事業者（SNS詐欺、ロマンス詐欺、悪質リフォームなど）による消費者被害を撲滅するための法整備を行うように計画に盛り込むべきである。				特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）については、直近では令和 3 年に改正したところであり、まずは令和 4 年 6 月に施行された改正特定商取引法に基づき、違反事業者に対して、厳正に法を執行していくとともに、事業者に対する法令遵守、消費者に対する注意喚起等の周知啓発活動をより積極的に進め、消費者被害の防止に全力を尽くしてまいります。 なお、各種規制は不断に見直しを行うものであり、多様な声に耳を傾けつつ、今後も引き続き消費者被害の状況及び特定商取引法の施行状況全体を注視してまいります。
第 2 章	16	16	特定商取引法に関しては、現に S N S 上のチャットを利用した取引被害やマルチ取引に関する被害がみられること等から、平成28年改正における附則第 6 条に基づく「所要の措置」として、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引等に関して抜本的な改正等を行うことを本計画期間中の目標に掲げるべきである。				特定商取引法については、直近では令和 3 年に改正したところであり、まずは令和 4 年 6 月に施行された改正特定商取引法に基づき、違反事業者に対して、厳正に法を執行していくとともに、事業者に対する法令遵守、消費者に対する注意喚起等の周知啓発活動をより積極的に進め、消費者被害の防止に全力を尽くしてまいります。 なお、各種規制は不断に見直しを行うものであり、多様な声に耳を傾けつつ、今後も引き続き消費者被害の状況及び特定商取引法の施行状況全体を注視してまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	13	30	消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）を踏まえた消費者法制度の再編・拡充に賛成します。今後の体制構築のために、パラダイムシフト後の消費者庁の役割について、計画（案）に加筆してください。 消費者庁では2022年度から、「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を複数回開催し、消費者政策の価値規範に関する考え方の転換（パラダイムシフト）について検討されてきました。 計画内で指摘されている通り、これまでの後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえません。社会の高齢化やデジタル化が急速に進む中、消費者トラブルは多様化かつ複雑化しており、これまでの考え方から脱する必要があります。すべての消費者が消費者被害から守られ、救済され、安心できる社会の形成に向けて、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的な制度へと転換してください。 また、計画内で言及されている「包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策」については、列挙されている適格消費者団体や特定適格消費者団体、事業者団体等だけでなく「国・行政」の関与が不可欠と考えます。パラダイムシフト後の消費者庁の役割等について具体的に明記してください。				今後の参考とさせていただきます。
			アテンションエコノミーについて 法規制を求めます。このパブコメにも言えることですが、犯罪者でもないのにIPアドレスを収集される意味がわからない。何に活用できると言うのですか？必要があればこちらから開示しますし、そうすべきです。悪意のある第三者が喜ぶだけです。犯罪者を生まないためにも、違反した場合には罰則があるべきです。				
			フィルターバブル、エコーチェンバーについて こちらも法規制を求めます。 先日の選挙でもあったように、SNSが大衆の扇動に使われるばかりでこのまま放置しておくメリットがありません。企業はアルゴリズムを明確にすべきですし、極端なアルゴリズムは禁止すべきです。				
第2章	13	33	「後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえない」と記載がある。型にはまらないタイプのリスクであるということは認識しているにも関わらず、最終的な対策としてはなぜか事業者の自主規制と、消費者の注意力（デジタルリテラシー）に頼る形になってしまっている。十分でないとわかっているのに、一律型の規制の種類を増やすという考え方は書かれていない。				14ページ・1行目に「現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討していく。」としているところであり、御意見については今後の参考とさせていただきます。
第2章	14	12	2. めざすべき社会の姿では、本期間中の目標と2040年に向けた目標が記載されています。しかし、2040年の目標を掲げた理由が明確ではないうえ、その達成が15年も先になるため、計画が遠い将来のものとして捉えられ、現時点で具体的な進展が期待できないのではないかという不安を感じます。また、計画全体の実効性に疑問が生じるおそれもあります。2040年に向けた目標を、本計画期間中の目標として組み込むことが必要ではないでしょうか。				基本計画は5か年計画ですが、計画期間（5年間）で取組が完結するものではないため、その先の目指すべき姿として2040年に向けた目標を併記しているものです。
第2章	14	18	「消費者力の実践」と言う表現が分かりにくく、適切な表現ではないと思われます。「力」と言う言葉が、実践と結びつきにくいです。また、「消費者力」の定義は、「気づく力、断る力、相談する力、周囲に働きかける力」を指している造語だと思いますが、造語を「実践」につなげることで、さらに伝わりにくくなっています。たとえば、「消費者としての行動力の発揮」の方が分かりやすいと考えます。	第2章	17	7	第2章2.（2）に以下の表記を拡充しました。 「消費者被害を未然防止できる自立した消費者の育成に向けては、消費生活に関する知識を適切な行動に結び付けることができる実践的な力、すなわち「消費者力」の育成・強化が不可欠である。消費者自身が違和感に「気づく力（批判的思考力）」・きっぱりと「断る力」・一人で抱えず「相談する力」を身に付ける必要がある。また、家族等周囲の異変に気づき、相談を勧める等の「働きかける力」が求められ、加えて、社会的課題の解決のために様々な主体の活動に参画・協働して「社会へ働きかける力」を身に付けるという視点を持つ必要もある。そのためには、幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育が推進されることが必要である。」

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	14	25	日本は詐欺的な行為者の摘発もほとんどなく、仮に摘発された場合の刑罰も軽いため、世界中の悪いことを考える人々がのびのびと悪いことができてしまう。悪質な行為者への摘発体制の強化、刑法改正による厳罰化、犯罪収益を含む全財産の没収など、厳しい措置が必要となろう。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	14	25	第2章 2.(1) 消費者が信頼できる公正な取引環境の確保 意図的・積極的に消費者に被害をもたらす悪質な事業者に限定しているが、信頼できる公正な取引環境の確保には、交通事故のように意図的でなくとも消費者に対し被害を及ぼしたのであれば罰則を与える法規制が必要と考える。				
第2章	15	2	意図的・積極的に消費者被害を発生させ あるいは消費者被害が発生した場合にその解消・救済を拒否するような悪質な事業者に対しては、行政規制だけではなく罰則も視野に入れた対応が必要ですが、行政規制や罰則までの相当な時間経過により、その間に被害者が増加するとともに、さらに事業者と連絡不能になってしまうことさえあります。「迅速な対応」について追記してください。				
第2章	14	34	事業者のコンプライアンスに対する取り組みや、苦情発生の際の対応も様々であり「事業者の性質に応じ」た対応については共感するものであり、特に続く15頁①②は大いに賛成する。				
第2章	15	1	デジタル取引の利用を促進するためにはむしろ消費者を守る法規制は必要である。SNSで多くの情報が拡散される現代では、法規制がされず犯罪の抑制が見込めない状態の取引手段やサービスは瞬く間に悪評が広まり、消費者はそのデジタル取引やサービスを利用しなくなる。厳しい法規制をかけてでも消費者の安全を守る事こそがデジタル取引を促進させることに繋がると考えられる。				
第2章	15	6	「事業者が不適切な状況を是正することを促す仕組みが有益である。」について 大企業であれば、不適切な状況の是正を促す仕組みづくりを行うことは可能ですが、資金や人員面に課題のある中小企業を支援する施策が必要であることを追記してください。				
第2章	15	9	悪質な事業者に対しては、行政規制だけでなく罰則もとある。それと同時に、その罰則が機能するように、警察が特商法等の法令違反事案や詐欺事案について、殺人事案や強盗事案と同等の捜査態勢をとる、そうしたパラダイムシフトについて計画してもらいたい。				
第2章	15	15	特殊詐欺の被害が経済的に回復されないように、悪質商法被害についても経済的な回復は難しく、訴訟等のコストもかかる。民間会社と協力して、そうした消費者被害について、保険あるいは共済制度を開発することを計画に盛り込んでどうか。				
第2章	15	22	SNS型投資詐欺については、プラットフォーム側の責任（匿名通信ができるようになっているため、これをつかった被害が後を絶ちません）があることが否めないので、プラットフォーム側が必要な措置を講じず被害を生じさせた場合、プラットフォームに対する刑事罰・制裁金の設立を行なうべきであると考えます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	15	22	3 「第2章 2. 目指すべき社会の姿」について (1) 「(1) 消費者が信頼できる公正な取引環境の確保」について ① 「① 法令による強制力を伴う直接介入」について 現行の行政規制や罰則のみでは悪質事業者に対して十分対応できないことから、新たな法制度の創設が必要であることを明記すべきである。具体的には、現行の法制度ではポンジ・スキーム（「利益の還元」や「配当」等を装い、多数の者から資金を集めるが、実際には、それを運用する事業等が存在せず、別の者から集めた資金の一部を他の者に分配する構造になっている詐欺的商法）などの悪質商法による深刻な消費者被害の拡大を十分に防止することができておらず、また、悪質事業者の違法な収益を十分剥奪することもできていないことに鑑み、事業者が財産上の利益を供与することをもって顧客を誘引し、顧客が金銭等を抛出する取引であって、ポンジ・スキームのような被害発生のおそれが高い取引（以下「対象取引」という。）を対象として、以下のような制度を設けることについて速やかに検討を行い、消費者庁の体制整備を含め、必要な措置を講ずるべきである（意見書4、5）。 ア 違法収益吐出型 内閣総理大臣が、対象取引を行った事業者に対し、裁判所の許可を得て、相当な額の賦課金を納付することを命じ、納付された金銭を被害者に分配する方法により消費者の被害回復を図る制度。 イ 破産型 内閣総理大臣が、対象取引をした事業者に破産手続開始の原因となる事実があるときに、破産手続開始の申立てを行い、破産手続を用いる方法により消費者の被害回復を図る制度。 また、分野横断的な行政ルールを定め、実効性確保のため、違反行為の程度に応じて、行政処分や刑事制裁等を行い得るものとすべきである。SNS型投資詐欺等は、「違反行為の程度」が甚だしいものであり、刑事制裁等を行い得るルールが求められる（意見書2）。 （意見書4）https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210819_2.html （意見書5）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html （意見書2）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220218.html				「第2章1. (2) 考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充」として、「消費者トラブルの複雑化・多様化のほか、デジタル技術特有の加速度的な可変性を踏まえると、事案の形態は今後も変化することが予測され、悪質な事案や現行法令による規律が困難な形態の事案等について、個別具体的な消費者被害を把握してそれに対処するための措置を講ずるという、これまでの後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえない。このため、現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討していく」旨を記載しているところです。
第2章	15	22	付近の刑事罰を含めた罰則については強く願っています。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	15	22	海賊製品の乱立、コンテンツ汚染、知的財産権を侵害し権利者以外が利益を得ようとしている状況は非常に大きな問題です。				
第2章	15	23	悪質性の高い業者に対する厳罰を望みます。ひいてはそれが抑止力に繋がりますので。				
第2章	15	23	「悪質」な被害、事業者、といった記載が出てくるが、「悪質」とは何なのか、具体的な共通認識を持てるような議論が必要であると考える。悪質事業者対策として規制を強化し、その結果悪質でない国内事業者ばかりが取組や対応を行い、悪質な事業者が何の影響も受けず、消費者も取組や対応を行っている事業者を選ばず、結局被害が減少しない、といった負のループは避けるべきである。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	15	28	「悪質な事業者を前提とした厳格な規制のみならず、努力義務規定、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）、ガイドライン等を活用し、様々な規律を全体として効率的に機能させるとともに、あらゆる事業者に対して一律に規制を厳格化するのではなく、事業者の悪質性の度合いを踏まえた視点を明らかにし、取り入れることで、事業者の努力が促される。」 ⇒積極的に消費者被害防止に取り組む事業者の意欲を削がないよう、制裁にあたっては、消費者法違反が意図的か否か、事業者の取組状況等を鑑み実施をしていただきたい。事業者の努力をより推進する上では、消費者庁から「事業者の悪質性の度合いを踏まえた視点」について、予め明らかにされることを期待する。				当該箇所は、「事業者の悪質性の度合いを踏まえた視点を取り入れる」という考え方の転換について示しているものであり、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第2章	15	28	② 「② 様々な手法の組合せによる規律のグラデーション」について 業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備する立法措置を講ずるべきである。当該立法は、各業法との関係で一般法の性質を持つものとし、不公正な取引行為を個別的に規定するとともに、一般性を有するいわゆる受皿規定を同時に設けること、広告・勧誘の段階にとどまらず、義務の履行や契約の解消の段階を含め、全ての取引過程を対象として、不公正な取引行為を定めることとすべきである（意見書2、5）。 （意見書2） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220218.html （意見書5） https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html				「第2章1.（2）考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充」として、「消費者トラブルの複雑化・多様化のほか、デジタル技術特有の加速度的な可変性を踏まえると、事案の形態は今後も変化することが予測され、悪質な事案や現行法令による規律が困難な形態の事案等について、個別具体的な消費者被害を把握してそれに対処するための措置を講ずるという、これまでの後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえない。このため、現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討していく」旨を記載しているところです。
第2章	16	1	P16. 1-10行 事業者団体は独立機関ではないため有害性を実証するのを避ける。独立機関が必要である。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	16	5	新たに業界団体設立、実効性ある自主規制への取組の成果を短期間で達成することは極めて困難です。その間に、消費者被害が継続的に発生することが懸念され、消費者の利益が著しく侵害される可能性があります。事業者の自主的行動は重要ですが、事業者の新たな取組のスタートアップには、行政の後押しと検証が不可欠です。これを怠ると、消費者保護の観点から重大な問題が発生することは避けられません。行政の強力な後押しと、実効性に関する厳格な検証について追記してください。				
第2章	16	15	「消費者被害の実情に応じ、実効性の高い規律の在り方」については賛成する。単に消費者法の規制や罰則を強化するだけでは、優良な事業者の健全な営業を萎縮させることにはなっても、悪質行為には後追いとなり、結果、悪質な事業者の排除には繋がらず、消費者被害の防止にもならない懸念がある。そういったことがないよう期待する。				
第2章	16	15	「（本計画期間中の目標） ・複雑化・多様化する悪質な事案に対応するため、これまでの後追い・規制一律型の対症療法的な対応から脱却した、事業者の自主的な取組みを促進する方策を念頭に置いた、包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方が検討される。」 ⇒積極的に消費者被害防止に取り組む事業者の努力をより推進する点を追記いただきたい。				事業者における自主的な取組の推進については、御意見箇所の次項目（16ページ・24行目）に記載しているところです。
第2章	16	15	項目の中の「目標」の設定について、「検討」すること自体が目標になっており、5年計画の目標値としては低すぎます。また、定量的な目標としていないことから、どう図るのか具体性が無いです。				施策の内容によっては、高度な調整や専門性を要する場合など、検討自体が目標となることはあり得るところです。また、定量評価が可能な施策は限定的であることや、施策の実施主体において一定の管理・評価がなされること等を踏まえ、3年目を目処に行う中間点検の手法について検討することとしています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	16	16	『現行法令による規律が困難な形態の事案について、消費者被害の実情に応じ、実効性の高い規律の在り方が検討される』との記載について、そのような検討をするのであれば、被害に遭ったとする消費者が、具体的にどこで、どのような経路で、何をきっかけに被害に遭ったのか、なぜその経路を選択したのか、といった、消費者の行動の詳細を調査しなければ、ピントがずれた対策になってしまう。消費者の行動をしっかりと調査いただきたい。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	16	21	『消費者トラブルの実情に応じ、事業者における自主規制や認証制度の創設等様々な手法を活用した自主的な取り組みが推進される』の最後を、「自主的な取り組みが推進され、評価される」と修正いただきたい。様々な取り組みを自主的に行う事業者が評価され選択されるというインセンティブが、自主的な活動の促進につながる。				当該箇所は、規律のバリエーションを具現化することに主眼を置いており、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第2章	16	30	2.全ての世代における消費者力の実践 1. 消費者市民社会の実現に向けた健全な市場形成への参加 消費者への期待 消費者力とは具体的に何か？それをどのようにして身に着け、どのようにして被害を未然防止し、安心して生活ができると言い切っているのか、具体的に示していただきたい。	第2章	17	7	該当箇所を以下の表記に拡充しました。 「消費者被害を未然防止できる自立した消費者の育成に向けては、消費生活に関する知識を適切な行動に結び付けることができる実践的な力、すなわち「消費者力」の育成・強化が不可欠である。消費者自身が違和感に「気づく力（批判的思考力）」・きっぱりと「断る力」・一人で抱えず「相談する力」を身に付ける必要がある。また、家族等周囲の異変に気づき、相談を勧める等の「働きかける力」が求められ、加えて、社会的課題の解決のために様々な主体の活動に参画・協働して「社会へ働きかける力」を身に付けるという視点を持つ必要もある。そのためには、幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育が推進されることが必要である。」
第2章	16	30	消費者力の習得も重要な観点である。確認的な意見となるが、消費者力の習得を背景として、現行の法に比し消費者への責任を加重する政策に傾くことがないよう消費者法制の制度設計をすべきである。				
第2章	17	3	<P17、3行>「消費者力」を身につける前提として、「消費者の権利（安全である権利、知る権利、選ぶ権利、意見を反映させる権利）」を確保することをここに加筆する。				御意見に記載のある消費者の権利は、消費者基本法第2条に規定する消費者政策の基本理念にほかならず、当然に確保されるべきものと考えられます。
第2章	17	6	消費者の行動として、個人による行動と周囲の人々と連帯した行動があり、後者が前者を促進することがしばしばあることに鑑み、「行動する」の部分を「自ら、またときには周囲の人々と協働しながら」とすることが望ましい。				該当箇所は、「消費者力」を分かりやすく伝える観点から修文を行っており、「自主的に学び、考え、行動する」の表現がなくなっております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	17	16	【要望】〈消費者市民社会の実現に向けた健全な市場経営への参加〉 「消費者力を身につけて実践することこそが、消費者被害を未然防止できる自立した消費者が育成される」というのは記載通り、基盤となると考える。いかに業者側の規制をしても抜け道がありえるので、最初に来るのは自助であると考え。（本計画期間中の目標）（2040年に向けた目標）ともに的確だと思えるが、現状の消費者向けの教育は消費者庁のサイト、自治体のサイトなどあちこちにわかりやすい資料があるものの、全国民に届いているとは言い難い。「2029年までに全国民に消費者力について理解を得るためにリーチする」など目標を具体的に定めて、防災関係の情報提供並みに、“消費者力チェックポイントカード（仮称）”を各戸配布をするなどをしてはどうか。 【理由】紙媒体のみならず、ネットの利用も増え、アクセスの方法はより多様になっているが、全員に届けるというのは難しい。若者、高齢者等あらゆる世代の人々に対して、注意喚起を行い、消費者関係の犯罪から身を守る、また、エシカルな消費の奨めの両面から、国民一人一人に届く啓発活動が望まれる。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	17	33	エシカル消費の啓発、普及、実践について、多く盛り込まれていることを、嬉しく思います。「いわゆるエシカル消費」の説明の中に、生物多様性の保護と動物福祉の視点を入れてもらえたらと希望します。				
第2章	17	33	エシカル消費の推進に盗って地産地消の視点は重要であり、フェアトレードよりも取り組んでいる消費者が多い実状に鑑み、「地域を豊かにする地産地消の商品」の文言を加えるべきである。その後の「という意識と賛同が醸成され」と続くのは長いので、「促進される。社会全体でそうした意識が醸成され、…」としてはどうか。				御意見のとおり、エシカル消費の概念には地産地消も含まれると考えています。引き続き、地産地消の概念も含む「エシカル消費」の普及・啓発に取り組んでまいります。
第2章	17	33	フェアトレード商品等の購入・サービスの利用を通じ自ら考える消費者は、「賢い消費行動」と言えるものの、経済的理由から、「賢い消費行動」をすることができない消費者もいます。また、いわゆる「グリーンウォッシュ」を見抜くことも容易ではありません。「賢い消費」と記述すると、その対極は「愚かな消費」となり、消費者を二分化した評価という誤解を生じさせます。自ら考える消費者は、「自立した消費行動」「消費者市民社会における消費行動」等、消費者を評価（賢愚）しているような表現ではなく、よりふさわしい表現に再考してください。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	17	30	「製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組が推進される。」について 3Rは、リデュース（reduce発生抑制）、リユース（reuse再使用）、リサイクル（recycle再利用）の3つの頭文字を表した言葉です。リユースとリペア、メンテナンスは並列ではなく「リユース（リペア・メンテナンスなど）により長く利用し」とするのが正しい表現です。「循環資源をリサイクルする3Rの取組が推進される」は、「3Rの取組により資源循環が推進される」とするのが正しい表現です。正しく修正してください。	第2章	18	3	該当箇所を以下の表記に修正いたしました。 「資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組等を通じて循環経済への移行が推進される。」
第2章	18	2	「②持続可能な消費と生産の実現」として「消費者志向経営」が推進される旨記載があるが、「消費者志向経営」の自主宣言は、事業者の自主的な判断によるものである。そのため、「本計画期間中の目標」として「消費者志向経営自主宣言事業者数が増加する」と設定するのではなく、「消費者志向経営自主宣言への関心が高まる」と設定すべきである。 さらに、関心を高める具体的施策として、認証制度の活用や事業者にとっての具体的なメリットを提供する仕組みを検討し、事業者の自主宣言が単なる数値目標に留まらない形で推進することが重要である。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	18	2	過失の場合も制裁を科すべきである。理由としては故意か過失かの判断は難しい事と、被害を受けた消費者からすれば故意か過失かは関係の無い事だからである。意図的に悪質な行為を行う事業者はまず確実に過失であると主張するだろうが、この際にそれぞれの事案を多くの時間と手間をかけて正確に精査する事は難しい。故意と過失によって制裁の重さに違いを設ける事は良いが、『過失であっても制裁がある』という事実こそが過失の発生を抑える抑止力になると考えられる。これによって消費者の安全に近づくと言える				今後の参考とさせていただきます。
第2章	18	2	消費者の意識の変容、行動力の向上にとって、自らの意見や行動が事業者によって生かされた成果がフィードバックされることは、非常に大きな効果を持つ。このことに鑑み、「商品・サービスの改善とその成果の消費者へのフィードバック」としてはどうか。				
第2章	18	8	「2040年に向けた目標」に含まれる「消費者市民社会の形成」には消費者団体の活性化が非常に重要であることに鑑み、「本計画中の目標」においても消費者団体の活動促進の視点は重要である。「事業者団体と消費者団体との対話の促進等」の文言を入れてはどうか。				「第2章2. (2) ②持続可能な消費と生産の実現」においては、2040年に向けた目標として、消費者と事業者の共創・協働による持続可能な消費活動の推進を挙げているところであり、消費者基本法における消費者団体への期待や位置付けについて、今後の参考とさせていただきます。
第2章	18	31	(2) 「(2) 全ての世代における消費者力の実践」について ① 「③ デジタルリテラシーの向上」について デジタルリテラシーの推進による自立した消費者の育成の結果として、「自己責任」を理由に消費者の権利を制限することにならないようにすべきである（意見書6）。 （意見書6） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230112_2.html	第3章	27	25	「第3章3. (1) 消費者への期待」において、以下の記載にて趣旨を明確化いたしました。 「昨今の複雑・多様かつ急激に変化する取引環境下にあっては、世代や生活環境等にかかわらず、自らを含む誰もが多様な脆弱性を有し、消費者トラブルに遭う可能性があるということを全ての消費者が意識し、消費活動を行うことが重要である。その際、消費者トラブルによる深刻な被害を防ぐためには、様々な手法による規律はもとより、消費者においても自らが率先して、消費者教育の機会等を通じてデジタル時代に即した「消費者力」を身に付けるよう努め、それを実践していくことが求められる。」
第2章	18	31	3 デジタルリテラシーの向上 ・受けてのリテラシー頼りでの対処は非現実的な上に、具体的なリテラシー教育の方策すら挙がっていないのでは無意味な対処だと言える。受け手が偽情報に対処するのではなく、偽情報を発信する行為そのものに厳しい対処を施すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	19	1	誰ひとり取り残されることのない取組は、個人のリテラシーの寛容のみによって達成できるものではない。他者との連帯や社会参画の観点も含むデジタル・シティズンシップの推進が重要である。OECD等もデジタル・シティズンシップを推進しており、総務省もこうした教育に取り組んでいる実績もある。そこで、「デジタル・シティズンシップの観点に立ち、誰ひとりとして取り残される…」としてはどうか。				
第2章	19	4	デジタルリテラシーの教育に関して、「デジタルを一方向的に危険なものと捉えるのではなく、上手に利用すれば便利で生活の質の向上にも貢献するものとして捉え、デジタルリテラシーが習得される」という観点を盛り込むべきである。				デジタル技術については、第1章1. (1) （3ページ・21行目）において、消費者の利便性や生活の質の向上に大きく寄与すること、（5ページ・18行目）において、技術の正負両側面を踏まえた広い視野で対応することが求められることを記載しているところです。 また、第4章1. (1) において、デジタル技術の活用と消費者被害の防止の両立を明記しているところです。 御意見については、今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	19	5	本計画期間中の目標として「全ての消費者に対してデジタルリテラシーの確保のための教育」とあります。デジタルリテラシーの向上は全世代に必要ですが、特に高齢者や障がい者などの脆弱な消費者に対する教育を強調することが必要です。高齢者のスマホやネット通販の利用によるトラブルに係る消費生活相談が増加する中、基本的デジタル機器の操作やネット情報に関する知識があれば未然防止及び適切な対処ができる事例が散見しています。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	19	5	当団体にもデジタルリテラシーの不足に起因したと思われる被害情報が寄せられています。こういった被害に遭わないため、デジタルリテラシー確保のための教育は必要ですが、「その取得機会を得ることができる環境整備」について、消費者教育と同様に、デジタルネイティブといわれる学校教育の中で実施できる世代と、成人・高齢者とは、適切な実施方法がかなり異なると思われます。世代別の消費者教育の体系について、具体化してください。				
第2章	19	7	デジタル・シティズンシップの推進が重要であることに鑑み、計画期間内の目標に「デジタルを通じて消費者が社会に参画し互いに支え合う意識を醸成するデジタル・シティズンシップの取組が推進される」を入れてはどうか。				
第2章	19	11	次に、19ページの11行目に「消費者において、デジタル空間における違法・有害情報や偽・誤情報に惑わされず、また、これらの情報を拡散して他の消費者へ被害を与えないためのデジタルリテラシーが習得される。」とありますが、そもそもそのような違法・有害情報や偽・誤情報を発信する側を取り締まるような法律を制定、もしくは、厳罰化をするべきではないでしょうか？ 騙されないようにするための呼びかけももちろん重要だとは思いますが、発信する側にも責任を負わせるべきではないでしょうか？手を変え品を変えというのが彼らの常套手段です。いちごっこなのも承知の上です。それでも、詐欺師や悪徳業者をのさばらせてはいけないと思います。				デジタル広告を介した不当表示事案に対しては、インターネット監視や行政処分等の措置を講ずるとともに、インターネット上の誹謗中傷情報等の流通に対しては、令和6年に改正された情報流通プラットフォーム対処法に基づき、大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化を求める等の取組を行うこととしているところです（第4章1.（1）参照）。 その他、御意見については今後の参考とさせていただきます。
第2章	19	15	④カスタマーハラスメント対策に関する記述は評価できます。国の法律や東京都の条例が施行されカスタマーハラスメントがなくなる社会とするためには、「消費者が正当な意見を伝える適切な方法を習得することで、消費者の声は事業者を受け止められ、消費者と事業者双方の信頼関係が構築され、持続可能な消費の基盤となる」とあります。このことを消費者と事業者に周知し、理解を促進することも明記してください。				計画案に記載のとおり、事業者の問題行動等に対する申入れは、消費者の正当な権利の行使であること、また、正当な意見を適切な方法で伝えることにより、消費者の声が事業者を受け止められ、消費者と事業者双方の信頼関係が構築され、持続可能な消費の基礎となることが期待されることから、消費者が効果的な意見の伝え方を身に付けるための消費者教育に取り組んでまいります。 また、労働施策の観点からは、労働政策審議会における議論を踏まえ、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等の内容を盛り込んだ、改正法案の提出を予定しており、御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。 その他、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	19	21	ハラスメントとは、「嫌がらせ」や「いじめ」行為を指しますが、一般に「カスタマーハラスメント」を論じる際には、消費者からの暴言・長時間拘束・暴力といった犯罪にもつながる行為や過剰・理不尽な要求の繰り返し等あり多様です。暴言・拘束・暴力は許されることではありません。しかし「消費者が正当な意見を伝える方法を習得すること」が、事業者は消費者の声を受けとめてもらうことの条件とも読める記載であり、消費者側だけに責任があるようにも読み取れます。「正当な意見を伝える方法」は場面場面で異なり明瞭ではありません。また、コミュニケーションを取りにくい特性・脆弱性を持つ消費者もいます。安易に、「この消費者はきちんと意見を伝えることができない」とみなされ、事業者が対応しないという事態が危惧されます。消費者の背景、事業者の対応、原因となったトラブルの内容などの経緯を考慮をしたうえで対応すべきです。カスタマーハラスメント対策の基本は、事業者が従業員を保護することであり、経営者が従業員を守るために、従業員が適切な行動をとれるような体制を作ることと従業員への周知と教育が第一に必要です。消費者の意見を受け付け、適切な対応ができる窓口の設置は不可欠です。多くの事業者がお客様相談室等を設置していますが、その体制と対応については温度差があります。中小事業者、新興事業者等に対する体制整備のための支援も必要です。どこからがカスハラかの線引きは難しいですが、犯罪行為につながるものとの峻別と、消費者が権利として意見を述べることについて、混同のない記述をしてください。				計画案に記載のとおり、事業者の問題行動等に対する申入れは、消費者の正当な権利の行使であること、また、正当な意見を適切な方法で伝えることにより、消費者の声が事業者を受け止められ、消費者と事業者双方の信頼関係が構築され、持続可能な消費の基礎となることが期待されることから、消費者が効果的な意見の伝え方を身に付けるための消費者教育に取り組んでまいります。 また、労働施策の観点からは、労働政策審議会における議論を踏まえ、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等の内容を盛り込んだ、改正法案の提出を予定しており、御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。 その他、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第2章	19	32	消費者のクレームが適正な方法で表明されることを促進する上では、消費者団体の活躍は欠かせない。そこで、計画期間中の目標の中に「事業者に正当な申入を行う消費者団体の活動を促進し、その成果を社会にフィードバックする仕組みが展開される」を入れてはどうか。				
第2章	19	15	カスタマーハラスメント対策については社会問題化している現状をふまえ、さらなる措置が必要である。まず、カスタマーハラスメント行為を法令や条例で明確に禁止し、消費者への認識浸透を図るべきである。また、事業者には、従業員のメンタルケア体制を整備する義務が求められる。具体的には、ストレスチェックや専門カウンセラーの配置、対応マニュアルの整備、速やかな報告と支援を受けられる仕組みを導入すべきである。さらに、良質な商品や健全なサービス提供を維持するためには、行政も消費者への積極的な啓発を行う必要がある。消費者がハラスメント行為を許容されない行為として認識し、自らの行動を振り返る契機となるよう、社会全体に働きかける啓発活動を強化すべきである。これにより、事業者に対する対策の一方通行ではなく、消費者と事業者が共存し協力できる環境の整備が可能となる。				
第2章	19	15	4 カスタマーハラスメント対策 暴対法の理念と強要罪の積極的な活用でもって『不当要求には断固とした法的処置をとる』という意識を作るのが肝要です。 特に、昨今問題となっているフェミニズム標榜ゴロや反ポルノ標榜ゴロによる商品やサービスの提供中止や活動停止の要求のような国際人権章典を蹂躪する行為、例えば一方的な価値観を元にして胸が大きい女性モデルに対し『お前は存在自体がわいせつ物だ』と中傷して引退や胸を小さくする手術や、イラストの撤去や書き直しを求める行為に対し、毅然とした態度をとりその要求に対する責任を取らせる風潮を築くべきです。				
第2章	19	15	カスタマーハラスメントに関連して、インターネット上の匿名書き込みについても、簡易迅速な対策の発展を盛り込みたい。無責任な書込者に比べて、被害者の時間的・金銭的・労務的なコストが大きすぎると解する。				インターネット上の誹謗中傷情報等の流通に対しては、令和6年に改正された情報流通プラットフォーム対処法に基づき、大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化を求める等の取組を行うこととしているところです（第4章1.（1）参照）。 そのほか、御意見については今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	19	15	「全ての世代における消費者力の実践」 4 カスタマーハラスメント対策 について 近年ではＳＮＳ上で発信された広告や商品及び事業に関する告知等の情報に対し、炎上と呼ばれる形で関係者に対し、暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為が行われるケースが存在します。 上記のようなケースも念頭に入れた上で、事業者及び関係者側を守ることができる方法の取得及び、迷惑行為に対する適切かつ迅速な対応方法の取得、また関係者側にも申入れの声を受け止めるだけでなく、消費者側が誤解されてる点があれば説明する機会を設ける環境作りも目指していくべきと考えます。 以上、僭越ながら私の意見とさせていただきます。よろしくお願いします				インターネット上の誹謗中傷情報等の流通に対しては、令和6年に改正された情報流通プラットフォーム対処法に基づき、大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化を求める等の取組を行うこととしているところです（第4章1.（1）参照）。 そのほか、御意見については今後の参考とさせていただきます。
第2章	19	25	日本心理学会の記事（ https://psych.or.jp/publication/world105/pw07/ ）にあるとおり、カスタマーハラスメントの原因にはサービスに対する過剰な期待などがある。 事業者において、消費者の意見を理解することはあらゆる面で不可欠ではあるが、一方でカスタマーハラスメントにつながり得る消費者の過剰な要求を肯定することはできない。カスタマーハラスメント対策として事業者にまず求められることは、厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に記載のあるような、より直接的な被害発生防止と発生した際の労働者の保護の取組と考える。 「また、事業主及び労働者においては、厚生労働省が公表する『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』に記載される被害発生防止と発生した際の労働者の保護の取り組みを実施することが重要である。また、自身も一消費者であることを踏まえ、職域での消費者教育などを通じて、申入れをする消費者の立場の理解につなげることも有用である。」としてはどうか。				今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。 また、企業によるカスタマーハラスメント対策の取組を促進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等の周知を行ってきたところであり、今後もこのような取組を推進してまいります。
第2章	19	31	消費者は、事業者への正当な意見を申し入れる適切な方法を習得し、事業者はその申入れの声を受け止める関係が定着する。これによりカスタマーハラスメントと指摘される事案が減少する。 ⇒目指しているのはカスタマーハラスメントがなくなり、健全な建設的対話が成り立つ関係が構築されることであるから。	第2章	20	9	該当箇所を以下の表記としました。 「消費者と事業者の双方のコミュニケーションが円滑に図られ、カスタマーハラスメントが生じない持続可能な消費活動が推進される。」
第2章	20	9	20頁・9行・第2章2（3）多様な「消費者の脆弱性」を踏まえた対応の充実 【意見】多様な消費者の脆弱性について若年者への配慮の視点が明記されていない。第4期計画では成年年齢引下げにより18・19歳が未成年者取消権を失う点への配慮が随所に明記されていたところ、その後未成年者取消権喪失に対応した有効な制度（消費者契約法でのつけ込み型勧誘取消制度など）の創設の目処は立っておらず、十分な配慮を有する状況に変化はない。ＳＮＳの普及等により若年者が消費者被害に遭う機会は増加しており、配慮の視点を明記すべき。				消費生活におけるデジタル技術の浸透等により、あらゆる世代において消費生活相談が増加している等の状況を踏まえ、本計画案においては、これまでの「一般的・平均的・合理的消費者像」という一定のモデルのみならず、若年者を含む全ての消費者がトラブルに遭遇する可能性あるという認識を消費者政策や消費者法制度の基礎に置くこととしています。
第2章	20	9	「(3) 持続可能で包摂的な社会の実現」について ① 「① 多様な「消費者の脆弱性」を踏まえた対応の充実」について 基本計画案が、基本的方向性の一つとして、現実の消費者が様々な脆弱性を有するという認識を消費者政策や消費者法制度の基礎に置き、多様な消費者が安心して安全に取引に参画することを可能とする環境の整備を図っている点については、評価できる（意見書2、5、8、9）。 （意見書2） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220218.html （意見書5） https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html （意見書8） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/211018.html （意見書9） https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220228.html				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	20	18	消費生活のデジタル化により、高齢者や障害者など「従来から配慮を要するとされてきた消費者」が、投資や副業などの悪質商法の被害に遭うリスクは一層高まっています。こうした被害の救済を確実なものとするためには、決済事業者やデジタルプラットフォーム事業者等の関係事業者において、配慮を要する消費者への理解を深め、被害回復に積極的に協力する社会包摂の意識を醸成することが重要であることについても、言及すべきです。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	20	18	高齢者や認知症・障害等のある方への支援の充実はもちろんのこと、18歳未満の子どもたちへの消費者教育等の支援を充実させることを加筆してほしい。				「第2章2. (2) ①消費者市民社会の実現に向けた公正かつ持続可能な社会への参加」において、幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育が推進される必要があることが記載されております。
第2章	20	27	デジタル化に伴い、製品の物理的安全をどのように確保するかが課題である。 意見：赤字部分を追記してください。製品に組み込まれるプログラムがオンライン上で随時更新される場合など、製品の欠陥をどう捉えるのか、EUでも提起されたと考えます。 （注：以下、事務局統合） 意見№.P 1946 修正案文：P29, L22 「また、製品安全に関する施策の推進に当たっては、誤使用の可能性や危害を受けやすい状態にある消費者による使用を考慮した上で、3ステップメソッド38の考え方を取り入れる等のリスクの低減が図られる。特に、子供や高齢者の不慮の事故の防止に向けては、製品の設計段階においてそうした使用者の特性を十分に考慮し、危険な要素をできる限り除去してリスク低減に重点を置いた検討が進められる。 <u>また、デジタル化に伴い、製品の物理的安全をどのように確保するかが課題である。</u> 」				御指摘の課題について、もう少し論点の明確化が必要かと思われます。御意見については今後の参考とさせていただきます。
第2章	21	1	「生命・身体に係る消費生活上の事故情報における子供の不慮の事故による死者数を前年と比べ減少させる」とあります。しかしながら、本来、子供・高齢者に限らず、全世代の事故減少を目標にすべきではないかと考えます。前ページで「子供や高齢者の不慮の事故防止に向けて・・・」と言っていることから、少なくとも子供だけでなく、高齢者も含めた事故減少を目標にしてください。	第2章	21	10	該当箇所を以下の表記としました。 「生命・身体に係る消費生活上の事故情報における子供や高齢者の不慮の事故による死者数を前年と比べ減少させる。」
第2章	21	2	死者数の後ろに「身体に後遺障害を負う人数」を入れる 理由 死ななければ良いというものではない。特に将来のある子供が後遺障害を負うことは非常に重大なことであるため				まずは死者数を減らすこと、また、データ取得の現実性の観点から、指標としては死者数としているところです。
第2章	21	5	（2040年に向けた目標） 支援が必要なのは単身世帯だけではないため、「…単身世帯、なかでも支援が必要な世帯」という表現に修正してください。				高齢者の単身世帯については、消費者トラブルの深刻化の要因となり得る、社会構造の主要な変化として挙げているものであり、支援されるべき消費者を限定するものではありません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第2章	22	1	③ 「③ 消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復」について 越境取引に関する消費者トラブルにおいてはＯＤＲの制度を整え、消費者の所在地にかかわらず紛争解決が図れるよう、対応すべきである。 法的紛争の柔軟かつ迅速な解決を図ることを重要な存在意義とするＡＤＲ制度の現実的運用において、３０年以上にわたり民間ＡＤＲを牽引してきた弁護士会ＡＤＲセンター（認証を受けていない弁護士会を含む。）にＯＤＲに関して一日の長があること、及びＯＤＲの推進に関し認証制度に機能的な限界があったことをも認めた上で、今後の制度運用の検討がなされるべきである。また、ＡＤＲが法的紛争を解決する枠組みである以上、現行法制上、これを業務として実施できるのは原則として弁護士のみであること（弁護士法第７２条）を再確認すべきである。例外的に、法務大臣の認証を受けた事業者（いわゆる認証ＡＤＲ）においてＡＤＲを実施できる場合であったとしても、手続実施者が弁護士でない場合（１４０万円を超えない紛争について、いわゆる認定司法書士が手続実施者となっている場合を除く。）であって、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときには、弁護士の助言を受けることが想定されている（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第６条第５号）。また、実際に、弁護士会はこれまで、隣接法律専門職団体等の認証ＡＤＲ事業者に対しても、手続実施者や助言者、評議委員等の組織運営者を供給するなどして積極的に協力を行ってきており、日本のＡＤＲの牽引者として中核的な役割を果たしてきたことに留意すべきである。さらに、ＯＤＲ及びＡＤＲが適切に運営・利用されるよう、公的な援助がなされるべきである(意見書１１、１２)。 （意見書１１）https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2013/130710.html （意見書１２）https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220121.html				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
4. 「第3章 多様な主体が連携して推進する消費者政策」関係の御意見							
(1) 地方消費者行政 関係							
第3章	23	6	(意見) 地方消費者行政を後退させないために、これまでの枠組みを超えた対策を打ち出すこと。 (理由) 素案において、地方消費者行政が消費者政策の基盤であり、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制をユニバーサルサービスとして全国的に維持・拡充するとしていることを強く支持する。だが現状は、地方財政が全般的に厳しさを増す中で、消費生活相談員の確保が困難になりつつあるとともに、国が10割交付していた推進事業交付金の活用期限が2025年度（小規模自治体は2027年度）で終了することで、後退する懸念に直面している。 この点につき、素案にも「消費生活相談員の担い手確保のための事業を計画的に実施」、「自主財源の拡充を促進するとともに、地方消費者行政強化交付金をこれまでの成果等を踏まえつつ、地方消費者行政を取り巻く課題に適切に対応できるものに見直し」との記述はあるが、従来の枠組みにとどまる施策で解決することは困難に思われる。 消費生活相談員については業務内容に相応しい契約として確立しなければ担い手確保は困難であり、雇用形態まで踏み込んだ対策の検討、実施を求める。 財源については、現実を直視し、推進事業交付金の終了による地方消費者行政の後退を生じさせないための対策を早急に確立することを求める。同時に、相談業務が国の政策立案や法執行を支える重要な情報収集を担っていることに着目して相談情報入力などを法定受託事務化することなど、従来の枠組みを超える恒久的な財源措置についても、具体的な検討に踏み出すことを求める。 また、市区町村等（政令市を除く）では消費者行政担当事務職員の約9割が兼務で、兼務割合10％が5割、兼務割合30％以下合計では8割を超える。この状況で、消費者行政を積極的に取り組む地方自治体を広げていくことは困難である。中小規模自治体においても専任事務職員の配置を促すために、地方交付税交付金の算定基礎での配置人数を増やし、それを配置人数の基準（目安）として提示するなど、財政措置の拡大を含めた国の対策を求める。 この間、示されてきた地方消費者行政強化作戦については、国と地方自治体がともにめざす目標数値として引き続き策定することを求める。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	21	23	消費生活相談体制の充実は非常に重要であり、今後はデジタル技術の活用も不可欠です。しかし、デジタル技術を導入すれば「どこにいても質の高い相談が受けられる」という単純な話ではありません。デジタル技術による対応と消費生活相談員の対応とのベストミックスを実現するためには、地域ごとの事情に配慮する必要がある、これを無視しては、効果的な体制強化は実現できません。「相談・苦情処理体制の整備・強化を進める上で、各地域の実情を踏まえることが不可欠である」旨を追記してください。				
第3章	23	32	消費者ホットライン188は電話対応のみだと耳が悪かったり、声が出せなかったり、会話が苦手な人もいるため取りこぼしがあります。メールなどデジタル使用での相談窓口も開設して欲しい。				
第4章	34	13	CCJがありますが、身近な消費生活相談窓口である消費生活センターにも、越境取引に係る相談が寄せられます。この場合CCJを案内しますが、注意喚起や初期対応方法等については、一次受付窓口である消費生活センターにおいても対応するケースがあります。CCJと地方の消費生活センターとの連携の強化についても言及してください。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第3章	23	1	多様な主体が連携して推進する消費者政策に係る記述であるが、様々な政策において具体的にどのような連携が想定されているのか必ずしも明らかではない。 今後、政策を実現していくに当たり、各主体との十分な調整を踏まえて、各主体の役割分担を含めて具体的な連携のあり方を明示しつつ、各種政策を実施していただきたい。 （理由）少子高齢化の進展に伴い労働人口の減少する中、行政サービスの質の維持・向上のためには、多様な主体が連携することで施策の効果をより高めていくことが、これまで以上に重要となってくると考えられるため。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	24	7	広域連携の必要性、広域連携が進まないこと、広域連携を行った際の懸念（自治体間での負担のバランス、関心のレベル等）は、これまでも挙げられてきました。今後更なる人口減少に応じた策をとるのであれば、都道府県による市町村の援助や調整について、これまでの施策の踏襲ではなく、一歩進めた方向性を示してください。一方で、「広域連携」は、本来自治事務として各地方公共団体が実施すべき消費生活相談であるところ、人口減、マンパワー不足等のやむを得ない理由から導入する策です。したがって、消費生活相談体制を維持し、強化するためには、単に広域化するのではなく、まず、各地域の具体的な事情を配慮した支援も併せて示したうえで、広域連携という方策に関して記述してください。				
第3章	28	4	既存の消費者団体、新しく生まれる消費者団体両者ともに、行政、事業者団体、消費者団体という3者によるよりよい共生、協働を推進するには、消費者団体への育成、支援、消費者団体の連携と活動の場が不可欠です。消費生活センターは、地域に開かれた施設として、消費者団体が活動する拠点でもあり、消費者団体の支援には、地方消費者行政の関与が不可欠です。しかし、地方の実情には温度差があるので、国として、消費者基本法にも記述のある、消費者団体としての活動に関して、「地方消費者行政に対する積極的な支援」について明記してください。				
第2章	21	23	「相談体制の充実を図り～」では、相談員のいない自治体は706自治体と全市町村の41%にも及び、また相談員の年齢も60代以上が50.6%と5割を超え、高齢化と担い手不足は否めません。抜本的な改善・改革が必要と考えます。				
第3章	23	32	消費生活相談の担い手確保が深刻な課題となっているとの指摘は、実態を踏まえた重要な事実である。消費者庁は、相談員の人件費にも活用できる交付金を今後も継続することを喫緊の課題として取り組むべきである。その人件費補助措置を通じて地方公共団体における消費生活相談員の処遇改善を促進することが必要である。 また、消費生活相談員の雇止めは、経験の蓄積による専門性の向上と背反するものであるから、これを抑止するよう強力な働き掛けを実施すべきである。 更なる課題として、消費生活相談員の専門性と経験の蓄積の重要性に照らせば、会計年度任用職員制度の中に一括りにするのではなく、その専門性に見合った専門職任用制度の在り方を検討するよう総務省に働き掛けるなど、国において具体策を示すことが必要である。 さらに、今後の課題として、消費生活相談業務は、国と地方公共団体の相互の利害に関わる事務であって、全国の消費者被害情報の収集・集約体制を確保する重要性に鑑み、地方財政法第10条を改正して国が一定割合を恒久的に財政負担する事務として位置付けることを検討すべきである。 また、消費者庁創設以来、地方消費者行政の役割が大幅に拡大していることを踏まえ、地方公共団体における消費者行政担当職員の配置の目安を積極的に提示すべきである。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第3章	24	14	「消費生活相談員や消費者行政を担当する行政職員のレベルアップ」については、現況はその教育の受講機会が、十分ではないと感じている。上記のとおり、当協会では「賢い消費者育成プロジェクト」を通じて消費者教育をサポートしているが、その中で消費生活センターから「相談員向けの教育に関する講師派遣は可能か」という要望があり数回実施した実績がある。また、2024年4月にオンラインを通じて当協会の顧問弁護士による特商法セミナーを実施したところ、全国211カ所のセンターから267名の相談員にご参加いただいた。これらについて、関係者に聞いたところ「相談員は教育を通じて法令等の知識を得る機会がとても少ない、予算の関係もあるが、相談業務をシフトで行っているので全員が一度に受講できない、また、相談員の休みの日や時間外であれば手当を支給する必要もある。自助努力で勉強する人もいるが、人によってバラツキがある」とのことであった。同頁31行目からの「担い手確保」「養成のための取組を強化」は計画実現のために必要であると考える。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	24	27	【意見】主任相談員の位置づけを明確にしてください。 【理由】 「主任相談員の配置を促進する」とありますが、主任相談員の位置づけは明確ではありません。指定消費生活相談員の位置づけのように、主任相談員に関しても、いずれの自治体でも統一した内容で活動ができるように、位置づけを明確にする必要があります。				
第3章	25	1	PIO-NETの新システムへの円滑な移行を最優先とし、地方の現場の状況をしっかり把握しつつ、消費者や地方公共団体の職員・消費生活相談員への十分な情報提供等を行うことについて、賛同する。				
第4章	49	30	次期PIO-NETにおける情報分析機能の充実を図るためにはに記載されている事項に加えて、消費生活相談現場において、実態に即した情報の収集が必要です。高度な検索・集計機能、相談・トラブルの状況の可視化などのシステムが適切に稼働するには、現場の相談員がまずどのように「生の情報」をキャッチし、相談概要及び相談結果の内容として、システムに載せるかが重要であり、これにより法制度の整備やトラブルの未然防に役立てることができます。このような重要性の認識のもと、「相談現場の意見を踏まえた」、「消費生活相談の実態を踏まえた」等明記してください。				
			188に集められた声は、その数にかかわらず事例を広く周知してほしい。同じ事例や悩みがあっても188に電話しない人もいる。声が集まらないと動けないのであれば、声を集める工夫をしていただきたい。ACに加盟している企業に忖度せずテレビコマーシャルやインターネットのバナー、ユーチューブ視聴の間の広告として流すことでより多くの国民の消費者意識が高まると思います。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第3章	25	15	（意見）地域の実情を踏まえた見守り活動の促進を強化する方向性を打ち出すこと。 （理由）世帯主65歳以上の単独世帯は2025年815万世帯から2050年1083万世帯、認知症患者は2025年471万人から2050年586万人へ増加するとの推計がある。悪質商法の標的になりやすい、これらの配慮を要する消費者の被害防止には、地域の実情に応じた実効性ある見守り活動の展開が不可欠である。 また、悪質商法は全国どこでも発生するため、全自治体レベルで見守り活動が求められる。 消費者庁では消費者安全確保地域協議会の設置を中心に取り組みを進め、一定数の協議会が設置されていることは評価できる。だが、現段階で未設置の自治体には消費者行政担当事務職員の配置が十分でないなど設置のための環境が整っていない自治体が多く残され、今後一気に増える状況にはないと思われる。また、協議会を設置していても見守り活動を行っていない自治体もあれば、協議会未設置で福祉や防犯・防災の既存の取組にセットした見守り活動を行っている自治体もある。 こうした現状を踏まえて、地域での見守り活動の実施を拡大するために、協議会設置目標とは別に、協議会設置の有無とは切り離して見守り活動自体の実施目標を設定し、実態把握や先進事例の普及に取り組むことを求める。 その際、消費生活協力員・協力団体の自治体の長による委嘱も見守り活動への参加・周知に効果的と考えるので、協議会設置の有無に関わらず実施促進を強化することを求める。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	25	18	消費者安全確保地域協議会の設置数は増えてはいるものの、2024年12月末日現在、協議会設置自治体数は530自治体にとどまっています。設置自治体においても、設置後の継続的な取組・活動が低調な協議会があります。「柔軟かつ重層的な取組」により設置数拡大を図るとしても、これまで以上に消費者行政部局のみならず関係機関等との連携が不可欠です。超高齢社会、認知症の方の人口割合の増大が進む中、第4期基本計画期間の取組の踏襲ではなく、設置推進への更なる積極的取組をすることを明記してください。				
第3章	25	19	消費者安全確保地域協議会（以下、「協議会」をいう。）の設置を支援・促進することについても記載すべきである。				
			（理由） 「消費者安全確保地域協議会（中略）の活性化や活動の充実を（中略）促進する。」とあるが、協議会を設置していない地方公共団体への設置支援が記載されていないように見受けられる。 高齢化が進む中で、高齢者等配慮を要する消費者を見守る人々からの相談・通報は、これまで以上に重要である。また、被害の拡大を防ぐという意味や、その後の支援に繋げるという意味で消費生活センターと福祉部門等が連携することは不可欠である。 その際、協議会を設置していると、本人同意のない個人情報の共有が可能となるなど、充実した見守り活動の達成に大きく寄与する。 以上により、既に設置している協議会の活性化自体也大いに推進すべきであるが、協議会の設置支援・促進と既設置の協議会の活性化は両方とも必要なことであり、基本計画に記載し、消費者庁として取り組むべきであるため。				
第3章	25	19	協議会を設置していない地方公共団体に対する、見守り活動や見守り体制の充実に向けた支援についても記載すべきである。				
			（理由） 上述のとおり、協議会の設置支援・促進については引き続き進めるべきである。一方で、消費者庁のHPによると、2024年12月末時点で、協議会設置自治体数は530である（総自治体数1788）ように、人口規模や状況等により、協議会設置を選択しない地方公共団体もあるところ、そのような地方公共団体においても、見守り活動を実施することは重要である。 以上により、消費者が居住地により格差を受けることがないように、消費者庁として取りこぼすことなく、協議会未設置の地方公共団体に対する支援に取り組んでいくべきであるため。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第3章	25	20	福祉との連携に関して、注釈39にあるとおり、令和3年10月1日付けで通知文を発出しているところではあるが、例えば、改めて厚生労働省との連名で通知文を発出したり福祉部門向けの研修を実施したりするなど、各地方公共団体における消費者行政部局と福祉行政部局の連携促進のため、これまで以上に取り組んでいくべきである。 （理由） 各地方公共団体に設置されている協議会の多くで、福祉行政部局が構成団体となっている。また、協議会が設置されていない地方公共団体の多くでも、福祉行政部局において高齢者等の見守りを行う会議体を設置するなど、福祉部門と連携して消費者被害防止の取組を行っている。 また、その後の支援に繋げるという意味でも、消費生活センターと福祉部門等が連携することは非常に重要である。 以上により、消費者庁は、各地方公共団体における消費者行政部局と福祉行政部局の連携促進に向けて、各地方公共団体が具体的に福祉部門と連携が図れるよう福祉部門に留まらず他の省庁とも連携・協力し実効性のある支援を行うべきであるため。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	25	27	各地方公共団体が協議会を設置し、本人同意のない個人情報の共有を円滑に行うことができるよう、新たなガイドラインの作成や、具体的な個人情報共有の事例の紹介等を行うとともに、それらについてホームページなどで分かりやすく紹介したり、自治体職員向けに研修を行ったりするなど、積極的な支援を進めていくべきである。 （理由） 本人同意がなくても個人情報の共有が可能となることが協議会設置の一番のメリットであるところ、協議会を設置してもそれを行っている地方公共団体は多くはない。また、協議会を設置していない地方公共団体にとって、本人同意のない個人情報共有の具体的なイメージができないことが、協議会設置を行わない理由にもなっていると思われる。 以上により、消費者庁は、各地方公共団体が協議会を設置し、本人同意のない個人情報の共有を円滑に行うことができるよう、各種の支援を実施するべきであるため。				
第3章	26	1	地域社会において、消費生活センターが消費者教育推進の拠点となる役割を求められています。そのような重要な役割を果たすためには、対応する組織や職員が必要と考えます。23P32行目の「（2）消費生活相談体制の充実」として様々な取組が述べられていますが、このような取組により同時に、消費者教育推進の力となると期待されます。 そのため、専門性を持った担い手である消費生活コーディネーターの育成と同時に、消費生活相談員にも職員としての地位の向上や雇用の安定を進めながら、人財の確保を進めていってください。 「消費者教育拠点の役割を果たす」ということについて、他団体組織との連携なども含め、もっと広く具体的な取組について言及してください。				
第3章	26	1	事業者が消費者教育に貢献することは、消費者志向経営を実践するうえで重要である。事業者は、自社製品やサービスの利用方法やリスク、社会への影響を分かりやすく伝える教材を提供し、消費者の理解を促進すべきである。また、地域社会や教育機関と連携し、出前講座やワークショップを実施することで、消費者の意思決定力を育てる役割を担うべきである。行政は、教材の標準化や優良事例の共有を進め、事業者の取り組みを支援する体制を整備すべきである。これにより、消費者志向経営がさらに実効性のあるものとなり、持続可能な社会の実現に寄与する。				
第3章	24	14	地方消費者行政の現場では、消費生活相談員の人件費等に活用されている「地方消費者行政交付金」が活用期限を迎えると、消費生活相談員の減員や相談日数の削減から地方消費者行政が後退して、国民の安全・安心な生活が脅かされることが懸念されます。計画の目標に見合うような地方消費者行政の充実・強化を実現するためにも、地方消費者行政に対する恒常的な財政措置を計画に盛り込むことが必要です。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第3章	24	22	地方消費者行政強化交付金による地方消費者行政の支援は引き続き行うとの方針には賛成である。さらに、地方消費者行政の消費生活相談の性質は、地域住民へのサービスという自治事務にとどまらない側面もあること、つまり地方消費者行政で得られた情報が集約され、悪質業者への指導や消費者法制度の不備の把握に活用されていることを踏まえれば、国と地方の双方の利害に関する事務であることを勘案した施策が必要であると考え。広く正しい情報を求めるのであれば、消費者行政に関しては地方財政法10条の適用対象に追加し、国が一定割合の財政負担を恒久的に実施することが望ましく、検討を行う必要がある。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	23	1	【意見】2024年度末での「地方消費者行政強化作戦2020」終了後、その役割は第5期消費者基本計画が担うとのことですが、今回の素案に具体的な目標内容を記述すべきです。 【理由】 数値目標ではなく、取組内容を豊富に記載することは理解できます。そのうえで、地方自治体を後押しするために、たとえば地方消費者行政強化交付金の算定率の根拠として強化作戦の達成率を基準にしている部分などもありましたので、そのような点について、どのように具体化していくのかがわかりにくいです。自治体に対しても早めの情報提供が必要であると考えます。				
第3章	26	5	消費生活センターの現状は、予算・人員の不足により相談業務で手一杯であり、消費者教育には手が回っていないところが多い。消費者教育の拠点としてセンターを位置づけることは参政だが、実効性の担保となる予算措置は不可欠である。また、消費者教育への十分な理解を書いているために、単なる被害情報の啓発のみに終わっている例も多い。効果的な教育手法の研修の機会を十分確保すべきである。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
(2) その他							
第3章	26	1	消費者教育推進について、マルチ商法の危険性をもっと広く知らしめるためにテレビコマーシャルをしてもらいたい。子供のころから繰り返し見る事でマルチは怖いものと言う認識が当たり前のようになにつく環境を作ってもらいたい。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	26	5	(26ページ578行目 第3章 1(4)) 上記に賛成する。多様化する契約や金銭取引の在り方によって消費者に不安や混乱、誤解が生じることは多いにあり得る。そのため、消費者センターの存在の普及と、消費者教育は必須であると考え。 また、新成人となる18歳前後の年齢の市民への消費者教育も推進してほしい。「令和6年度版消費者白書」では「成年年齢引き下げ後に18歳・19歳の相談件数の大幅な変化は見られなかった」とある。しかし、相談件数に変化がなかったことが、被害実態を反映しているかはこの白書では不明であり、被害を被害と認識できていないといった場合や、被害にあったが相談や解決の方法を知らず行動に移せなかったという場合もあると思われる。そのため、若年層への消費者教育にも力を入れてほしい。				
第3章	26	29	「事業者の責務」について、消費者との接点となるインターフェース等の充実がどこまでの範囲を指しているか不明であるが、相談・苦情対応窓口の整備を事業者の責務として明示して欲しいです。デジタル化の進展により相談・苦情対応窓口がデジタル化され、相談・苦情があっても窓口自体にアクセスできない、アクセスするのに困難を伴う、アクセスできても電話対応がなく互いに正確な意思疎通ができない、など問題解決困難なケースが急増しています。消費者が簡単にアクセスができて正確な意思疎通ができれば、解決する事柄も多いと考えます。デジタル社会だからデジタルだけでよいとする事業者もいるかもしれませんが、消費者にとって、電話対応など正確な意思疎通ができる窓口にアクセスができることは、大切な権利のひとつであると思います。				事業者が、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理することは、消費者基本法に規定する事業者の責務の一つにほかなりませんが、確認的に、同法に規定する事業者の責務等を注釈に追記いたしました。
第3章	27	8	消費者への期待とは何か。変わるべきは、政府の施策であって、消費者ではない。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	27	10	5 「第3章 3. (1) 消費者への期待」について 消費者トラブルの回避や悪質業者の排除など、よりよい社会の実現は、消費者が消費者教育を受け、消費者市民社会が形成されることにより実現される。したがって、消費者への期待においては、消費者が、国及び地方公共団体が実施する消費者教育を受け、消費者市民社会の形成に寄与することを明示すべきである（意見書18）。 また、消費者と事業者との「共創・協働の関係」を論じるに当たっては、常に、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差があることを前提とし、消費者の行動を委縮させてはならないことに留意すべきである（意見書6）。 (意見書18)↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2017/170317.html (意見書6)↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230112_2.html	第3章	27	25	当該箇所について、趣旨の明確化の観点から記載を拡充いたしました。 また、御意見の後段について、28ページ・5行目より、以下の記載といたしました。 「こうした消費者の行動が事業者との双方向のコミュニケーションの深化に寄与し、優良な事業者や他の消費者との共創・協働の関係が築かれることで、消費者トラブルの回避のみならず悪質な事業者の排除や犯罪等の防止を通じてより良い社会の発展に貢献しているということに、消費者が気付くことが望まれる。」
第3章	27	15	「消費者トラブルによる深刻な被害を防ぐためには、・・・消費者が率先してデジタル時代に求められる消費者力を習得する等により、消費者トラブルに巻き込まれないよう自ら努めることが不可欠」とあります。しかし、デジタルネイティブ世代の若者も、巧妙な手口によって消費者トラブルにあっている現状を鑑みれば、消費者トラブルに巻き込まれないための消費者力は専門的かつ高度なものになり、「不可欠」と言い切ってしまうことに無理があると思われます。消費者への期待ばかりが大きすぎでは、特別な配慮を必要とする脆弱な消費者に言及している内容とも、整合しないのではないのでしょうか。特に、当該基本計画において強調されるパラダイムシフトでは、一定のモデルとして「一般的・平均的・合理的消費者像」のみならず、「現実の消費者が様々な脆弱性を有する」という認識の基、「多様な消費者が安心して安全に取引に参画することを可能にする環境の整備を図ること」を基本の考えとしている(12ページ)ので、求められる消費者力のハードルが高すぎるのではないかと、心配いたします。	第3章	27	25	該当箇所について、以下の記載にて趣旨を明確化いたしました。 「昨今の複雑・多様かつ急激に変化する取引環境下にあっては、世代や生活環境等にかかわらず、自らを含む誰もが多様な脆弱性を有し、消費者トラブルに遭う可能性があるということを全ての消費者が意識し、消費活動を行うことが重要である。その際、消費者トラブルによる深刻な被害を防ぐためには、様々な手法による規律はもとより、消費者においても自らが率先して、消費者教育の機会等を通じてデジタル時代に即した「消費者力」を身に付けるよう努め、それを実践していくことが求められる。」

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第3章	27	22	消費者個々人の取組もちろん大切であるが、大規模な消費者の行動変容を促す上で、消費者団体が生き生きと活動し、個々の消費者が消費者団体とつながりながら活動を添加しすることが最も効果的である。こうした観点から、「一人ひとりが行動するだけでなく、周囲の人々や消費者団体と協働しながら、消費者の持つ市場や社会を変えていく力と責任を実感することが大切である」といった記述を加えると良い。	第3章	28	5	該当箇所は、消費者自らが率先して消費者力を身に付けるよう努めることへの意義の理解や、健全な市場形成に積極的に参加することにより、より良い社会の発展に貢献しているという気付きを与えることを趣旨としております。なお、文意の伝えやすさの観点から、修文を行っております。
第3章	28	11	基本計画案が指摘する消費者の自主的な行動変容を更に推進するために必要なことは、消費者教育（消費者教育推進法2条1項）が充実し、消費者市民社会（同法第2条第2項）が形成されることである。したがって、その旨を明示すべきである。	第3章	28	5	第3章3.（1）消費者への期待において、以下の表記といたしました。 「こうした消費者の行動が事業者との双方向のコミュニケーションの深化に寄与し、優良な事業者や他の消費者との共創・協働の関係が築かれることで、消費者トラブルの回避のみならず悪質な事業者の排除や犯罪等の防止を通じてより良い社会の発展に貢献しているということに、消費者が気付くことが望まれる。」
第3章	27	26	【意見】意見の1で、『「エシカル消費の認知度と理解の向上が課題として考えられる。」と記載していますが、食品を中心とした価格高騰に対応した消費を選択せざるを得ない消費者の状況についても触れるべき』と述べました。このことと通底して、消費者の役割として「「賃金と物価の好循環」の実現には、付加価値やコストを適切に価格に転嫁できる環境が必要であるということについて、消費者の理解が増進することが望まれる。」とあります。2024年の厚生労働省の毎月勤労統計調査では11月までの4か月連続で実質賃金は前年度売れ月割れを起こしています。賃金の上昇を上回る物価上昇によるものです。実質賃金を増やすための対策に取り組まない限り、消費者の理解は増進しません。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	27	26	賃金の上昇とともに付加価値やコストを適切に転嫁した物価の好循環は「理想的」であるかもしれませんが、現時点では実質賃金前月比がマイナスです。実質賃金の上昇がない中で、「価格への転嫁」を消費者が理解することは不可能であり、消費者庁による消費者行政の基本計画として、敢えて盛り込むことはないと考えます。				記載内容については、消費者基本計画が長期的に講ずべき消費者政策の大綱であり、本計画案も5年間の計画であることを踏まえて設定しているところです。
第3章	28	8	日頃から事業者と消費者とのコミュニケーションの場を持つことにより相互理解が深まるのであり、こうした積み重ねが様々な話し合いの場で双方にとって有益な施策を実現することにつながります。審議会等で相対峙するだけでは「健全で自律的な取引社会を共創・協働するパートナー」関係は構築できません。コミュニケーションの場づくりを促進するため、国の積極的な支援が必要です。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	28	8	【意見】消費者と事業者との関係については、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差があることを前提とし、消費者が、事業者から提供される情報や商品、サービスに対して批判的な思考をもって検討し、行動する権利が確保されることが重要である。 したがって、事業者と消費者との「共創・協働の関係」を論じるにあたっては、この留意事項を注意書き等で明記すべきである。				
第3章	28	8	事業者における持続可能な社会の形成に取り組むトップランナーに対する「優良表彰」との記載があるが、これを通じて消費者と事業者の共存共栄の関係を一層強化する仕組みを検討いただきたい。具体的には、表彰企業の取り組みをわかりやすく紹介する特設ウェブサイトの開設、消費者が参加できる表彰企業の製品・サービス体験イベントの開催、または地域ごとの取り組みをまとめたガイドブックの作成・配布など、消費者との接点を増やし、持続可能な社会形成の意識を広める取り組みを期待する。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
5. 「第4章 消費者政策における基本的な施策」に関する意見（分野別）							
(1) デジタル・AI 等							
第4章	29	16	いわゆるダーク・コマーシャル・パターンについては、 <u>あいまいな概念であることから、禁止されるべきものを明確化したうえで、これを防止するために必要な措置を講じていく。</u> ⇒単に「消費者に不利となる意思決定を誘導する」という説明だけでは、防止するものがある。まずは明らかに禁止すべきものを明確にしたうえで、実効ある措置を講じるべきである。	第1章	4	注釈	いわゆる「ダーク・コマーシャル・パターン」については、先行して議論がなされているOECDが提案する実用的な定義を引用し、注釈10及び注釈11追記にいたしました。
第4章	29	17	「ダーク・コマーシャル・パターン」の拡大が取引環境の公正性を損なうおそれがあり、技術の進化に伴い、事業者の意図に関係なく消費者の脆弱性を利用する可能性があります。消費者が自らの脆弱性の作出・利用や被害に気付くことが困難ことが特徴です。消費者が取引のリスクを理解できるような情報提供と教育、監視体制の強化と規制の整備について盛り込んでください。				第4章1. (1) において、アテンション・エコノミー等による取引の個別化がもたらす、消費者の自立的な意思決定をゆがめる等の負の側面について、情報提供等により消費者の理解の向上を図る旨を記載しているほか、デジタル取引に伴う消費者トラブルから自らを守るための消費者教育の推進について記載をしているところです。その他、御意見については今後の取組を行う中で参考とさせていただきます。
第4章	29	21	消費者基本計画（素案）の29ページの21行目から22行目の内容に賛同しますEUや韓国の迅速な対応を参考にさせていただきたいです				今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。 なお、御意見の趣旨は、原文に包含されているものと解釈されることです。
第4章	30	17	意見：デジタル社会で育つ次世代の健全な成長と消費者が提供する個人データ保護の観点から、赤字部分を追記してください。 （注：以下、事務局統合） 意見№1947 修正文案：P30, L15 「個人情報の持つ意味の理解を含むデジタル取引に伴う消費者トラブルから自らを守るための消費者教育を推進する。 <u>また、デジタル社会での子どもの健全な成長・保護に関する視点として、一見無料のように見えるデジタルコンテンツ等の取引類型において、消費者が提供する個人データ保護の意識醸成を検討する。</u> 」				
第4章	30	19	「消費者が情報、時間及び関心・アテンションを提供する場合も、「消費者取引」として消費者政策や消費者法制度において自覚的に捉えていく」（12頁）のであれば、例えば、消費者が情報等をそのプラットフォーム上で提供する仕組みであり、消費者被害に際して利用されることの少なくないSNSの運営についても、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「取引DPF消費者保護法」という。）の対象とすることを検討すること等についても記載すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	30	19	[ページ番号 30、行番号 19-26、第4章] 安心安全な通信販売取引の場のための環境整備、消費者の利益保護のためデジタルプラットフォーム提供者への自主的な取組促進には大いに賛成する。ただプラットフォーム提供者に対しては自主規制頼みでは不十分であり、実態に応じて行政的に指導する等より対策の強化を求めたい。 通信販売・フリマアプリ・オークションサイトにおいて、虚偽の表示・申告・すり替え等による詐欺行為、出品禁止物の売買、販売元から禁じられている商品の転売行為等が横行する現状の取り締まりと環境是正を望む。 例として「メルカリ」では先述の行為が常態化し犯罪の場として利用されているにも拘らず抑止せず、取引で被害に遭った利用者が泣き寝入りするしかないような方針を取っていることは問題である。利用者への適正利用を求めるだけでなくまず悪質な行為・利用者を追放すべく適切に管理することがプラットフォーム運営側の責務であり、消費者としては一層効果的な対策が講じられなければ利用できないと感じる。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	30	23	「取引デジタルプラットフォーム提供者の自主的な取組の促進を図る」という方針は重要ではあるものの、それだけでは実効性の確保が困難です。特に、官民協議会に参加していないプラットフォーム事業者に対しては、法令遵守を確実に担保するための具体的な施策が必要であり、自主的な取組が不十分な場合には、より実効性の高い規制の導入を検討する必要があることを明記すべきです。				御意見として承ります。 なお、「取引デジタルプラットフォーム提供者の自主的な取組の促進を図る」とともに、自主的な取組の状況等を踏まえ、必要な措置を講じてまいります。
第4章	32	5	インターネット上の違法・有害情報の流通は誹謗中傷等だけではなく、青少年に対する有害な広告についても規制が必要です。見るに堪えないひどい内容の広告が多く掲載されているのが現状です。ユーザーが安全・安心して利用できる環境のためにインターネット上の広告に関するルール整備の必要性についての記載を求めます。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	32	8	デジタル技術の進展により創出される新たなデジタル空間におけるサービスにおいては、問題が生じた際に、既存の法制度により迅速な対応が困難なことも予測されます。「メタバース等」と「等」は付いていますが、この言葉により範囲が狭くなっているように思われます。デジタル社会における消費者保護のための横断的法制度への取組等、パラダイムシフトと関連付けた記述をしてください。	第2章	13	33	第2章1.（2）において、「消費者トラブルの複雑化・多様化のほか、デジタル技術特有の加速度的な可変性を踏まえると、事案の形態は今後も変化することが予測され、悪質な事案や現行法令による規律が困難な形態の事案等について、個別具体的な消費者被害を把握してそれに対処するための措置を講ずるという、これまでの後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえない。このため、現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討していく。」と記載しているところです。
第4章	30	28	現状ある生成AIの殆どが著作権、知的財産権、プライバシー権、及び人権を侵害し無断で学習したデータを使用したものです。AIの適切な活用と言うのであれば、そもそも根本的に権利侵害の塊である現行の生成AIは禁止にし、強く法規制した上で完全にクリーンな生成AIを作り、それをクリーンかつ健全な使い方で活用するべきであり、つまりは今は法規制(権利者から直接明確な許諾を得たデータのみの使用、権利者から要請されたら速やかにデータを削除すること、学習データ全ての開示の義務化、生成物にAI製だと老若男女が一目でわかるように記載の義務化と見えないデータとしてAI製とわかるように埋め込む措置の義務化、特定の人や権利物に似せた生成物の生成禁止、無断学習AIの全面禁止、その他権利侵害や悪用防止措置)と現状の生成AIが権利侵害の塊であることの周知をするべきです。 また、権利侵害の塊であり倫理および道徳的にも決して許されない無断学習AIを教育で使うなど言語道断であり決してあってはならないことです。むしろ著作権や知的財産権、プライバシー権や人権の大切を教えるべきです。	4	31	28	第4章1.（1）AIの活用において、以下の方針を記載しております。 「生成AIを含むAIの活用については、有識者や消費者、事業者等の意見を踏まえつつ、AI制度の在り方の検討を行い公表した「中間とりまとめ」（令和7年2月 AI戦略会議・AI制度研究会）に基づき、安全・安心で信頼できるAIの実現と活用を具体化するため、法整備に係る作業や調整を進めていく。」
第4章	29	10	1、p29 第4章（1）（デジタル技術の活用と消費者被害の防止の両立）13?17行目 要望：生成AIにおける負の面についての記載が不足していると考え、以下の2点の記載を求めます。 1. 現在の生成AIのほとんどが消費者や企業の同意なくデータの機械学習を行う点 2. 生成AIの学習データに「海賊版等の無断転載」「個人情報」「CSAM」が含まれている点 意見 ・生成AIの利用には「既存データ」の「学習」が必要となり、その「既存データ」の収集や解析に問題がある点への問題提起が必要であると考えます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	29	27	「消費者被害の防止に向けて、デジタル技術を用いた手口の複雑化・巧妙化への対応として、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）等の効果的な法執行は重要である。」＝これはその通りでもあります。生成AIに対しては不十分です。既存の法では対処しきれいていません。事業者以前に生成AIが、禁止されているはずの「(同29P、31行)消費者を誤認させるような表示」しかないからです。 生成AIはハルシネーションしか出力していません。たまたま正しい検索結果が表示される場合と、まったく虚偽の情報がいかにも正しそうに表示される場合がある、というだけです。夢の人工知能がSF小説のように学習して検索結果を正しく認識し論理的に説明しているわけでは、まったく全然ちっとも無いのです。 「消費者を誤認させるような表示」を無制限に使用させているという点では、もう政府自体が違法なのではないでしょうか？　　どういうことなんですかね？				第4章1. （1）AIの活用において、以下の方針を記載しております。 「生成AIを含むAIの活用については、有識者や消費者、事業者等の意見を踏まえつつ、AI制度の在り方の検討を行い公表した「中間とりまとめ」（令和7年2月 AI戦略会議・AI制度研究会）に基づき、安全・安心で信頼できるAIの実現と活用を具体化するため、法整備に係る作業や調整を進めていく。」
第4章	29	21	（1） デジタル技術の飛躍への対応 （デジタル技術の活用と消費者被害の防止の両立） 「諸外国における取組も参考にしつつ、必要な対応を行っていく。」ことに賛成します。 米国FTCと、EUのAI Actのうち、消費者に関する取り組みを参考にしてください。 米国FTCから生成AIに関して発せられた情報について、日本語で簡単に紹介する記事を整理しましたので、参考になるようでしたお読み下さい。 https://note.com/kvaluation/n/n7ca1dc2a612a				
第4章	31	5	自動運転の社会実装を進めるにあたり、運行管理責任、製造物責任、事故時の損害賠償責任の議論を進めると同時に、サイバーセキュリティの強化が不可欠である。現状のGPS機能でサイバーテロを防ぐ能力には限界があり、より高度な安全対策の検討が必要である。また、技術革新や制度整備に加え、消費者への正しい活用方法の啓発・教育も重要である。自動運転車の利活用においては、現在の運転支援機能同様、走行中の安全確保の主体は運転者にあることを明確に伝えるべきである。地域住民向け説明会や情報提供を通じて、自動運転技術への理解を深め、消費者が自らの役割を自覚することが、安全で信頼される自動運転社会の実現につながると考える。				
第4章	31	16	公安委員会や自動車業務各業界の事故のデータの集約は必須である。 対歩行者、自転車については防ぐ事が不可能と考えられる行動が多く散見されるはずである。 また、事故についての責任の所在も明確にする必要がある。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
(2) 金融・決済 等							
第4章	29	8	第4章 - 1-(1)デジタル技術の飛躍への対応 (決済サービスの多様化への対応) クレジットカード決済の普及によって、利便性が大きく向上したが、クレジットカード会社もしくは決済会社による要求と見られる決済停止が起きている それらについて適切な対応と対策が必要である				今後の参考とさせていただきます。
第4章	32	12	③ 「(決済サービスの多様化への対応)」について 基本計画案が指摘する「法の施行状況を継続的に注視する」ことや「トラブル等の状況に関する実態を把握し、必要に応じて所要の対策を検討する」ことだけでは、取組の方向性が不明確である。例えば、E C加盟店を調査指導する責任を有する立場のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者(アクワイアラー等)とカード加盟店との間に介在する決済代行業者、E Cモール運営事業者、コード決済事業者等が加盟店調査措置義務の主体とされていないことの問題点が、産業構造審議会の割賦販売小委員会において従来から指摘されているにもかかわらず、取組の方向性が全く示されていない。さらには、カード加盟店によるカード決済を利用した悪質販売行為に対する加盟店調査措置義務の実効性ある対策の在り方についても、何ら検討方針が示されていない。 そもそも、クレジットカードにおける翌月一括払い(マンスリークリア方式)についての被害が大幅に増加しているにもかかわらず、かかるカード発行会社が割賦販売法の適用対象となっていない(特に、二月払購入あっせん業者に対する苦情の適切処理義務等の業務適正化義務が適用されない)ことは、消費者被害の予防・救済の観点から不十分である。 また、キャッシュレス化が推進されている中、プリペイド決済(電子マネー)、資金移動業など決済手段の複雑化・多様化とともに、決済代行業者・E Cモール運営事業者・コード決済事業者など多様な決済手段取次事業者が登場し、多様なキャッシュレス決済を総合的に取り次ぐキャッシュレス決済システムが広がっている現状において、クレジットカード決済以外のキャッシュレス決済については、割賦販売法と資金決済に関する法律の整合的な規制を速やかに検討する必要がある、消費者庁による調整機能が期待される。 そこで、①いわゆる決済代行業者等(クレジットカード決済等のキャッシュレス決済の利用を取り次ぐ決済代行業者、E Cモール事業者、コード決済事業者)に対し、加盟店の不適正販売行為の防止及びクレジットカード番号等のセキュリティ対策に関する加盟店調査措置義務を規定すること、②いわゆる決済代行業者等に対する登録制を導入し、登録審査事項として、国内に営業所を有すること、加盟店調査の実施体制を整備すること等を定め、行政規制権限を規定すること、無登録のまま決済代行業務を営む事業者が①の加盟店調査措置義務違反に相当する行為を行い、消費者の利益が害されるときは、登録決済代行業者を所管する主務大臣の申立てにより裁判所が当該事業者に対し業務禁止命令を発する規定を設けること、③クレジットカード加盟店の不適正販売行為、クレジットカード番号等の漏えい及び不正利用を防止するため、翌月一括払いを行うクレジットカード発行会社(二月払購入あっせん業者)に対し、クレジットカード利用者から寄せられる苦情の適切処理及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への苦情伝達義務を定めること、④プリペイドカード決済(前払い)、デビットカード決済(即時払い)、収納代行、個別式後払い決済その他のキャッシュレス決済制度全般について、適用対象の隙間が生じないよう不適正販売行為の防止及びセキュリティ対策の強化に関する横断的な法制度の整備に向けた課題を検討し、必要な施策を講ずることを速やかに実行すべきである(意見書24)。 意見書24↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240719.html				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	32	12	基本計画案が指摘する「法の施行状況を継続的に注視する」ことや「トラブル等の状況に関する実態を把握し、必要に応じて所要の対策を検討する」ことだけでは、取組の方向性が不明確である。経済の活性化と実効性ある被害救済のための仕組みづくりは表裏一体とすべきであるから、一方に偏るべきではないが、現状は被害救済のための仕組みづくりが不十分と言わざるを得ない。実効性ある被害救済の仕組みが裏付けにあることで、消費者は安心して取引ができるというべきであり、そのことが経済の好循環を生むことも踏まえれば、現状の問題・課題等を踏まえて、早急に以下のような施策を講じるべきである。①いわゆる決済代行業者等（クレジットカード決済等のキャッシュレス決済の利用を取り次ぐ決済代行業者、ECモール事業者、コード決済事業者、以下同じ。）に対し、加盟店の不適正販売行為の防止及びクレジットカード番号等のセキュリティ対策に関する加盟店調査措置義務を規定すること、②決済代行業者等に対する登録制を導入し、登録審査事項として、国内に営業所を有すること、加盟店調査の実施体制を整備すること等を定め、行政規制権限を規定すること、無登録のまま決済代行業務を営む事業者が①の加盟店調査措置義務違反に相当する行為を行い、消費者の利益が害されるときは、登録決済代行業者を所管する主務大臣の申立てにより裁判所が当該事業者に対し業務禁止命令を発する規定を設けること、③クレジットカード加盟店の不適正販売行為、クレジットカード番号等の漏えい及び不正利用を防止するため、翌一括払いを行うクレジットカード発行会社（二月払購入あっせん業者）に対し、クレジットカード利用者から寄せられる苦情の適切処理及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への苦情伝達義務を定めること、④多様なキャッシュレス決済を総合的に取り次ぐキャッシュレス決済システムが広がっている現状において、クレジットカード決済以外のキャッシュレス決済については、割賦販売法と資金決済に関する法律の整合的な規制を速やかに検討する必要がある、消費者庁による調整機能が期待される。そのことからすれば、プリペイドカード決済（前払い）、デビットカード決済（即時払い）、収納代行、個別式後払い決済その他のキャッシュレス決済制度全般について、適用対象の隙間が生じないよう不適正販売行為の防止及びセキュリティ対策の強化に関する横断的な法制度の整備に向けた課題を検討し、必要な施策を講ずることを速やかに実行すべきである				今後の参考とさせていただきます。
第4章	32	12	（決済サービスの多様化への対応）および（金融リテラシー等の確保）において、関連データの利活用の促進については検討の対象になるのか、消費者委員会による「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見（第2回）」も踏まえて、現在の考えを伺いたい。				消費者の安全の確保及び被害の防止に有効と考えられるデータについて、利活用がなされていないものがあるとの指摘を踏まえ、実態を把握してまいります。
第4章	32	12	キャッシュレス決済の普及及び支払手段の多様化により、そのシステムの不正利用によるトラブルも頻出している。被害の未然防止に資するため、消費者の金融決済関連データのアクセス権を明確化する等、デジタル技術を活用した被害防止等を可能にする具体的な施策が必要である。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	32	12	新たな決済手段が次々と開発されることが見込まれるところ、法規制の平仄があっていない分野や、そもそも規制がない分野には、悪質な事業者による消費者被害が発生しやすい環境にあります。そうしたことを踏まえ、機能とリスクに応じた横断的な決済法制の構築が求められます。省庁を超えた課題であることから、消費者庁が主導して対策を講じていくことが望まれます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	32	12	キャッシュレス決済サービスの多様化への対応として、「法規制の及ばない決済サービスが存在する等の指摘を踏まえ、トラブル等の状況に関する実態を把握し、必要に応じて所要の対策を検討する。」という方向性は適切であるが、抽象的な記述にとどまっている点は不十分である。マンスリークリア払いの消費生活相談件数が16万件を超えている一方で、カード発行会社の苦情適切処理義務の規定がないこと、法規制がない立替払い型後払い決済サービス（BNPL）が悪質業者の代金決済に利用されていることなど、具体的な問題点と対策を求める意見が複数出ている。したがって、経済産業省は速やかに検討を開始することを明記すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	32	12	キャッシュレス決済の普及により、デジタル化された個人の取引データが事業者に集積・利用されやすい環境になってきており、個人データは事業者のものではなく消費者個人のものであることを前提とした個人データ保護が図られるべきです。この問題は重大性・専門性が高いことから、個人データに関する消費者の権利の保障と保護は、独立した課題としてもいいのかもしれませんが。				
第4章	32	14	国内において海外事業者が提供するサブスクリプションサービスなどの利用が拡大し、消費生活のグローバル化が急速に進んでいる現状を踏まえると、単に「クレジットカード決済について、法の施行状況を継続的に注視する」という受動的な対応だけでは不十分です。国内外のPSP（決済代行事業者）への登録制や加盟店調査義務の導入等、具体的な消費者保護規制の強化の必要性についても言及すべきです。				
第4章	32	15	「過剰与信の防止について、・・・事業者による支払い可能見込み額の調査を適切に監督視する」とある。しかし、信用情報機関との照会応答のタイムラグを悪用し、貸金業者に適切な調査をさせない悪質販売業者の跋扈による過剰与信被害が発生している現状があり、システム面での問題の解消もお願いしたいです。				
第4章	32	15	インターネットで複数の貸金業者から借金し、事業者にインターネットバンクを利用して振り込む被害が発生し、貸金業法に規定されている総量規制の抜け穴となっている消費者トラブルの現状も踏まえた課題について言及していただきたいです。				
第4章	32	15	キャッシュレス決済やクレジットカード決済について、継続的に注視するだけでは不十分です。消費者が、ネット通販などで後払い決済を選択して決済登録した時に、後払い決済業者の与信審査が行われる仕組みを理解していないためのトラブルが後を絶ちません。特に高齢者の後払い決済に対する認識が低く、振込用紙に後払い決済の仕組みをわかりやすく表示するなど、仕組みの周知徹底を検討いただきたいです。また、後払い決済に対する法規制の整理を早急に検討いただきたいです。				
第4章	32	15	過剰与信の防止に関連して、コンビニ後払い（BNPL）のように、利用開始時の与信審査が不要又は簡易である決済手段の利用が、若年世代を中心に拡大しています。これらの決済手段の事業者は割賦販売法で義務付けられた事業者ばかりとは限らないことにも留意をいただき、利用者保護の必要性の有無も含め、検討を行なっていただくことを課題に含めて欲しいです。				
第4章	32	18	「法規制の及ばない決済サービス」とは、BNPL（後払い決済）を指していると思われるが、具体的に記述した方がわかりやすくなると思います。また、クレジットカードのマンスリークリアについても、消費者保護が必要となる場面も少なくないことから、決済方法の違いによって消費者の利益擁護が異なることのないような方策を課題としていただきたいです。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	32	18	「法規制の及ばない決済サービスが存在する等の指摘を踏まえ、トラブル等の状況に関する実態を把握し、必要に応じて所要の対策を検討する。」とあります。消費者トラブルの未然防止と被害回復は決済手段と大に関わっています。現在、後払い決済サービス（BNPL）によるトラブルの対応で、消費生活相談現場では日々苦慮しています。決済サービスの多様化の更なる進展は明白なことであり、早急な取組が必要である旨、追記してください。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	33	3	金融リテラシーの確保の項目で、J-FLECの活動が、消費者の利益を害することへの認識が乏しい。J-FLECや新ニーサは、所得倍増策を打ち出そうとしてこれを諦めた上で、金融所得倍増策に政策の方向を転換し、世界と国民に向けて日本への投資を促す岸田政策の経緯からも明らかなように、成長する国、成長する企業だから投資を勧めるのではなく、投資税制が安くなって国中で投資に向かうから株価が上がるだろうという思惑に依拠した投資を推進するもので、このような、経済の実態を伴わない投資はバブルの形成を企図するものと言わざるを得ず、それはまた、早晚、バブルの崩壊によって、途中から投資に参加した消費者に多大な損失を被らせる恐れのあるものである。消費者庁としては、国をあげての、貯蓄から投資へ、という「国民運動」下においても、投資家教育ではなく、真に適切な投資を行える消費者、また、安易に国策に乗って低所得者が命がねを投資の名のもとに失うことのないような消費者教育に力を注ぐべきである。				
第4章	33	3	3 3 頁・3 行・第4章1（1）金融リテラシー等の確保 【意見】金融経済教育推進機構の行う教育内容についても言及すべき。J-FLECは政府の「資産所得倍増プラン」が示す「貯蓄から投資へのシフト」をきっかけとして設立されており、投資への誘導の内容となることが強く懸念される。「金融リテラシー・マップ」の内容を踏まえ、家計管理や将来設計に重点を置いた金融経済教育が重要である旨が強調されるべきである。 また投資をする前提で投資の重要性を強調するのではなく、「投資をしない選択」も的確にできるような内容の教育内容とすべき。 金融経済教育を担う認定アドバイザーについては、金融機関等に所属しない等の厳格な認定要件が維持されるべきである。また、認定アドバイザーの認定取消について触れられているが、現状ではJFLEC講師として認定アドバイザーで無い者が派遣されている実態もあるようであり、認定アドバイザー制度を潜脱する運営がなされるべきでない点も明記されるべきである。				J-FLECが実施する金融経済教育は、2024年8月にJ-FLECウェブサイトにおいて年齢層別の標準講義資料を公表しているとおり、「金融リテラシー・マップ」に沿って、家計管理や生活設計のほか、社会保障・税制度等の公的制度、また、消費生活の基礎や金融トラブルに関する内容も含めて、広範な内容となっており、「投資をする前提で投資の重要性を強調している」ものではありません。 J-FLEC認定アドバイザー制度に関しては、既に認定要件として、「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している」及び「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」の2点に該当しないことを明示的に求めており、J-FLECにおける認定審査においても、その点を確認していると承知しています。 J-FLECが実施する講師派遣事業においては、所定の審査に合格したJ-FLEC認定アドバイザー、又はJ-FLECに講師派遣事業を移管した各団体において、これまで講師としての活動実績等が認められた講師が派遣されています。J-FLECにおいては、これまでの講師としての活動実績等が認められた講師に対しても、個別のJ-FLEC講師と締結している業務委託契約の中で、「常に中立及び公正な立場」を確保することを求めるなど、認定アドバイザーである講師と同等の義務を課しています。これに反し、J-FLECとして不適当とみなした場合は、契約解除を検討することとなると承知しています。また、出張授業において、2024年7月に公表している標準講義資料を用いて授業・講義を行っていただくなど、事前に講義資料をJ-FLECとして管理していることに加え、授業・講義後には受講者・派遣先担当者にアンケート調査を実施し、実際の授業・講義内容が中立・公正性を損なうものでないことを確認することとしています。 以上のとおり、御指摘の点については、J-FLECの枠組みに既に反映されているものと承知しております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	33	3	④ 「（金融リテラシー等の確保）」について ア 金融経済教育推進機構の金融経済教育について 金融経済教育推進機構（Ｊ－ＦＬＥＣ）は、金融経済教育を推進するに当たって、多くの国民が投資に充てる余裕資金を有しておらず、将来への経済的不安感が高まっている現状や投資に関する消費者被害が生じている現状に鑑み、機構が負うべき責務は被害防止教育を含めた国民の金融リテラシーの向上であることを踏まえて、政府が「資産所得倍増プラン」で示した「貯蓄から投資へのシフト」の方向性を過度に強調したり、国民の金融リテラシーの向上がなされないまま、投資へ誘導したりするような教育を行わないように留意すべきである。 また、「関係府省庁・関係団体が推進する取組と連携」する際も、民間金融関係団体の活動によってＪ－ＦＬＥＣの中立性が害されることのない組織及び運営体制の構築が必要であることを明示すべきである。 イ 認定アドバイザーについて 金融経済教育を担う認定アドバイザーについては、その認定要件について適切な審査を行うのみならず、あくまで顧客の立場に立つ存在であることを制度上明確にすべきである。すなわち、Ｊ－ＦＬＥＣがアドバイザーを認定するに当たり、当該アドバイザーが金融サービスを提供する事業者の従業員、役員及び顧問等を兼ねていないこと、幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能であること、金融商品を組成していないこと、販売事業者から報酬等を受領していないこと並びに「金融リテラシー・マップ」の内容を正しく理解していることなど、顧客の立場に立ち、金融サービスを提供する事業者と顧客等との間に利益相反が生じない仕組みを構築すべきである（意見書２５）。 （意見書25）https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231215.html				J-FLECが実施する金融経済教育は、2024年8月にJ-FLECウェブサイトにおいて年齢層別の標準講義資料を公表しているとおり、「金融リテラシー・マップ」に沿った広範な内容となっており、御指摘のような「国民の金融リテラシー向上がなされないまま、投資へ誘導」する教育は行われていないものと承知しておりますが、金融庁としては、引き続き適切にJ-FLECの監督を行ってまいります。 また、J-FLECでは、消費者分野に精通した学識有識者や法曹出身者に参画いただいている運営委員会による適切なガバナンスの下で、民間金融関係団体と連携する事業においても、その中立・公正性が損なわれないよう適切な事務運営が行われているものと承知しておりますが、金融庁としても、御指摘の観点を踏まえつつ、引き続き適切にJ-FLECの監督を行ってまいります。この考え方を明示するため、「J-FLECにおいて、家計管理や生活設計を含む「金融リテラシー・マップ」の内容に沿った金融経済教育が中立・公正な立場から行われるよう、監督する。」と追記いたしました。 J-FLEC認定アドバイザー制度に関しては、既に認定要件として、「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している」「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」の2点に該当しないことを明示的に求めており、J-FLECにおける認定審査においても、その点を確認していることから、御指摘の趣旨に沿った枠組みが構築されているものと承知しております。
第4章	33	4	「貯蓄から投資へ」という政府の方針の下、安定的な資産形成の重要性を国民に浸透させるため金融経済教育が法律に明記され、これを推進する金融経済教育推進機構が創設されたことを受け、金融経済教育推進機構の役割や新制度に関する記述がされているのだと思いますが、「金融リテラシーマップ」の基礎となった「金融経済教育研究会報告書」には1人の社会人として、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で、最も基本となるのが「家計管理」と将来を見据えた「生活設計」の習得であるとしています。学校における金融経済教育では、まずは、家計管理と生活設計の重要性を理解させるとともに、金融経済教育において基礎となる重要事項の理解が必要で、それらの十分な知識、理解の上で適切な金融サービスの利用について学習する必要があります。「家計管理」と将来を見据えた「生活設計」の重要性に言及してください。	第4章	34	8	該当箇所を以下の表記としました。 「J-FLECにおいて、家計管理や生活設計を含む「金融リテラシー・マップ」（令和5年6月改訂 金融経済教育推進会議）の内容に沿った金融経済教育が中立・公正な立場から行われるよう、監督する。」
第4章	33	15	多重債務問題について、多重債務問題改善プログラムの策定後に貸金業法の改正が行われてからも、社会的背景の変遷により様々な問題発生要因が生じていると思われるが、多重債務問題の解決に係る今日的な意義を明示すべきである。 （理由）次期基本計画において、多重債務問題改善プログラムの今日的な意義が明確にされることにより、地方自治体等においてより積極的に取り組みやすくなると考えられるため。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	33	17	金融経済教育推進会議の「金融リテラシーマップ」と消費者庁の消費者教育の「体系イメージマップ」については、各マップを「踏まえ」という表現は、体系的に全体像を捉えることができず、連携関係が見えてきません。全体像及び各省庁の関わりの整理、見える化が必要と考えます。				
第4章	33	18	「金融リテラシー・マップ」について、同マップの高校生までの部分は2007年（17年前）に策定された金融教育プログラムを基礎としたものであり、一部見直しが行われているとはいえ、キャッシュレスの進展など、その後の社会経済環境の変化を十分に捉えきれていません。改めて基本から見直す必要があるのではないのでしょうか。「消費者教育の体系イメージマップ」も同様です。2012年（12年前）に策定されたまま、見直しが行われていません。特に、社会人に関してはステレオタイプな描かれ方であり、多様な生き方を前提とした見直しが必要と考えます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	33	21	金融リテラシーの確保に向け、事業者は従業員向け消費者教育研修の実施や、金融商品のリスクや特徴を正しく理解させるための教材や説明会の提供を積極的に行うべきである。また、行政は、学校や地域での消費者教育において活用可能な標準教材の提供や、ウェブサイトやSNSを通じた注意喚起情報の共有を強化し、地域間での事例共有を支援する体制を整備すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	36	19	スマホネイティブ世代が育ち、小学校ではアイパッドを使った授業が当たり前になっている。キャッシュレスが当たり前の社会で、早くからの金銭教育や消費者教育が必要だと考えます。幼児期、小学校期からのデジタル技術を活用した消費者教育に5か年という長期間計画には言及してもらいたい。次の社会を担う世代が、きちんとした消費者として社会を渡っていくリテラシーを身に付けることを国として取り組んでほしい。				
第4章	45	20	一般的に、金融商品取引業の登録制度を知らない消費者が多く、そのために投資詐欺に遭うリスクが高まっているように思います。この制度が知られるようになり、取引の前に業者が登録業者かを確認することが抑止力になると考えられるので、登録制度についてさらに周知を図っていただきたいです。				
			キャッシュレス推進するにあたり、小規模事業者にとって手数料を負担することがハードルの一つとなっていると思います。 手数料を利用者から徴収することを禁止事項にあげているカード会社などのキャッシュレス事業者が多いと思いますが、そちらは販売者が選択できるような仕組みをプッシュして行ってほしいです。				キャッシュレス決済の手数料率の決定や、利用者から手数料を徴収することの可否については、カード会社等のキャッシュレス事業者と各事業者（店舗等販売者）との契約によって決まるものと認識しています。 御意見については、今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。
第4章	34	10	「国内及び国際標準化活動に消費者の視点を適切に反映し、標準化政策（適合性評価制度の構築・運用を含む。）を実施する。」の一文が（越境取引に関するトラブルへの対応・未然防止）の項目内にありますが、内容としては別物です。別の項目立てをして、（標準化活動への参加）等のサブタイトルを付けてください。分類は当該の「（2）消費生活のグローバル化の進展への対応」内で結構です。	第4章	35	18	該当箇所の見出しを「（越境取引の増加を踏まえたトラブルへの対応・消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保）」とし、該当記載を文末に移動いたしました。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
（３）配慮を要する消費者への対応、救済・紛争解決 等							
第 1 章	7	16	現在も増加傾向にある高齢者や障がい者を中心とした消費者トラブル防止については社会の安定を図る上でも重要な課題です。消費生活に配慮を要する消費者の拡大について「きめ細かな支援が必要」とありますが、具体的な施策を明示すべきと考えます。例えば成年後見制度や市民後見制度、見守りネットワークの充実は有効と考えます。また高齢化が進み一人暮らしの方が相談出来ずに消費者トラブルの更なる増加や深刻化することが見込まれるが、年齢や配慮を要する程度等に関わりなく、安全で安心な消費行動が取れるための支援のあり方について各省庁が連携し取組を推進される事を強く要望いたします。				今後の参考とさせていただきます。
第 4 章	34	2	(3) 「（３）社会構造の変化への対応」について ② 「（成年後見制度等の活用）」について 上記①イ（第２段落）と同様である。 （①イ 該当箇所 再掲） 成年後見制度の利用促進に当たっては、何よりも、本人の自律的な意思決定を尊重し、支援することに重点を置いて成年後見制度を運用するとともに、制度の在り方についても、より制限的でない制度への見直しを図っていくことが重要である（意見書５）。 （意見書５）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html				成年後見制度については、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、制度の見直しに向けた検討を行うものとされていること等を踏まえ、令和６年２月、法務大臣から法制審議会に対して、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、同年４月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議がされています。同部会では、具体的な保護の必要性がある場合にその範囲で制度の利用を開始し、その必要性がなくなれば制度の利用を終了することを可能とするかという点も含め、幅広い論点について調査審議が行われています。
第 4 章	34	32	(3) 「（３）社会構造の変化への対応」について ① 「（配慮を要する消費者への対応）」について イ 国は、従来、虐待の防止、成年後見の促進、生活困窮者の支援、そして、消費者被害への対応、権利擁護のそれぞれの分野において地域におけるネットワーク作りを推進しているが、相互の連携の必要性が指摘されるものの、それぞれの分野において「縦割り」で施策が推進されていることが多い。特に、消費者問題への対応は、国の所管省庁が異なることから、その傾向が強い。現在、国は、包括的・重層的な支援体制を整備する取組を提案し、手を挙げる地方公共団体に対し、包括的に相談を受け止め、多機関の協働関係を確保する体制作りを進めようとしている。消費者被害の防止や救済のためのネットワークもこうした支援体制と連携し、協働体制を推進していくべきである。 成年後見制度の利用促進に当たっては、何よりも、本人の自律的な意思決定を尊重し、支援することに重点を置いて成年後見制度を運用するとともに、制度の在り方についても、より制限的でない制度への見直しを図っていくことが重要である（意見書５）。 （意見書５）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html				今後の参考とさせていただきます。
第 4 章	34	32	(3) 「（３）社会構造の変化への対応」について ① 「（配慮を要する消費者への対応）」について ウ 身元保証ありきで身元保証等高齢者サポート事業の利用を勧めるものではないが、公的制度（成年後見制度等や地域福祉ネットワーク）が活用できず同事業の利用がなされている現実に対応するため、複合サービスではあるが監督官庁を明確にして行政規制を及ぼす必要がある。また、事業主体の破綻に備えた預託金の保全制度を創設し、適切な事業者の選択を消費者にさせるための情報提供の制度や、身元保証人を確保できないためにやむなく締結するに至った保証委託契約を後に容易に解約できる仕組みの導入等の法整備を行う必要がある（意見書５）。 国は、身元保証等高齢者サポート事業の位置付けを法律上明確にし、監督省庁による責任ある監督を確保するための法制度を速やかに整備すべきである（意見書２７、２８）。 （意見書５） https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html （意見書２７） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240517.html （意見書２８） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240119.html				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	34	32	(配慮を要する消費者への対応) 住宅確保要配慮者対策の一環として、一定期間空き家だった家屋に対し税を課してはどうでしょう。 又は、行政による買取制度を作って公営住宅を増やすという手も考えられます。 こうする事により家に住めない人の救済と、解体すら危険な空き家となる前に処分される事が期待できます。 そもそも現在は家屋が余っているのです。防火や耐震に不安がある建物を解体させて新陳代謝を図るべきです。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	34	32	(配慮を要する消費者への対応) 『住宅の又貸しの規制』をお願いします。 住宅を投機物件として扱う事によって、不要な家賃高騰と要配慮者への貸し渋りが起きています。 国土は有限と考えれば『医薬品の買い占めと転売問題』以上の深刻な問題ではないでしょうか。				
第4章	35	16	高齢者等終身サポート事業について、高齢単身者から消費生活センターへ、「将来に向けて信頼できる業者か」の問合せが増えています。身元保障や日常生活支援、死後事務を任せる事業者の選定は、その人の人生に関わる重要な選択です。未婚率、独居率が増し、独居高齢者の増加に対して、福祉の相談窓口では、特定の民間事業者を紹介することはできず、終活に特化した行政の相談窓口は一部の自治体に限られています。国は積極的に、終活支援に取り組み、終活支援の受け皿と管轄官庁を定め、支援パッケージを設けて欲しいです。				
第4章	35	16	適切な事業運営のために高齢者と関わる機会の多い方々への賃金向上および各種ハラスメントに対するリカバリーのための仕組みを徹底してほしい。なり手がいないのはまず仕事としての内容に対して賃金が到底見合わないという現実が何十年にも渡って改善されていないことが要因であると自覚してほしい。				
第4章	35	18	高齢者等終身サポート事業についてガイドラインの周知徹底に取り組むとあるが、どのように実効性を確保していくのか、より具体的な方策を明示すべきである。				
第4章	35	32	「成年後見制度等の活用」をもっと盛んにする前に、後見人自体が問題であり、新聞沙汰に何度もなっていることを鑑みると、まずは後見人選定を例えば日本国籍を持ち（在日、帰化人は除く）、犯罪歴があるかを徹底的に調べるべきです。もし後見人が被後見人の財産など不当に使った場合や被後見人の基本的人権を侵害するようなことがあれば即辞めさせ、正当な裁判を行うべきだと考えます。 正直、今の後見人制度に積極的になれるわけがないのです。あまりにも後見人に金銭絡みの問題があるからです。				成年後見人は、家庭裁判所により選任されますが、家庭裁判所は、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないとされており（民法第843条）、家庭裁判所が個々の事案に応じた適任者を選任するものとされています。また、成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、請求により又は職権で、これを解任することができるとしており（民法第846条）、成年後見人に不正な行為等があるときは、その成年後見人を解任する制度があります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	36	7	（対象） 36頁7行（第4章1．（3）（成年後見制度等の活用）） （意見） 素案は、成年後見制度の見直しについて、「なお書」というかたちで、法制審議会の調査審議を紹介するにとどまっている。 しかし、成年後見制度については、本人の自己決定（自律）の尊重等の観点から行為能力の制限を減縮していく方向での議論がなされており、それとの関係で、取引における配慮義務やつけ込み勧誘の規制が不可避免的に要請されることとなる。つけ込み勧誘の包括的な規制について、国会の附帯決議や消費者委員会の答申にもかかわらず、消費者契約法の改正が十分ではない状況が続いているが、このような状況では、成年後見制度の見直しの議論の足を引っ張ることにつながりかねない。 この点、消費者法制度のパラダイムシフトの議論がなされているが、その必要性は否定できないが、消費者法全体的な見直しの議論の帰結を待つことなく、速やかに、民法及び消費者法において、つけ込み勧誘の包括的な規定が導入されるべきである。 海外では、民法・契約法レベルで、イギリス法系の諸国の不当威圧の法理、アメリカ方の非良心性の法理、オランダ法の状況の濫用、フランス法の従属状態の濫用、ドイツやトルコ等の暴利行為規定、韓国の不公正な法律行為の規定、ラテンアメリカ諸国のレジオン型つけ込み勧誘の規定などが存在する。 また、消費者法レベルでも、イギリスのデジタル市場・競争・消費者法（旧不公正な取引行為からの消費者保護規則）、フランス、イタリア、ルクセンブルクの消費法典には、不公正な取引行について民事ルールが導入されている。どうして、高齢化がより進展している日本において、類似の規定が導入できないのか理解できない。 なお、規定の不明確性を理由に立法に消極的な姿勢を示す見解もあるが、意思能力の規定（民法3条の2）、公序良俗の規定（同90条）、準詐欺罪の規定（刑法248条）も存在するところであり、また、判例上、表現の自由に対する刑罰法規についてすら、一般人が判断できる程度の基準が読み取れる程度の内容を示すことをもって足りるとされている以上（最判昭和50年9月10日）、私人間の取引上の利害を調整する民事ルールにおいて、過剰な明確性を求めることは不当であり、その点を理由に法的対応を見送ることは妥当ではない。 いずれにしても、成年後見制度の見直しの足かせにならないよう、速やかにつけ込み勧誘を理由とする意思表示の取消し（または、契約の無効または解除）の包括規定の導入の検討に再着手すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第2章	14	1	適格団体や特定適格団体に対し、課徴金を財源にした国費を投入することを目標として掲げるべきではないか。				
第2章	14	6	ソフトローの重要な担い手として消費者団体を位置づけるべきではないか。13ページ（1）の最後に消費者団体への言及があるが、（2）以下②消費者団体への言及がない。（2）において、事業者と消費者団体との対話の促進、消費者団体の活性化が重要なソフトロー的対応の一つであることを明記すべきである。				
第2章	15	15	「消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復のため、消費者団体訴訟制度やその担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に期待される役割が十分に果たされることが重要である。」について				
			適格消費者団体は、運営資金面で課題があります。活発な活動求めるのであれば資金面の支援施策を求めます。				
第2章	16	4	協働の対象に消費者団体も含めるべきである。「事業者、消費者団体等」とした方がよい。				
第2章	16	22	「2040年に向けた目標」に含まれる「消費者市民社会の形成」には消費者団体の活性化が非常に重要であることに鑑み、「本計画中の目標」においても消費者団体の活動促進の視点は重要である。「事業者団体と消費者団体との対話の促進等」の文言を入れてはどうか。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第3章	27	30	消費者団体が担う役割の重要性は、今まで以上に高まっていると考えています。地域で取り組む消費者団体に対する支援・促進はもちろん、連携についてもぜひ強化していただくことを望みます。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	27	30	【意見】「消費者団体への期待」として、公益的な役割の発揮とともに、現状評価について記述されています。持続的に役割を発揮できる存在としてあり続けられるよう、現在休止している消費者団体現況調査の再開し、現況を踏まえたくえて、財政支援も含めた幅広い支援策の実施にも言及すべきです。				
第3章	27	30	消費者行政において、消費者団体が重要な役割を果たしているとしながらも、適格消費者団体を含めて多くの団体では、財政的には厳しい状況にあります。全国の適格消費者団体等26団体が、2024年11月14日に内閣総理大臣等宛てに「適格消費者団体等への経済的支援を求める要請書」を提出したところであり、適格消費者団体をはじめ、消費者団体への積極的なイニシアティブが必要です。				
第3章	27	30	（意見）消費者団体支援の実施を明記すること。 （理由）素案に、消費者団体の「活動の活性化は、消費者行政の推進に当たっても重要」とし、「その自主的な取組が期待され、行政はこうした取組を支援・促進する」とあるが、これは現行計画と同じ記述で、この間、具体的な支援・促進策は実施されていない。支援・促進策の検討の基礎として消費者団体の実態調査を再開し、支援・促進策を実施することを求める。 また、適格団体等ではボランティアな活動への依存状態が限界にきている。加えて推進事業交付金で実施されていた事業が活用期間の終了で失われることによる影響にも直面している。素案では、「適格団体等がその役割を果たし、持続可能に活動していくための新たな方策を検討」と新たに記述されたところではあるが、「新たな措置」を「検討」にとどめることなく、「早期の実施」まで踏み込むことを求める。				
第3章	27	33	消費者団体は意見表明だけでなく、もう一步進めた活動、たとえば標準化の提案・作成なども行っているため、「消費者団体は、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて表明したり、標準化して規程を提案（作成）するほか、消費者教育の担い手や消費者被害の防止及び救済のための活動を行うなど、消費者行政の推進において重要な役割を果たしている。」と実態に沿った表現に修正してください。				御意見の内容は消費者基本法に示す努力義務を超える積極的な役割であり、今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。
第3章	28	2	消費者団体が消費者行政の推進においても重要な役割を果たしている一方で、構成員尾高齢化等による活動の停滞がみられるため、その活動の活性化が重要な課題であることの認識は適切である。ただし、「特定分野で活動を行う団体を含め、その自主的な取組が期待され、行政はこうした取り組みを支援・促進する。」という方針は、消費者団体の活動衰退や消滅の流れが深刻となっている現状に照らして全く不十分である。 消費者庁創設以来、適格消費者団体への支援措置は一応講じられてきたが、一般消費者団体の育成・支援・連携・参画への措置は決定的に欠如している。2014年を最後に消費者団体基礎調査自体が休止状態である。消費者教育の推進は、その大半が学校教育をはじめとして個人に対する教育にとどまっている。 したがって、消費者団体基礎調査を再開して実態を把握することと、消費者が自らの学びながらグループ・団体として主体的かつ継続的に活動できるよう、地方公共団体における積極的な育成・支援策を推進すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第3章	28	3	「消費者を取り巻く環境の変化によって消費者の関心・問題意識は多様化しており、消費者政策は幅広い分野に関わることから、特定分野で活動を行う団体も含め、その自主的な取組が期待され、行政はこうした取組を支援・強化する」という記述は消費者団体として期待するところです。ぜひ、具体的施策を記述してください。				
第4章	48	31	適格消費者団体の重要性の拡大については同意見である。しかしながら、適各消費者団体の活動を構成員の善意に頼るのには限界があるのではないか。消費者被害の防止及び救済という活動の根幹になることを適格消費者団体が担うためには、検討すべき課題が山積している。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第 4 章	48	31	【意見】「今後、高齢化・デジタル化が進む社会の中で、民間のリソースを活用して消費者被害の未然防止や被害回復を図る制度の重要性が拡大することを踏まえ、制度を担う適格消費者団体等がその役割を果たし、持続可能に活動していくための新たな方策を検討する。」とありますが、新たな方策の中に、財政支援なども加えて、検討を進めるべきです。 【理由】 第2章15ページ15行でも、「消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復のため、消費者団体訴訟制度やその担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に期待される役割が十分に果たされることが重要である。」とあります。団体が活動を継続し、期待される役割を発揮するために、関係者の自主的努力にのみ頼るのではなく、財政支援を検討課題とすることは必要です。				今後の参考とさせていただきます。
第 3 章	28	6	適格消費者団体・特定適格消費者団体と行政は、互いに情報交換・共有を行い、消費者被害防止・消費者被害の拡大防止活動を協力して行う。←6行目の後に追加する。 互いの役割分担に応じた連携が効果的な問題解決には必要です。				
第 4 章	49	18	関係部局との連携について、「司令塔」という言葉は出てくるものの、全体に「連携」という言葉が多用されており、消費者庁の消費者問題に対する取り組み姿勢が、消極的もしくは曖昧な印象があります。事業者のような情報力・経済的バックボーンを持たない個々の消費者が、事業者と対峙するには行政の力に頼るほかになく、消費者団体も行政の支援が必要な状況にあります。消費者庁が消費者問題に取り組まなければ、他に誰もいないという気概を持って欲しいです。消費者庁は、自ら実効性ある法整備や法執行を行うなど、リーダーシップを発揮して主体的に積極的に消費者問題に切り込んでいく姿勢を明確に示して欲しいです。				
第 4 章	48	17	(3) 消費者被害の防止及び救済　今までになかった有害事象が起きた場合の消費者の健康被害等で、消費者自身が健康面及び経済面で訴訟等を起こせないケースが非常に多いと思います。消費者団体訴訟制度に関しては、もっと簡便な手続き及び低費用での訴訟が行われなければ、訴訟自体が極めてハードルが高いままで、有害事象への警鐘を知らしめる事も、被害者救済にも繋がらないまま、年月だけが過ぎてしまいます。あくまでも消費者を救済することを最優先のシステムに変更すべきと思います。				
第 4 章	48	17	(3) 「(3) 消費者被害の防止及び救済」について ① 「（消費者団体訴訟制度の更なる活用）」について 消費者団体訴訟制度の更なる活用のために、以下のような施策を実施すべきである。 ア インターネットによる通信販売では、消費者を誤認させ、意図しない定期購入契約に申し込むよう誘引する広告が問題となっているところ、適格消費者団体が、通信販売における販売価格や代金の支払時期等の契約条件に関する誇大広告等についても差止請求権が行使できるようにしなければならない。また、トラブルが多発しているいわゆる健康食品に対する広告規制の執行力の強化のため、適格消費者団体による差止請求権を健康増進法に導入すべきである（意見書３５）。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第４章	48	19	(3)「(3) 消費者被害の防止及び救済」について ① 「（消費者団体訴訟制度の更なる活用）」について 消費者団体訴訟制度の更なる活用のために、以下のような施策を実施すべきである。 エ 適格消費者団体や特定適格消費者団体の活動は、現在も、会員からの会費と運営に携わる者や会員のボランティア活動によって支えられている側面が大きいところ、ボランティアベースでは、消費者団体がなし得る活動の質や量におのずから限界がある。 他方で、消費者契約法や消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）の改正等により、適格消費者団体の差止請求業務や特定適格消費者団体の被害回復業務の範囲は拡大しており、今後も消費者団体が多発する消費者被害の予防・救済の必要性に応える活動を継続するためには、団体の財政基盤の充実が不可欠であることから、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対して、相応の経済的支援がなされるべきである。さらに、消費者団体訴訟等支援法人が十分な活動を行うことができるよう、支援法人に対する資金援助を含めた公的援助がなされるべきである（意見書３、３７～３９）。				今後の参考とさせていただきます。
第４章	48	19	(3)「(3) 消費者被害の防止及び救済」について ① 「（消費者団体訴訟制度の更なる活用）」について 消費者団体訴訟制度の更なる活用のために、以下のような施策を実施すべきである。 オ 被害回復制度について、特例法の２０２２年改正に盛り込まれなかったオプト・アウト型の制度、特定適格消費者団体への破産申立権の付与、事業者の財産に関する情報の取得、事業者の所在等に関する情報を保有する第三者の協力を得る仕組み、事業者が公告に関する一定額の支払義務を負担する仕組みを速やかに導入すべきである（意見書３６）。				
第４章	48	19	適格消費者団体および消費者団体訴訟制度の周知・広報をこれまで以上に進めていくことを求めます。また適格消費者団体が持続的に活動していくための方策の検討を早く具体化してください。				
第４章	48	19	適格消費者団体や特定適格消費者団体の活動は、現在も、会員からの会費と運営に携わる者や会員のボランティア活動によって支えられている側面が大きいところ、ボランティアベースでは、消費者団体がなし得る活動の質や量におのずから限界がある。他方で、消費者契約法や消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）の改正等により、適格消費者団体の差止請求業務や特定適格消費者団体の被害回復業務の範囲は拡大しており、今後も消費者団体が多発する消費者被害の予防・救済の必要性に応える活動を継続するためには、団体の財政基盤の充実が不可欠であることから、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対して、相応の経済的支援がなされるべきである。さらに、消費者団体訴訟等支援法人が十分な活動を行うことができるよう、支援法人に対する資金援助を含めた公的援助がなされるべきである。 被害回復制度について、特例法の２０２２年改正に盛り込まれなかったオプト・アウト型の制度、特定適格消費者団体への破産申立権の付与、事業者の財産に関する情報の取得、事業者の所在等に関する情報を保有する第三者の協力を得る仕組み、事業者が公告に関する一定額の支払義務を負担する仕組みを速やかに導入すべきである				
第４章	48	19	消費者団体訴訟制度の実効性を向上させるために、消費者団体訴訟等支援法人制度の活用とありますが、適格消費者団体に過度なコスト負担が求められるのであれば、十分に活用できません。また、「隣接分野と適格消費者団体との連携促進、専門的知見の活用等の団体支援、環境整備」の記述では、具体性に乏しいと思われます。適格消費者団体の活動実態をしっかりと検証したうえで、課題を明確にしたうえで「適格消費者団体が行う差止請求関連業務の円滑な実施のために必要な援助」についての具体化を進めてください。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第 4 章	48	19	(3)「(3) 消費者被害の防止及び救済」について ① 「（消費者団体訴訟制度の更なる活用）」について 消費者団体訴訟制度の更なる活用のために、以下のような施策を実施すべきである。 イ 事業者が景品表示法に違反する優良誤認表示・有利誤認表示に該当する広告表示を中止したとしても、特にウェブ上の広告においては、その改変は容易であり、いつでも再表示が可能である。そこで、事業者が違反行為を中止した場合であっても、不当表示に対する適格消費者団体の差止請求が可能であることを法文に明示すべきである（意見書 3）。				今後の参考とさせていただきます。
第 4 章	48	19	(3)「(3) 消費者被害の防止及び救済」について ① 「（消費者団体訴訟制度の更なる活用）」について 消費者団体訴訟制度の更なる活用のために、以下のような施策を実施すべきである。 ウ 景品表示法に違反する事案に関して行政庁が有する情報について、差止請求の端緒となる情報及び処分関連の情報を適格消費者団体に提供することを可能とするとともに、被害回復制度に関して、特定商取引法や預託等取引に関する法律のみならず、景品表示法に基づく処分に関して作成された書類についても、特定適格消費者団体に提供することを可能とすべきである（意見書 3、3 6）。				
第 4 章	48	19	(3)「(3) 消費者被害の防止及び救済」について ① 「（消費者団体訴訟制度の更なる活用）」について 消費者団体訴訟制度の更なる活用のために、以下のような施策を実施すべきである。 カ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）違反事案に関する救済方法の拡充という見地から、個人情報保護に関する団体訴訟制度を創設すべきである。具体的には、個人情報保護法違反事案に対する差止訴訟、個人情報漏えい事案の損害賠償請求に関する集団的被害回復訴訟を導入し、その主体として適格消費者団体及び特定適格消費者団体（以下「各消費者団体」という。）その他の個人情報保護に精通した団体に訴権を認めるべきである（意見書 4 0）。 上記制度の導入に当たっては、食品表示法第 1 1 条のように、個人情報保護法において、各消費者団体等に対し、差止請求の権限を直接付与する形とすべきである。なお、各消費者団体等に訴訟の権能を与えるに際しては、経済的・技術的支援が併せて導入される必要があり、そうでなければ持続可能な制度にはなり得ない。 すなわち、現在各消費者団体には、法的問題の検討のため、専門家たる弁護士・学識経験者・司法書士・消費生活相談員が参画しているが、各活動に対する専門家の報酬等はないことが原則となっている。また、各適格消費者団体そのものの収入・財政状況についても、各会員からの会費、寄附金のほか、行政からの僅かな補助金などが主たる収入源であり、その金額も団体によっては僅少であって、経済的に潤沢とはいえない。 このような状況も相まって、適格消費者団体の活動、特に特定適格消費者団体による集団的被害回復訴訟の提起は限定的とならざるを得ないのが実情である。実際に個人情報保護法違反事案、情報漏えいに関する損害賠償事案を担当することとなれば、各消費者団体等が扱う業務が増大することから、各消費者団体に対して継続的に経済的支援を行う必要がある（意見書 3 8、4 1）。 さらには、差止請求等を検討する際の法的判断を支援するため、個人情報保護法令に関する学習会の開催、資料や書籍などの提供、個人情報保護委員会との連携により、容易に個人情報保護法令への違反の有無を判断し得るための研鑽・情報共有を行う支援体制などの制度導入も検討されるべきである。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	19	消費者団体訴訟制度の更なる活用のために、以下に述べる①から⑥に指摘したような施策を実施すべきである。 ①インターネットによる通信販売では、消費者を誤認させ、意図しない定期購入契約に申し込むよう誘引する広告が問題となっているところ、適格消費者団体が、通信販売における販売価格や代金の支払時期等の契約条件に関する誇大広告等についても差止請求権が行使できるように21 しなければならない。また、トラブルが多発しているいわゆる健康食品に対する広告規制の執行力の強化のため、適格消費者団体による差止請求権を健康増進法に導入すべきである。 ②事業者が景品表示法に違反する優良誤認表示・有利誤認表示に該当する広告表示を中止したとしても、特にウェブ上の広告においては、その改変は容易であり、いつでも再表示が可能である。そこで、事業者が違反行為を中止した場合であっても、不当表示に対する適格消費者団体の差止請求が可能であることを法文に明示すべきである。 ③景品表示法に違反する事案に関して行政庁が有する情報について、差止請求の端緒となる情報及び処分関連の情報を適格消費者団体に提供することを可能とするとともに、被害回復制度に関して、特定商取引法や預託等取引に関する法律のみならず、景品表示法に基づく処分に関して作成された書類についても、特定適格消費者団体に提供することを可能とすべきである				今後の参考とさせていただきます。
第2章	22	1	消費者トラブルについて、訴訟のコストが高すぎて泣き寝入りを強いられる方々が多数います。これを救済するため、弁護士会のADRだけではなく、広くODRが利用できるよう制度を整備すべきです。				
第4章	34	1	第1章2. (1)において、海外事業者との取引の増加に伴い生ずる被害救済の必要性を説いているが、第4章1. (2) 消費生活のグローバル化の進展への対応では、被害対応（個別紛争対応）として、CCJの充実を指摘するにとどまっている。たしかに、越境消費者トラブル解決の困難性に鑑みると、CCJによる消費者支援は重要である。しかし、CCJは基本的に助言を行う機関であり、あっせんや仲裁を行う機関ではないので、CCJの充実だけでは、越境消費者トラブルの救済は難しい。越境ODR等の紛争解決の場の提供や、国内代理人の義務づけなどによる国内手続を利用可能性の確保などを検討する必要がある。計画期間内に、これらの仕組みの導入することが望ましいが、少なくともこれらの仕組みの導入に向けた検討を行うことは不可欠である。				
第4章	34	1	【対象】 第4章1. (2) 消費生活のグローバル化の進展への対応 【意見】 第1章2. (1)において、海外事業者との取引の増加に伴い生ずる被害救済の必要性を説いているが、第4章1. (2) 消費生活のグローバル化の進展への対応では、被害対応（個別紛争対応）として、CCJの充実を指摘するにとどまっている。たしかに、越境消費者トラブル解決の困難性に鑑みると、CCJによる消費者支援は重要である。しかし、CCJは基本的に助言を行う機関であり、あっせんや仲裁を行う機関ではないので、CCJの充実だけでは、越境消費者トラブルの救済は難しい。越境ODR等の紛争解決の場の提供や、国内代理人の義務づけなどによる国内手続を利用可能性の確保などを検討する必要がある。計画期間内に、これらの仕組みの導入することが望ましいが、少なくともこれらの仕組みの導入に向けた検討を行うことは不可欠である。				
第4章	34	3	(2) 「(2) 消費生活のグローバル化の進展への対応」について ① 「（越境取引に関するトラブルへの対応・未然防止）」について 現状の体制では、越境取引における消費者被害の予防の観点からの法整備はなく、紛争解決の手段も整備されていない。越境取引及び越境取引に関する紛争解決におけるルール国際共通化に向けた議論を行い、紛争解決のためのADR機関の創設、ODRの実施をすべきである（意見書12）。 （意見書12）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220121.html				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第 4 章	34	7	③ 「（国際機関等との連携）」について 越境消費者紛争においては、各国間の実体法制度の違いによる解決困難、主権の問題による規制及び取締りの困難が伴う。こうした問題を乗り越えるには、越境取引における国際的な共通ルール・ガイドラインを整備していくことが必要であり、そのためにも国際機関等との連携が図られるべきである（意見書 1 1）。 （意見書 1 1）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2013/130710.html				引き続き、関係法令の厳正かつ適切な執行に取り組むとともに、適切に対応してまいります。
第 4 章	34	18	② 「（海外 O T A への対応）」について 海外 O T A は日本において取引を継続しようとする外国会社であることが通常であり、国は、会社法第 9 3 3 条第 1 項第 1 号の定める外国会社登記における代表者登記義務の履行を徹底させる運用をすべきである（意見書 2 6）。 （意見書 2 6）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/201218.html				御指摘の「海外OTA」が「日本において取引を継続しようとする外国会社」であるかどうかは、当該会社に係る取引等の個別具体的な事情を踏まえないと判断できないと考えられるところ、それに該当することを当然の前提としている御意見を本計画に反映することは適当ではないと考えます。
第 4 章	34	18	海外 O T A は、旅行業務を行っている点は国内 O T A と異ならないが、日本国内ではなく海外に事業拠点があるため、旅行業登録をまぬかれているものであり、海外 O T A に対する旅行業法の域外適用について、海外 O T A は、日本語ウェブサイトを作り、日本在住の消費者をターゲットとするビジネスを展開しているのだから、日本の消費者法の適用があることを予期してしかるべきであり（対象者利益）、海外 O T A による消費者被害が現実が発生しており、しかも徐々に増加する傾向にあることからすれば、旅行者の利益保護を目的とする旅行業法の適用を認めるべき必要性もある（国内利益）。また、国内 O T A の場合には旅行業法の適用を受け、旅行業登録、営業保証金の供託、旅行業務取扱管理者の選任、標準旅行業約款の認可、取引条件説明義務や書面交付義務等の行為規制があるのに対し、海外 O T A にはこれらの旅行業法に基づく規制はなく、競争条件の不平等があるといった観点から、何らかの日本法による法的規律を海外OTAに及ぼす方向で一歩踏み込んだ検討が必要である。海外OTAの消費者トラブルを消費者のリテラシーに頼って解決することは困難であることを直視するべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第 4 章	49	1	（紛争解決のための枠組みの整備）上記に記したような条件とともに、訴訟を引き受けてくれる弁護士を一定数確保するなどの措置も重要だと思います。前例のない消費者問題の訴訟は法整備がされておらず「勝てない訴訟は請け負わない」と、弁護士に断られるのが消費者問題です。これでは被害者は訴訟を起こしたくても起こせません。				
第 4 章	49	1	② 「（紛争解決のための枠組みの整備）」について 越境取引が増えている状況に鑑み、越境取引に関する消費者トラブルに対応する A D R の創設に向けた調査・検討を行うべきである（意見書 1 1）。A D R 制度の現実的運用については、第 2 ・ 3 (3)③記載のとおりである（意見書 1 2）。 （意見書 1 1）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2013/130710.html （意見書 1 2）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220121.html				
第 4 章	49	2	紛争解決のための枠組みとしてADRについて記載されています。東京都消費者被害救済委員会のような、条例に基づく行政型ADRがあり、住民への消費者行政サービスとして意義あるものです。国民生活センターに加えて、地方公共団体の条例に基づく消費者被害救済員会あるいは消費者被害救済制度等として、言及してください。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
（４）消費者教育、エシカル消費、カスタマーハラスメント対策 等							
第４章	33	21	「生涯を通しての消費者教育の機会を確保するため、関係府省庁・関係団体と連携し、学校での消費者教育出前講座や、若年層から壮年・退職期まで各世代の従業員に向けた消費者教育研修プログラムを実施する」とあるが、「生涯を通して」であれば、退職後の高齢者に向けても消費者教育プログラムを実施すべきです。実際、高齢者層において投資詐欺で多額の被害が発生しており、本来次世代に受け継がれるべき財産を失う重大な事態を招いています。				今後の参考とさせていただきます。
第４章	33	21	「生涯を通じての消費者教育の機会を確保するため」の文面については、唐突に消費者教育全般の機会の確保についてを語っているようにも読めてしまいます。前段の金融リテラシーは消費者教育の一部でありますので、ここでは文脈から”金融リテラシー等の確保”を目的とすることを明記した方が良いと思います。	第４章	34	26	該当箇所を以下の表記としました。 「金融分野に関連する消費者教育の機会として、関係府省庁・関係団体と連携し、学校での消費者教育出前講座や、若年者から壮年・退職期まで各世代の従業員に向けた消費者教育研修プログラムの活用を促す。」
第４章	33	21	【意見】「生涯を通しての」以下２９行目までは、消費者教育の内容に関する記述となっており、「金融リテラシー等の確保」という表題下に記載されている金融経済教育とは別の独立した内容となっている。これは独立した内容として記載されるべきである。 また、消費者教育の充実においては消費者教育推進法が掲げる「消費者市民社会」に向けた教育が内容である点も明記されるべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第４章	34	30	「(3)社会構造の変化への対応」に、「若年層の消費者取引への対応」への言及を追加してください。超高齢社会が進む中、次世代の消費行動やライフスタイル（電話では無く、SNS/テキストが主流等）について、言及自体が無いことに対して懸念を覚えます。				第1章において、消費生活におけるデジタル技術の浸透等により、あらゆる世代において消費生活相談が増加している状況を指摘しており、これを踏まえ、本計画案においては第2章1.（1）において、これまでの「一般的・平均的・合理的消費者像」という一定のモデルのみならず、若年者を含む全ての消費者がトラブルに遭遇する可能性あるという認識を消費者政策や消費者法制度の基礎に置くこととしています。また、関連する施策は、第4章1.（1）「デジタル技術の飛躍への対応」に記載しているところです。
第４章	36	10	消費者教育の強化には学校における消費者教育が重要です。文部科学省等と連携し、充実を図ってください。 消費者法制度のパラダイムシフトにより、これまでの「一般的・平均的・合理的消費者像」を念頭に置いた制度設計からの転換が図られ、現実の消費者が様々な脆弱性を有するという認識のもと、制度の再編・拡充が行われることが示されました。 これにより露見する、判断力等がきわめて脆弱な消費者に対しては、立法や行政機関による保護の強化が必要であるとともに、すべての消費者への消費者教育の強化が必要であり、とりわけ、学校での消費者教育が重要です。消費者が「消費者の脆弱性」を理解し、「デジタル時代に求められる消費者力」を身に付けていくためには、学校教育それも小学生から、その年代に合った金銭教育・消費者教育を受けられるようにすることも重要だと考えます。学校教育での消費者教育分野の充実を図るため、文部科学省をはじめとする関係省庁とのさらなる連携強化や学習を始める年代等の記載もご検討ください。	第４章	38	6	第4章1.（4）において、「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進するとともに、各地域における様々な主体が連携・協働した消費者教育の取組の推進や消費者教育連携・協働推進全国協議会（消費者教育フェスタ）における事例の共有・周知等を行う。」としているところです。
第４章	36	16	「消費者教育の推進」のこの部分に限らず、消費者への広報があまり考えられていないような印象を受けます。多くの消費者教育のサービスがどこかのwebサイトで提供されているようですが、多くの消費者はそう言った信頼できるwebサイトにたどり着くことが困難か、または思いつかないと推測されます。デジタルリテラシー教育が充実されるつなぎの間でも、リアル広報について充実させる必要があります。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第４章	36	16	「（消費者教育の推進）」について 「消費者教育の推進」においては、まずは、消費者の自立との関係、消費者被害防止との関係、自己責任との関係に留意しつつ「消費者市民社会」の意義を記載すべきである。特別支援学校向けの消費者教育の重要性はもとより、小学校、中学校、高等学校、専門学校等における消費者教育の充実を明示すべきである。「消費者教育」との文言は、定義をより明確にするため、消費者教育の推進に関する法律の理念に基づく消費者教育であることを明示すべきである。 消費者教育と消費者救済は、どちらも欠けてはならない、いわば「車の両輪」である。消費者教育の推進により、自己責任を理由に消費者の権利や救済が制限され得る懸念は常に存在する。そのため、「消費者教育の推進」においては、自己責任により、消費者の権利や救済が制限されることはないことを明示すべきである。	第４章	37	31	該当箇所を以下の表記としました。 「また、特別支援学校を含む学校や地域での出前講座を推進するとともに、消費者教育コーディネーター会議等で取組事例等の情報提供・共有の充実を図る。」 なお、第3章3.（1）消費者への期待において、以下の記載をしております。「昨今の複雑・多様かつ急激に変化する取引環境下にあっては、世代や生活環境等にかかわらず、自らを含む誰もが多様な脆弱性を有し、消費者トラブルに遭う可能性があるということを全ての消費者が意識し、消費活動を行うことが重要である。その際、消費者トラブルによる深刻な被害を防ぐためには、様々な手法による規律はもとより、消費者においても自らが率先して、消費者教育の機会等を通じてデジタル時代に即した「消費者力」を身に付けるよう努め、それを実践していくことが求められる。」
第４章	36	16	p36の 消費者教育の推進には「地域経済循環における消費教育の推進」を明記するべきである。これは特に重要で、ここに書かれている事に加え、グローバル経済の仕組みと地域経済循環の仕組みを対比して教える必要がある。グローバル経済では地域の資源はグローバル企業に吸い上げられ長い目で見ると疲弊するが、地域経済循環を促すと地域は活性化する。消費者が地域経済循環を意識した消費行動をする様に消費者を教育する必要がある。グローバル企業が極端に肥大化している現在の市場をバランスさせなければいけない。 また、「食の安全と健康、農林水産業が地球環境と生物多様性に与えるインパクト」を消費者に教えるなければならない。それも明記するべきである。消費者に環境教育を行わないとSDGsの目標である「作る責任使う責任」は達成できない				今後の参考とさせていただきます。
第４章	36	26	「消費者教育コーディネーター会議の実施等により、」を「消費者教育コーディネーター会議の実施やコーディネーター支援体制の構築等により、」の記述にしてください。コーディネーターの役割をより実効性のあるものとするためには、各地方公共団体の消費者教育コーディネーターが相談等ができる体制を構築することが必須です。	第４章	37	29	御指摘の、「消費者教育コーディネーターが相談等ができる体制を構築する」ことが重要という観点から、本計画では、消費者教育コーディネーター会議を通じて、「消費者教育コーディネーターの活動スキルの向上と課題の共有等」を図っていることを、記載しています。
第４章	36	27	消費者教育コーディネーター会議の記載部分に、特別支援学校での出前講座の推進や教材、取組事例の情報提供等が記載されていますが、特別支援学校のものに限定せず、地域における消費者教育の強化も記述してください。				今後の参考とさせていただきます。
第４章	36	31	３６頁・３１行・第４章１（４）よりよい社会の実現と国際協調への貢献への対応 【意見】成年年齢下げを踏まえた施策として「法教育リーフレット」の公開およびイベント等参加者へのリーフレットの周知徹底だけが挙げられている。この点、第４期計画では随所に成年年齢下げの影響が取り上げられ、十分な取り組みの必要性が指摘されていたのであり、その視点が明記されていない本計画は大きな後退と言わざるをえない。「消費者の脆弱性」という大きな括りにするのではなく若年者への配慮した充実した取り組みが明記されるべきである。				第1章において、消費生活におけるデジタル技術の浸透等により、あらゆる世代において消費生活相談が増加している状況を指摘しており、これを踏まえ、本計画案においては第2章1.（1）において、これまでの「一般的・平均的・合理的消費者像」という一定のモデルのみならず、若年者を含む全ての消費者がトラブルに遭遇する可能性あるという認識を消費者政策や消費者法制度の基礎に置くこととしています。また、関連する施策は、「第4章1.（1）デジタル技術の飛躍への対応」に記載しているところです。
第４章	36	31	令和4年4月の成年年齢引き下げを踏まえ契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる法教育リーフレットの法務省のウェブサイト等で公開、イベントやセミナー等の参加者にリーフレット等での周知、広報をおこなっているとあるが、注意喚起だけでは不十分なので、学校教育中のプログラムとして体系化し、若者への啓発活動に繋がる取組を要望いたします。また、SNS等を活用して若者が相談しやすい新たな取組の検討や被害情報の多い悪質業者については、注意喚起の情報公開や、改善が見込めない場合の罰則強化も視野に入れた対策を強く要望いたします。成年年齢引き下げを踏まえ、今後の消費者教育については、小学校低学年からの学校教育が重要ではないかと考えます。消費者教育の一環である出前講座についても、学校により開催を断るような事案もあると聞いています。また企業へ就職した若者については、企業と連携し入社前の研修プログラムに入れてもらう等、今までとは違う視点での取組を関係省庁で連携しながらすすめる事を強く要望いたします。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	36	31	成年年齢の引き下げに対応した教育は一定の成果をあげたものの、引き続き重視して取り組む必要がある。個々人が自分の身を守るという視点ではVRを利用した教材など効果的な教材が作られたが、その活用はまだまだである。同教材を用いて勧誘の心理的手法について検討し、さらに日常目にする勧誘や広告との類似性と相違について考察できるような、これまでの成果をさらに深める教材開発と普及が重要である。細かな手法の知識の伝達よりもそこに通底する心理的メカニズムの理解を深め、日々の生活の中でそれへの対応力を高める実践的教育の推進が求められている。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	36	35	「消費者教育ポータルサイト」に教材を掲載している主体について、「事業者等」を「事業者、消費者団体、自治体等」と表記した方が良いと思います。	第4章	38	2	該当箇所を以下の表記としました。 「「消費者教育ポータルサイト」において、地方公共団体や消費者団体、また、事業者の消費者教育教材や取組事例を掲載し、教材の活用を促す。」
第4章	36	35	「消費者教育ポータルサイト」の普及、活用の活性化について、省庁、自治体等とも連携し、網羅的に教材を掲載、検索できるよう更なる充実を求めます。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	36	35	成年年齢引下げにあたっての国会（参議院）の附帯決議を踏まえた対策（第4期「成年年齢引下げを見据えた環境整備に 関する関係府省庁連絡会議」の枠組みに基づく各省庁の対応）の継続についての記述が必要である。そもそも、成年年齢引き下げへの対応の検証が十分なされていないのではないか。また、消費者教育は、新たな世代の成長に対応する形で、継続的に行う必要があり、一時的に実施すれば足りるのではない。成年年齢の引き下げへの対応は持続的に行う必要がある。素案は、成年年齢に引き下げへの対応という意識が希薄になってしまっているように感じる。 なお、大学生で『社会への扉』の存在を知らない学生が少なくない。消費者庁は、『社会への扉』の無償配布を停止しているが、上記の観点も踏まえ、これは復活すべきである。また、高校での消費者教育の実施について、サンプル調査などの手法で、より踏み込んだ調査を行うべきである（1学年の1クラスでも実施すれば、実施しているかのような把握の仕方は不適切である）。				引き続き関係省庁が連携をして、消費者教育の取組を進めてまいります。 御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	2	消費者教育の基本は消費者が自らの権利をしっかりと理解できることに尽きる。消費者の責任は消費者の権利がきちんと保障されることによって生じるものであるはずだ。「消費者の権利と責任について理解するとともに」のように、消費者の権利とその責任を同列に扱うべきではない。また、「主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため」などという、消費者に責任を負わせるような書き方はすべきではない。	第3章	27	25	第3章3.（1）消費者への期待において、以下の記載にて趣旨を明確化いたしました。 「昨今の複雑・多様かつ急激に変化する取引環境下にあっては、世代や生活環境等にかかわらず、自らを含む誰もが多様な脆弱性を有し、消費者トラブルに遭う可能性があるということを全ての消費者が意識し、消費活動を行うことが重要である。その際、消費者トラブルによる深刻な被害を防ぐためには、様々な手法による規律はもとより、消費者においても自らが率先して、消費者教育の機会等を通じてデジタル時代に即した「消費者力」を身に付けるよう努め、それを実践していくことが求められる。」 なお、学習指導要領においては、例えば中学校の技術・家庭科（家庭分野）において、 ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること ・自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること 等が規定されているところです。
第4章	37	7	2. 該当箇所：P37、7行目、 ・意見：消費者教育において消費者被害の未然防止のみを目的とするのではなく、自覚なく、もしくはなすすべ無く消費者被害に現在あっている人たちも消費者教育の対象として想定し、相談先、解決に向けた取り組みを啓発していくことも目的と加えていってほしい。 ・理由：私は生まれたときから母親がマルチ商法にはまっており、中学生の頃に学校でマルチ商法など悪質商法の注意喚起が授業でなされました。今後被害に遭わないための教育が私に教えたのは、私はすでに手遅れの状況であることと、自分の親が注意喚起をされるような悪質商法に愚かにもハマっていることの恥でした。少なくとも教育を実施する側は、消費者被害にすでにあっている人をすくい取ることができうることを念頭に置いてほしいと思います。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	37	30	消費者志向経営に取り組む活動の優良事例は、消費者市民の育成にとっても貴重な学びの機会を提供するものである。消費者の取組と事業者の取組の優良事例を互いに学び合える機会を全国各地で展開しつつ、その成果を教育現場に届け、そうした教育の優良事例も横展開していく、トータルな取組が求められている。そうした持続可能な経済社会を生み出す重要な役割を持つものとして、消費者行政を位置づけることがまずは大切である。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	38	4	（食育の推進） 日々お肉や乳製品、卵などの動物性食品を食べていても、畜産動物がどのような環境で一生を過ごし、屠畜されるのかを理解している人は少ないです。 一人の大人として、家畜動物の生産過程を知った上で責任を持ち、消費選択することが本当の「食育」ではないでしょうか？ また、学校教育のなかで生徒に豚や鶏を育てさせ、愛着を持たせた挙句、殺して食べさせるという授業がありますが、このような「食育」には反対です。畜産動物の生産過程を体験させるのは良い経験だと考えますが、その上で動物性食品を「食べない」選択肢も提示することが公正な「食育」のあるべき形です。世界には多くのベジタリアンやヴィーガンという生き方をする人たちが存在します。幅広い知識を元に、一人一人が自身の食スタイルを能動的に選ぶことができるよう導くことが教育機関の役割です。				
			計画（案）の内容は教育的にも優れたものだと解する。そこで、基本計画が策定された後、①小学生低学年、②小学生高学年、③中学生、④高校生、⑤大学生の各年代ごとに、当該年代に合った平易な表現や分量の基本計画ダイジェスト版も併せて作成し、公表していただけると、学校教育で利活用することができる。				
			「消費者力を習得する等により、消費者トラブルに巻き込まれないよう自ら務めることが不可欠」（P27）、「消費者教育の推進」（P36）等、全体通じて消費者の自主的な取組み、行動変容を求める記述に重きが書かれています。一方で、被害の実態、社会の変化に応じた法令の見直し、新たなルールの導入などについての言及は希薄です。その点から記述の見直し、追記を求めます。				頂いた御意見に係る内容は、第2章の12ページ～14ページ等で記載しております。
			子どもも大人も人権教育が必要なので、そこに力を入れてください。それらが持続可能な社会をつくるのに不可欠な要素です。これもまた私たちの消費生活につながります。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	11	第3章 4-1-(4) より良い社会の実現と国際協調への貢献への対応 （エシカル消費・消費者志向経営等の推進） 前述したように、消費者にエシカル消費の選択肢を分かりやすく、手軽に取り入れられるように整備する必要があります。環境負荷の少ない植物性100%の商品に、Vegan認証マークを取得、表示するように促進するなど。外食産業ではマイボトルや容器持参の消費者にインセンティブを与えるなど、企業や消費者双方にとってエシカル消費をしたくなるような施策を国として計画してください。				
第4章	37	11	P37 11行目 （エシカル消費・消費者志向経営等の推進） 化学洗剤や消臭スプレーなど、様々な日用品に含まれる化学物質は化学物質過敏症を生み出すだけでなく、環境にとっても負荷を与えている可能性がある。 ”人・社会・環境に配慮した消費行動、いわゆるエシカル消費の更なる普及”をしていくのであれば、もっと化学物質過敏症という症状について広く周知してほしい。 また化学物質過敏症の人でも使用しやすい商品にはわかりやすいような表示をする等、メーカーが差別化を図れるような取り組みを進めてほしい。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	37	11	< P37、11行？> エシカル消費を行うための条件として、製品の品質が一目で消費者に分かるための、ラベル表示の工夫を行うことを盛り込む。（GHS表示、全成分開示など）「循環経済」実現のために、プラスチックに含まれる添加剤の情報開示を進めていくことをここに盛り込む。策定中のプラスチック条約の内容に、添加剤である有害化学物質の規制が含まれる可能性もあるため、この消費者基本計画で準備作業を始めることを謳っておかなければならない。プラスチックが含有する有害化学物質のラベル表示を行えば、消費者安全を確保するとともに、エシカル消費を促すことにもつながる。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	11	p37 11行 4章 エシカル消費の推進 エシカル消費のなかに、畜産分野でアニマルウェルフェア(動物福祉)の考え方を取り入れることを求めます。そして、その取り組みをすすめる事業者を支援してください。欧米からかなり遅れているのがこの国の現状です。				消費者庁では、「安さ」や「便利さ」にとどまらない消費生活の選択肢の一つとして、人や社会、環境に配慮した「エシカル消費」の普及に努めており、エシカル消費の概念には動物福祉も含まれると考えています。引き続き、動物福祉の概念も含む「エシカル消費」の普及・啓発に取り組んでまいります。
第4章	37	11	エシカル消費についての記載が他の項目よりも非常に具体的な例や細かい説明が記述されています。記載されている内容は重要であり、具体例があることで分かりやすくなっています。しかし、エシカル消費が関係する領域は広く、記載されている事例以外の分野におけるエシカル消費にまで気づくに至らない可能性もあります。全ての分野を記載することは到底不可能ですが、エシカル消費の視点は、地球にやさしい「エシカル商品」といわれる商品を購入するだけでなく、消費行動そのものがエシカル消費の視点を持つことが大切であることを明示したうえで、列举されている事例が、エシカル消費行動の一部であることを分かりやすく示してください。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	11	「エシカル消費・消費者志向経営等の推進」においては、消費者に向けた正しくてわかりやすい情報の提供が必須である。このことがわかるように記載すべきである。				
第4章	37	27	エシカル消費の推進に向け、事業者は消費者志向経営の観点から、環境や社会に配慮した商品・サービスを開発・提供し、それらの特長を消費者に分かりやすく伝える情報提供を強化することが期待される。また、エシカルな選択を促すキャンペーンや取り組みを積極的に実施し、消費者の関心を高めることが求められる。行政は、消費者志向自主宣言事業者への具体的な支援として、優良事例の共有や表彰制度を拡充し、取組の意義を広く発信すべきである。これにより、事業者の取り組みが高度化し、消費者の行動変容が促進され、持続可能な社会の実現に寄与することが期待される。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第 4 章	46	31	遺伝子組み換え食品に関する食品表示について、4 6 ページ以降について意見を提出します。 第 5 期消費者基本計画では消費者庁はエシカル消費や食の信頼性の確立の重要性を語りながら、実際には、消費者の知る権利が企業の都合を優先する施策によって奪われている現実があります。この点の是正が急務です。 たとえば、海外では遺伝子の検出が困難な加工食品であっても、遺伝子組み換え原料を使ったものは、遺伝子組み換え食品であることを表示することを義務化している国が多く存在しています。しかし、日本では食用油やお酢など検出できないことを口実に表示義務を免除しています。 そのため、日本では売られているナタネ コーン 大豆 コットンを使った食用油のほとんどが遺伝子組み換えという現状を許しているだけでなく、もし表示があれば、遺伝子組み換えでない大豆 トウモロコシ ナタネの国内生産も強化できるのに、ほとんどが輸入される遺伝子組み換え原料に押されて、潰されてしまう状況をもたらしています。この施策が食料自給率を下げる結果を生んでいることにも注目せざるをえません。 国内の産業よりも、米国などでの遺伝子組み換え企業を明らかに利する政策となっており、変えることが必須と言わざるをえません。 また、日本では食品表示義務を課すレベルがとても緩く、使われている順に上位 3 つ、全体の重量比 5 パーセント以上使っていなければ表示しなくていいというルールになっているため、他国で遺伝子組み換えとされる同じお菓子が日本ではまったく表示されずに販売されるという状況がまかり通っています。 食用油などを含む食品に表示義務を課しているのは EU だけでなく、ブラジルでも表示義務を課しており、また日本と比較的状況が似ている韓国でも 1 月 1 3 日に、食用油のようなケースもすべて遺伝子組み換え食品表示義務に課すことを求める法案が提出されています。このままでは日本は世界から圧倒的に劣った基準を持つ国となってしまいます。 一方、遺伝子組み換え原料を使った場合の反対に、遺伝子組み換え原料を一切使わない場合に表示できる 遺伝子組換えでない という表示の規定についても消費者庁は 2 0 2 3 年 4 月に変更し、実質的に 遺伝子組換えでない 、NonGM O という表示が不可能になってしまいました。 世界のスタンダードは 1 パーセント以上の遺伝子組み換え原料を含む場合に遺伝子組み換え食品表示を課し、意図せざる混入がそのレベルより低ければ NonGM O、遺伝子組み換えでない という表示が可能になります。今回の変更は意図せざる混入を一切許さない、という変更で、一見、消費者のためのように見せかけていますが、実際上は意図せざる混入がほんのわずか起きただけで法違反者にしてしまうことで、NonGM O の流通を潰してしまうことを狙ったものと言わざるを得ないでしょう。 これもまた、上記と同様、国内のNonGM作物の栽培によって農業振興を行う道を塞ぎ、輸入GM作物の輸入を促進する政策となります。 世界ではNonGM食品の市場が年々、急速に拡大しています。それに対して日本では逆にそれは年々困難になっています。これは日本国内における農業の問題、健康問題にもつながるだけでなく、さらには日本の食への信頼の失墜にもつながる深刻な誤った政策と言わざるをえません。誰がそんな食の基準をないがしろにする国の製品を買ったり、旅行したりするのでしょうか。このような状況を放置することはもはや許されるものではありません。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			このような政策の下では、遺伝子組み換えであるか、ないかという領域を曖昧にして、日本の食品流通のトレーサビリティも低下してしまいます。エシカル消費などを口にしつつ、消費者の知る権利を無視して、このような政策を続けるのはあまりに自己矛盾も甚だしく、一刻も早く、しっかりとした遺伝子組み換え 遺伝子操作 表示義務制度を作ることを基本計画に記すことを求めます。 輸入GM作物に関連する事業者の利益を守るような計画は頑として拒むべきです。どうか世界の流れに逆行するのではなく、消費者と心ある事業者のNonGMO食品を求める当然の権利を守る計画立案をしてください。				
第1章	9	26	4-(2) 費者と事業者の共創・協働 → 消費者庁はエシカル消費の重要性を訴えながら、消費者には選択肢があまりにも少ないのが現状の課題です。日本のスーパーで買い物をすれば、過剰なプラスチック包装、フェアトレード商品は品目も少なく、価格も高い。欧米では野菜や穀物、豆などを量り売りで売るお店も多く、省プラ生活が送りやすい環境を国民に提供しています。また、欧州ではエシカル商品や、企業に補助金を出し、価格競争力で負けないよう国がバックアップをしているそうです。個々の企画や活動に補助金を出すだけでは不十分です。日本でも、中央政府としてエシカル消費の支持、支援を進めていくべきです。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	9	26	この箇所の要旨としては、大量生産・大量消費・大量廃棄型経済から循環経済へ転換すべきであり、その実現には消費者のエシカル消費への行動変容がカギを握っている、と解釈した。考え方は正しいと思料するが、一方で、転換を達成あるいは実感するまでには時間がかかることや、これから経済発展しようという国の立場に言及すべきではないか。				
第1章	10	3	エシカル消費とは環境に配慮した消費行動と言う認識ですが、真逆な現状です。農薬で死にかけたこともありますし、多くの人が普通に消費することで多くの人が犠牲になっている現状をもっと真摯に受け止めない限り、エシカル消費などと言う言葉を使うのは間違っている。現状を変えるつもりがないのでしたら「少数の人間が困っても多数の人間が大丈夫であればどんな商品の売買も可能」と言うのが正しい書き方になります。残念です。				
第1章	10	3	P10. 3-24行 エシカル消費について正しく理解する教育は急務である。メーカーのグリーンウォッシングや情報操作により消費者が騙されている。エシカル消費の教育は独立機関による科学的根拠に基づいた情報を用い、メーカーから資金提供を受けていない有識者によってなされる必要がある。				
第1章	10	9	エシカル消費への理解醸成に当たっては、わかりやすい情報発信を求めます。 消費者のくらしが厳しくなる中で、環境に配慮した商品等への意識が低下していることがうかがえます。SDG sの実現に向けては、消費者を巻き込んだ取り組みが必要です。改めてエシカル消費を推進するよう、わかりやすい情報の提供や消費者が取り組みやすくなる施策を求めます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第1章	10	10	【P10の10行から】 エシカル消費について取り組まない理由として「経済的余裕がない」が挙げられています。 外国では同じジャンルの商品であれば、環境負荷の少ないものの方が税制等の措置で安く購入できると聞きました。 日本でも製品自体が環境や人に良いものほど安く購入でき、使用できる、関税のような仕組みを作るべきだと思います。 そして、その関税を環境に優しい製品への補助金に当て消費者の負担を軽くすること・環境保護の資金に使うことが公平な負担ではないでしょうか。 環境に良い製品は製造することも手間がかかりますが、使用する上でもコツがひつようだったり、手入れに手間がかかることも多いです。 環境に優しい選択をする人が経済的や時間的な負担が大きく、環境に悪い選択をする人が経済的にも時間的にも負担が軽いというのはおかしい話だと思います。 私自身は経済的な余裕はなくむしろ貧困層側です。しかし、地球には住まわせてもらっているもの、自然は汚してはいけない・後世に現状より良い状態で渡すべきものと考えています。 けれど、そんな考えは自然派と馬鹿にされ、エシカル消費は金持ちの道楽・余裕のある人ができること、として嫌味や悪意をぶつけられることもあります。 洗濯剤であれば、合成洗剤より石鹼やアルカリ剤の方が環境にも人にも優しいものです。 石鹼を使いたいけど、高くて無理だという声を聞きます。 環境を汚し、人を苦しめる合成洗剤の方が安く、環境や水資源、人にも優しい石鹼の方が高いのであれば、環境破壊が進むのも自明だと感じます。 洗濯に置いて、しばしば濯ぎ回数が少ないことがエコであるという間違った販売広告がうたれ、優良誤認されています。 「濯ぎが一回で水の使用量が少ないとしても、有害物質や自然分解しない・しにくいものが大量に含まれている排水」と「濯ぎが3回で使う水が多くても、有害物質が微量で自然分解されたり、水生生物の餌にもなる排水」どちらが環境に優しいのでしょうか？ GHS表記には水生環境有害性があります。 該当する製品にパッケージの表面や商品名と共に目立つように表示・表記することを義務化する必要があると感じています。 エシカルを販売キャンペーンとして企業が利用するのではなく、きちんと物事の本質を考えられるような広告や啓蒙を望みます。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	23	シングルユース・プラスチックを減らす対策を加速することを追記してください。特に包装について、食品の包装について、現在取り組みがほとんど見られないので、進めてください。 プラスチックの添加剤を詳細表記してください。プラスチックゴミを処理やりサイクルするにあたって、添加剤の問題はこれからますます重要になる。				
第4章	37	23	【意見】行動を促すには、自分が取り組むことによるの成果を認識することが必要です。 デコ活「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた消費者の行動変容及びライフスタイルの転換を促すことが、SDG sの達成や気候変動対策になること、そのことにより生活の質（QOL）の向上などが期待されることも併せて明記するべきです。				
第4章	37	24	「・・・転換を促す」の後に、「そのために例えば、製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量であるカーボンフットプリント（「CFP」）が表示された製品等を選択できるよう推進等を促す」といった一文を追記いただきたいと考えます。	第4章	38	28	
第4章	37	24	マイクロカプセル、マイクロプラスチックとの賢い付き合い方を削減も含めて検討するという事を書き加えて欲しい	第4章	38	34	
							該当箇所を以下の表記としました。 「さらに、製品・サービスのライフサイクル全体での温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）等が算定・表示された製品・サービスの普及を進める。」
							該当箇所を以下の表記としました。 「マイクロプラスチックを含むプラスチックごみの発生を抑制する」

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	37	21	水産エコラベルの推進、賛成します。広く広報してください。				引き続き水産エコラベル認証の普及を推進してまいります。
第4章	37	21	ラベル表示に関しては、そのラベルが正当な基準によって評価されたものであるかどうかが重要である。そのことがわかるように記載すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	26	カスタマーハラスメントという言葉により、消費者が事業者に対する申入れを行う権利が侵害されることのないよう、申入れに対する事業者側の対応力が強化される支援をご検討ください。 消費者が事業者の問題行動に対して行う申入れは、消費者の正当な権利である一方で、消費者からの従業員等に対する暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（「カスタマーハラスメント」）が問題となっています。 しかし、カスタマーハラスメントという言葉により、消費者が事業者に対して申入れを行う権利の行使が委縮・侵害されることがないようにすることが重要です。対応としては、事業者側で消費者の要求をエスカレートさせないことがまずは求められます。事業者が消費者の申入れに対して適切に対応できるよう、事業者への支援をご検討ください。				現在、厚生労働省では、労働政策審議会における議論を踏まえ、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等の内容を盛り込んだ改正法案を令和7年3月、第217回通常国会に提出しました。御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。
第4章	37	32	② 「（カスタマーハラスメント対策）」について 消費者が、消費行動によって「消費者市民社会」の形成に参画するためには、事業者から得られる情報を慎重かつ批判的に吟味し、消費者が社会の一員として行動することが、消費者の自立の観点からも重要であり、社会全体の被害防止にも役立つ。 カスタマーハラスメント対策において、消費者に「認識を促す教育・啓発を図る」際には、消費者が事業者から得られた情報や提供された商品、サービスについて批判的思考をもって検討し、行動を起こすことについて、萎縮効果が生じることのないよう留意すべきことを明示すべきである（意見書6）。 意見書6↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230112_2.html				事業者の問題行動等に対する申入れは、消費者の正当な権利の行使であること、また、正当な意見を適切な方法で伝えることにより、消費者の声が事業者に受け止められ、消費者と事業者双方の信頼関係が構築され、持続可能な消費の基礎となることについて、第1章において記載しています。 引き続き、消費者が効果的な意見の伝え方を身に付けるための消費者教育に取り組んでまいります。
第4章	37	32	カスタマーハラスメント対策に向け、事業者は従業員を保護するため、対応マニュアルの整備や相談窓口の設置、定期的なメンタルケアの実施を進めるべきである。特に、対応基準や手順を明確化した標準的な対策モデルとして、悪質な行為への具体的な対応フローや相談内容の記録方法を示すことが有効である。行政は、事業者への支援としてこのような標準モデルを提供するとともに、消費者への啓発を強化し、適切な意見の伝え方や権利と責任の重要性を広く周知すべきである。また、悪質なカスタマーハラスメント行為を防ぐための法令や条例の整備を進め、事業者と従業員が安心して働ける環境を確保することが必要である。消費者は、ハラスメント行為が社会全体に悪影響を及ぼすことを認識し、責任ある行動を取ることが求められる。これらの取り組みを通じて、消費者と事業者の健全な関係構築を目指すべきである。				現在、厚生労働省では、労働政策審議会における議論を踏まえ、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等の内容を盛り込んだ改正法案を令和7年3月、第217回通常国会に提出しました。御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	37	32	「第2章本計画における消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿」を受けたかたちで、第4章にて「消費者政策における基本的な施策」が記述されています。第2章でも述べましたが、カスタマーハラスメントは、事業者の従業員（労働者）の保護が第一です。その上で、事業者は、消費者基本法において定めている事業者の責務として消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制整備等に努め、当該苦情を適切に処理することです。消費者が消費者の権利と責任の正しい理解や消費者市民社会の一員としての行動について認識することは大切ですが、その教育・啓発に関して、文章として最初に示すことは、カスハラ対策の順番が違います。暴言や暴力はいかなる場合、いかなる者同士であっても許されることではなく、消費者の権利や責任、消費者市民社会の一員としての啓発や教育以前の問題です。「消費者の要求に対してどのように対応するのか」と、その要求が通らなかった場合に「当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されている場合（厚労省カスタマーハラスメント対策企業マニュアルより）どのように対応するか」は、異なりますが、これに関して記述が曖昧です。「カスハラ」という言葉を聞くことが多くなりましたが、業種によっても状況が異なり定義付けが難しい中、カスハラ対策を消費者教育・啓発に転嫁するようにもとれる記述となっているので、表現を改めていただくよう強く求めます。				事業者の問題行動等に対する申入れは、消費者の正当な権利の行使であること、また、正当な意見を適切な方法で伝えることにより、消費者の声が事業者を受け止められ、消費者と事業者双方の信頼関係が構築され、持続可能な消費の基礎となることについて、第1章において記載しています。 引き続き、消費者が効果的な意見の伝え方を身に付けるための消費者教育に取り組んでまいります。 なお、現在、厚生労働省では、労働政策審議会における議論を踏まえ、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等の内容を盛り込んだ改正法案を令和7年3月、第217回通常国会に提出しました。御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。
第4章	37	32	カスハラ問題ですが、こちらが科学的根拠に基づいた質問をしても、企業機密を理由に回答しない企業が多いのが現状です。このような質問を「カスハラ」と捉えられないよう、健康被害の疑いのある案件に関しては消費者の質問には企業機密を盾に回答不可を許さないことも明記していただきたいです。企業の知的財産権よりも人の命が軽くて良いはずはありません。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	32	5 「第4章 1. 消費生活を取り巻く現状の課題への対応」「(4) より良い社会の実現と国際協調への貢献への対応」「（カスタマーハラスメント対策）」について 消費者が、消費行動によって「消費者市民社会」の形成に参画するためには、事業者から得られる情報を慎重かつ批判的に吟味し、消費者が社会の一員として行動することが、消費者の自立の観点からも重要であり、社会全体の被害防止にも役立つ。 カスタマーハラスメント対策において、消費者に「認識を促す教育・啓発を図る」際には、消費者が事業者から得られた情報や提供された商品、サービスについて批判的思考をもって検討し、行動を起こすことについて、萎縮効果が生じることをのしないよう留意すべきことを明示すべきである。				
第4章	37	33	「カスタマーハラスメント対策について、消費者が適切な意見の伝え方を身に付ける観点から、消費者の実態を把握し、効果的な啓発方法を検討しながら、消費者の権利と責任の正しい理解や消費者市民社会の一員としての行動（自立した責任ある行動を通して社会的な役割を果たしていくこと）について認識を促す教育・啓発を図る。また、事業主の雇用管理上の措置義務の創設等の事業主による労働者保護のための対策の強化についても検討する。」とあるが、教育・啓発だけでは実効的に抑止されないことが懸念されるため、「教育・啓発と並行してカスタマーハラスメントを抑止するための実効的な対策を検討する」旨を記載いただきたい。また、労働者保護のための対策のみならず、事業者がカスタマーハラスメントをうけた際の対応のよりどころになる指針等の検討を進めていただきたい。				現在、厚生労働省では、労働政策審議会における議論を踏まえ、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等の内容を盛り込んだ、改正法案の提出を予定しています。御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。 「実行的な対策を検討する」旨の御意見については、今後の参考にさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
(5) 食育・食品ロス削減 等							
第4章	38	4	食育の推進として「大人の食育」の取組とありますが、第4次食育推進基本計画の基本的な方針の重点事項は「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」となっています。大人の食育を筆頭に掲げる目的や、具体的な内容を加筆してください。	第4章	39	17	該当箇所を以下の表記としました。 「子供の頃から、学校等を通じて、健全な食生活について学び、また、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を知る取組を推進する」
第4章	38	4	食品ロスの削減のための食品寄付については、民間のフードバンク運営団体が大きな役割を持ちます。団体への支援を行うことを計画に明記してください。 食品ロス削減の推進について、まず事業者、消費者が食品ロスを出さないよう行動変容を促していくことが前提です。 その上で、食品ロス削減の有効な活用の一つとして、福祉的な視点から、事業者等からの食品の寄附やフードドライブ事業を通じてフードバンク団体、子ども食堂等へ食品提供を促していくことが必要です。また、フードバンク団体が円滑に機能するためには、フードバンク団体の体制強化に加え、生活困窮者の支援施策をはじめとする地域の課題解決につながる社会福祉事業との連携促進等、食品提供の円滑な流れを構築することが重要です。 フードバンク団体等の体制強化支援にあたっては、各団体の体制や規模、活動状況等は様々であり、社会貢献としての役割を踏まえた国の助成支援等、地域で地道に活動している小規模な団体が残されることがないよう配慮しながら進め、国からの交付金事業により支援を行うことを明記してください。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	38	10	食品ロス削減のための活動が盛んに行なわれていることは承知していますが、食品ロスについては家庭における対策と共に企業（事業者）における対策が重要となります。その半面、食品等の寄付については支援を求めている団体等への寄付は減少傾向となり、困窮者支援、子ども食堂等への支援に苦労されているフードバンク等が多数あります。商品在庫や商品のパッケージ変更に伴う、商品の入れ替え等事業者が協力可能な方策はまだあると考えます。企業が商品寄付をすすんでできるような表彰制度や、企業名の紹介、寄付の数量による補助金の支給等、新たな取組を検討いただき民間企業と関係省庁とが連携し食品ロスが困窮者支援につながる新たな取組を強く要望いたします。				
第4章	38	10	38ページ10食品ロスの削減 について ファーストフードやコンビニ、スーパー、その他。 また、イベント商品の廃棄が甚だしい。 廃棄削減要請や、規制も検討すべきではないか。				
第4章	38	15	食品寄付は、食品ロス削減、経済的に困窮している人々の生活の質の向上の点で、社会的価値ある活動です。これを促進するに際しては、食品の社会的信頼の向上、社会的コンセンサス醸成、最終受益者の被害救済等について述べられていますが、分かりにくいです。まず、端的に食品寄附における食品安全に関する事故発生や、転売など本来の目的を逸脱した行為を抑止しすることが分かるようにガイドラインで示すことを明記してください。				御指摘の、食品事故への対応や転売禁止等については、令和6年12月25日に食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関するガイドライン検討会において取りまとめた「食品寄附ガイドライン」の中でお示ししております。
第4章	38	15	【意見】「食品寄附ガイドライン」の6行に亘る説明の書きぶりを、もう少し端的にわかりやすくしてください。 また食べ残しの持ち帰りについては「食べ残し持ち帰りガイドライン」の周知を図ることと併せて、環境省が提唱する「mottECO（モッテコ）」の取組を広げる文言も加え、事業者と消費者が連携して食べ残し持ち帰りの意識の変化を促す内容として補強してください。				mottECOを通じた食べ残し持ち帰りの促進については、令和6年12月25日に食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関するガイドライン検討会において取りまとめた「食べ残し持ち帰りガイドライン」において言及しており、このガイドラインの周知を通じ、取組の促進を進めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
(6) 消費者の安全の確保							
第4章	34	1	越境取引の拡大に伴う海外製品事故に対応できるよう、被害者救済の観点から、輸入業者を製造業者と見なして責任を負わせるだけでなく、製造業者を含めた販売業者が責任を負えるよう、製造物責任法の改正に着手されることを希望します。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	34	3	越境取引に関するトラブルへの対応について、近年、海外から直接日本国内に商品を販売するための、国内に拠点を持たない取引デジタルプラットフォーム提供事業者経由での国内消費者の取引が急拡大している。国内の取引デジタルプラットフォーム提供事業者が様々な自主的取り組みをするなか、一方で海外事業者がそうした取り組みをせず、表示や製品安全上問題のある取引が拡大してしまうことのないよう、既存法の適用や消費者向けの周知啓発、注意喚起等を進めるべきである。				
第4章	39	26	声を届ける機会をありがとうございます。 反映されますように。 P26 (1 消費者の安全の確保 柔軟剤や合成洗剤の揮発成分で車の大量リコール、乾燥機、暖房機が故障、発火事故が起きている。 その他、修理業者によると家電、オーディオ機器、医療系精密機器などの故障や誤作動の原因とも言われている。 調査と対策を盛り込むべき。 柔軟剤や合成洗剤などの日用品に原因があるのに車メーカーや家電メーカーがリコールする責任を負わされているのは理不尽。 機械が壊れるようなものを人間が使って吸入していいはずがない。 調査と対策を！！				
第4章	39	28	消費者の生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大防止に向けた取組は、消費者への注意喚起の強化が必要ですが、加えて、事業者が製品等の改善を図ることも欠かせません。事故情報を製品等の改善につなげていくことを取組に明記してください。また、今回の計画素案では、海外の法制の動向やデジタル化の影響について調査・研究することを記載しています。調査研究成果をもとに30年間改正されていない製造物責任法の改正を検討することを明記してください。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	39	28	海外製の商品が手軽に直輸入できるようになっている現在、早期に規制等につなげられるよう連携を図るなど新たな取り組みを検討するべきである。 （理由） 国民生活センターでは、全国の消費生活センター等から商品テスト依頼を受け、例えばその商品は安全基準に達しているかなどのテストを実施し助言している。しかし、基準等が定まっていない商品については、テストができない場合がある。一方で経済産業省が所管する独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））は事故が発生した場合にその商品をテストして危険性などの周知を行っているが、その原因については調べるものの、販売元への指導や規制につながるまでに相当の時間がかかっているため。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	39	29	「危険性のある物質や製品・サービスについて、」を「危険性のある物質や製品・サービスについて事故や被害の有無を調査し、」と変更してください。また、事故の危険性のある物質や製品・サービスをどのように未然に特定するのか具体策を記載してください。				
第4章	39	29	①消費者の安全・安心の確保 事故の未然防止のため、危険性のある物質や製品・サービスについて、情報収集や消費者への啓発、販売の規制、また、製造過程を含めた事業者による安全の確保の取組を行う。特に、高齢者の事故は重篤な結果につながりやすいことを踏まえ、事故情報の分析、消費者への啓発等については、その特性に応じ தாகime細やかな対応を行う。） 意見：こちらに、「特に高齢者の事故」とありますが、「障害者の事故」、「病者の事故」も明記していただきたいと思います。				
第4章	39	31	行う。の後ろに 「また、危険性が明確に証明されていなくても、予防原則に立ち、製品によって引き起こされるおそれのある症状等の情報提供を行う。」を入れる 理由 予防原則に立ち、情報提供することで、未然に重篤な事故を防ぐことにつながるため				
第4章	40	1	「製品の？（省略）？関係事業者団体等と連携し広く消費者に周知する。」とありますが、指導すべき立場の行政が、危険性のある物質や製品・サービスを製造販売した事業者と連携するのは不適切です。広く消費者に周知することが目的であれば、事業者へ指導及び命令により行わせ、行政においても広報等への記載及び報道機関へ情報提供をすべきです。				
第4章	40	16	欧米各国などは、ネット社会に対応して新たに生じている製品安全問題に対応するため、速やかに法改正をしているが、日本は全く対応していないことは極めて遺憾である。少なくとも製造物責任法改正検討会を立ち上げオープンな議論をし、早急に法案をまとめるべきである。				
第4章	40	16	「製造物責任について、・・・海外の法制の動向やデジタル化の影響について調査・研究する」だけでは不十分であり、法律改正に着手する必要があります。EUではすでに、デジタル化に対応した製造物責任指令が2024年11月18日に官報に掲載され、2026年12月9日に施行されることが決まっています。デジタル化の進展に遅れることで、問題が深刻化する恐れがあります。				
第4章	40	16	【意見】製品安全に関して、製造物責任法の改正の検討について加筆するべきです。 【理由】 EUは消費生活の変化に対応して、製造物責任指令をリニューアルし、直近では2024年の10月に新しい製造物責任指令を成立させています。日本の製造物責任法は法制定以来、30年以上にわたり、改正されていません。今回の計画素案では、海外の法制の動向やデジタル化の影響について調査・研究することを掲げています。30年間の社会変化とこれらに対応できるよう、調査研究成果をもとに製造物責任法改正に着手することも5か年の計画の中に位置づけるべきです。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	40	22	8 「第4章 2. 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保」について (1) 「(1) 消費者の安全の確保」について 「④消費者の安全・安心の確保」に関して、消費生活用製品安全法上の特定輸入事業者は「日本において取引を継続しようとする」外国会社であることが通常であり、国は、会社法第933条第1項第1号の定める外国会社登記における代表者登記義務の履行を徹底させる運用をすべきである（意見書26）。 （意見書26）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/201218.html				御指摘の「消費生活用製品安全法上の特定輸入事業者」が「日本において取引を継続しようとする外国会社」であるかどうかは、当該会社に係る取引等の個別具体的な事情を踏まえないと判断できないと考えられるところ、それに該当することを当然の前提としている御意見を本計画に反映することは適当ではないと考えます。
第4章	40	25	健康被害の未然防止について。 （意見）注意喚起の頻度があまりにも少なすぎる。消費者庁が責任を持って、国民に知識がいきわたるまで行ってほしい。知識を持つことが一番の危険防止になると思われる。省庁のウェブサイトだけでなく医療機関の掲示物や、自治体広報、子供向け新聞等も活用してほしい。アニメ・ゲームとのコラボなどでもできるのではないだろうか。また事業者に対しては、製品の改善が認められるまでは販売の一時停止を命令してほしい。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	40	25	「家庭用品」と言う言葉は曖昧です。もう具体的に分かっているのですから、きちんと明記してください。最低でも合成洗剤。化学物質に反応して重症レベルで体調を崩す人に配慮する、事を明記してください。、少しでも危険な成分が入っているものは少量の販売でも「危険」の表示と、担任に害を与える、その場合、それなりの処分が下されることを商品に明記すべき。				御意見として承ります。
第4章	40	25	40ページ 25行 第4章 家庭用品(抗菌洗剤・柔軟剤・消臭スプレー等)で健康を害している人がいることを速やかに公表し、健康被害が広がらないために積極的に注意喚起することが重要と考えます。 上記健康被害による、学校に通えない・失職する人を増やさないためにも現実に即した対応を求めます。				
第4章	40	27	必要があれば消費者庁が直接事業者に製品の製造・販売を中止する命令をするという記載を追加してほしいです。				今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。 なお、事業者に対する命令については、既に消費者安全法（平成21年法律第50号）第40条から第42条までに規定されています。 具体的には、消費者安全法第40条第1項に基づく勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合で、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があるときは、同条第2項に基づき、当該事業者に対してその勧告に係る措置をとるよう命じることができます。 また、事業者が、消費者安全法第41条第1項に基づく商品等の譲渡等の禁止又は制限に違反した場合、同法第42条に基づき、商品等の回収その他当該商品等による重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命じることができます。
第4章	40	34	【P40の34行から】 タバコによるニコチン依存症も書き加え対応をしてほしい。 こちらにあげられている依存症と比較しても、タバコは使用者のみならず、周囲の非喫煙者にも悪影響・健康被害をあたえる薬物でより対応が必要なものに感じます。				御意見として承ります。
第4章	41	5	②子供の安全の確保 こちらもEU等の諸外国の取り組みを取り入れる必要があると思います。確かに自国での確認は重要ですが、諸外国も何の根拠もなしに規制や化学物質、農薬の使用禁止を行うはずはありません。人種間差の確認まで行っていると、自国の子ども（胎児を含む）を守ることはできません。こちらも予防原則を基本とし、小学校の頃からの日用品の選び方の指導（石鹼やアルカリ剤の取り扱い等）を行い、30年程度は親世代への指導が必須だと思います。これを行うことで不妊症や発達障害の減少につながっていきます。農薬や化学物質を製造販売する側の意見ではなく、安全性に対して疑念を持って研究している人の意見を集約し、安全性の確認を行うことが非常に重要であり、そこまでやらなければ子どもたちの健康も今後の環境も守れません。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	41	5	子供の安全の確保に関して、インターネット上の有害情報に関して追記をしてください。現代の子供の多くは乳幼児期からスマホ等の電子機器に触れて生活しています。そこから得る情報が引き金となり、経済的被害、精神的被害、身体的被害を受ける可能性もあります。				御意見として承ります。
第4章	41	22	危険性のある製品について。 （意見）情報提供に加えて、危機感が伝わるような工夫もしていただきたい。あるニュースサイトでパック型洗剤の誤食（消費者庁から情報提供済）を紹介していた。しかし、読者のコメント欄は製品自体には問題がないと主張し、被害者の家庭で保管方法が悪かったのだという自己責任論で満ちていた。日本人は自己責任論の考え方が強いと言われている。消費者問題の被害者が責められるような社会では、事故を防ぐことは難しい。国民性にも留意していただきたい。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	43	15	「普及」という言葉に含まれることかもしれないが、安全性の高い商品が店頭に置かれることが大切だと考えます。ネットでしか購入できない安全な商品はそもそもネットを利用しない人は手に取ることもできないのですから。				
			財産被害だけでなく、特に健康被害に関しては即刻販売中止や被害者の納得する商品の改善を求める物質だけでなく、技術に関しても健康被害が生じた物は同じ対処を求める				
			消費者は自らの意志と選択眼で商品を選ぶ権利があります。そのためにも食品や日用品における全成分開示は必須であると考えます。 QRコードなどを活用して、全成分と構成割合、作用などを明記し、消費者に不安や疑念を与えないような仕組みを組み込むべきです。				御意見として承ります。
			令和5年度「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」にあるように消費者事故等の件数は年々増加している。特に財産事案の件数が減っていない。事業者に対する指導の強化が必要である。 また、公益通報者保護制度があっても、内部告発した者がしっかりと保護されていないため、事業者に対する規制する力が有効に発揮できていない。企業内の保護体制を事業者任せではなく、企業内の労働組合なり、外部の第三者受付および保護機関を設ける等して保護を強化すべきである。				
第4章	37	23	脱炭素、プラスチックなどに加えて、「有害化学物質」「生物多様性への配慮」などのキーワードを明記すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	26	< P 37, 26行> 海洋プラスチックごみの発生抑制のために、洗剤・合成洗剤等に含まれるマイクロカプセルの使用を禁止していくことをここに盛り込む。策定中のプラスチック条約の内容に、意図的に製品に配合している、プラスチック素材のマイクロカプセルについての規制が入ることも考えられるので、こちらもこの消費者基本計画で準備作業を始めることを謳っておかなければいけない。				マイクロカプセルを含むマイクロプラスチックによる環境や生物・生態系への影響や因果関係は未解明の部分が多く、引き続き科学的知見の集積を進めるとともに、関係者と連携しながら実効的な対策を検討してまいります。
第4章	39	3	緊急時の消費活動　オーガニック食材しか食べられない人がいます。化学物質過敏症の人が被災時に餓えたり、水が手に入らない事が無いよう、各店舗での最低量の確保や、化学物質過敏症という提示をすることで、無農薬無添加な食材の入手が優先されるような配慮をお願いします。また、健常者から奪われないような策を検討してください。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	40	27	消費者の利益を擁護するため以下の文章を追加してください。 「また、家庭用品の使用に伴う健康被害の報告を受けた場合あるいは消費者団体等から情報提供があった場合は速やかに被害の実態調査を行い、調査結果を公表し、事業者へ製造販売の規制等を行い、健康被害の拡大防止を図る。」				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			自分が使用していない、他人の使っている商品によって被害を受けた場合の窓口を作ったり、被害を追究していただきたいです。 煙草の煙や柔軟剤や洗剤の成分や殺虫剤の成分は住宅街で使うと他人の家にまで侵入します。これらは、人体に有害な成分を含んでいます。例えばシロアリ駆除剤によって、倒れて救急車を呼ぶはめになったり、急激な暴露によって化学物質過敏症になる恐れがあります。 現状他人の使う日用品によって健康被害を受けても、追及することは困難です。しかし、それによって生命を脅かされたり、住居を手放すはめになる人が存在するのも事実です。そのため、他人の使う日用品で被害を受けた場合も、商品に問題がないかを追及することのできる窓口を作ったり、被害が出ている商品については販売を中止できるようにしていただきたいです。				御意見として承ります。
第 4 章	39	28	食品添加物、生産年月日を不記載にしておいて「安全・安心」とは言えません。 また、遺伝子組み換え作物を推進していますが、わけのわからない食べものを食べさせられるのは嫌です。				御意見として承ります。 なお、我が国においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、人の健康を損なう恐れのある食品の販売が禁止されており、食品の輸入・販売等を行う事業者はこれを遵守する必要があり、国や自治体による監視、指導を通じ、食品の安全性の確保が図られています。また、食品添加物の表示については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条により、原則として使用した全ての添加物の物質名等を表示することとなっております。 御意見の生産年月日の指す意味が必ずしも明らかではありませんが、製造年月日制度は、過度に厳しい日付管理による事業者の深夜・早朝操業や返品・廃棄等の原因となっていたことや、国際整合性の観点を鑑みて制度を見直し、平成7年から期限表示を義務付けております。
第 4 章	42	15	42頁 食品の安全性の確保 海外ですでに禁止されている残留農薬、食品添加物が日本で許容されている点について世界での禁止に対して、健康への予防原則にたってすばやい対応を求めます。適切にすすめていくでは遅すぎます。				食品添加物の指定や農薬の残留基準設定においては、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの使用量、使用の基準、残留基準などを適切に設定しています。 また、国内の食品添加物の指定等に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、貿易の円滑化の観点からWTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、諸外国からの情報提供の機会も確保しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を検討してまいります。
第 4 章	42	15	「食品の安全の確保」について 食品の安全を確保するために全ての食品事業者がH A C C Pに取り組んでいることを追記してください。				第4章2（1）③の1段目において、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する」としており、この中にHACCPに沿った衛生管理の取組等が含まれているものと考えております。したがって、原案の表現とさせていただきます。
第 4 章	42	15	③食品の安全性の確保 農薬はもちろん、他国に比し非常に多い添加物の規制（ナノマテリアル含む）を強める必要があります。また、容器の問題も大きく、フタル酸エステル類の溶出やマイクロプラスチック（ナノプラスチック）の混入を避け、脱プラスチックを推進する意味でも、テイクアウトは容器を持参する（食中毒関連の問題は払拭出来ないが）等の意識改革が必要と思われます。また、生野菜を塩素系薬剤で浸したのちに提供することを食品衛生責任者講習でも指導されますが、菌を殺せるような成分は人体への影響があるということです。検討を希望します。				例えば、食品添加物の指定や農薬の残留基準設定においては、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの使用量、使用の基準、残留基準などを適切に設定しています。 また、国内の食品添加物の指定等に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、貿易の円滑化の観点からWTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、諸外国からの情報提供の機会も確保しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を検討してまいります。 御意見については、今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	42	15	42ページ 15行 第4章 食品の安全性の確保のために、食品添加物や残留農薬の基準値の策定や見直しは国際的な動向を加味 して速やかに実施し、基準値の決定の元となる根拠も発表するべきと考えます。現在の食品添加物の多さや農薬の基準値の高さには国民は納得していません。諸外国で禁止されている添加物や農薬は日本でも禁止にするべきです。医学の発達した日本が癌大国なのはおかしい、添加物や残留農薬も原因だろうと考える国民はおおい です。時代に即した早急な実施が望まれます。				食品添加物の指定や農薬の残留基準設定においては、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの使用量、使用の基準、残留基準などを適切に設定しています。 また、国内の食品添加物の指定等に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、貿易の円滑化の観点からWTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、諸外国からの情報提供の機会も確保しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を検討してまいります。
第4章	42	20	リスクコミュニケーションについて、現状では「リスクに対する消費者の不安を取り除くこと」に主眼が置かれていて、「リスクを正しく伝える」ことが行われていないと思われる。このことを認識して、「リスクはリスクとして正しく伝え、消費者の賢明な選択を促すこと」に主眼をおけるような記述とすべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	42	23	食品添加物に関しては国際的動向を見ることに賛成です。日本の食品添加物の数は欧米に比べて非常に多いです。海外で禁止されている添加物は「予防原則」として日本でも禁止してください。				食品添加物の指定においては、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの使用量、使用の基準などを適切に設定しています。 また、国内の食品添加物の指定等に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、貿易の円滑化の観点からWTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、諸外国からの情報提供の機会も確保しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を検討してまいります。
第4章	42	23	ゲノム編集食品について、遺伝子組み替えではなく、既にある遺伝子を破壊するだけで、自然界で怒っていることと同じなので安全性に問題なしとされていますが、遺伝子組み替えと同じ技術も使われていることから、必ずしも安全とは言えません。筋肉もりもりで泳ぎにくく、病気になりやすい魚など食品となる生物自体が健康的ではありません。養殖環境も明らかにされず経済的にも持続可能とは言えないゲノム編集食品は中止してください。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等からゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っています。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
第4章	42	23	ページ番号：42 行番号：23-29 安全性に関して添加物、残留化学物質、放射性物質等に関して諸外国並みの厳しい基準に合わせることを望みます。科学的知見を理由に直ちに健康を害する恐れはないとするのではなく長期的影響が懸念されるものについては予防的原則に基づき規制することを望みます。				食品添加物の指定においては、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの使用量、使用の基準などを適切に設定しています。 また、国内の食品添加物の指定等に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、貿易の円滑化の観点からWTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、諸外国からの情報提供の機会も確保しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を検討してまいります。
第4章	42	23	「科学的知見に基づき、食品衛生法における食品等に係る規格及び基準を策定しつつ、食品衛生監視行政と連携し、食品の安全性を確保する。特に、安全性が確認された範囲でのみ使用等可能とする」と書かれていますが、細胞食品やゲノム編集食品等の新規開発食品については十分な安全性・環境への影響が確認されているとは言えません。食品の新しい技術に対して、十分な安全性確認が必要であること、また慎重な対応が必要である旨、記述すべきです。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から細胞培養食品についてなど必要な検討を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	42	25	「安全性が確認された範囲でのみ」とありますが、これは、予防原則を採用するということでしょうか。ネオニコチノイド系の農薬や、ゲノム編集食品など、国際的に安全性が確認されていないのに、多用されていたり、流通したりしているものがあることを憂慮しています。農林水産省と連携して、規制してほしいです。				我が国においても、食品の安全性を確保する上では、必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることが重要という考え方の下、関係する府省庁で連携して食品安全行政を担っています。 消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から農薬の残留基準の設定、ゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っています。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
第4章	42	26	< P 42、26行？>食品添加物、残留農薬、食品用器具・容器包装に関して、予防原則で取り組むことを加筆する。プラスチック製の食品用器具、容器包装については、有害な添加剤やP F A S等の問題がある。策定中のプラスチック条約で規制が入る可能性があることを具体的に加筆する。				我が国においても、食品の安全性を確保する上では、必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることが重要という考え方の下、関係する府省庁で連携して食品安全行政を担っています。 消費者庁では、食品安全委員会による評価結果を踏まえ、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見から規格基準等の策定を行っています。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
第4章	42	26	「ポジティブリスト制度」に、新しいバイオテクノロジーで生産される食品等も加えるべきである。そのため、下記の文言を追加する。 「また、現在ポジティブリスト制度が導入されていない「新しいバイオテクノロジー」で生産される食品等についても、その安全性が確立されるまで上市をモラトリアムすることを検討する」				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から新しい技術により生産される食品について必要な検討等を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、制度の在り方の検討等含め、食品の安全性の確保に努めてまいります。
第4章	42	28	食品添加物の赤色3号は欧州や米国で禁止されています。国際的な動向、知見を見て予防原則を取り入れ日本でも禁止してください。				我が国においては、食用赤色3号は、食品衛生法第12条に基づき、人の健康を損なうおそれのない添加物として指定され、国際機関による科学的評価も踏まえ使用が認められています。 令和7年2月18日に開催した食品衛生基準審議会添加物部会における取りまとめを踏まえ、食用赤色3号については、食品添加物としての通常の使用の範囲内では安全性上の懸念はないと考えております。
第4章	42	29	第4章 添加物、農薬等の見直しについて、実際に被害や影響が出た報告があってから、の見直しでは被害が生じることを防ぐことは出来ない。原理的に、作用が認められるとの研究・知見が発表されたものについては、一次停止の強い措置を含めて、被害防止の方針で対応することが今後は必要。				我が国においても、食品の安全性を確保する上では、必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることが重要という考え方の下、関係する府省庁で連携して食品安全行政を担っています。 現状、海外で使用が禁止されているが日本では使用可能な添加物については、消費者庁において、科学的知見を収集し、必要に応じた検討が行われております。 海外で使用が禁止されているが日本で使用可能な農薬等についても、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの残留基準を適切に設定しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を検討してまいります。
第4章	46	29	46ページ29食品表示に関する対応 47ページ16時代に即した食品表示への対応 について 海外では記載されている添加物が日本では記載されていない。 海外では安全性に疑問のある添加物については、警告のようなリスク表示がされているが、日本にはそれがない また、記載しなくても良い二次加工品も多く、知らずに購入されている。 明確な表示と、リスク表示を義務化してください。				食品添加物については、食品安全委員会で安全性が評価され、消費者庁の食品衛生基準審議会での審議を経て食品衛生法に基づき成分規格や使用基準が設定されることから、それに基づき使用されている食品の安全性について問題があるとは考えておりません。 その前提の上で、加工食品に使用した添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則物質名等を表示することとなっております。このように、食品衛生法に基づく安全性の確保を前提とした表示制度が整備されていることから、現時点において追加的な表示義務を課す考えはありません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	46	31	小林製薬の紅麹関連製品による死亡事故が大きな社会的な問題として課題が明らかになりましたが、時間がたつにつれ新聞やニュース等での報道は少なくなり、時間と共に記憶から忘れられている現状もあります。この事故が起きた原因究明は出来たのか、実効性ある再発防止策につながったのか、今後も検証が必要となりますが今後、このような不幸な事故が2度と起きないように機能性表示食品はもとより健康食品、サプリメント、特定保健用食品（トクホ）については、安全性を最優先に審査、承認をおこなう事を望みます。テレビ等で宣伝されている健康食品についても安全性の問題、効果の問題、知らないうちに定期購入扱いされ高齢者の被害等も減らない現状があり早い段階での改善が望まれます。人の生命と健康を左右する食品等については、問題が起きる前のリスク判断が重要で、事故が起こってからの素早い連絡体制の再構築や安全性を追求したスピーディーな取り組みを求めます。				機能性表示食品については、令和6年4月に「機能性表示食品を巡る検討会」を開催し、有識者や専門家により、計6回にわたり精力的な御議論をいただきました。その後の「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」で取りまとめた対応方針では、検討会の提言なども踏まえ、①健康被害情報の提供義務化や②錠剤・カプセル剤等食品へのGMPの要件化、③表示方法の見直し等、本制度の信頼性を高めるための措置として想定される対応策が整理され、この方針を踏まえて、令和6年8月に食品表示基準を改正したところです。例えば、表示方法の見直しの一つとして、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」のところに、医薬品とは異なること、又は医薬品ではないこと等を明記することになりました。今般の改正により本制度の信頼性が確保されるよう、引き続き適切に対応してまいります。また、特定保健用食品についても「特定保健用食品の表示許可等について」の一部を改正し、①健康被害情報の提供義務化（令和6年9月1日に施行済み）及び②錠剤・カプセル剤等食品へのGMPの要件化（令和6年度中を目途に施行）を行います。
第4章	47	4	機能性表示食品に限らず、サプリメント形状の食品全般の安全確保のための新たな規制については危機感を持って急ぎ検討を始めるべきです。そのことについて、しかるべき項に記載して下さい。				サプリメントに関する規制の在り方については、紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合でお示しした対応方針においても更なる検討課題として挙げられたところです。また、平成30年の改正食品衛生法において、改正法の施行後5年を目途とした検討規定が設けられているところ。こうした点を踏まえ、食品衛生法の今後の改正に係る議論の中で、食品業界の実態を踏まえつつ、サプリメントに関する規制の在り方、許可業種や営業許可施設の基準の在り方などについて、必要に応じて検討を進めることとしています。
第4章	47	5	消費者委員会では、今回の改正で安全性に関してサプリメント形状の加工食品に関しては、特定の成分を精製・濃縮していく製造工程において、他の想定できなかった成分も一緒に濃縮されるリスクが繰り返し指摘されていることから、義務化が予定されているGMPについて、米国の基準なども踏まえつつ、更なる厳格化を検討すべきであるとの附帯意見が出されています。原料の受け入れから最終製品の出荷までの全工程において安全性を確保できるよう、より厳格化されたGMPにすべきと考えます。				今般、昨年3月に確認された小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案を受け、消費者庁で開催した「機能性表示食品を巡る検討会」の報告書（令和6年5月27日付け）において、「菌体のような特殊な原材料を用いる場合のリスク管理に関する科学的知見の集積」について検討が必要とされたことを受け、別添2に示す、「錠剤カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」の一部改正を行ったところです。
第4章	47	16	フードテックを応用した食肉代替品（細胞培養肉、植物由来、昆虫由来等）など、新規性が高いものについて、安全性や適切な表示の確保や消費者の受け止め、情報提供の在り方についての検討を早急に進められることを求めます。				現段階では、培養肉を含めた動物の細胞を体外で人為的に培養することで生産した食品については、生産技術が体系化されておらず、様々な可能性について、食品企業や研究機関において試行されている段階であり、各国においても食品としての取扱いをどうすべきか検討が続いている状況と認識しています。
第4章	47	16	今回の基本計画素案では食品表示に関する記述が足りていません。今後5年間でフードテックの開発が進んでいくと思われます。フードテック食品であるゲノム編集応用食品の安全性に懸念をもっている消費者が少なくありません。消費者の商品選択に資する表示について加筆してください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	47	16	時代に即した食品表示への対応として。あきたこまちRがあきたこまちとして売られようとしています。異なる品種であり、重イオンビーム放射線で破壊された遺伝子をもつあきたこまちRを買いたくありませんが、その表示では選択できません。消費者が合理的な選択ができるような食品表示となるよう基本計画に入れてください。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
第4章	48	1	断固反対する。このような案を通すことにより、国民の健康を阻害し、病院送りにしてマッチポンプ式に医者や製薬会社に儲けさせる魂胆が目に見えている。遺伝子組み換え食品等は将来的に人々の健康を蝕むことが懸念されており、EUでは遺伝子組み換え食品か否かを検出する技術研究が進んでいるのを政府は知っていながらこの案を施行するつもりか。国が守るべきは国民であり、国民の健康こそが国益に繋がることをよく考えるべきだ。				遺伝子組換え食品等については、リスク評価機関である食品安全委員会の意見を聴いて安全性審査を行い、人の健康を損なうおそれがないと認められる場合に流通等を認めています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	断固反対する。そもそも誰のための政策なのか。国民の健康を第一に考えればこのような案を通すべきではない。遺伝子組み換え食品等を長期摂取した場合の安全性について保証などされていない。外国でそのような成分表示をすれば販売できないはずだ。そのようなものを日本人に食べさせるべきではない。				遺伝子組換え食品等については、リスク評価機関である食品安全委員会の意見を聴いて安全性審査を行い、人の健康を損なうおそれがないと認められる場合に流通等を認めています。
第4章	48	1	断固反対する。遺伝子組み換え食品等は長期摂取し続けた場合の安全性に不安があるものだ。EUでも遺伝子組み換え食品の検出技術の研究が進んでおり、人々が摂取しないように舵を切っている。全国民を病気にして、製薬会社に儲けさせたいのだろうか、この案は国民が健康で文化的な最低限の生活を送る権利を侵害しており、違憲である。すぐに破棄されるべき案だ。				
第4章	48	1	断固反対する。ただでさえ成分表示や添加物の安全基準が緩いのに、これ以上不健康なものが市場に出回るようにする本案は、国民の安心安全な生活を破壊するものであり、到底許容できるものではない。すぐに破棄されるべき案だ。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	48	1	断固反対する。食の安全基準を緩めることは国民の健康を害する行為であり、国を滅亡させる行為である。遺伝子組み換え食品等の将来的な健康被害が懸念されるものを表示せずに売ることは、国民の健康で文化的な最低限の生活を送る権利を侵害するものであり、この案自体が違憲である。				遺伝子組換え食品等については、リスク評価機関である食品安全委員会の意見を聴いて安全性審査を行い、人の健康を損なうおそれがないと認められる場合に流通等を認めています。
第4章	48	1	ゲノム編集技術応用食品の表示制度については、現状のように表示義務なしが妥当であるが、もう少し届出の事例が増え、技術が普及して特段の事故が起こらないようであれば、届出制自体の廃止も視野に入れた議論が始まって良いかと考えます。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等からゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っています。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保を前提として、適切な制度の運用等を行ってまいります。
第4章	48	1	現時点では、ゲノム編集によるものか、自然界や突然変異育種によるものかを判別することはできないと理解しています。例えば、全ゲノムデータ10サンプルの中から、どのようなゲノム編集されたものかわからないサンプルが1つ入っていて、それを特定するクイズを出した場合、その正解を導き出すことは不可能です。現状では表示義務がない状況でも、ゲノム編集食品の販売者は自主的にゲノム編集であることを表示しています。しかし、表示を義務化した場合、その表示にかかるコストやトレーサビリティのコストは事業者が負担することになり、他の品種改良と比較して高コストとなります。その結果、ゲノム編集食品であることの検出が不可能であるため、消費者庁や農林水産省への届出をすると特定されることを懸念して、届出自体を行わない事業者が現れることを可能性を懸念しています。したがって、当該文章については、現行の内容を維持することを希望します。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	48	1	「ゲノム編集技術応用食品等」についての記述がありますが、これに限らずフードテックについては、生態系や環境及び健康への影響について、透明性を確保し、消費者に対して分かりやすい情報の提供を行うこと、安全性の根拠を示すことが必要である旨、この項目あるいは他のしかるべき項で記載すべきです。				御意見については、今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。 また、消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から細胞培養食品についてなど必要な検討を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
第4章	48	1	ゲノム編集技術応用食品等に関しては、その安全性が確立するまで上市をモラトリアムとすべきである。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から細胞培養食品についてなどの必要な検討やゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
第4章	48	1	ゲノム編集食品の表示義務の確立をするようにしてください。EUではゲノム編集食品の検出方法の確立に向けて動いています。				ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかの判別に使用できる検査法がEUで開発されたことは承知していません。薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で審議された「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」（平成31年3月）の報告書において、ゲノム編集技術応用食品については、 ・従来の育種技術によって得られたものの範囲内であること。 ・従来の育種技術によって得られたものと判別し検知することが困難と考えられること。 等の考えが示されており、現時点でも状況は変わりないと考えていますが、今後も、専門家等の意見を聴きながら、海外の動向等を注視してまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	48ページ1 ゲノム編集技術応用食品の表示 について ゲノム編集技術応用食品について、不安を抱いている国民が多く、記載を義務として欲しい。国の説明では、ゲノム編集技術応用食品については判断ができないということだが、海外の研究者によると、判断する技術はあるということだ。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	7	・ P 4 8 L 7 ? L 1 5 →産地情報 世界の人口が増え食糧難がささやかれ、日本は人手不足と高齢化、食糧自給率の低下。日々忙しく少しでも便利で経済的な物を求める気持ちになります。 だからこそ、添加物を使ってもいいから、それをきちんと表示をして下さい。 理由は、人は食べたもので作られていくからです。 消費者に選択する権利を奪わないで下さい。 ゲノム編集・遺伝子組み換え作物表示・あきたこまち重イオンビーム育種・食品添加物・原料産地・原産国・加工地表示を希望します。 私は使われている材料、添加物、食品のルーツ、を知りたいだけなのです。 食糧に感謝し、大切に扱う表示をお願い致します。				加工食品に使用した添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則物質名等を表示することとなっております。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			日本の食があらゆる点で壊れていっています。 素晴らしい日本の食文化が未来永劫続いていくために、ゲノム編集などは取り込まないでください。安全性の不明なもの、自然に反して操作されたものを日本の食に取り入れたくありません。こうした技術にお金をかけるなら、日本の食を生み出している人たちを守っていきたいです。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等からゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っています。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			以下の内容に関して、 EUにおいては、2023年？2024年において「ゲノム編集」食品の検出方法の確立に向けて研究資金を抛出し、発表までこぎつけたとのこと。 日本の現状対策を鑑みると、出遅れ感があり、世界から取り残され始めているとしか感じざるをえません。 日本の本当の歴史を学びだすと、悪いこともある反面、やはり先代の日本人の皆様が残してきた業績・思想は誇らしくあります。海外の人が良い悪いとかではなく、日本人として生まれてきた自分が誇らしいとも思えます。 そんな誇れる日本人であり、日本の為に、日本人のために国家公務員として働かれている皆様 海外の状況をしっかり把握して下さい。 外圧に負けないでください。 国内の消費者の知る権利が蔑ろにされ、国外の消費者のことしか考えない政策は、同じ日本人としてとても恥ずかしく思います。 この先生まれてくる子供達には、愚策・失政・公務員のしてきたことをしっかり伝え広げ、恥ずかしくない生き方をするよう指導していきたいと思います。 そうならないよう、行政の在り方を見つめ直して頂ければ幸いです。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等からゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っています。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
			(3) 第3章、第4章の「消費者政策」、「消費者施策」については、食品の安全性の確保には、実験室や実験動物での試験研究も不可欠ですが、SDGsも踏まえて、本来の安全で良質な食品とは、自然の生態系を守りつつ活用する土に根ざす生命ある動植物を有機農業等の持続可能な農林漁業によって得ることを基本に据えることと、明記してください。 培養肉や食文化から逸脱した昆虫食、ゲノム編集を含む遺伝子操作食品、重イオンビーム放射線育種による新規の品種等は望ましい食の姿ではないので、厳しく規制していくことを明記してください。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から細胞培養食品についてなどの必要な検討やゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
			ゲノム編集技術応用食品も同様に、遺伝子の一部の欠損がある。こうした人為的な遺伝子欠失のコメ等は未知のたんぱく質の生成を否定できないので、安全性は検証されていない。こうした実態を踏まえ、「食品の安全性の確保」の項目にこれらの技術を具体的に挙げて、その安全性の検証への取組みが必要であることを明記してください。				
			ゲノム編集技術応用食品等について、長期にわたる健康面への安全性が疑わしいのと地球上に住む生き物たちのいのちの持続可能性の観点から、今後、日本でさらに広がっていくことを危惧しております。そういった商品だと知らずに食べさせられるのも嫌ですし、未来の宝である子どもにも食べさせたくありません。給食などにももしでてきてしまったらこちらでは対応のしようがありません。 海外でも積極的に推進されていないのに、なぜ日本においてそういったものが流通し始めているのでしょうか。 ゲノム編集された食品またはその飼料を使って育てたものなどは食べたくありません。 遺伝的多様さこそが今後の気候危機や生物絶滅危機にも対応できると思うので、ゲノム編集技術応用食品等の推進は反対です。 また、食品表示においては、消費者がきちんと自分達で選択できるような情報開示をお願いしたいです。 一国民の意見として真摯に受け止めていただき、慎重にご検討いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。				
			食品の安全性の確保については、素案の39ページの恒常的に取り組んでいく施策の1つとして、これまで通り取り組んでいくとなっているが、消費者庁に食品衛生基準行政が移管されたのは2024年4月からである。特に消費者が今、不安に思っているのは細胞農業やフードテックと呼ばれる新規開発食品の開発・市場化の動きが加速していることである。第5期消費者計画では、消費者の権利擁護（安全である権利、表示義務付け、意見を反映される権利等）の立場に立って市場化に歯止めをかけていくことを明記するよう要望します。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から細胞培養食品についてなど必要な検討を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。 消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			食品の安全性の確保については、「恒常的に取り組んでいく施策」（p.39）の一つとしてこれまで通り取り組んでいくとなっているが、消費者庁に食品衛生基準行政が移管されたのは今年度（2024年4月から）である。特に消費者が今、不安に思っ て注視しているのは、細胞農業や”フードテック“と呼ばれる新規開発食品の開発・市場化の動きが加速化していることである。「第5期消費者計画」では、消費者の権利擁護（安全である権利、選択の兼来（表示義務付け）、意見を反映される権利等）の立場たっ て市場化に歯止めをかけていくことを明記するよう要望します。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から細胞培養食品についてなど必要な検討を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。 消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。
			日本の商品が海外に行けば遺伝子組み換えであると表示される商品が、なぜ日本において表示されないということが起きるのでしょうか。 表示義務を緩くすることのメリットは何でしょうか？消費者の為だとはとても思えません。				食品表示基準は、食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第3項に規定する食品関連事業者等が、日本国内で、加工食品（酒類を含む。）、生鮮食品又は添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。）する場合に適用される食品表示のルールについて、国際基準であるコーデックス一般規格も参考にしつつ、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保されるとともに、小規模な食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品事業者間の公正な競争の確保に配慮して検討・制度化されたものです。一方で、輸出品については、輸出先国の食品表示に関する規則に従って、対応する必要があります。
			国は国民の幸福（健康含む）と命と財産を守るのが仕事です。この間の食品の表示等における後退は本当に国民の健康を考えているのかと恐くなります。遺伝子組み換え食品は素晴らしい技術だと考えているのですか。まだまだ安全という科学的根拠は出ていないと私は考えます。まして、ゲノム編集食品にいたっては、主婦の感覚として空恐ろしくもあります。遺伝子は、ほとんどの生物はそれほど大きな違いはないと生物の授業で教わりました。遺伝子組み換えや、ゲノム編集された食品を食べて、未来のこどもたちの体は大丈夫でしょうか。真剣に考えていただきたいです。食べ物で体は作られます。できれば、遺伝子組み換えやゲノム編集された食品は市場に出て欲しくありませんが、日本は国民のいのちより、企業を大事にする国です。私の思いはかなわないかもしれません。せめて、未来の子どもたちのために、表示の義務だけは死守していただきたいと思います。あなたの大事な子どもたちのためにも。よろしく願いいたします。				遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。
			種子の多様性につきまして 食品の健康への影響を考えますと、種子の多様性の保護が、最も大切なこととです、 遺伝子組み換え作物は、人体へのリーキーガットなどの問題を引き起こすと、多くの国、地域の例が報告されています。また、組み合わせて販売される農薬による疾患の発症、1代限りの種子の輸入にかかる膨大なコスト、企業の独占的利益を優先してしまう経済の制度は、人類の存続のために好ましくありません。 人類の生存権のために、種子の多様性に対する保護をお願い申し上げます。				遺伝子組換え食品等については、リスク評価機関である食品安全委員会の意見を聴いて安全性審査を行い、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合に流通等を認めています。
			ゲノム編集食品と放射線育種米の表示に関しては消費者にとっては選ぶ為の大切な情報ですから、明確に表示される事を望みます。例えば諸外国ではNo-GMOの表記はされています。 消費者基本法に基づいた判断をして頂きたい。 「あきたこまちR」は今年から「あきたこまち」として全量転換されて流通されるとの事、大半の消費者がこの事を知らずに購入する事になり、それは大きな問題だと思います。 また、有機栽培された「あきたこまちR」や「こしひかり環一号」が従来の「あきたこまち」や「こしひかり」として有機認証される事は正しいとは言えません。カドミウムを吸収しない性質の品種は従来の品種とは遺伝子が違います。重イオンビーム放射線育種米を有機認証する事に強く反対します。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。また、例えば、放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			EUは2025年2月に「ゲノム編集」食品に表示を義務付ける議決をしているとの事です。それと同時に「ゲノム編集」食品であるかどうかを判定できるように2つの研究所に資金を投じ、その2研究所とも、検出可能という報告を出しています。まだその結果報告は確定的なものでないにせよ、これまでの日本政府の「『ゲノム編集』生物は検出が不可能だから表示はできない」という見解は浅慮が過ぎると思われま す。 確定的ではないのだから、時期を見るべきではないのか。なぜ早期に決めようとするのか。 また、重イオンビーム放射線育種品種は明らかに表示可能、それを表示せずに販売可能とすることからも、全体として「なるべく早く表示義務をなくし、流通を促進したい。安全性は二の次で良い」といった姿勢に見えています。それで良しとしていいはずがない。何かに急かされているような姿勢と捉えられる。そのような要因で国が動いていいはずがない。				ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかの判別に使用できる検査法がEUで開発されたことは承知していません。薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で審議された「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」（平成31年3月）の報告書において、ゲノム編集技術応用食品については、 ・従来の育種技術によって得られたものの範囲内であること。 ・従来の育種技術によって得られたものと判別し検知することが困難と考えられること。 等の考えが示されており、現時点でも状況は変わりないと考えていますが、今後も、専門家等の意見を聴きながら、海外の動向等を注視してまいります。 放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。
			国際的な動向を踏まえて食の安全を考えるならば、食品添加物や農薬などを海外と比べてみて欲しいです。許可されている食品添加物の多さ、海外では訴訟問題に発展している農薬や除草剤の多さにも目を向けて下さい。国際的に健康に害を及ぼすとされるものが日本では当たり前使用前に使用許可されています。利権に捉われず、偏りのない判断を求めます。				食品添加物の指定や農薬の残留基準設定においては、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの使用量、使用の基準、残留基準などを適切に設定しています。 また、国内の食品添加物の指定等に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、貿易の円滑化の観点からWTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、諸外国からの情報提供の機会も確保しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には速やかに専門家の意見を聴取する等、科学的かつ公正な立場から食品衛生基準行政に取り組んでまいります。
			重イオンビーム放射線育種米「あきたこまちR」の表示について ----- 重イオンビーム放射線育種米である「あきたこまちR」を販売する際に、「あきたこまち」として表示して売ることを秋田県決定しています。しかし、「あきたこまちR」と「あきたこまち」は異なる品種です。 重イオンビームによる突然変異育種はゲノム編集と同様に遺伝子の二重鎖を破壊することによる変異を利用したもので、その安全性を根拠付ける情報に乏しく、十分な検証は行われていません。 消費者として「あきたこまちR」を食べたくない、そして逆にこれまでの「あきたこまち」を選びたいという場合も、選択することが難しくなります。これは、消費者の知る権利、選ぶ権利を侵害しているのではないのでしょうか。 「あきたこまちR」を「あきたこまち」として販売することは、不当表示にあたるといえます。 消費者庁は、消費者の権利を守るためにあるべきです。 宜しくお願いします。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることになります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			商品表示の改悪やめろ。 遺伝子組み換え食品であることが表示出来なくなったら、消費者は危険な食品を回避出来ないし、遺伝子組み換えでない食品を作ってる人達が損をする。 こしひかりもどきをこしかひかりとして販売できるようになると、こしひかりのブランドを損なうことになり、農家の損害が大きい。 即廃案しろ。				遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月に制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。 こしひかりもどきをこしひかりとして販売する旨については、御意見の趣旨が明確でないため、回答は差し控えます。
			「遺伝子組み換えでない」表示もできなくさせるわ、国産を国内製造と紛らわしくするわ、消費者庁はどこを向いて仕事をしているのか。 消費者のため、日本人の子孫のことまで考えて、消費者の側に立つ仕事をして欲しい。				遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月に制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			3、 食品の安全性については、「食品添加物、食品に残留する農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）及び食品用器具・容器包装の規格及び基準については、国際的な動向や最新の科学的知見等を踏まえ、策定や見直し等を適切に進めていく。」と、お題目並ているが、諸外国と比較し、何一優越している分野はなく、「リスク最小化の観点から、基準を厳格化してく」など、何十年となくアメリカの言われるまま緩和緩和し続け、全く踏み込んでいない。言葉の羅列でなく、欧米を上回る、食の安全を示せ！				例えば、食品添加物の指定や農薬の残留基準設定においては、毒性試験結果等の科学的知見や国際基準等に基づき、リスク評価機関である食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品衛生基準審議会において調査審議し、人の健康を損なうおそれがないよう、食品ごとの使用量、使用の基準、残留基準などを適切に設定しています。 また、国内の食品添加物の指定等に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、貿易の円滑化の観点からWTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、諸外国からの情報提供の機会も確保しています。 これまでも新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を行ってきたところですが、引き続き、継続的に国内外の情報を収集し、新たな科学的知見が得られた場合には必要な対応を検討してまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			高齢者等の消費生活に配慮を要する消費者への支援強化は重要な課題です。地域における見守り活動の充実に加え、 成年後見制度の活用促進等、より踏み込んだ施策を検討すべきと考えます。 「SDG12：つくる責任、つかう責任」に関して、エンカル消費の推進等、消費者の具体的な行動につながる施策をより明確に示すべきと考えます。 ゲノム編集食品に関する記述が不十分です。ゲノム編集技術を用いた食品の安全性には未だ不明な点が多く、消費者の懸念も大きいことから、表示の義務化を含めたより厳格な規制が必要と考えます。現状では到底認められるものではありません。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
(7) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保							
第4章	42	33	(2) 「(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」について ① 「① 公正な取引環境の確保」について イ 消費者契約法等の改正について (ア) つけ込み型不当勧誘取消権の創設に向けて必要な措置を講じること 高齢化・デジタル化がますます進むことを踏まえれば、消費者が合理的な判断をできない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合において、消費者を契約の拘束力から解放させる手段を確保することは必要不可欠である。2022年改正において包括的なつけ込み型不当勧誘取消権の創設が実現できなかった原因を分析し、引き続き実現に向けて尽力すべきである（意見書30第6条（つけ込み型不当勧誘）、意見書5）。 (イ) 中途解約権、撤回権、損害賠償請求権など、不当勧誘行為に対する救済手段拡充の検討 現行の消費者契約法では、不当勧誘による意思表示の取消権と不当契約条項の無効のみが民事ルールの効果として規定されている。これらの民事ルールの効果は強力であるがゆえに、消費者被害の救済には有効である反面、救済対象を明確化することを求められやすく、現状、事案に応じた適切な救済メニューの提供につなげていない側面も否定できない。そこで、(ア)のような取消権の拡充だけでなく、中途解約権、損害賠償請求権など、不当勧誘行為に対する救済手段の拡充により、消費者被害の実情に応じて消費者契約法による民事ルールが適切に機能するような方向性も検討すべきである（意見書30第7条（不当勧誘行為と損害賠償義務）、第23条（継続的契約の中途解約権））。 (ウ) 不当条項のグレーリスト導入など、不当契約条項に対する救済手段拡充の検討 (ア)と同様、不当契約条項についても、消費者被害の実情に応じて消費者契約法による民事ルールが適切に機能するよう、現行のブラックリスト（要件に該当した契約条項は常に無効とする）による不当条項規制だけでなく、正当な理由のない限り無効とする、いわゆるグレーリスト方式による不当条項規制の導入についても検討すべきである（意見書30第18条（不当条項と推定する条項））。 (エ) 靈感商法等の悪質商法に対する立法措置 靈感商法等の悪質商法においては、個人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘手法が用いられることで、個人の思想良心や信教の自由が侵害され、継続的な寄附等の深刻な経済的被害をもたらすことが多い。しかし、現行の法制度ではこの被害に十分に対応できていないため、正体や目的を隠した勧誘の禁止、助言の機会を奪うことの禁止及び上記(ア)のとおり、つけ込み型不当勧誘の禁止等の趣旨の規定を消費者契約法（及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律）に設ける立法措置を行うべきである（意見書31）。 （意見書5）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html （意見書30）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2014/140717_3.html （意見書31） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231214_3.html				今後の参考とさせていただきます。
第4章			今回の消費者基本計画の素案では消費者政策の最重要な法律といえる消費者契約法の改正が明記されていない。過去からの継続課題であるつけこみ型勧誘に対する措置も含めて対応の方向性を明確に記載する必要がある。				消費者契約法については、第4章2. (2) ①において、「消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理するとともに、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的な規律設定の在り方を検討し、見直しを図る。その際、解約料に係る課題や消費者取引による被害を実効的に予防・救済する観点からの検討も併せて進める。」としているところです。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			デジタルツールの活用による情報提供の拡充を強く支持いたします。 特に、小規模事業者でも容易に導入できるよう、国による標準的なツールの開発・提供を検討いただきたく存じます。 これにより、消費者はより詳細な商品情報にアクセスできるようになり、informed choiceの実現に寄与すると考えます。 また、デジタルツールの活用に当たっては、高齢者等のデジタル弱者への配慮も併せてお願いいたします。				御意見として承ります。
			高齢者について 今まで以上にクーリングオフ等の期間を長くするなどの対策が必要です。 弱者に寄り添えない国にははいけません。				今後の参考とさせていただきます。
第４章	39	28	最近は流通の隙間に入り込んで暴利を貪る転売者の介入によって需要と供給、ひいては消費者と生産者の間でのミスマッチが続いています。消費者はほしいものを買えず、あるいは高く買ってしまう、生産者は需要が読めず、本体や関連商品の展開に苦勞する等、経済活動に支障が出ています。一刻も早い規制をお願いしたい。				
第４章	42	32	価格転嫁の理解醸成を進めるための消費者への情報提供のあり方と合わせて急激な価格上昇を緩和するための政策的な検討の追記を求めます。 価格転嫁に対する理解の醸成を進めるにあたっては、消費者の知る権利のためにも、行政・事業者側から消費者に対して、値上げの背景や理由、時期等についてわかりやすく丁寧な説明を行う必要があり、情報提供の在り方について追記してください。合わせて、すでに相次ぐ食品や日用品の値上げなどによる家計負担や可処分所得の状況を踏まえて、急激な価格上昇を緩和するための政策的な検討も追記ください。				
第４章	44	3	真っ当な商品を作る真っ当な生産者のみが苦しみ、安価で粗悪な商品を作る大量生産利益重視の生産者のみが甘い汁を吸う仕組みになってしまうと思います。				
第４章	44	11	(2)「(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」について ① 「① 公正な取引環境の確保」について ウ 公益通報について 基本計画案では、事業者による内部通報対応体制整備の促進を図るとあるが、これを促進する具体的な施策の一つとして、事業者の体制整備義務（公益通報者保護法第１１条第２項）違反に対する是正命令及び同命令違反に対する刑事罰を設けるべきである。また、公益通報をより促進するための措置として、内部公益通報受付窓口を事業者の外部（外部委託先、親会社等）に設置することを推奨すべきである。 公益通報者保護制度については、同制度に関する事業者の理解が不十分であることや、同制度の運用が十分になされていない現状に鑑み、事業者における内部通報制度の確実な浸透を目的として、ポスター掲示や動画等の拡散により、より一層の周知徹底を図るべきである（意見書３２）。 （意見書３２）↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240822_2.html				
第４章	29	10	定期購入やサブスクリプション契約について、素案には言及されていない視点として、以下のことを追記することを求めます。定期購入やサブスクリプションは、高齢者や認知機能が低下している場合に、気づかずに支払いを続けてしまう可能性があります。また今後更に超高齢化社会が進むなかで、認知症になる前の契約が認知機能が低下した後に、必要がなくなってもそのまま解約されずに続いてしまう事例が多発することが予想されます。通常の認知能力であってもデジタルコンテンツのサブスク契約等は継続していることに気づきにくい場合もあります。一定期間での契約の再確認を義務化する等、消費者保護の視点から具体的な措置を検討する旨の記載を求めます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	29	29	基本計画案が指摘する行政処分・規定の周知・効果の見定め、消費者へのスクリーンショット保存の呼びかけ等では不十分である。定期購入被害が2022年末から急増し、2023年においても高止まりしている現状は、2021年改正の内容が、広告表示への改正がほぼなかったこと、最終確認画面の規制内容も不十分であったこと、広告や最終確認画面の保存・提供義務がないことなど、不十分だからである。早急な対策としては、①特定商取引法を改正して、広告画面及び特定申込画面における人を誤認させる表示について具体例を挙げて禁止すること、②事業者に対し、広告画面及び最終確認画面の保存・提供義務を負わせること、③最終確認画面に加え、広告画面における人を誤認させる表示により誤認して申込みをした消費者に対しても、その意思表示の取消権を付与するなどの対策を講ずるべきである。 加えて、④定期購入契約について特約により解約を認める場合、契約申込みの方法と同等の解約申出方法を設定する義務を、⑤中途解約権の確保及び損害賠償額の上限規制を、それぞれ特定商取引法に規定すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	30	3	特商法上の広告表示義務の厳守状況が具体的に確認・検証できるためとはいえ、消費者が広告表示や最終確認画面のスクリーン・ショットの保存をすることは、消費者への負担増となり、一般の消費者に実施を求めることは困難です。消費者トラブルに遭った際、消費生活センターでは、画面表示の問題点を指摘するため、画面をスクリーン・ショットで保存することを助言していますが、これは画面表示がすぐに変更されてしまったり、消費者が契約締結にいたった画面を追跡できないためのいわば自衛策です。消費者による自己防衛だけ求めることは本末転倒であり、本来事業者が保存すべきことです。消費者基本計画において明記する事項ではありません。				
第4章	29	10	ア SNSを利用した詐欺行為等について 以下の点の調査を行い、被害予防及び被害回復に向けた実効性ある対策を講じるよう総務省等に働き掛けを行うべきである。 (ア) SNS（特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないもの。）が詐欺行為や消費者被害の誘引手段として使用されている実態 (イ) SNS事業者による本人確認の実態及びその記録の保管状況 (ウ) SNS利用者を特定する情報について、弁護士法第23条の2に基づく照会がなされた場合のSNS事業者の対応状況				SNS等インターネットを通じた勧誘等を含めた通信販売取引については、令和4年6月に施行した改正特定商取引法に基づき、重点的な執行を行っているところです。 また、令和5年9月には担当部署に「デジタル班」を新設し、SNS等を用いた勧誘事案などの新たなデジタルツールを悪用した事案を中心に事務処理を迅速化し、処分実績を積み重ねております。 なお、規制の在り方については、SNSのダイレクトメッセージの特性や、関係省庁における利活用と制限に関する各種検討状況を踏まえながら、消費生活相談の実態、行政処分の状況等様々な要素を勘案した上で丁寧に検討を行う必要があると考えております。
第4章	29	35	SNS等のインターネットを通じた勧誘等については、電話勧誘販売と同様の不意打ち性・密室性等があることから、こうした勧誘等による申込み・契約締結について、行政規制、クーリング・オフ及び取消権の導入が必要不可欠である。 この点、2023年8月10日付けの内閣府消費者委員会による「チャットを利用した勧誘の規制等の在り方に関する消費者委員会意見書」においても、特商法の通信販売において、チャットを利用して事業者が消費者の契約締結の意思形成に影響を与える行為に対して、勧誘の規制等の導入に向けた検討を行うこと等が提言されており、国は速やかな立法措置を講じるべきである。				
第4章	29	35	「SNS・チャットによる通信販売」は特定商取引法（旧訪問販売法）制定時は想定外の取引形態でした。消費生活相談現場においても対応に苦慮しており、消費者委員会から2023年に意見（特定商取引法の通信販売において、チャットを利用して事業者が消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える行為に対して、勧誘の規制等の導入に向けた検討を行うこと。）を発出しています。デジタル社会に対応する消費者行政を目指すならば、消費生活相談現場で苦慮しているSNSチャット勧誘に関して、法改正を含む具体的な検討をすることを記載してください。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	44	32	マルチ商法への対応について、法令違反事実があれば厳正に対応することと、必要に応じて予防策を含む対策の有効性を検討することの抽象的な記述があるが、不十分である。情報商材等の詐欺的取引にマルチ商法の手法が利用されることについて、参入規制の導入により防止することや、罰則が軽い ため抑止効果や早期刑事摘発の効果が得られていないことなど、現行法の見直しを求める意見が寄せられているのに、特商法改正による対応について全く触れてない。参入規制の導入や組織犯罪処罰法につながる罰則強化など、具体的方策について特商法改正の検討方針を明記すべきである。				いわゆるマルチ商法に関する消費生活相談の件数が減少傾向にあるとはいえ、悪質なマルチ取引による消費者被害を抑止することは重要であると考えております。 このようなことから、消費者庁としては、今後、法と証拠に照らして厳正に執行することに加えて、行政処分による抑止効果の拡大や執行体制の強化、また、注意喚起や周知啓発等の施策を用いて、このような悪質な事案に対処してまいります。
第4章	45	6	「後出しマルチ」につき、「取引の全体を勘案して連鎖販売取引を行っていると思われる場合、行政処分の対象となり得る」として、事案によっては現行法の「連鎖販売取引」に該当し得るとの解釈を示した点は評価できるものの、具体的にどのような事案であれば該当し得るのか不明瞭であって法的に不安定である。 そこで、少なくとも特定商取引法の通達等において、具体的な解釈を明確化することが必要であるし、法的安定性の観点からは法令等の所要の改正を行うべきであり、その旨の記述が必要である。				
第4章			・該当箇所：第4章 マルチ商法 について マルチ商法、ネットワークビジネスにおいて、何がOKで何がNGなのかを国民に分かりやすく示してほしい。 ネットワークビジネスという形態自体がトラブルになりやすいのでNGなのかどうか分かりにくい。				
第4章	45	3	高齢者は在宅率が高く、更に固定電話を使用していることも多く、電話勧誘のターゲットになりやすい状況です。認知症の高齢者をターゲットとする電話勧誘販売では、勧誘を受けたかどうかも覚えておらず、定期的に健康食品が送付され、飲用することもなく未使用の商品と請求書がそのまま家に溜まり、その請求に対してどうすることもできないという被害があります。法執行の強化、法令順守の徹底は重要ですが、諸外国における希望しない電話勧誘に対する規制等も踏まえ、超高齢社会に突入している我が国の特性を踏まえた被害抑止への取組を検討する必要があります。これに関する追記をしてください。				拒否者に対する訪問販売・電話勧誘販売の規制制度の導入については、制度運営に伴う費用負担の問題や実効性の問題、あるいは登録した消費者の個人情報が悪用され得る問題等の様々な課題があるものと認識しております。 我が国においては、訪問販売に関する消費生活相談件数及び電話勧誘販売に関する消費生活相談件数が年々減少傾向にある中で、拒否者に対する訪問販売・電話勧誘販売の規制制度については、このように費用対効果の観点やリスク対応の観点から、慎重な検討が必要であると認識しております。
第4章	45	3	訪問販売及び電話勧誘販売について、法執行の強化と自主規制の促進を行うとの記述にとどまっているが、法規制が検討されるべきである。 訪問販売及び電話勧誘販売においては、高齢者、特に判断力等に問題を抱えている高齢者に被害の割合が依然として高い。特に、訪問販売では、近年、修理サービス、屋根工事等、比較的高額な被害や次々販売等の深刻な被害が生じやすい取引が増加している。平成28年特定商取引法改正の附則6条において施行後5年の見直し規定があり、国会の附帯決議においても訪問販売・電話勧誘についての見直しについて言及がなされていた。にもかかわらず、検討すらなされず2年以上放置されている（なお、令和4年改正については、預託法と特定商取引法の一部の検討しかなされておらず、訪問販売・電話勧誘販売についての検討はなされていない）。 法規制が検討されるべきであり、規制の内容としては、まず勧誘を希望しない消費者に対する訪問販売・電話勧誘販売を規制することが検討されるべきである。海外では、訪問販売お断りステッカーに法的効力を認める国も複数あり、多くの国が電話勧誘拒否登録制度を採用している。 また、近年、匿名・流動型犯罪グループによる訪問販売被害も増加しており、法執行の強化と自主規制の促進だけでは、その被害を防止することができないことは明らかであることから、訪問販売事業者について、登録制の導入が検討されるべきである。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	29	27	「詐欺的な定期購入商法」への対策とした改正特定商取引法は2022年6月に施行されたが、消費者庁取引対策課「デジタル班」設置前の2023年8月までの同法に基づく通信販売の行政処分は1案件のみです。その後、2024年12月までに7案件の処分が行われ、執行強化の取組は評価できます。しかし、「効果的な法執行は重要である」との方針に照らせば、さらなる対応強化が必要です。「効果をしっかりと見定めていく」としているが、庁内のリソースが限られている現状を踏まえ、民間知見の活用やデジタル技術を活用した監視体制の強化など、実効性のある執行体制の整備について具体的な言及を求めます。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	29	29	「詐欺的な定期購入」については、特商法の改正以降も増加しています。最終画面のスクリーンショットの保存も、消費者には浸透しているとは思えません。過度な広告に対して、景表法や薬機法などの現行法でも規制できるところは積極的に対応して、抜本的な法規制の検討もお願いいたします。				
第4章	39	12	大規模災害の度に発生する悪質商法による消費者トラブルについては、各関係機関の連携による必要な支援を行うとともに、特定商取引法等に抵触する刑事罰の対象となる事業者の行為については、部門間及び都道府県警察間の連携を強化し、取締りを強化すべきである。				
第4章	43	6	被害が多く報告されている取引や特に悪質な取引に関しては、消費者庁からSNSに注意喚起が表示される方法での情報提供を行うなどの施策の導入について言及してください。				
第4章	44	18	悪質商法への対処 購入した当事者だけでなく家計費を使われた、子どものための学費を使われた等の問題が発生しています。そのため、家族（親族）への経済的かつ精神的被害があることはまだまだ認知が低いままです。『消費者問題＝当事者のみ』ということではありません。被害拡大を防ぐためにも法令違反業者への厳罰と法改正を望みます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	44	32	「後出しマルチ」の規制案について、以下の意見を申し上げます。 1. 「後出しマルチ」の悪質な事例と健全なビジネスモデルの区別の重要性 「後出しマルチ」の問題には、高額な無価値商品を販売し、その後、販売活動に消費者を誘導するような悪質な商法が含まれています。このような商法が消費者に経済的負担を強いる点は極めて悪質であり、規制が必要であることに賛同します。 ただし、こうした悪質な商法と、健全なビジネスモデルの区別を明確にしないまま広く規制を適用した場合、消費者の自由な意思や正当な事業活動を妨げる過剰規制となる可能性があります。 2. 悪質なモデルと健全なモデルの具体例 規制の適用範囲を明確にするため、以下のような具体例を挙げます。 悪質なモデル ・消費者が支払いに困った後に、「販売活動をすれば支払いが楽になる」と説得し、やむを得ず販売活動に参加させる。 ・実質的に購入時点で販売活動が目的化されており、商品の価値が乏しい、または無価値である。 このようなケースは、消費者を意図的に困窮させた上で販売活動を強要する構造であり、「後出しマルチ」として明確に規制すべきです。 健全なモデル ・消費者が商品そのものに満足し、「この商品を他の人にも勧めたい」と自発的に感じた際に、代理店や販売者としての活動を提案される場合。 ・代理店・販売者登録に伴う新たな特定負担が発生しない。 ・販売活動への参加が消費者自身の自由意志で行われる。 このような場合、消費者は商品そのものの価値に共感しており、経済的負担を強いられることもないため、健全なビジネスモデルとみなされます。 3. 提案：規制の明確化と対象範囲の限定 「後出しマルチ」の規制において、以下の点を考慮いただきたいと思います。 (1) 勧誘目的の透明性 購入時点で販売活動への勧誘目的を隠していたかどうかを判断基準とする。勧誘目的を明確にしない取引は規制の対象とするが、商品購入後に自発的な意思で代理店登録を希望する場合は対象外とする。 (2) 経済的負担の有無 商品購入や代理店登録に伴うローン契約や多額の費用負担がある場合を規制対象とする。一方で、追加費用なく代理店登録が可能な場合は対象外とする。 (3) 商品自体の価値 販売される商品そのものに実質的価値があるかどうかを判断基準とする。無価値同然の商品を高額で販売し、それを販売させる行為は規制の対象とする。 4. 最後に 悪質な商法を規制することは消費者保護の観点から不可欠です。しかし、規制の範囲が広すぎると、健全な事業モデルまでが不当に制限され、消費者の自由な意思が妨げられるリスクがあります。 悪質なモデルと健全なモデルの違いを明確化することで、消費者を守りつつ、正当な事業活動の自由を確保するバランスの取れた規制をお願い申し上げます。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	44	32	■意見8 ・意見：金融商品取引業違反疑いのある事業者ならびに責任者について、仮に逮捕したとしてもその後の実態把握を適切に行うとともに、罰則を強化し、被害拡大の防止を徹底してもらいたい ・理由：がん患者向けにがん治療に効果がある医薬品の開発のために自社の未公開株をマルチ商法の形態で販売したウィンメディックス社の代表2名が金融商法取引法違反の疑いで逮捕された。しかしながら、株式会社ME.Linkと名前を変えてセミナー開催を続けており、今後も被害が継続する可能性があるため。 ※参考： -無登録で株式80億円販売か 「がんに効く飲料水を開発」と触れ込み： https://www.asahi.com/articles/ASR394QFPR39UTIL009.html -株式売り上げを「寄付金」と仮装容疑 無登録販売の摘発免れる目的か： https://www.asahi.com/articles/ASR5240ZFR52UTIL002.html				今後の参考とさせていただきます。
第4章	45	32	レスキューサービス等では、緊急時に排水管工事、鍵交換、ゴキブリ駆除、ロードサービス等の、ネット検索で見つけたサイトに連絡を入れサービスを依頼し来訪をされた後に、業者から法外な高額請求を受けトラブルが発生しています。こうした事業者の出張料無料、低価格を表示するホームページの広告表示を扱う広告作成業者も、特定商取引法の規制の対象として頂きたいです。				消費者庁としては、引き続き、関係機関とも連携して、注意喚起や制度改正の周知を行ってまいります。また、違反事案に対しては、法を厳正に執行し、消費者被害の防止及び利益の保護に全力で取り組んでまいります。
第4章	45	32	前受金制のエステティック及び美容医療サービスにおいて、事業者の経営破綻による消費者被害が頻発している実態を踏まえ、「レスキューサービス等をはじめとする消費者トラブルの生じやすい事業形態」に「前受金制のエステティック及び美容医療サービス」を追記すべきです。また、これら前受金制ビジネスモデルについては、現行の特定商取引法では十分な対応が困難であることから、前受金保全措置等の新たな規制の整備の検討についても言及すべきです。				これまで美容医療等について注意喚起等を行ってきたところです。また、消費者被害の拡大防止のため、特定商取引法等に基づき厳正に対処してきております。 規制は不断の見直しを行うべきものであることから、被害の実態把握等に努めてまいります。また、消費者への効果的な注意喚起に加え、関係省庁等と連携するなど、消費者被害の未然防止の更なる取組に努めてまいります。
第4章	45	33	「消費者トラブルの生じやすい事業形態についても、事業者団体等と連携し、消費者への注意喚起」を行うことは重要ですが、問題を起こす事業者は業界団体に属さないアウトサイダーであることが多い状況であり、これまでも対処しきれず、被害が続いています。法に違反した後の厳正かつ適切な対応は当然必須ですが、アウトサイダーに対する抑止策としては、法により明確に示すことも視野に入れる必要があります。具体例として「レスキューサービス」が挙げてありますが、今後も様々なトラブルが生じる可能性があり、「迅速な」注意喚起と、「迅速」な対応を可能とするための法制度の見直しの検討についても記載してください。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	45	33	レスキューサービスに関する消費者トラブルはインターネット検索のリスティング広告を経由して発生していることから、「消費者への注意喚起」、「法と証拠に基づく厳正かつ適切な対応」に加え、リスティング広告の提供者による広告審査の強化を検討願いたい。				
第4章	46	4	不動産契約についても、高齢者に不利にならない仕組みを検討するべきである。 (理由) この数年、首都圏では高齢者が住む中古住宅を買い取るために訪問（押し買い）する事業者が増えており、問題になっている。市場が価格よりも格安に買い取るだけでなく、リースバックのように市場価格で賃貸契約をするなど、消費者に不利になる契約も散見されるため。				引き続き、特定商取引法の厳正かつ適切な執行に取り組むとともに、施行状況等の全体を注視しつつ、適切に対応してまいります。御指摘の点については御意見として承ります。
第4章	46	4	③の中では言及がなかったが、家賃保証会社の取り立てが悪質であると耳にすることが多いです。国土交通省に登録している業者についても同様で、貸金業で法整備される前のような取り立てがなされているとも聞いています。取り立てについて、貸金業法に準ずるような規制が必要ではないかと考えます。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	29	13	「消費者の自律的な意思決定をゆがめるなど負の側面がある」とのことについてですが。インターネット上では、性的な広告や科学的根拠が全くない商品の広告が未成年の目にも入る箇所に大量にあります。健全な意思を保てる状態ではありません。法規制による、悪質な広告の撲滅を望みます。				「科学的根拠が全くない商品の広告」のうち不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に違反すると認められる行為については、引き続き、消費者にとって適切な商品・サービスの選択が行われるよう、厳正に対処してまいります。
第4章	32	2	デジタル広告を介した不当表示事案に関する新たなルールの整備として、デジタルの表示の保存につき、広告主の表示義務に限らず、デジタル技術の進展に則した制度の検討をする旨を記載すべきである。 なお、この点につき特定商取引法の法執行に関する記載ではあるが、「消費者に広告や最終確認画面のスクリーン・ショットの保存を呼び掛ける等の取組を行っていく」方法（30頁）では自ずから限界があると考ええる。 ついては、消費者が自主的に広告内容や最終確認画面等を保存することに期待するのみならず、広告主や広告掲載事業者にもそれらの保存義務を課す制度の導入を検討すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	32	3	<P32,3行>XなどSNSでの巧妙なステルスマーケティング対策に力を入れることを加筆してほしい。Xでは、一般市民を装った、事業者側と思しきアカウントが、巧みに優良誤認に導く投稿を行っていることがある。リテラシーが低いと、容易に誘導されてしまう。				景品表示法に違反する行為に対しては、引き続き、消費者にとって適切な商品・サービスの選択が行われるよう、厳正に対処してまいります。
第4章	37	21	ラベル表示に関しては、そのラベルが正当な基準によって評価されたものであるかどうかが重要である。そのことがわかるように記載すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	38	31	環境負荷低減の「見える化」に向け、生産者の取り組みの努力や貢献度をわかりやすく表示することに賛成です。☆の数ではなく、単純化してアレルギー表示のように○×での表示の方がわかりやすいと考えます。				
第4章	42	31	公正な取引環境の確保について 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されることは、同P42の36行から消費者が確かな情報に基づき商品・サービスを選ぶことをとあるが、実際にはCMなどで赤ちゃんに安全な商品であるかの様に宣伝し消費者に誤解を与え自社製品を選ばせようとする商品もある。よく調べれば赤ちゃんに安全に使える商品だとは言っておらず、その様に取れる表現を選んでさも安全かの様に宣伝している。こういったことが起きない様紛らわしい表記や宣伝がきちんと規制される様明記して欲しい。				景品表示法に違反する行為に対しては、引き続き、消費者にとって適切な商品・サービスの選択が行われるよう、厳正に対処してまいります。
第4章	44	3	「付加価値やコストの価格転嫁に対する消費者の適切な理解促進を図る取組を継続する」とありますが、現状は「隠れ値上げ」が横行し、消費者が価格引き上げに対して理解・納得する環境がないという状況です。この理解促進の一つの手法として「単位価格表示制度」（ユニットプライス）の有用性を明記してください。単位価格表示制度は海外では法制化されていますが、日本は消費者保護条例の中に記載がある自治体と無い自治体があります。また各自治体で表示基準（単位や対象商品）が異なるため、インターネット通販のように県域を越えた事業には適用が難しい状況です。そのため、ユニットプライスの国際規格（ISO 21041:2018 - Guidance on unit pricing）を速やかにJIS化し、各自治体の消費者保護条例に組み入れて頂きたいをお願いします。本件は現在、経済産業省・日本規格協会とも協議を進めておりますため、消費者庁にもご協力をお願いしたいです。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	46	17	無添加、絶対無臭など、消費者が誤解を受けるような優良誤認表示に対し厳正に対処することを書き加えて下さい。				景品表示法に違反する行為に対しては、引き続き、消費者にとって適切な商品・サービスの選択が行われるよう、厳正に対処してまいります。
第4章	46	17	景品表示法の優良誤認表示について、厳正な対処を進めるように書き足してはどうか。無添加、絶対無臭、抗菌性などについてです。特に「抗菌性」は本当に効果があるのか疑わしいところです。クレベリンのように常時吸引して健康被害を及ぼしている事からも、健康被害が出ないように効力を弱めていたら、抗菌剤の意味を成さないどころか、それによる刺激臭で周囲を長期汚染させるだけの迷惑商品でしかなくなります。				
第4章	49	6	効果を偽ったり誇張したり曖昧なイメージで消費者をだますような表示を厳しく規制してほし。「赤ちゃんにやさしい」「ママに選ばれてNo.1」「無添加」などの表示で販売している洗剤に騙されている人が本当に多いです。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章			輸入原材料を使用しても「国内製造」と表示できることは、消費者は国産原材料を使用しているように誤認してしまう。消費者がどう捉えるか、消費者の意見を尊重し、まぎらわしい表示はやめてほしい。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	37	11	消費者庁はエシカル消費の重要性を語りながら、実際には、消費者の知る権利が企業の都合を優先する施策によって奪われている現実があります。この点の是正が急務です。 たとえば、海外では遺伝子の検出が困難な加工食品であっても、遺伝子組み換え原料を使ったものは、遺伝子組み換え食品であることを表示することを義務化している国が多く存在しています。しかし、日本では食用油やお酢など検出できないことを口実に表示義務を免除しています。 そのため、日本では売られているナタネ・コーン・大豆・コットンを使った食用油のほとんどが遺伝子組み換えという現状を許しているだけでなく、もし表示があれば、遺伝子組み換えでない大豆・トウモロコシ・ナタネの国内生産も強化できるのに、ほとんどが輸入される遺伝子組み換え原料に押されて、潰されてしまう状況をもたらしています。この施策が食料自給率を下げる結果を生んでいることにも注目せざるをえません。 国内の産業よりも、米国などでの遺伝子組み換え企業を明らかに利する政策となっており、変えることが必須と言わざるをえません。 また、日本では食品表示義務を課すレベルがとても緩く、使われている順に上位3つ、全体の重量比5%以上使っていなければ表示しなくていいというルールになっているため、他国で遺伝子組み換えとされる同じお菓子が日本ではまったく表示されずに販売されるという状況がまかり通っています。 食用油などを含む食品に表示義務を課しているのはEUだけでなく、ブラジルでも表示義務を課しており、また日本と比較的状況が似ている韓国でも1月13日に、食用油のようなケースもすべて遺伝子組み換え食品表示義務に課すことを求める法案が提出されています。このままでは日本は世界から圧倒的に劣った基準を持つ国となってしまいます。 一方、遺伝子組み換え原料を使った場合の反対に、遺伝子組み換え原料を一切使わない場合に表示できる「遺伝子組換えでない」という表示の規定についても消費者庁は2023年4月に変更し、実質的に「遺伝子組換えでない」、Non-GMOという表示が不可能になってしまいました。 世界のスタンダードは0.9%？1%以上の遺伝子組み換え原料を含む場合に遺伝子組み換え食品表示を課し、意図せざる混入がそのレベルより低ければ「Non-GMO、遺伝子組み換えでない」という表示が可能になります。今回の変更は意図せざる混入を一切許さない、という変更で、一見、消費者のためのように見せかけていますが、実際上は意図せざる混入がほんのわずか起きただけで法違反者にしてしまうことで、Non-GMOの流通を潰してしまうことを狙ったものと言わざるを得ないでしょう。 これもまた、上記と同様、国内のNon-GM作物の栽培によって農業振興を行う道を塞ぎ、輸入GM作物の輸入を促進する政策となります。 世界ではNon-GM食品の市場が年々、急速に拡大しています。それに対して日本では逆にそれは年々困難になっています。これは日本国内における農業の問題、健康問題にもつながるだけでなく、さらには日本の食への信頼の失墜にもつながる深刻な誤った政策と言わざるをえません。誰がそんな食の基準をないがしろにする国の製品を買ったり、旅行したりするのでしょうか？ このような状況を放置することはもはや許されるものではありません。 このような政策の下では、遺伝子組み換えであるか、ないかという領域を曖昧にして、日本の食品流通のトレーサビリティも低下してしまいます。エシカル消費などを口にしつつ、消費者の知る権利を無視して、このような政策が続けるのはあまりに自己矛盾も甚だしく、一刻も早く、しっかりとした遺伝子組み換え（遺伝子操作）表示義務制度を作ることが基本計画に記すことを求めます。 どうぞよろしくお願いいたします。				遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	38	31	38ページ31行目の「有機農産物等の環境に配慮した農産物の消費を拡大する。」についてです。 昨年12月23日の衆議院消費者問題特別委員会で山田勝彦衆議院議員の質問に対して、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長小林大樹政府参考人が以下のように答弁しています。 ----- ○山田勝彦議員 遺伝子操作技術による人工的に作られたゲノム編集食品は有機ＪＡＳとして認められない、この認識で間違いないでしょうか。 ○小林政府参考人 お答えいたします。 有機ＪＡＳにおきましては、御指摘のとおり、ゲノム編集技術を用いた種苗等の使用は認めないという運用を行っているところでございます。 ----- つまり有機農業では「ゲノム編集」を用いた種苗は使用してはならない方針が同委員会で確認されました。当然、そのためには生産者はどれが「ゲノム編集」種苗であるかを知る必要があります。しかし、現在は種苗に一切表示義務が課されていません。「ゲノム編集」生物は農水省などに届け出ることになっていますが、届け出は任意であり、「ゲノム編集」種苗を親に作った後代交配種は届け出の必要もないとされています。これではどの種苗が「ゲノム編集」であり、「ゲノム編集」でないかを知ることが困難です。 これでは有機農業をやりたくても、知らないうちに「ゲノム編集」種苗を選んでしまい、有機認証を取り消される懸念に怯えなければならなくなってしまいます。 つまり、政府の施策の間に矛盾が存在しているのに、それが放置されているのが現状です。この矛盾を解消するためには種苗を含め、「ゲノム編集」食品（生物）にはすべて表示をすることが不可欠です。 また、有機農業では遺伝子操作は許されませんので、従来の遺伝子組み換えを含む「ゲノム編集」種苗と同様に放射線育種種苗も排除しなければなりません、これについても、表示義務がないのが現実です。「ゲノム編集」種苗と同様、放射線育種種苗にも育種方法について明記することを義務化することが必要です。 現在、日本政府は「みどりの食料システム戦略」で2050年までに有機農業を25％にする目標を掲げています。しかし、その根本のタネのところ、整合性が取れない状況になっており、このままでは到底、基本計画、法案としても前に進められません。有機農業の発展を阻害する現状の政策を早急に改めることに取り組むべきです。 慣行農業を行う生産者でも遺伝子操作種苗は使いたくないと考えている人は大多数であると考えます。その生産者の選択の権利を守るためにも遺伝子操作種苗への表示義務は不可欠であると考えます。表示制度の実現を計画の中に組み入れることを求めます。 どうぞよろしくお願いいたします。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 御意見のうち、有機JASにおけるゲノム編集技術を用いた種苗等の取扱いについては、基本計画には反映せず、今後の施策の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	38	33	33行に「国産農作物の消費拡大のため、例えば小麦粉の小麦の原産国表示を行う等、国産であることを積極的に明示する。」を入れる 理由 消費者が、主体的に国産を選ぶことで生産消費の拡大につながるため				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。
第4章	39	21	第4章 消費者政策における基本的な施策 2.消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保 とある基本は、表示制度にあると思っています。 遺伝子組み換えやゲノム編集に関する確な表示をお願い致します。多世代にわたる影響がはっきりしない技術などについては、リスク管理上から「疑わしきは規制」とする原則に沿った判断が必要ですし、消費者が選ぶためにはゲノム編集作物が有機作物だと誤解されるような表示は避けていただきたいと思います。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	39	21	、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保 の（1）は、特に再検討して頂きたい項目です。 海外の事例を見習って、 ゲノム編集、遺伝子組み換え、食品添加物に関して、一般消費者にもはっきり分かるように表示していただきたいです。 日本では、食品添加物のキャリーオーバー等により、現行はパッケージを見ても全く表示されていないため怖いです。 アレルギーを含む健康にかかわる事ですので、よく分からぬまま食品を通して、体内に毒を取り入れたくはないので、公明正大に、情報は見える化するように施策見直しをお願いします。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。 食品添加物の表示が免除されるキャリーオーバーについては、食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいいます。これは、国際規格であるコーデックスや諸外国においても表示の義務を課しておらず、国際整合性等を考慮した表示制度となっております。
第4章	42	15	p42の食品の安全性の確保では添加物、残留農薬のみならず、遺伝子組み換え植物（ゲノム編集を含む）は強く規制し、表示義務を強化するべきである。特に子供の食べる菓子類には多く使われているが、表示はされておらず消費者は菓子のコーンや油、大豆等に遺伝子組み換え植物が紛れ込んでいる事を知らされていない。一方欧米の表示基準では表示が義務付けられている為、消費者はNonGMOの菓子類を選択して購入する事ができる。穀物酢なども安価なものには遺伝子組み換え作物由来のものが使われているが、表示義務がない。直ちに改善するべきである。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 引き続き、制度の周知・普及に努めてまいります。
第4章	46	1	ゲノム編集技術応用食品等について、安全性や環境・生物への影響が明らかになっていない新しい技術のため、消費者が選択できるよう、一目でわかる表示の義務付けが絶対不可欠と考えます。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	46	1	ゲノム編集技術応用食品等の表示に関連して、遺伝子組み換え技術を応用した食品等について、当該技術を利用していない食品の表示がわかりにくく改悪されました。これを見直し一目でわかりやすい新たな制度に改善するか、または改悪前の制度に戻していただきたいと考えます。				平成29年度に10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を受け、誤認防止、表示の正確性の担保及び消費者の選択幅の拡大の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を従来の制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げることが適当とされました。 このことを踏まえ、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実在即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする改正を行い、令和5年4月から施行されているところです。引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	46	29	自動販売機の場合は添加物とアレルギーだけでも買う前に見られるようにすることを義務づけるべきである。				平成24年の「食品表示一元化検討会報告書」では、「新たな食品表示制度における適用範囲の考え方」として、「自動販売機については、消費者に馴染みの深い商品を取り扱っていることが多く、商品の情報を理解した上で購入していることが多いと考えられる。このため、これら販売形態については、引き続き、現行制度の枠組みを維持することを基本とすることが適当である。」とされております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	46	29	4-2-5 食品表示 原材料名の詳細な表記を義務化してください。 なかでも日常的に消費される下記項目は早急に対応お願いします。 ・植物油脂：なんの油なのか（パーム油なのか米油なのか菜種油なのか） ・砂糖：なに由来の砂糖なのか（精製時に骨炭や消泡剤、キトサンなど動物由来成分の使用はあるか） ・添加物：アミノ酸や香料など、表記を簡略化せず、詳細に記してください ・納豆：納豆菌の培養時に動物性の使用はあるか ・ビール：清澄剤としてアイシンググラスの使用はあるか ・ワイン：清澄剤として卵白・ゼラチン・アイシンググラスの使用はあるか また、添加物の詳細を問い合わせた際に、二次添加物以降のことが追えず回答拒否になってしまうことが多く、もしかしたら購入できるかもしれない商品を、安心しきれないため買い控えることも多く、これは企業と消費者双方にとって良くないことなので、もっと明瞭な表記にするよう定めて欲しいです。 加えて、下記3点について要望します。 ・「遺伝子組み換え」「ゲノム編集」の表示をして欲しい →現行の食品表示制度では、お酢・食用油は遺伝子組み換え原材料を使っていたとしても、表示義務がありません。そのため、遺伝子組み換えでない製品を選ぼうとしても、消費者は選ぶことができません。 ゲノム編集も同様に、日本では表示義務がありません。しかしEUでは表示義務が決議されるなど、消費者の”選ぶ権利”が尊重されています。EU圏に輸出する際にはメーカーは表示しているのですから、不可能ではないはずです。日本国民にも選ぶ権利を与えてください。 ・小麦粉の原産地を明記して欲しい →輸入小麦であっても、単に「小麦粉（国内製造）」と表示されてしまい、消費者が国産小麦だと勘違いするケースが問題になっています。 輸入小麦における、グリホサート（発がん性があるとされる除草剤）の残留を懸念し、国産小麦を購入したいというニーズもあるなか、このような表示は消費者の”選択する権利”や”知る権利”を侵害しているとも言えます。 ・「あきたこまちR」は「あきたこまち」と同じ表示にしないで欲しい →消費者のなかには従来のあきたこまちを選びたいという人もいます。その方々の選ぶ権利を尊重し、判別できるような表示にすべきです。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。 なお、遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
第4章	46	29	*46ページから 遺伝子組み換えの原料を使った加工品について。 遺伝子検出が困難な食品は、遺伝子組み換え表示がないまま原料として食品に混入している。 海外では、NON-GMO表示により、厳しくGMO食品を規制しているが、日本では、この改正でむしろわずかな違反者を罰するだけで、多くのNon-GMOが流通できなくなり、国内のNon-GMOの促進を妨げ、輸入Non-GMOが促進されるのではないかと。 消費者が知る権利を妨げられている現状から、ぜひ、トレーサビリティを改善し、遺伝子組み換え食品を買いたくない消費者が、知らずに購入、食べてしまうということのないように、改善を求めます。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	46	29	「⑤ 食品表示に関する対応」について ア 「（機能性表示食品等に関する対応）」について 機能性表示食品制度については、国の監督機能の確保のためには現行の届出制から登録制に変更すべきであり、安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には、国による登録の取消しが可能な制度とすべきである（意見書33）。 イ 「（時代に即した食品表示への対応）」について 加工食品の原料原産地表示制度について、現在はその表示義務の対象は当該食品中の重量割合最上位の原材料に限られているが、これを重量割合上位3位までの原材料に拡大すべきである。また、特定の原材料の名称を商品名又は商品名の一部として使用する表示方法（いわゆる冠表示）のうち商品の特徴付ける原材料が商品名に含まれる商品については、重量割合にかかわらず当該原材料の原産地を記載すべきである（意見書34）。				ア 機能性表示食品については、令和6年8月に食品表示基準を改正し、機能性表示食品とはなり得ない要件の1つとして「届出の日以降における科学的知見の充実により機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でないと消費者庁長官が認める食品」を法令上に明記しておりますので、御指摘のように安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には、機能性の表示を行うことができないこととなっております。 イ 義務表示の対象となる原材料については、制度検討時の有識者検討会（「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ」（平成28年11月29日））において、消費者への情報提供の観点からはできるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましく、製品に占める重量割合が上位2位、3位までの原材料を対象とすべきとの意見がありました が、事業者の実行可能性も勘案し、上位1位の原材料を義務表示の対象とすることが適当であるとの意見を踏まえ制度化したものです。引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	46	29	「食品表示に関する対応」では、対応項目が増えると表示事項が増加して印字フォントが下がる傾向があり、高齢者にとって見づらくなります。QRコード等によるスマホ画面確認や、音声読み上げなどの補助確認手段を取り入れてください。				御意見として承ります。 なお、表示に用いる文字は、原則として、日本産業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とすることが、食品表示基準に規定されています。また、食品表示へのデジタルツールの活用については、令和6年度より分科会を設置し議論を進めているところです。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	46	29	「第4章 消費者政策における基本的な施策」 (2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 マル5 食品表示に関する対応 (時代に即した食品表示への対応) P47 16行? P48 15行 記載について： 現在推進される各種食品パッケージの表示概念が、一般消費者目線からかなり隔たった机上論偏重のものです。とにかく分かりづらい。ここまでのプロセスで懇談会? に出席の有識者・事業者等の意見偏重の結果なのでしょうか。そろそろ修正のタイミングと考えます。 問題と思われる各表示について具体的に申し上げます。 ・「賞味期限」と「消費期限」 違いが解りません。言葉遊びをしているにすぎないと感じます。消費者にとり食品廃棄タイミングの重要な判断基準材料ですので改善を当計画へ盛り込むべきでしょう。 ・材料の「遺伝子組み換え」および「ゲノム編集」 分かりづらく不当に情報が削がれていると思います。気にしている消費者にとってはもはや知る権利の棄損を覚えるものです。海外の表示方法との比較等もあるのでしょうか。あらためて民主主義の原則に則り、ためらうことなくわかりやすい表現で事実・ファクトをシンプルにオープンに表示し、そのうえで消費者自身に購買の判断を委ねるというスタンダードを構築すべきです。 ・アレルギー表示 アレルゲン表示の対象範囲が狭すぎ、網羅すべき範囲をフォローできていません。 ・食品添加物 これも分かりづらく不当に情報が削がれていると思います。改善しないと複層的な過剰摂取が危ぶまれると思います。無害と言い切れない添加物に関し、アルコール飲料やたばこの注意喚起表示のような正確・適切な情報伝達をすぐにはじめるべきです。 ・原産国表示 国内製造という表示がありますが意味不明です。改善してください。 以上よろしく願いいたします。				・賞味期限と消費期限という用語については、実態調査では、「消費期限」「賞味期限」の用語について、浸透・定着してきていること等の理由から「今のままでよい」とする回答が大半（約90%）であり、用語の変更は混乱を招くことから変更しない整理としております。 ・遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ・ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 ・食物アレルギー表示の義務・推奨の対象品目（特定原材料等）については、概ね3年毎に全国のアレルギー専門医を対象として実施している全国実態調査における①症例数や症例数に占める割合、②症状の重篤度や③症例数増加の継続性等を勘案して、表示する必要性の高い食品を指定することとしています。引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。 ・食品添加物については、食品安全委員会で安全性が評価され、消費者庁の食品衛生基準審議会での審議を経て食品衛生法に基づき成分規格や使用基準が設定されることから、それに基づき使用されている食品の安全性について問題があるとは考えておりません。 その前提の上で、加工食品に使用した添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則物質名等を表示することとなっております。このように、食品衛生法に基づく安全性の確保を前提とした表示制度が整備されていることから、現時点において追加的な表示義務を課す考えはありません。 ・加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	46	29	機能性表示食品制度は即時、廃止すべきである。機能性表示食品は安倍政権時の規制改革路線の中で誕生し、企業優先の考え方に基づいたものである。紅麹サプリメント事件が象徴するように、被害を受けるのは消費者である。機能性表示食品は決して消費者が望んだものではない。				機能性表示食品については、令和6年4月に「機能性表示食品を巡る検討会」を開催し、有識者や専門家により、計6回にわたり精力的な御議論をいただきました。その後の「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」で取りまとめた対応方針では、検討会の提言なども踏まえ、①健康被害情報の提供義務化や②錠剤・カプセル剤等食品へのGMPの要件化、③表示方法の見直し等、本制度の信頼性を高めるための措置として想定される対応策が整理され、この方針を踏まえて、令和6年8月に食品表示基準を改正したところです。例えば、表示方法の見直しの一つとして、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」のところに、医薬品とは異なること、又は医薬品ではないこと等を明記することになりました。今般の改正により本制度の信頼性が確保されるよう、引き続き適切に対応してまいります。
第4章	46	31	バランスのよい食生活が基本であり、健康食品は弊害が大きいことを考慮し、健康食品の売り上げを伸ばして被害を助長している機能性表示食品制度は直ちに廃止するとともに、食品への保健的機能の広告・表示について規制強化を図るべき。				機能性表示食品制度を廃止すべきとの御意見に関し、機能性表示食品については、令和6年4月に「機能性表示食品を巡る検討会」を開催し、有識者や専門家により、計6回にわたり精力的な御議論をいただきました。その後の「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」で取りまとめた対応方針では、検討会の提言なども踏まえ、①健康被害情報の提供義務化や②錠剤・カプセル剤等食品へのGMPの要件化、③表示方法の見直し等、本制度の信頼性を高めるための措置として想定される対応策が整理され、この方針を踏まえて、令和6年8月に食品表示基準を改正したところです。例えば、表示方法の見直しの一つとして、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」のところに、医薬品とは異なること、又は医薬品ではないこと等を明記することになりました。今般の改正により本制度の信頼性が確保されるよう、引き続き適切に対応してまいります。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第4章	46	31	機能性表示食品については、「機能性及び安全性について評価を受けたものではない旨」「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」を表示する一方で「血圧を下げる」等と効能を謳うことは矛盾しています。小林製薬の一連の報道では、消費者が機能性表示食品を医薬品の代替品として捉えていたことがうかがえます。機能性表示食品の制度そのものを見直すべきだと考えます。				機能性表示食品は疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品です。また、令和6年8月に食品表示基準を改正し、機能性表示食品には、当該食品が医薬品とは異なる旨を明確に記載することとしました。引き続き、制度の周知・啓発に努めてまいります。
第4章	46	31	紅麹による健康被害問題の発生以降、消費者は錯綜する情報の中で、機能性表示食品に不信を感じ、何を信頼してよいか分からない状況に置かれています。保健機能食品制度及び特別用途食品制度について、消費者の理解促進を図るとともに、リスク等を注意喚起することを追記し、さらに、食品の虚偽・誇大広告に関する消費者被害が少なくなるよう、関連行政機関等と連携した監視・取締体制の強化についても追記されることを求めます。				機能性表示食品等の周知・普及については、消費者教育の強化等に努めていくこととしており、御指摘の点も踏まえて対応してまいります。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第4章	46	31	機能性表示食品制度については、国の監督機能の確保のためには現行の届出制から登録制に変更すべきであり、安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には、国による登録の取消しが可能な制度とすべきである。				機能性表示食品については、令和6年8月に食品表示基準を改正し、機能性表示食品とはなり得ない要件の一つとして「届出の日以降における科学的知見の充実により機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でないと消費者庁長官が認める食品」を法令上に明記しておりますので、御指摘のように安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には、機能性の表示を行うことができないこととなっております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	46	31	機能性表示食品に関しては、直ちに廃すすべきである。				機能性表示食品については、令和6年4月に「機能性表示食品を巡る検討会」を開催し、有識者や専門家により、計6回にわたり精力的な御議論をいただきました。その後の「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」で取りまとめた対応方針では、検討会の提言なども踏まえ、①健康被害情報の提供義務化や②錠剤・カプセル剤等食品へのGMPの要件化、③表示方法の見直し等、本制度の信頼性を高めるための措置として想定される対応策が整理され、この方針を踏まえて、令和6年8月に食品表示基準を改正したところです。例えば、表示方法の見直しの一つとして、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」のところに、医薬品とは異なること、又は医薬品ではないこと等を明記することになりました。今般の改正により本制度の信頼性が確保されるよう、引き続き適切に対応してまいります。
第4章	46	31	機能性表示食品の制度は廃止すべきであるが、継続する場合は下記の文言を追加すべきである。「機能性表示食品に関してはメリットのみを強調するのではなく、デメリットなども消費者に伝わるように表示する必要がある。また、スーパーなど小売店のプライスカード・ポップなどにも、同様の表示を求める。」				
第4章	46	31	機能性表示食品の廃止することを要望します				
第4章	47	8	消費者に対し、改めて特定保健用食品と機能性表示食品の違いなどを分かりやすく説明するとともに、保健機能食品であっても効果を期待しすぎず、あくまでもバランスの取れた食生活を大切にし、さらに健康に不安のある人は摂取する前に必ず医師に相談することを徹底するよう周知・啓発が必要と考えます。一方で消費者へ啓発すべきことは、契約トラブルをはじめ多岐にわたり、また、健康食品に関しては、健康被害の問題と定期購入を典型とする契約トラブルの問題があります。消費者教育・啓発における食育の観点から更なる強化を図る旨を記載してください。				機能性表示食品等の周知・普及については、消費者教育の強化等に努めていくこととしており、御指摘の点も踏まえて対応してまいります。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第4章	47	11	サプリメント形状は特定の成分を抽出・凝縮しているので、もし有害物質が入っていればそれも凝縮されることになります。長期間にわたって毎日摂取し続けるため、過剰摂取による健康被害を受ける場合もあります。通常の食品に比べて、格段にリスクが高いと思われますので、サプリメントに関する規制の在り方に係る検討においては、「サプリメント形状の機能性表示食品の特性を踏まえ」等を追記し、ぜひサプリメントに関する規制を検討してください。				サプリメントに関する規制の在り方については、紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合でお示した対応方針においても更なる検討課題として挙げられたところです。また、平成30年の改正食品衛生法において、改正法の施行後5年を目途とした検討規定が設けられているところ。こうした点を踏まえ、食品衛生法の今後の改正に係る議論の中で、食品業界の実態を踏まえつつ、サプリメントに関する規制の在り方、許可業種や営業許可施設の基準の在り方などについて、必要に応じて検討を進めることとしています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	47	12	届け出実績のない等の新規成分については、消費者庁による新規成分の定義の厳格化、販売前の確認の厳格化、また届出後に機能性表示実施が適切でないと判明した場合の、機能性表示ができなくなる仕組み等を検討してください。				機能性表示食品については、令和6年8月に食品表示基準を改正し、令和7年4月からは新規成分等、表示内容等の確認に時間を要すると消費者庁長官が認める場合には、専門家からの意見聴取をするなど、届出資料を慎重に確認する手続きを行えるようにしております。そういった確認をする条件については、令和6年度内に明確にお示しできるようにする予定です。 また、本改正の際に、機能性表示食品とはなり得ない一つとして「届出の日以降における科学的知見の充実により機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でない」と消費者庁長官が認める食品」を法令上に明記しておりますので、御指摘のように、届出後に機能性表示をすることが適切ではないと判断される場合には、機能性の表示を行うことができないこととなっております。
第4章	47	16	今までに経験したことのない変更を加えた食品が増えています。 どんな食品を選ぶかは、各人の人生観にも関わることです。 私の願いは、選択可能にする表示です。 ゲノム編集などの表示をするようお願いいたします。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	47	16	2. 食品表示制度のグローバルな比較とダブルスタンダード 日本の食品表示制度は、国際基準と比較して非常に緩く、例えば、遺伝子組み換え食品の表示義務が油や酢などの主要食品やペットフードに適用されておらず、消費者に誤解と混乱を与えている EUではゲノム編集食品の表示義務化が進められている一方、日本は対応が遅れており、重イオンビーム放射線育種に関する表示もなく、消費者が知る権利を侵害している 小麦粉の表示について、“国産小麦”と”（国内製造）”の曖昧な表示は、海外産の小麦をも国産であると消費者に勘違いさせている 国内市場と輸出市場で異なる基準が適用されるダブルスタンダードの問題 食品表示制度の改善要望 遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品の表示義務化を速やかに進める。 重イオンビーム放射線育種についても表示義務を設け、消費者の選択肢を保証する。植物油脂の具体的な原材料（例：パーム油、菜種油、大豆油）の明記を義務化する。ワインやビールの清澄剤、砂糖生成に使用される動物性素材（例：魚の浮袋、牛骨炭）についても表示対象とする。小麦粉の表示について、“国産小麦””（国内製造）”の曖昧な表示をやめ、“国産”と”海外生産（産地）”のように明確化する 国内外で異なる基準を統一し、ダブルスタンダードを解消するための国際協調を進める。これらの提案が反映されることで、消費者の権利がより守られ、エシカルで持続可能な社会の実現に寄与すると考えます。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たものののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	47	16	P47（時代に即した食品表示への対応） 少量であれば原料表示しなくて良い等、緩くなっている食品表示をやめてほしい。 使っているものはすべて細かく表示すべき。例えば「アミノ酸等」の表示では、一体何が使われているのかわからず、怖い。 何をもって「安全」と考えているのか？ 「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。」というのも不安しかない。ゲノム編集技術応用食品は何十年か何百年経ってから問題が起こる可能性があるという前提に立って表示の取り扱いをするべきだと思う。諸外国の表示制度を参考にする必要は特にないのでは？				原材料の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、全ての原材料について表示することになります。 食品添加物については、食品安全委員会で安全性が評価され、消費者庁の食品衛生基準審議会での審議を経て食品衛生法に基づき成分規格や使用基準が設定されることから、それに基づき使用されている食品の安全性について問題があるとは考えておりません。 その前提上で、加工食品に使用した添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則物質名等を表示することとなっております。 なお、食品添加物の表示における一括名については、字数の大幅な増加による表示可能面積と見やすさ・分かりやすさのバランスを考慮する必要があることやこれまで30年以上用いられてきたことから、消費者にとってなじみがあることから、通知で規定されている食品添加物に限り一括名を表示することができます。
第4章	47	16	断固反対する。ゲノム編集食品や重イオンビーム放射線育種品種の表示義務の表示義務がなくなることにより、それを選びたくない側の自由がなくなる。安全性が確かではないものを自分の知らぬ間に体に入れさせられると言うことは、健康で文化的な最低限の生活とは反することであり、憲法違反である。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。 放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第4章	47	16	断固反対する。輸出時には表示義務がある遺伝子組み換え食品等を国内で販売する場合は表示義務がなくなる等、今までの日本での食品の表示義務が甘すぎるのに、それをより甘くしようという本案はすぐに棄却するべき。国民の食の安全が守れないような政策はするべきではない。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	47	16	断固反対する。遺伝子組み換え食品や放射能米等、長期間摂取し続けることの安全性がまだ確立できていないものについて表示義務がないことは国民の食の安全を脅かすものである。現在EUで遺伝子組み換え食品の検出の研究が進められているのは、人々の食の安全を守るための政策であり、日本政府はそれと逆行する本案を進めようとしている。日本政府は国民の命などどうでも良いのか。輸出時に表示義務がある健康被害が懸念される成分を、国内の販売では表示せずに売っている現行の制度も酷いものではあるが、それをさらに悪くするような本案は破棄されるべきだ。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。
第4章	47	16	47ページ 16行目（時代に即した食品表示への対応） ・個別品目ごとの表示ルールの簡略化、名称の定義は残すことに賛成です。 ・デジタルツールの活用に賛成です。小規模事業者でも取り入れやすいよう、ツールの提供も検討していただき、より消費者に細かな情報を提供できるよう検討お願いしたい。 ・原料原産地表示に関しては、一次生産物まで遡って産地記載することを基本の姿勢とし、企業指導をお願いしたい。 ・ゲノム編集食品に関しては、生産物・加工品に至るまで表示義務化を強く求めます。 EUでは表示義務化、検出も可能ということなので、 技術的には表示が可能です。 ではなぜ日本は表示義務としないのでしょうか。 企業は手間が増えるので難色を示すのは当然です。 消費者においてはゲノム編集食品の認知がまだ低いと、消費者意向調査でも顕著に出ています。なので表示をしてほしいという声が少ないと考えることもできます。ゲノム編集された動植物は自然界でも起こりえる事象なので、安全という見解も聞きますが。そうでしょうか。人の手で生育されることを前提にゲノム編集された筋肉が増え続ける鯛、餌を食べ続けるフグ、これらが自然界に発生したとして、生存繁栄するのでしょうか。このような違和感を感じるため、表示を義務化とし消費者の知る権利を護っていただきたいと思います。				個別品目ごとの表示ルールの見直し及び食品表示へのデジタルツールの活用につきましては、引き続き分科会で検討してまいります。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	47	16	遺伝子組み換え食品について。今の表示はわかりにくいです。子供がお使いに行っても間違えずに買い物ができるよう、わかりやすい表示またはマークを見やすいところに表示するようにしてください。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	47	16	あきたこまちRについて。従来のあきたこまちとは区別できるように、あきたこまちRとカドミウム除去米であることがわかるように表示してください。またカドミウム除去米がどのような米であるかを国民が判断できるよう広報してください。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることになります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
第4章	47	16	ゲノム食品について。ゲノム食品であると検出できるようになったので表示を義務付けてください。ゲノム編集食品についてはほとんどの国民が知らないので広報してください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	47	16	食品の表示全般について。遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品、カドミウム除去米などは、スーパーなどの食料品店だけでなく、レストランなどの外食産業でも食品表示をするよう義務付けてください。				御意見として承ります。 なお、外食や中食（量り売り）については、注文等に応じて販売する食品の調理過程や盛り付け等が異なり、同一のメニューでも使用される原材料や内容量等にばらつきが生じること、食材が多様で頻繁に変わる食品にあっては、費用の増加や誤表示につながる可能性があること、日替わりのもの等の表示切替に係る対応が困難な場合があることなどの理由から、表示の義務付けの対象外としています。インスタ加工で容器包装入りのものについては、食品表示基準の対象となっており、一定の義務が課されます。
第4章	47	16	食品表示と表示の意味を知るとは、国民が自由に食品を選べる為に必要です。そのような環境が作られれば、自ずと良い食品が残り生産者のやりがいも上がり、消費者の満足度も上がると思います。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	47	16	P48 (時代に即した食品表示への対応) ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。				
第4章	47	16	P49? 食品表示に関する対応 以下の部分について。 ・シンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方 とあるが、現在の表示法はシンプル過ぎて逆に分からず、消費者に不利な内容となっている。例えば原材料の表示についていえば、加工品の元の原材料は表示不要、少量の使用なら表示不要、遺伝子組み換え表示不要、等。これらの表示を指標に購入したい消費者は多いと考える。改善を求める。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 原材料の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、全ての原材料について表示することになります。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としません。また、遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
第4章	47	16	47ページ 16行 第4章 食品表示は消費者が製品を選択するうえで大切な情報であり、原材料においては全成分表示をするべきと考えます。また主要材料の原産国を、添加物においてはその目的の記載も記載するべきと考えます。				原材料の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、全ての原材料について表示することになります。 食品添加物については、消費者の関心が高い添加物について、消費者の理解を得やすいと考えられる用途名を併記することとしております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	47	16	海外と比べても大きく遅れている遺伝子組み換え表示と食品添加物表示の見直しを早期に実施すべきである。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。
第4章	47	16	「時代に応じた食品表示への対応」では、ゲノム編集技術応用食品等について、「素案」な「諸外国の表示制度」を注視したり「新たな知見等」を待つなど、消極的な表現になっている。だが、ゲノム編集技術応用食品に表示の義務付けをするのは、消費者基本法に基づく消費者の権利（選択の権利）に照らしてみても、正当で当然の権利の行使にほかならない。このゲノム編集食品の表示については、「ゲノム編集技術応用食品については、消費者の権利を実現させるために、表示の義務付けに向けた見直しをする」という方向と施策を計画に明記することを要望します。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていない。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	47	16	47頁16行： 食品表示は、消費者の知る権利、選ぶ権利をまもるためのツールである。そのため、事業者の実行可能性を重視するあまり、消費者の知りたい情報を表示できないのは本末転倒である。消費者が求める情報が表示によって得られるようなシステムの構築が必須である。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	47	16	【P47の16行から】 原材料表記を外食・テイクアウト・通信販売でも注文前に確認できるように表示することを義務化してほしい。				外食や中食（量り売り）については、注文等に応じて販売する食品の調理過程や盛り付け等が異なり、同一のメニューでも使用される原材料や内容量等にばらつきが生じること、食材が多様で頻繁に変わる食品にあっては、費用の増加や誤表示につながる可能性があること、日替わりのもの等の表示切替に係る対応が困難な場合があることなどの理由から、表示の義務付けの対象外としています。 なお、インスタ加工で容器包装入りのものについては、食品表示基準の対象となっており、一定の義務が課されます。 また、ECサイトにおいて食品を販売する際、出荷される商品表示とECサイトの情報の同期が困難であるため、消費者庁では、インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブックを公表しています。
第4章	47	16	47頁16行：事業者における原料調達に関する情報もIT化によって低コストで管理できるようになっている。そのためトレーサビリティ管理も容易になりつつある。したがって、組み換え体タンパク質が検出されない遺伝子組み換え食品も、社会的検証方法の導入によって表示が可能であることを明記する。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	47	16	p47,48の 時代に即した食品表示では食品の遺伝子組み換え（ゲノム編集を含む）を消費者がはっきりと誤解する 事なく選択できる表示にしなければならない。また、作物の種子についても同様に、遺伝子組み換え （ゲノム編集を含む）でない種子を使用しているかどうか加工食品全てにおいて表示を義務化するべ きである。 有機農産物も種子が遺伝子組み換え（ゲノム編集を含む）であると、安全安心とは言い難いため、有機 農産物の種子についても消費者が識別でき、選択できるようにしなければならない。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能と なっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料 とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品として います。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組 換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知 見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としてい ません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用い たものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示 監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務 付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通し ているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用 したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 引き続き、制度の周知・普及に努めたいと考えています。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第4章	47	17	消費者庁の食品表示検討会において、事業者の実行可能性を口実として改善が行なわれない実態がある ので、消費者行政に対して消費者の意見反映という消費者の権利を明確として、検討会運営を抜本的に 改善すべきである。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとな るよう、適切な対応を行ってまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	47	17	個別品目ごとの表示ルールの見直し分科会では、調理冷凍食品、チルドハンバーグ・チルドミートボール、チルドぎょうざ類の個別表示ルールの廃止が決定されました。今後は個別ルールと同等の品質を見極められる表示を、横断的ルールの中に、いかに取り込んでいくかの議論をすべきと考えます。また、個別表示ルールを廃止するのであれば、消費者が自主的・合理的な選択ができるような、コーデックスやEU並みの原材料％表示の実現を強く要望します。				令和5年度の食品表示懇談会において、原材料の量的表示等も含めた諸外国との表示制度の整合性について、個別品目ごとの表示のルールについて、食品表示へのデジタルツールの活用について等の論点が抽出され、これらの議論を踏まえた上で、令和6年度は、個別品目ごとの表示のルールと、食品表示へのデジタルツールの活用について、懇談会の下に分科会を設置し検討することが取りまとめられました。二つの分科会での検討に目途がついたところで、諸外国との表示制度の整合性も含め、懇談会において今後の議論の進め方について検討する予定です。
第4章	47	17	消費者が食品を購入する際にはラベルにある表示を見るしか判断材料がない。表示はシンプルよりも正確で多くの情報が含まれる事が適切である。全成分表示と原産国または県と加工地や添加物、遺伝子組み換え等の表示を義務付けるべきである。				原材料の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、全ての原材料について表示することになります。 また、義務表示の対象となる原材料については、制度検討時の有識者検討会（「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ」（平成28年11月29日））において、消費者への情報提供の観点からはできるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましく、製品に占める重量割合が上位2位、3位までの原材料を対象とすべきとの意見がありましたが、事業者の実行可能性も勘案し、上位1位の原材料を義務表示の対象とすることが適当であるとの意見を踏まえ制度化したものです。 食品添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則物質名等を表示することとなっております。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。
第4章	47	18	消費者庁食品表示懇談会「個別品目ごとの表示ルール分科会」では、「調理冷凍食品の個別品目ルール」をすべて廃止する方向で検討を進めるとしていますが、それでは消費者の知る権利が奪われる事になります。コーデックス国際基準との整合性を図りながら、「商品名や文字、図などで強調されている原材料の製品中の使用割合（％）を表示すること」を希望します。				令和5年度の食品表示懇談会において、原材料の量的表示等も含めた諸外国との表示制度の整合性について、個別品目ごとの表示のルールについて、食品表示へのデジタルツールの活用について等の論点が抽出され、これらの議論を踏まえた上で、令和6年度は、個別品目ごとの表示のルールと、食品表示へのデジタルツールの活用について、懇談会の下に分科会を設置し検討することが取りまとめられました。二つの分科会での検討に目途がついたところで、諸外国との表示制度の整合性も含め、懇談会において今後の議論の進め方について検討する予定です。
第4章	47	26	アレルギーの表示義務範囲について、海外の規制にならって拡充すると共に、表示方法を統一して、わかりやすく読み間違いのない表示を目指すべき。				食物アレルギー表示の義務・推奨の対象品目（特定原材料等）については、概ね3年ごとに全国のアレルギー専門医を対象として実施している全国実態調査における①症例数や症例数に占める割合、②症状の重篤度や③症例数増加の継続性等を勘案して、表示する必要性の高い食品を指定することとしています。引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	食品表示についてのお願い。 ・「国内製造」は国内で作られたことを意味しますが、原産国の表示が明示されておらず消費者として、国産を選択しづらく、原産国表示に変えて頂きたい。 ・ゲノム編集技術応用食品等について、「諸外国の表示制度を注視しつつ」と有りますが、欧州では既に表示が義務化されているので、日本でも直ちに、表示をするように制度を改めて頂きたい。すでに市場ではゲノム編集のトマトが販売されており、大変心配しております。 ・食品表示のキャリーオーバーについて、キャリーオーバーの定義には「最終食品中に微量で、効果が発揮されない場合」とあり、具体的な数値の規制がありません。食品添加物をキャリーオーバーとして取り扱うか否かは食品メーカーの判断によるところがあり、消費者としては、大変不安に思っております。 昨今のデジタル技術の進歩により、二次元バーコードやURLを表示することで、全ての添加物がWEB上で閲覧することは、技術的に大変容易にできると思いますので、そのような方向で食品表示法を改善してもらうように希望します。 ・遺伝子組み換えでない表示は、2023年4月1日以降、遺伝子組み換え農産物の混入がないことが厳格に証明された場合にのみ行うことができます。これは、遺伝子組み換え表示制度が改正されたことに伴うものです。 従来は、大豆やとうもろこし、それらを原材料とする加工食品について、意図せざる混入が5%以下に管理されていることを証明できれば「遺伝子組換えでない」と表示することができました。しかし、表示が厳格化されたことで、却って、遺伝子組換えかどうかの判断が消費者としてし難くなっております。パーセンテージを表示するなど、表示方法の変更を望みます。 以上				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。食品添加物の表示が免除されるキャリーオーバーの定義については、食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいいます。そのため、御意見でお示しの「最終食品中に微量で、効果が発揮されない場合」の全てにおいて省略できるものではありません。キャリーオーバーについては、国際規格であるコーデックスや諸外国においても表示の義務を課しておらず、国際整合性等を考慮した表示制度となっております。 遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
第4章	48	1	EUは今年2月に「ゲノム編集」食品に表示を義務付ける議決をしており、それと同時に「ゲノム編集」食品であるかどうかを判定できるように2つの研究所に資金を投じており、その2研究所とも、検出可能という報告を出している。 まだその結果報告は確定的なものでないにせよ、これまでの日本政府の「『ゲノム編集』生物は検出が不可能だから表示はできない」という見解は維持できない。 だからこそ消費者庁は「ゲノム編集」食品を表示義務化すべき。必ず表示義務を実行してもらいたい。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	意見7 p.48 1行目？ ゲノム編集食品について、（2？3行目に）「新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて、表示の取り扱いの見直しを検討する」とあるが、危険性が指摘されている以上、予防原則で、自然界と混ざらないように生産から流通まで完全に分けて管理が出来るように、ゲノム編集食品である事を表示すべきである。 理由 小林製薬の機能性食品は表示があるので、問題が起きた際に、回収が出来た。ゲノム編集食品は、表示もしないで出回らせては見分けがつかない。一たび健康被害などの問題が起きた場合、表示がなかったらどう対応するのか。回収も調査も不可能で、被害を放置するのか。国民全員で危険性が指摘されているゲノム編集食品の人体実験を行い、被害が出ても放置するつもりか。生産から流通まで全てのルートで見分けがつくよう、きちんと表示すべきである。 遺伝子を壊すゲノム編集食品の問題については、説明しきれないので、日本消費者連盟が発行しているブックレットをご覧ください。日本消費者連盟のHPにも出版物の情報がある。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	1	この第5期消費者基本計画（素案）では48ページに、「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する」とあります。 日本政府は「ゲノム編集」食品は検出不可能であるから表示義務を課せないと繰り返してきました。しかし、科学者によれば「ゲノム編集」は新しいバージョンの遺伝子操作食品に過ぎず、その遺伝子操作の痕跡は食品に残ると言っています。ただ、従来の遺伝子組み換え食品と違って、政府が企業にその必要な情報の提出を免除しているに過ぎません。 現にEUは昨年、「ゲノム編集」食品の検出方法の確立に向け、2つの研究所に委託して、検出方法の研究に資金を出し、昨年、その方法が発表されるに至っています。このことを考えれば、もはや「検討する」ではなく、日本でも表示義務の確立に動き出すべきです。 もしそうしなければ、日本の食品企業は日本国内では表示なし、EUに輸出する場合のみ表示するというダブルスタンダードな対応をすることになってしまうでしょう。この問題はお酢や食用油における遺伝子組み換え食品表示ですでに起きています。 日本企業が作ったものであるにも関わらず、国内の消費者は知る権利をはく奪され、国外の消費者のみ知る権利が満たされるというのは、日本が恥ずべき二等国となっていることを示しています。これはこれまでの日本政府（厚労省）、消費者庁の対応の失策以外の何ものでもありません。第5期消費者基本計画では、早急に「ゲノム編集」食品表示制度の確立に向けて動くことを明記すべきです。				
第4章	48	1	ゲノム編集食品の表示は消費者の知る権利です。 これを奪うことは消費者から知る権利、選択の自由を奪うことになります。 また、食物の取り扱いや安全性へ努力している企業とそうでない企業の区分けをなくすことから、企業のあらゆる有志の取り組みへの阻害となり得ます。				
第4章	48	1	2点目48ページゲノム編集食品について流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。という記述について、新たな知見とは、どのようなものですか。消費者としては、食の自己決定権を守るため、現状であってもゲノム編集食品に表示が必要と考えます。ゲノム編集食品について、消費者が分かる形での表示に見直していただきたいです。以上2点の意見を提出します。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	ゲノム編集が安全と言われていますが、新しい技術で不安があります。 色々な考えの人がいるので、選択ができるように必ず表示をお願いします。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	1	日本政府は「ゲノム編集」食品は検出不可能であるから表示義務を課せないと繰り返してきました。しかし、科学者によれば「ゲノム編集」は新しいバージョンの遺伝子操作食品に過ぎず、その遺伝子操作の痕跡は食品に残るとのことです。ただ、従来の遺伝子組み換え食品と違って、政府が企業にその必要な情報の提出を免除しているに過ぎません。 現にEUは昨年、「ゲノム編集」食品の検出方法の確立に向け、2つの研究所に委託して、検出方法の研究に資金を出し、昨年、その方法が発表されるに至っています。このことを考えれば、もはや「検討する」ではなく、日本でも表示義務の確立に動き出すべきです。 もしそうしなければ、日本の食品企業は日本国内では表示なし、EUに輸出する場合のみ表示するというダブルスタンダードな対応をすることになってしまうでしょう。この問題はお酢や食用油における遺伝子組み換え食品表示ですでに起きています。 日本企業が作ったものであるにも関わらず、国内の消費者は知る権利をはく奪され、国外の消費者のみ知る権利が満たされるというのは、日本が恥ずべき二等国となっていることを示しています。これはこれまでの日本政府（厚労省）、消費者庁の対応の失策以外の何ものでもありません。第5期消費者基本計画では、早急に「ゲノム編集」食品表示制度の確立に向けて動くことを明記すべきです。				
第4章	48	1	ゲノム編集したものは不安が大きく購入したくないので、ゲノム編集していないという表示、又は、ゲノム編集したものという表示の義務化をして欲しい。				
第4章	48	1	ゲノム編集食品表示を求めます！				
第4章	48	1	以下の記載があるように、消費者が表示を見て判断し商品を選択できるように、 遺伝子組み換えしたものを使用しているかどうかなど、ヨーロッパの表示制度レベルまで引き上げをお願いします。 「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示 2 制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取 3 扱いの見直しを検討する。」				
第4章	48	1	「ゲノム編集応用食品について、諸外国の表示制度を注視しつつ」「必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する」などとありますが、消費者がより選択しやすいということを重点に、本邦においての表示のあり方などについて記載して下さい。積極的に議論する内容にして下さい。消費者が知らないうちに食べていたということのないように。				
第4章	48	1	P48 L1-3：ゲノム編集した原料を含む食品は必ず表示してほしい。消費者が食料を選ぶ基準はすぐさま健康に影響があるかどうか、というだけではありません。どのように作られたのか？ということも重要な選択の要件です。どんな商品でも、サプライチェーンをさかのぼって追跡できること、サプライチェーンの川上でも川下でも環境や人体への安全性はもちろん、人権や将来世代への影響についても配慮することは、当然であり、そのようなプロセスを詳らかにする企業は増えています。食品業界だけがこの流れから取り残されるのはおかしいことです。ゲノム編集した食品を選ぶか選ばないかは消費者次第です。その判断基準を知ること、自分がお金を出したものがどのように作られたのかを知る権利があります。表示をしないことは、何か隠したいことがあるのではないか？と思われ、ますます疑念のタネとなります。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	ゲノム編集食品は、その旨を表示してください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	1	ゲノム編集食品の表示は消費者庁の調査によっても、多くの消費者が表示を望んでおり、早急に表示義務付けを検討すべき。				
第4章	48	1	ゲノム編集食品の表示はすぐに義務化すべきである。すでにゲノム編集トマトやゲノム編集マダイ・トラフグ・ヒラメが市場に出回っている状況で、「流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する」では、遅すぎる。ゲノム編集食品を食べたくないとする消費者の権利があまりにもないがしろにされている。				
第4章	48	1	ゲノム編集技術応用食品等の表示は社会的検証を取り入れることで可能になる。そのため、「このほか、ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。」は、「このほか、ゲノム編集技術応用食品等については、社会的検証をによって表示を義務化する。」に修正すべきである。				
第4章	48	1	ゲノム編集技術応用食品等の表示は、科学的検証だけでなく社会的検証を取り入れることで表示が可能となる。そのため下記の文言を追記するべきである。 「ゲノム編集技術応用食品等は、社会的検証方法を導入することで食品表示を義務化する」				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	48頁 時代に即した食品表示への対応 ゲノム編集技術応用食品について、表示を明記すべきと考えます。新技術であり今後の健康被害については未知です。消費者は選択する権利があり、選択するためには正確な情報が必要でその情報を提供するのが消費者庁の役目と考えます。遺伝子組換えの表示もなくなり、選択したくない消費者の選択する権利を奪っています。表示の厳格化を求めます。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
第4章	48	1	「ゲノム編集」食品については、きちんと食品に表示を義務付けるようにしてください。消費者の選択する権利を守ってください。また重イオン放射線育種品種についても同じです。きちんと表示を義務付け、消費者の選択する権利を守ってください。また、すでに表示義務がなくなっていますが、遺伝子組み換え農産物や、それを使った食品には、表示義務を課してください。消費者の選択する権利を守るためです。また、農薬を使った食品には、何の農薬を使ったのか表示するよう義務付けてください。消費者の選択する権利を守るためです。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	「ゲノム編集」食品の表示については、「見直しを検討する」ではなく、消費者が「ゲノム編集」食品かどうか判断できるように、即表示義務して頂きたい。 「遺伝子組み換え」食品についても、同様に即表示義務化すべきである。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていない。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。 また、遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。引き続き、制度の周知・普及に努めてまいります。
第4章	48	1	「ゲノム編集技術応用食品については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。加工食品の原料原産地表示制度については、2023年度までに実施した各種調査結果に基づく消費者委員会での議論を踏まえ、必要な調査等を検討する。」について 消費者への情報提供と選択の権利を守り、消費者が自らの意思で選択できるよう表示を求めます。合わせて、遺伝子組み換え食品についても同様に選択の権利を保障すると同時に商品そのものの安全性のみならず、産地や生産者の健康や環境への配慮、食料安全保障の観点も含め消費者への情報提供を求めます。ゲノム編集技術及び遺伝子組み換え食品について、消費者が選択できる表示について追記してください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていない。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	4、食品表示については、「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。 加工食品の原料原産地表示制度については、2023年度までに実施した各種調査結果に基づく消費者委員会での議論を踏まえ、必要な調査等を検討」というが、ゲノム編集などは、新たな知見が得られるのを待つまでもなく、消費者の多くが「表示を求めている」のだから、即刻表示すべき。 遺伝子組換えについても、わかりやすく表示（例えば、どの程度の割合で含まれているか）すべきで、全く消費者を無視し、企業・アメリカ・中国等の方向ばかり優先してきた事実があり、いつ改めるのか。あなたの子供は、日本人でないのではないのかと疑ってしまう。 原産地表示も、トリッキーな表示（国内製造は国産とは限らない）は、許しがたい表示であり、即刻規制すべき。どこを向いた”消費者庁”か、 食品表示ひとつとっても、近年改悪改悪のオンパレード、”消費者庁”が出来てからに符合するのは偶然か。 それは違う！、今の”消費者庁”の実態に合わせ、官庁名を”外国企業優先庁”に改名したらと思える有害官庁です。 重ねて、「第5期消費者基本計画（素案）」は、反対です。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	48	1	<P48、1行>ゲノム編集技術応用食品等の新技術を用いた食品や、加工食品の原料原産地表示は、消費者の知る権利を確保するために、その旨の表示をすることを盛り込む。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。
第4章	48	1	ゲノム編集食品の表示について「検出不可能」とのことですが、EUにおいては既に検出方法を確立しています。日本では何故不可能なのか。また表示義務を課さないようですが、EUに輸出はしないことが前提なのか、それともEU向けには表示をするということですか？公共に資する情報は原則公開として下さい。リスクコミュニケーションの一環です。				ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかの判別に使用できる検査法がEUで開発されたことは承知していません。薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で審議された「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」（平成31年3月）の報告書において、ゲノム編集技術応用食品については、 ・従来の育種技術によって得られたものの範囲内であること。 ・従来の育種技術によって得られたものと判別し検知することが困難と考えられること。 等の考えが示されており、現時点でも状況は変わりないと考えていますが、今後も、専門家等の意見を聴きながら、海外の動向等を注視してまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	第5期消費者基本計画(素案)48ページに、「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する」とあります。 EUはゲノム編集食品の表示の義務化の議決をすると同時に、ゲノム編集食品であるかどうかを判定するための研究にも資金を投じ、検出可能という報告も出ていると聞きます。 よって、これまでの日本の検出不可能なので表示できないという見解は成り立ちませんし、最早「見直しを検討する」段階ではなく、速やかにゲノム編集食品表示制度の確立・義務化を実現するよう強く求めます。 消費者として、表示制度により安心して知る・選択できる暮らしを強く願っています。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていない。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	1	この第5期消費者基本計画（素案）では48ページに、「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する」とあります。 日本政府は「ゲノム編集」食品は検出不可能であるから表示義務を課せないと繰り返してきました。しかし、科学者によれば「ゲノム編集」は新しいバージョンの遺伝子操作食品に過ぎず、その遺伝子操作の痕跡は食品に残るとのことです。ただ、従来の遺伝子組み換え食品と違って、政府が企業にその必要な情報の提出を免除しているに過ぎません。 現にEUは昨年、「ゲノム編集」食品の検出方法の確立に向け、2つの研究所に委託して、検出方法の研究に資金を出し、昨年、その方法が発表されるに至っています。このことを考えれば、もはや「検討する」ではなく、日本でも表示義務の確立に動き出すべきです。 もしそうしなければ、日本の食品企業は日本国内では表示なし、EUに輸出する場合のみ表示するというダブルスタンダードな対応をすることになってしまうでしょう。この問題はお酢や食用油における遺伝子組み換え食品表示ですでに起きています。 日本企業が作ったものであるにも関わらず、国内の消費者は知る権利をはく奪され、国外の消費者のみ知る権利が満たされるというのは、日本が恥ずべき二等国となっていることを示しています。これはこれまでの日本政府（厚労省）、消費者庁の対応の失策以外の何ものでもありません。第5期消費者基本計画では、早急に「ゲノム編集」食品表示制度の確立に向けて動くことを明記すべきです。				
第4章	48	1	・ P 4 8 L1 → ゲノム編集表示の取り扱いの見直しをする とあるが、今が正にその時です。ゲノム編集表示をして下さい。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	この第5期消費者基本計画（素案）では、48ページに、「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する」とあります。 日本政府は「ゲノム編集」食品は検出不可能であるから表示義務を課せないと繰り返してきました。しかし、科学者によれば「ゲノム編集」は新しいバージョンの遺伝子操作食品に過ぎず、その遺伝子操作の痕跡は食品に残るとのことです。ただ、従来の遺伝子組み換え食品と違って、政府が企業にその必要な情報の提出を免除しているに過ぎません。 現にEUは昨年、「ゲノム編集」食品の検出方法の確立に向け、2つの研究所に委託して、検出方法の研究に資金を出し、昨年、その方法が発表されるに至っています。このことを考えれば、もはや「検討する」ではなく、日本でも表示義務の確立に動き出すべきです。 もしそうしなければ、日本の食品企業は日本国内では表示なし、EUに輸出する場合のみ表示するというダブルスタンダードな対応をすることになってしまうでしょう。この問題はお酢や食用油における遺伝子組み換え食品表示ですでに起きています。 日本企業が作ったものであるにも関わらず、国内の消費者は知る権利をはく奪され、国外の消費者のみ知る権利が満たされるというのは、日本が恥ずべき二等国となっていることを示しています。これはこれまでの日本政府（厚労省）、消費者庁の対応の失策以外の何ものでもありません。第5期消費者基本計画では、早急に「ゲノム編集」食品表示制度の確立に向けて動くことを明記すべきです。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	1	断固反対する。遺伝子組み換え食品等は将来的な健康被害が懸念されているものであり、それを摂取しない権利を奪う本案は棄却されるべきだ。日本人の健康を害することは国益にならない。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。
第4章	48	1	断固反対する。この案は日本人から健康で文化的な最低限の生活を奪うものであり、違憲だ。遺伝子組み換え食品等は長期摂取した場合の健康被害が懸念されているものであり、そのようなものを国民に表示せずに食べさせることは毒を盛ることと同じである。政府は国民の健康を守るべきであり、このような案はすぐに破棄されるべきだ。				
第4章	48	1	48ページの1、2、3行中の「必要に応じて表示の取り扱いの見直しを検討する」とあるが、どのようにして作られている食べ物なのか、遺伝子組み換えのものを使用しているのか否かなどを購入者がわかるように記載し、選択できる様にきちんと表示して欲しい。遺伝子組み換え食品は食べたくありません。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	世界の動きに反して食品に関する詳細を明記しな傾向にある日本の今、正確な情報を表記して頂かないと不信感が募る。海外からの訪問の方々の方が、このような現状にも詳しく10年後は誰もが日本の食を避けるようにならないでほしい。本来の日本の農業や食は世界に誇れた。 遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品等を明確に表示して頂き消費者に選択ができる環境を義務化して頂きたい。本当に安心な商品であれば技術も魅せるよい機会かもしれない。明記しないと不信感が募るばかり。 せめて正確に国では把握して、リストは国民に公開して頂ける事を願います。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	1	48頁1?6行 海外の流通実態や諸外国の表示制度に注視しつつ?のところ、同じ製品でありながら輸出品と国内流通品では表示にかなりの違いがあります。海外基準の方が厳格ですので消費者としては厳格な表示を求めます。エシカル消費、消費者の利益を考えるならば厳格な表示が必要です。ゲノム編集利用食品、遺伝子組み換え（遺伝子操作）についても厳格に表示をしてください。今の技術で検出可能です。				
第4章	48	1	ページ番号：48 行番号：1－6 ゲノム編集技術応用食品等については遺伝子組換え食品も含め明示され消費者が気付かないまま摂取することがないように望みます。				
第4章	48	1	48ページの1.2.3.行の中の必要に応じて表示の取り扱いの見直しを検討するとあるが、遺伝子組み換えやゲノム編集食品は食べたく無いし、常に知る権利、私たちが選択できる様に遺伝子組み換えやゲノム編集食品の食品表示を求めます。しっかり表示して欲しい。				
第4章	48	1	消費者の事を本当に考えて頂けるのであれば、公正に私達が理解しやすい表示を考えてください。遺伝子組み換え、ゲノム編集、放射線育種米など、私達消費者の選ぶ権利を取り上げないでほしいです。これらが安全であるというのならば、選ぶ権利は必ずあるはずです。お願いします。子供たちの為に、選ぶ権利を私達に返してください。よろしく願いいたします。				
第4章	48	1	「あきたこまちR」は、「R」も表記してください。正確で詳細な表記は、消費者の知る権利の実現の真髄です。表記がなければ、多くの消費者は、すべての「あきたこまち」を回避することに繋がり、逆効果です。				
第4章	48	1	P48の1行?「ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。」については、あきたこまちRも含め遺伝子改変する技術を使用した食品には、消費者が購入時に分かるよう統一した表示(マーク)をするルールにして欲しいです。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	「ゲノム編集食品」についてですが、悪質な事業がまかり通っており、表示もされないため、「消費者の自主的かつ合理的な選択」、「自らの価値観に基づく」選択が脅かされています。生命体はバランスで成り立っており、筋肉を成長させる遺伝子と抑制させる遺伝子が自然に備わっています。ゲノム編集によって片方の遺伝子を破壊し、肉量の多い真鯛を作ったり、満腹を感じる遺伝子を破壊されたトラフグが開発されたりしています。 進化とは、人間の意図を超えたものであるにも関わらず、開発企業は、人為的な操作で「進化を先取りする」などと、悪質な宣伝をしています。進化ではなく、人間の都合で奇形の魚を作り出しているに過ぎません。ゲノム編集食品については、安全性や環境への影響が見通せないだけでなく、ゲノム編集された魚などは、エシカルな観点から、また動物福祉の観点からも、とても悪質なものであると思うので、本来流通させてはいけないと思います。少なくとも、安全性への疑念に加え、倫理的な不安感からゲノム編集食品を買いたくない、食べたくないと思う消費者が選択できるように、表示をしていただきたく、切に要望します。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等からゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていない。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第4章	48	1	ゲノム編集技術応用食品等については、食べものとしての安全性が確認され、環境への悪影響がないことが確認されるまで市場化すべきではない。消費者の権利を守るために存在する消費者庁は、率先して機能性表示食品制度の廃止に動くべきだ。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等からゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。 機能性表示食品については、令和6年4月に「機能性表示食品を巡る検討会」を開催し、有識者や専門家により、計6回にわたり精力的な御議論をいただきました。その後の「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」で取りまとめた対応方針では、検討会の提言なども踏まえ、①健康被害情報の提供義務化や②錠剤・カプセル剤等食品へのGMPの要件化、③表示方法の見直し等、本制度の信頼性を高めるための措置として想定される対応策が整理され、この方針を踏まえて、令和6年8月に食品表示基準を改正したところです。例えば、表示方法の見直しの一つとして、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」のところに、医薬品とは異なること、又は医薬品ではないこと等を明記することになりました。今般の改正により本制度の信頼性が確保されるよう、引き続き適切に対応してまいります。
第4章	48	1	断固反対する。遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品、放射能米は将来的に人体にどのように作用するかわからないものであり、そのようなものを表示せずに国民に摂取させることは、国民に少量の毒を毎日盛って、のちの死因がわからないようにする殺人と何ら変わらない。このような案を通すべきではない。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	48	1	断固反対する。食の安全は国防であり、国民の健康は国益に繋がる。遺伝子組み換え食品等の安全性が懸念される食品の表示をなくすことは、国を破壊する行為である。すぐに廃案にするべきだ。				
第4章	48	1	第4章 消費者からの要望にもとづいた「安心・安全にとって必要な」選択の権利に配慮した表示を行い、を加筆するべき				
第4章	48	1	断固反対する。この素案は遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品、放射能米等を選びたくない国民の自由を無視したものである。長期間摂取した場合の安全性に保障がないものを自分の意図せぬところで国民が摂取してしまうことは、健康で文化的な最低限の生活を保障する憲法に違反している。すぐに破棄されるべき案だ。				
第4章	48	1	断固反対する。現在の成分表示ですら、諸外国では販売できないほど添加物等の将来的な発病が懸念されるものが隠されて売られているのに、今以上にそれを緩くして国民の健康を阻害するような案を通すべきではない。遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品等は長期摂取した場合の安全性に不安があるものであることぐらい政府は知っているだろう。国民を病気にするつもりか。この案は健康で文化的な最低限の生活を送る権利を侵害するものであり、違憲である。すぐに破棄するべき案だ。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	1	断固反対する。今の日本の成分表示や添加物の安全基準が緩く、そのままでは海外で販売することでもできないような食品を売っているのに、さらにそれを緩い基準にすることは国民の健康を害することであり、こんなもの到底認められない。遺伝子組み換え食品等は長期摂取した後の健康被害が懸念されているものであり、動物実験では実害が出ている。日本人は研究用のモルモットか何かだと勘違いしていないか？政府は国民の健康を守るべきであり、このような案を通すべきではない。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	48	1	ゲノム編集食品もあきたこまちRも反対です。 人口減少対策と謳ってますが、体に影響があるかわからない食品を食べて、余計人口が減ると思います。 農業に過度なデジタル化は必要ありません。 畑と会話するとわかることがあります。				
第4章	48	2	「新たな知見等が得られた場合には」を下記のように修正すべきである。 修正案「新たな知見を得るために、政府が主導して研究・開発を行い、食品への表示を義務化する。」				
第4章	48	3	P48 L3 原料原産地制度として「国内製造」という意味のわからない表示は、表示していないに等しいです。どこでとれたものなのか？とどこで作ったものなのか、は違います。どこで獲れた、あるいは採れたものなのか、をきちんと表示してください。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	48	3	加工食品の成分表示は、すべて表示してください。物質名と用途分類を併記してください。消費者には知る権利があります。製品自体に表示する場所がどうしてもない場合は、QRコードやHPでの表示でもいいと思います。				原材料の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、全ての原材料について表示することになります。また、食品表示へのデジタルツールの活用については、令和6年度より分科会を設置し議論を進めているところです。
第4章	48	3	加工食品の原料原産地表示については「必要な調査等を検討する」とありますが、「必要な見直しを行う」にすべきです。特に「国内製造」は消費者の選択に資する情報となっておらず、誤認を与えていることに鑑み、早急な見直しが求められます。その旨の記載を求めます。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	48	3	加工食品の原料原産地表示制度には多くの問題点があるが、中でも製造地表示は消費者の知る権利を無視している。たとえば、パンの表示は現在、多くが「小麦粉（国内製造）」となっている。消費者は小麦粉がどこで製造（製粉）されたことよりも、その原料である小麦がどこで生産されたかを知りたい。中間原料の製造地表示はなくし、原料の原産地を表示させるべきである。				重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、中間加工原材料を使用している場合、当該原材料の原料の調達先が変わることや、生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことからこうした表示を認めているものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	48	7	ページ番号：48 行番号：7－10 産地情報については加工品について国内製造となっているものについて主要原材料の原産地記載を望みます。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	48	7	原料原産地表示のうち製造地表示が消費者の誤認を生んでいることは消費者団体の調査で明らかになっており、早急に改善すべきである。大括り表示についても、輸入先が分からないことから、上位3カ国は表示させるべきである。				義務表示の対象となる原材料については、制度検討時の有識者検討会（「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ」（平成28年11月29日））において、消費者への情報提供の観点からはできるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましく、製品に占める重量割合が上位2位、3位までの原材料を対象とすべきとの意見がありましたが、事業者の実行可能性も勘案し、上位1位の原材料を義務表示の対象とすることが適当であるとの意見を踏まえ制度化したものです。引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	48	7	原料原産地表示は、原産地を表示し、「国内製造」の表示をやめてください。 国内製造を国産と誤解させる「詐欺」的表示です。 製造地表示は原産地を表示させなければ、禁止にしてください。 子どもたちもわかる表示でなければ、日本の信用を失墜させます。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
第4章	48	7	外国産の商品について、国内製造という表記が国産であるかのように紛らわしいと感じるので改めていただきたいです。 例えば、小麦粉(国内製造)との表記がある商品について、外国産であるのに国内産と誤解してしまいます。この表記が紛らわしいので、外国産は外国産であると明記していただきたいです。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第 4 章	48	9	「適正な食品表示を確保する」についてです。 日本政府は「ゲノム編集」食品は検出不可能であるから表示義務を課せないと繰り返してきました。しかし、科学者によれば「ゲノム編集」は新しいバージョンの遺伝子操作食品に過ぎず、その遺伝子操作の痕跡は食品に残るとのことです。ただ、従来の遺伝子組み換え食品と違って、政府が企業にその必要な情報の提出を免除しているに過ぎません。 現にEUは昨年、「ゲノム編集」食品の検出方法の確立に向け、2つの研究所に委託して、検出方法の研究に資金を出し、昨年、その方法が発表されるに至っています。このことを考えれば、もはや「検討する」ではなく、日本でも表示義務の確立に動き出すべきです。 もしそうしなければ、日本の食品企業は日本国内では表示なし、EUに輸出する場合のみ表示するというダブルスタンダードな対応をすることになってしまうでしょう。この問題はお酢や食用油における遺伝子組み換え食品表示ですでに起きています。 日本企業が作ったものであるにも関わらず、国内の消費者は知る権利をはく奪され、国外の消費者のみ知る権利が満たされるというのは、日本が恥ずべき二等国となっていることを示しています。これはこれまでの日本政府（厚労省）、消費者庁の対応の失策以外の何ものでもありません。第5期消費者基本計画では、早急に「ゲノム編集」食品表示制度の確立に向けて動くことを明記すべきです。どうぞよろしく願いいたします。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
第 4 章	48	19	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）違反事案に関する救済方法の拡充という見地から、個人情報保護に関する団体訴訟制度を創設すべきである。具体的には、個人情報保護法違反事案に対する差止訴訟、個人情報漏えい事案の損害賠償請求に関する集団的被害回復訴訟を導入し、その主体として適格消費者団体及び特定適格消費者団体（以下「各消費者団体」という。）その他の個人情報保護に精通した団体に訴権を認めるべきである。また、上記制度の導入に当たっては、食品表示法第 1 1 条のように、個人情報保護法において、各消費者団体等に対し、差止請求の権限を直接付与する形とすべきである。なお、各消費者団体等に訴訟の権能を与えるに際しては、経済的・技術的支援が併せて導入される必要があり、そうでなければ持続可能な制度にはなり得ない。すなわち、現在各消費者団体には、法的問題の検討のため、専門家たる弁護士・学識経験者・司法書士・消費生活相談員が参画しているが、各活動に対する専門家の報酬等はないことが原則となっている。また、各適格消費者団体そのものの収入・財政状況についても、各会員からの会費、寄附金のほか、行政からの僅かな補助金などが主たる収入源であり、その金額も団体によっては僅少であって、経済的に潤沢とはいい難い。このような状況も相まって、適格消費者団体の活動、特に特定適格消費者団体による集団的被害回復訴訟の提起は限定的とならざるを得ないのが実情である。実際に個人情報保護法違反事案、情報漏えいに関する損害賠償事案を担当することとなれば、各消費者団体等が扱う業務が増大することから、各消費者団体に対して継続的に経済的支援を行う必要がある。さらには、差止請求等を検討する際の法的判断を支援するため、個人情報保護法令に関する学習会の開催、資料や書籍などの提供、個人情報保護委員会との連携により、容易に個人情報保護法令への違反の有無を判断し得るための研鑽・情報共有を行う支援体制などの制度導入も検討されるべきである。				今後の参考とさせていただきます。
			環境問題や人権問題に関わる油を使いたくないので、 植物油脂 の中身を、パーム油、菜種油、大豆油など明記するように、消費者庁 に求めます！ また、どこから調達したかを消費者に伝えるように、企業に義務付けてほしい				大豆油やなたね油等を食用油脂等と表記することについては、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されております。 当該規定については、コーデックス一般規格にも同様に定められており、我が国を含め、コーデックス一般規格を参照している国においては、同様の規定があるものと承知しております。 なお、大豆油やなたね油等の個別の油脂名を任意で表示することは可能となっており、油脂名を訴求したい事業者は表示していることと認識しております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			植物油脂の中身を明記するよう求めます。				大豆油やなたね油等を食用油脂等と表記することについては、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されております。 当該規定については、コーデックス一般規格にも同様に定められており、我が国を含め、コーデックス一般規格を参照している国においては、同様の規定があるものと承知しております。 なお、大豆油やなたね油等の個別の油脂名を任意で表示することは可能となっており、油脂名を訴求したい事業者は表示していることと認識しております。
			遺伝子組み換え表示をなくすことは消費者に不安を与えます。 そして安心して食べ物を買うということができない。 きちんと成分表示をしてください。 外国人も日本の成分表示を高く評価しています。 何が安全か安全でわないかは消費者が決めます。 そのために遺伝子組み換え表示をなくすことは反対です。 成分表示もきちんとしてください。				遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
			・「ゲノム編集食品」 ゲノム編集であっても遺伝子操作されていると考えているので、消費者が選ぶ権利を保障してほしい。 ゲノム編集食品は販売しないで欲しいが、もし販売するならばゲノム編集食品であることをわかりやすく表示することを義務付けてほしい。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			・「重イオンビーム放射線照射育種品種」 「あきたこまちR」などがすでに無表示のまま流通している。重イオンビーム放射線照射育種もゲノム編集と同じく、元の遺伝子を破壊しているので遺伝子操作と考える。重イオンビーム放射線照射育種品種についても、消費者に選択の権利を保障するための表示を義務付けて欲しい。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			・あきたこまちRか既存のあきたこまちか消費者がわかるよう、表示をお願いします。 ・ゲノム編集食品について、安全性がわかるまで流通させないか、せめてゲノム編集とわかるように表示をお願いします。 ・国内製造という小麦の表示はわかりにくく、国産小麦と間違って認識している人も多いので改善してください。 ・遺伝子組み換え作物を原材料にすると、商品の表示ではわからなくなるので、わかるようにしてください。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることになります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たものののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			計画されているようなことを本当に望んでいるのであれば、通常はまず、遺伝子組み換えの有無やゲノム編集の有無など、諸外国同様、消費者に正しい情報を提示することが大前提なのではないか。 正しい情報なくして、消費者の意識改革を望むのは、ただの誘導にすぎない。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たものののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 引き続き、制度の周知・普及に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			安心して食材を買いたい 添加物や得体の知れない遺伝子組み換え食品、ゲノム編集されたものは食べたくない。 それが見分けもつかない表示方法には、消費者を目眩しにしてる様なもの.... あなた方のお子さんにも安心、安全なものを与えたいはず 良心に従って仕事をして欲しい				御意見として承ります。 なお、我が国においては、食品衛生法に基づき、人の健康を損なう恐れのある食品の販売が禁止されており、食品の輸入・販売等を行う事業者はこれを遵守する必要があり、国や自治体による監視、指導を通じ、食品の安全性の確保が図られております。
			消費者が安心できる公正な取引環境の確保のために、遺伝子組み換え食品（一部含まれる場合も）には全てそうと分かる表示を義務にしてほしい。 遺伝子組み替えであると、明記してほしいです。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。
			「遺伝子組み換えでない」という表示を実質的にできなくしたり、 「あきたこまちR」を「あきたこまち」として売ることを認めたり、 最近の消費者庁は消費者の選ぶ権利を奪うことをしているように思います。 食の安全を守るためにも、遺伝子組み換え、ゲノム編集等の表記をきちんと表示ひていただけますように宜しくお願い致します。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 引き続き、制度の周知・普及に努めてまいります。
			「ゲノム編集」食品の表示義務もですが、重イオンビーム放射線育種品種も遺伝子の二重鎖を破壊する点、「ゲノム編集」と同様の問題を含んでいる。これを表示しないで販売していい、というのもおかしい。そして、すでにこちらは重イオンビーム放射線育種品種かどうか判定方法まで確立しているのだから、表示できない理由も存在しない。商品に表示義務をつけるべき。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			遺伝子組み換えやゲノム編集などの食品表示をきちんとしてください。規制を緩めてるのは日本だけです。製品を選ぶかは消費者の権利です。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			第5期消費者基本計画（素案）に関する意見 遺伝子組み換え、ゲノム編集食品、輸入、国内製造、純国産、農薬使用、不使用など食品に明記を義務化すべき。 表記義務をなくしたことを撤廃すべき。 安心安全な食を明示することを希望します。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
			原材料名の表記を詳しく記すことを義務化してください。 植物油や植物油脂がパーム油なのか米油なのか菜種油なのかどうかや、砂糖は精製されたものなのか、精製時に骨炭の使用はあるのかどうか。 また、ビールにおいて清澄剤としてアイシングラスの使用はあるかどうか。 また、ワインにおいて清澄剤として卵白・ゼラチン・アイシングラスの使用はあるかどうか。清澄剤に何を使用しているのか。 また、アミノ酸や香料など、表記が簡略化されているものがありますが、詳細に記してください。 食べられるか食べられないのか、都度、会社に問い合わせをしています。 会社にとっても都度確認されるより、最初から詳細に表記したほうが楽だと思います。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。
			食品の材料名記載欄に書かれている「植物油」や「植物油脂」の内容を、どの油なのか記載する事を義務付けて欲しいです。 パーム油は、その製造過程で環境破壊に加担したり、現地に住む動物の貴重な住処を奪うだけでなく、人にとっても健康に悪影響である事が科学的に証明されています。 ご自身も食品を買う際、自身の体やお子様にとって危険な成分が入っているかどうか、知りたいと思いませんか。 国民1人ひとりが自身が摂取する食品にもっと関心を持つためにも、「…など」や「…を含む乳製品類」などではなく、詳細を表記する事を義務付けて欲しいです。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。 なお、大豆油やなたね油等を食用油脂等と表記することについては、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されております。 当該規定については、コーデックス一般規格にも同様に定められており、我が国を含め、コーデックス一般規格を参照している国においては、同様の規定があるものと承知しております。 なお、大豆油やなたね油等の個別の油脂名を任意で表示することは可能となっており、油脂名を訴求したい事業者は表示していることと認識しております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			食品原材料表示の「植物油、植物油脂」の表記を改め、具体的な油の名称を表記してほしい。 アレルギー対応、環境配慮などを考慮する際に重要な判断材料となります。				大豆油やなたね油等を食用油脂等と表記することについては、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されております。 当該規定については、コーデックス一般規格にも同様に定められており、我が国を含め、コーデックス一般規格を参照している国においては、同様の規定があるものと承知しております。 なお、大豆油やなたね油等の個別の油脂名を任意で表示することは可能となっており、油脂名を訴求したい事業者は表示していることと認識しております。 食物アレルギー表示の義務・推奨の対象品目（特定原材料等）については、概ね３年毎に全国のアレルギー専門医を対象として実施している全国実態調査における①症例数や症例数に占める割合、②症状の重篤度や③症例数増加の継続性等を勘案して、表示する必要性の高い食品を指定することとしています。引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			「プラントベース」という表記について 「プラントベース」という表記を掲げ植物以外の動物性素材などを使用した製品が現在、散見されます。 動物性素材を一切含まない製品にのみ、この表記が可能としていただきたい。 海外ではこの点が徹底されているため、ヴィーガン、ベジタリアンなど食事制限のある旅行者などがこの表記を判断材料としている。 しかし現状のままでは誤って動物性素材を口にしてしまうケースが発生している。				今後の参考とさせていただきます。
			ゲノム編集食品の表記はeuでも判別できるとの事、表記される可能性があるとのことです。日本でも是非お願い致します。 安全性がしっかり確認できないのに、表示もなく選ぶことすらできない事は、人権侵害だと思えます。どうぞ検討宜しくお願い致します。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			消費者の健康と安心と今後の諸外国との貿易のために、製品に遺伝子組換えやゲノム編集、重イオンビームといった「人為的な育種」を行った作物がどのくらい使用されているか明確に分かる表示にすべきです。現行案には、少なくとも下記の欠陥があります。・「人為的な育種」を行った作物の使用については非表示あるいは任意表示（「流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する」）。アメリカの有機栽培では「非遺伝子組み換え食品」であることを証明する認証マーク「NON-GMO」が既にあります。 （ https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/e61aaf86565877876f8a074f21cd2256c0e0f502 ）。・「遺伝子組換え不分別」相当の表示の幅が広すぎる。５％使用と９５％使用では使用量が全然違うのに、消費者からは分かりません。厳密な表示は出来るはずですし、表示が現行（案）の様に曖昧だと、有機JASよりも遥かに厳しい基準で有機栽培を流通させている対欧米・韓国・台湾との貿易に支障が出るでしょう。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			消費者が商品情報を知る権利 しっかり表示してください ゲノム編集 遺伝子組み換え あきたこまちR 分かるように表示を				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることになります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
			何よりも消費者のために、現状のように「遺伝子組換えでない」「Non-GMO」という表示をなくす方向ではなく、逆にEU基準に近づける方向に軌道修正してください。				遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
			なぜ遺伝子組み換え表示が日本では義務付けられていないのか不思議です。まるで原材料を表示しないようなものです。食品が何でできているか、添加物も含め、全てを開示しなければ、国民に分らないように意図的に「毒」摂取させているように思えます。 アメリカの日系スーパーの棚には、日本から輸入された食品に「癌になる」リスクがあるようなことが表示されています。それほど酷いものを私たち日本人が知らされずに買わされ食べさせられていると思わざるを得ません。 政府は国民を守る義務があります。遺伝子組み換え表示をして、それで納得いく消費者がいれば買えば良いだけ。その選択肢さえ与えられないのは悪意を感じるばかりです。 日本人のための政府ならば、他国同様全ての添加物および遺伝子組み換え食品の表示義務を製造者に課してください。 よろしくお願いいたします				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 食品添加物については、食品安全委員会で安全性が評価され、消費者庁の食品衛生基準審議会での審議を経て食品衛生法に基づき成分規格や使用基準が設定されることから、それに基づき使用されている食品の安全性について問題があるとは考えておりません。 その前提の上で、加工食品に使用した添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則物質名等を表示することとなっております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			米について、あきたこまちRと従来のあきたこまちが区別できるように必ず表示をお願いします。新技術には不安定な要素があり、それを避けたい人がいます。選択の自由が剥奪されないよう、表示を義務付けてください。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることになります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
			第五期消費者基本計画によっては関する意見 わたし達国民(消費者)は、遺伝子組み換え食品でない食品に遺伝子組み換えでない表示をしてほしいですし、放射線育種米に放射線育種米との表示をして頂きたい。買い手の選ぶ権利を奪わないで欲しい。どうして消費者庁なのに国民の声を汲みとってくれないのでしょうか？				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			第5期消費者基本計画では消費者庁はエシカル消費や食の信頼性の確立の重要性を語りながら、実際には、消費者の知る権利が企業の都合を優先する施策によって奪われている現実があります。この点の是正が急務です。 たとえば、海外では遺伝子の検出が困難な加工食品であっても、遺伝子組み換え原料を使ったものは、遺伝子組み換え食品であることを表示することを義務化している国が多く存在しています。しかし、日本では食用油やお酢など検出できないことを口実に表示義務を免除しています。 そのため、日本では売られているナタネ・コーン・大豆・コットンを使った食用油のほとんどが遺伝子組み換えという現状を許しているだけでなく、もし表示があれば、遺伝子組み換えでない大豆・トウモロコシ・ナタネの国内生産も強化できるのに、ほとんどが輸入される遺伝子組み換え原料に押されて、潰されてしまう状況をもたらしています。この施策が食料自給率を下げる結果を生んでいることにも注目せざるをえません。 国内の産業よりも、米国などでの遺伝子組み換え企業を明らかに利する政策となっており、変えることが必須と言わざるをえません。 また、日本では食品表示義務を課すレベルがとても緩く、使われている順に上位3つ、全体の重量比5%以上使っていなければ表示しなくていいというルールになっているため、他国で遺伝子組み換えとされる同じお菓子が日本ではまったく表示されずに販売されるという状況がまかり通っています。 食用油などを含む食品に表示義務を課しているのはEUだけでなく、ブラジルでも表示義務を課しており、また日本と比較的状況が似ている韓国でも1月13日に、食用油のようなケースもすべて遺伝子組み換え食品表示義務に課すことを求める法案が提出されています。このままでは日本は世界から圧倒的に劣った基準を持つ国となってしまいます。 一方、遺伝子組み換え原料を使った場合の反対に、遺伝子組み換え原料を一切使わない場合に表示できる「遺伝子組換えでない」という表示の規定についても消費者庁は2023年4月に変更し、実質的に「遺伝子組換えでない」、Non-GMOという表示が不可能になってしまいました。世界のスタンダードは0.9%-1%以上の遺伝子組み換え原料を含む場合に遺伝子組み換え食品表示を課し、意図せざる混入がそのレベルより低ければ「Non-GMO、遺伝子組み換えでない」という表示が可能になります。今回の変更は意図せざる混入を一切許さない、という変更で、一見、消費者のためのように見せかけていますが、実際には意図せざる混入がほんのわずか起きただけで法違反者にしてしまうことで、Non-GMOの流通を潰してしまうことを狙ったものと言わざるを得ないでしょう。これもまた、上記と同様、国内のNon-GM作物の栽培によって農業振興を行う道を塞ぎ、輸入GM作物の輸入を促進する政策となります。 世界ではNon-GM食品の市場が年々、急速に拡大しています。それに対して日本では逆にそれは年々困難になっています。これは日本国内における農業の問題、健康問題にもつながるだけでなく、さらには日本の食への信頼の失墜にもつながる深刻な誤った政策と言わざるをえません。誰がそんな食の基準をないがしろにする国の製品を買ったり、旅行したりするのでしょうか？このような状況を放置することはもはや許されるものではありません。 このような政策の下では、遺伝子組み換えであるか、ないかという領域を曖昧にして、日本の食品流通のトレーサビリティも低下してしまいます。エシカル消費などを口にしつつ、消費者の知る権利を無視して、このような政策を続けるのはあまりに自己矛盾も甚だしく、一刻も早く、しっかりとした遺伝子組み換え（遺伝子操作）表示義務制度を作ることの基本計画に記すことを求めます。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
			食品表示は消費者の判断に大きく影響しますので、どのようなモノが使用されているのかを明確にするように要望します。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			ゲノム編集品や重イオンビーム放射線育種品の表示は必須と思います。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。
			食品表示は明確にして消費者にもわかるようにすることが大切です。				今後の参考とさせていただきます。
			遺伝子組み換え品などの人体や自然環境にも、どのような影響がでるのか未知の部分がある食品は表示すべきだと思います。EUは表示義務化していくようですね。				
			食品表示はもっと細かく表示した方がいいです。 この資料を作られて方も他人事では無いと思います。				御意見として承ります。
			遺伝子組み換え食品の問題点を市民に伝え、その上で表示はして選ぶ選択を消費者に与えて欲し				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。
			反対します。 この計画では、日本の食品企業は日本国内では表示なし、EUに輸出する場合のみ表示するというダブルスタンダードな対応をすることになってしまいます。				食品表示基準は、食品表示法第2条第3項に規定する食品関連事業者等が、日本国内で、加工食品（酒類を含む。）、生鮮食品又は添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む）する場合に適用される食品表示のルールについて、国際基準であるコーデックス一般規格も参考にしつつ、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保されるとともに、小規模な食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品事業者間の公正な競争の確保に配慮して検討・制度化されたものです。一方で、輸出品については、輸出先国の食品表示に関する規則に従って、対応する必要があります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			消費者の選ぶ権利を尊重するのであれば、ゲノム編集、放射線育種米に関しての表示を義務付けて下さい。あきたこまちが重イオンビーム放射線育種に置きかわることは知っているので、それを明確に示すべきです。そうでなければ、あきたこまちは選べませんし、学校にもあきたこまちを使用しないように要望するエネルギーや時間も作らなければなりません。 現存の表示もわかりにくすぎるので、国内製造という表示はやめるべきです。主要成分の原産国表示として下さい。 遺伝子組み換え食品については、使用している場合に表示を義務付けるべきです。遺伝子組み換えトウモロコシが原料である成分(ぶどう糖液糖など)についても、表示すべきと義務付けるべきです。 弱い消費者を守るのが消費者庁です。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。
			消費者の知って選ぶ権利を奪わないください。特に今まで5%の混入でも表示できた「遺伝子組み換えでない」という表示は 今、実質的にできなくされています。また、今後子どもたちを含む私たちの体に何が起こるかわからない「ゲノム編集」食品も表示義務もないのはおかしいです。また、重イオンビーム放射線育種米である「あきたこまちR」を従来の「あきたこまち」として売 ることを認めるのも違うものなのにおかしいと思います。企業の利益ではなく、国民である「消費者」の利益や知る権利を守る法整備をお願いします。食品表示がなくなり選ぶ仕組みがないことは問題ですので、今、OKシードプロジェクトに賛同して安全な食品がわかるラベルを作る運動に賛同しています。そのような仕組みを国に作ってほしいと切に願います。国民が安全な食を選び健康に暮らせるような仕組みづくりをよろしくお願いいたします。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			シンプルで分かりやすいと言う事は本当にいい事だと思います。ですが、遺伝子組み換えやあきたこまちRの場合、わかりにくく、私達には判別できません。遺伝子組み換え、もしくはそうでないとわかりやすくしてください。あきたこまちRの場合はそもそも、選べなく、わかりにくいと思います。その点をもう一度、検討してください。。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
			遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品について。 消費者の知る権利を担保してほしい。 輸出用にはその旨を記載し、国内用には不記載を認めるのはなぜか？ 同様に記載をするようにしてほしい。				食品表示基準は、食品表示法第2条第3項に規定する食品関連事業者等が、日本国内で、加工食品（酒類を含む。）、生鮮食品又は添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む）する場合に適用される食品表示のルールについて、国際基準であるコーデックス一般規格も参考にしつつ、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保されるとともに、小規模な食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品事業者間の公正な競争の確保に配慮して検討・制度化されたものです。一方で、輸出品については、輸出先国の食品表示に関する規則に従って、対応する必要があります。
			海外では、遺伝子組み換え原料を使ったものは、遺伝子組み換え食品であると表示されています。その表示によって、消費者が安全で健康面に配慮した商品を選択できるのではないのでしょうか。消費者の知る権利が蔑ろにされていると感じます。 消費者に、何も知らせないまま安全と言い切れない商品を買わせるのですか。				遺伝子組換え食品は、安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33食品群について、食品表示基準に基づき表示を義務付けております。また、義務対象となっている食品のうち、遺伝子組換えのものを分別生産流通管理している場合は「大豆（遺伝子組換え）」などと表示し、分別生産流通管理をしていない場合、又は遺伝子組換えでないものを分別生産流通管理したが、遺伝子組換えの意図せざる混入5％を超えている場合は、「大豆（遺伝子組換え不分別）」などと表示することになっています。
			今海外の方の旅行客が増えています。海外の方の安全な食に対する意識も高く、添加物の無い食品や商品を求めている方に多くお会いします。そのような中で、海外よりも大幅に緩い表示義務により、日本の食に対する信頼が下がってしまうのではないのでしょうか。観光客に来ていただくことで地域の活性化を図る地域も多くあります。信用出来ない商品を並べた所で、買ってもらえるのでしょうか。日本は衰退してしまわないのでしょうか。				今後の参考とさせていただきます。
			遺伝子組み換え表示義務制度を作ることを、基本計画に記すことを求めます。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。
			遺伝子組み換え表示義務を求めます。				
			ゲノム編集食品は食べたくありません。食の安全を確保してください。食料安保はどうしたのですか？日本人を飢えさせないでください。食料品の表示も弱者に合わせ、デジタル化も弱者目線をお願いします。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等からゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。 御意見については、今後の取組、検証等を行う中で参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			消費者庁というのは、消費者の立場に立って消費者を第一に考え、守らなくてはならない省庁なはずなのに、なぜ「「遺伝子組み換え」「ゲノム編集」や放射線育苗米「あきたこまちR」などの今までの従来の食料とは異なるものに対し、ひと目で区別のわかる表示をしないようにするのか？ 新しい技術であり、今後どのように我々の身体に影響があるかが分からない物に対し“選択の自由”という機会が与えられない状態というのは、消費者を混乱させ区別できないようにさせようと意図的に行おうとしている状態である。 このような物に対して、表示義務をしっかりと行うということを国民として徹底していただきたいと強く思う。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいた状況です。 放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
			ゲノム編集、遺伝子組み換えと明確に表示する義務を求めます。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいた状況です。
			遺伝子組み換え表示義務を求めます。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			遺伝子組み替えやゲノム編集食品や放射線育種米などはその旨をわかりやすく表示するように強く強く求めます！				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組換ええられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組換ええられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていない。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。また、放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。
			遺伝子組換えは、少量であっても表示義務とし、消費者が遺伝子組換えを含むものか、全く含まないものかを、選択できるようにして下さい。 生態系への影響を考え、実験であっても、研究室外に、遺伝子組み換えの生物を持ち出せないような厳格な仕組みを作り、違反者には厳しい罰則をもうけて下さい。 遺伝子組換え技術を使ったあきたこまちや、食用魚の育成は、中止にして下さい。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
			ゲノム編集について懸念を抱いている一消費者です。 自然から遠ざかるほど人は不幸になると思っています。 従って、不自然極まりないゲノム編集や遺伝子組み換えは不要だと思っています。 止めてくれと言ってももう無理でしょう。であれば、せめて市場に出回る商品に明記してほしいです。 特に体に入れる物に関しては知る権利があるのではないのでしょうか。 ゲノム編集食品の自主表示を種苗から始めていただきたいです。お願いします。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていない。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			消費者が知るべき権利を奪わないでください。 食品表示に国内も輸出用も関係ありません。特に国内のものこそきちんと表示するべきです。 遺伝子組み換えなど健康被害の検証もされていないものを表示もしないで販売するなど納得できません。 表示義務化にして安全に買えるようにしてください。 製造側でも表示してくれているところもあります。消費者に向き合っている業者こそ守るべきだと思います。買い物は投票です。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			ゲノム編集食品、および遺伝子組換え食品であることが明確にわかる表示を行うようお願いします。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			・ゲノム編集技術応用食品に対し新たな知見が得られた場合には必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する とあるが、すでにゲノム編集食品の危険性は海外でも論じられている。今すぐに検討の上禁止を求める。 また、購入しようとしている食品がゲノム編集食品であるかどうか、こちらも分かりにくい上に加工品や飲食店での提供では全く分からず、消費者側に選択権が適切に与えられていないと感じる。表示の義務化を強く要望する。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 また、外食や中食（量り売り）については、注文等に応じて販売する食品の調理過程や盛り付け等が異なり、同一のメニューでも使用される原材料や内容量等にばらつきが生じること、食材が多様で頻繁に変わる食品にあっては、費用の増加や誤表示につながる可能性があること、日替わりのもの等の表示切替に係る対応が困難な場合があることなどの理由から、表示の義務付けの対象外としています。なお、インスタ加工で容器包装入りのものについては、食品表示基準の対象となっており、一定の義務が課されます。
			・食品表示につきまして、前回の改正で食品と添加物とに分けて表示されるようになったため、添加物の全体量が分からなくなりました。元に戻してくださるようお願いいたします。・あきたこまちRにつきまして、重イオンビーム放射線育種品種販の表示義務化をお願いいたします。・ゲノム編集食品につきまして、表示義務化をお願いいたします。・「遺伝子組み換えでない」表示ができるよう、前回の改正を元に戻してください。以上です。どうぞ宜しくお願いいたします。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。
			最近の食品表示は分かりにく過ぎる。加工品になると原材料表示が消える。遺伝子組み換え表示なし。ホルモン剤使用、農薬どれくらい使ったかも分からず。ゲノム編集かどうか分からない。コンビニの卵サンドを見てみるといい。原材料：パン、卵フィリング、マヨネーズ（その他添加物表記）、以上。どこに原材料が書いてあるのか？シンプルで分かりやすい表示（中略）の検討を進めていく、その言葉通りの対応を求めます。 また、今後も新たな技術が食品に導入されることが予想されるが、その都度適切に消費者がわかるように表示を義務づけるよう求めます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			消費庁はエシカル消費や食の信頼性の確立の重要性を語りながら、消費者の知る権利が企業の都合を優先する施策によって奪われている現実を急いで改善してほしいです。例えば、海外では、遺伝子の検出が困難な加工食品であっても、遺伝子組み換え原料を使ったものは、遺伝子組み換え食品であることを表示する義務化している国が多くあります。しかし、日本では、食用油やお酢など検出できないことを理由に表示義務を免除しています。そのため、日本で売られているナタネ・コーン・コットン・を使った食用油のほとんどは遺伝子組み換えという現状を許しているだけではなく、もし表示があれば遺伝子組み換えではない大豆・トウモロコシ・ナタネ・の国内生産も強化出来るのに、ほとんどが、輸入される遺伝子組み換え原料に押されて、潰されてしまう現状をもたらしています。この施策が食料自給率を下げる結果を生んでいることにも注目せざるを得ません。 また、日本では食品表示義務を課すレベルがとても緩く、使われている順に上位3つ、全体の重量比5%以上使っていなければ表示しなくてもいいというルールになっているため、他国で遺伝子組み換えとされる同じお菓子が日本では全く表示されずに販売されるという状況がまかり通っています。 遺伝子組み換え原料を使った場合の反対に、遺伝子組み換え原料を一切使わない場合に表示できる「遺伝子組み換えでない」という表示の規定についても消費者庁は2023年4月に変更し、実質的に「遺伝子組み換えでない」、non-GOMという表示が不可能になってしまいました。世界では、Non-GOM食品の市場が年々、急速に拡大しています。それに対して日本では年々困難になっています。これは日本国内における農業問題、健康問題につながるだけでは無く、日本の食への信頼の失墜につながる深刻な誤った政策と言わざるを得ません。このような政策の下では、遺伝子組み換えであるか、ないかという領域を曖昧にして、日本の食料流通のトレーサビリティも低下してしまいます。エシカル消費などを口にしつつ、消費者の知る権利を無視して、このような政策を続けるのはあまりに自己矛盾甚だしく、一刻も早く、しっかりとした遺伝子組み換え（遺伝操作）表示義務制度を作ることの基本計画に記すことをお願いします。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たものののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
			時代に即した食品表示とあるが、現在原材料表示を見ても原産国はどここの国なのか原料は何が使われているのかあえて分かりづらい表示のことが多い。小麦粉など国内産が日本で生産された食品ではなく国内で製粉されてモノであるとか、遺伝子組み換え食品の表示なども使っているのかいないのか一度見ただけでは分からない。はっきり表示して消費者が選べるようにしてほしい。アレルギーなどのためなら使われている原料がすべて表示され、一度見てすぐに意味が分かるように表示を変更してほしい。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。 御意見のアレルギー表示については、健康危害の発生を防止する観点から、概ね3年ごとに実施している全国のアレルギーを専門とする医師を対象として実施している全国実態調査における症例数や重篤度を踏まえ、特定原材料を定めています。容器包装された加工食品について、当該特定原材料を含む旨の表示を義務付けています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			P28の14行？ 消費者は安全な商品を求めている。昨今のゲノム編集、遺伝子操作、農薬・添加物にまみれた食品や、どんな悪影響があるかわからない化学物質でできた商品など求めている。食品もそれ以外も、成分や由来を明記するよう定めて欲しい。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。
			・あきたこまちRか既存のあきたこまちが消費者がわかるよう、表示をお願いします。 ・ゲノム編集食品について、安全性がわかるまで流通させないか、せめてゲノム編集とわかるように表示をお願いします。 ・国内製造という小麦の表示はわかりにくく、国産小麦と間違って認識している人も多いので改善してください。 ・遺伝子組み換え作物を原材料にすると、商品の表示ではわからなくなるので、わかるようにしてください。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たものののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			ゲノム編集食品の表示を徹底してください。非常に大切な情報です。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			ゲノム編集されたものは全て表示を徹底してください。 遺伝子組み換え食品についても海外への輸出用は表示するのに 国内向けは表示しないということはやめて 国内向けもすべて表示してください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。引き続き、制度の周知・普及に努めてまいります。
			あきたこまちとあきたこまちRは、消費者がしっかりと区別できるよう表示をお願いします。放射線を当てた米が安全であるかどうか、不安に思っています。政府は安全と言っていますが、それでも不安です。そう思う人は多くいます。選択の自由を奪わないでください。不安な物を口にしてしまわないよう、表示を義務付けてください。				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
			放射能育種、ゲノム編集の食品への表示をお願いします。 そのような技術には反対ではありますが、撤回することは不可能でしょうから、それならせめて消費者が選択できるようにしたいයිきたいです。				放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			秋から流通の始まる、あきたこまちRの表示をしていただくことを求めます。 消費者には知る権利、選ぶ権利があります。 それを犯すことは法律違反になると思います。 安全性が分かっていないものを流通させるのは、将来的な健康の心配だけでなく、秋田県に対して風評被害が出ることも懸念します				放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			遺伝子組み換え商品は原材料に分かりやすく記載していただきたいです。加工物の中や添加物の中などの少量の使用でも記載していただきたいです。 添加物の中身も全て記載していただきたいです。アレルギーは個人差があるので、どんなものに反応するかわかりません。マイナーなアレルギーも存在する場合があります。添加物でアレルギーが起こることもあるので、全ての添加物の中身をわかるように、記載していただきたいです。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 食品添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則として使用した全ての添加物の物質名等を表示することとなっております。 なお、食品添加物の表示における一括名については、字数の大幅な増加による表示可能面積と見やすさ・分かりやすさのバランスを考慮する必要があることや、これまで30年以上用いられてきたことから、消費者にとってなじみがあることから、通知で規定されている食品添加物に限り一括名を表示することができます。 また、御意見のアレルギー表示については、健康危害の発生を防止する観点から、概ね3年ごとに実施している全国のアレルギーを専門とする医師を対象として実施している全国実態調査における症例数や重篤度を踏まえ、特定原材料を定めています。 特定原材料に由来する添加物については、当該特定原材料に由来する旨を表示することとなっております。
			放射線をあてて品種改良をした作物は消費者がわかるようにパッケージにそのことを記載していただきたいです。				今後の参考とさせていただきます。
			ゲノム編集の表示を義務化してください				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			「ゲノム編集」や「重イオンビーム放射線育種品種」の食品や農作物には、分かるように表示をすべきだと思います。安全な食べ物を求める人の権利を無視していると考えるからです。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 また、放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。
			植物油脂の種類を明記していただきたいです。				大豆油やなたね油等を食用油脂等と表記することについては、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されております。 当該規定については、コーデックス一般規格にも同様に定められており、我が国を含め、コーデックス一般規格を参照している国においては、同様の規定があるものと承知しております。 なお、大豆油やなたね油等の個別の油脂名を任意で表示することは可能となっており、油脂名を訴求したい事業者は表示していることと認識しております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			「ゲノム編集」食品の表示義務をお願いします。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			昨年12月23日の衆議院消費者問題特別委員会で山田勝彦衆議院議員の質問に対して、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長小林大樹政府参考人が以下のように答弁しています。 ----- ○山田勝彦議員 遺伝子操作技術による人工的に作られたゲノム編集食品は有機ＪＡＳとして認められない、この認識で間違いないでしょうか。 ○小林政府参考人 お答えいたします。 有機ＪＡＳにおきましては、御指摘のとおり、ゲノム編集技術を用いた種苗等の使用は認めないという運用を行っているところでございます。 ----- つまり有機農業では「ゲノム編集」を用いた種苗は使用してはならない方針が同委員会で確認されました。当然、そのためには生産者はどれが「ゲノム編集」種苗であるかを知る必要があります。しかし、現在は種苗に一切表示義務が課されていません。「ゲノム編集」生物は農水省などに届け出ることになっていますが、届け出は任意であり、「ゲノム編集」種苗を親に作った後代交配種は届け出の必要もないとされています。これではどの種苗が「ゲノム編集」であり、「ゲノム編集」でないかを知ることが困難です。 これでは有機農業をやりたくても、知らないうちに「ゲノム編集」種苗を選んでしまい、有機認証を取り消される懸念に怯えなければならなくなってしまいます。 つまり、政府の施策の間に矛盾が存在しているのに、それが放置されているのが現状です。この矛盾を解消するためには種苗を含め、「ゲノム編集」食品（生物）にはすべて表示をすることが不可欠です。 また、有機農業では遺伝子操作は許されませんので、従来の遺伝子組み換えを含む「ゲノム編集」種苗と同様に放射線育種種苗も排除しなければなりません、これについても、表示義務がないのが現実です。「ゲノム編集」種苗と同様、放射線育種種苗にも育種方法について明記することを義務化することが必要です。 現在、日本政府は「みどりの食料システム戦略」で2050年までに有機農業を25％にする目標を掲げています。しかし、その根本のタネのところで、整合性が取れない状況になっており、このままでは到底、前に進められません。有機農業の発展を阻害する現状の政策を早急に改めることに取り組むべきです。 慣行農業を行う生産者でも遺伝子操作種苗は使いたくないと考えている人は大多数であると考えます。その生産者の選択の権利を守るためにも遺伝子操作種苗への表示義務は不可欠であると考えます。表示制度の実現を計画の中に組み入れることを求めます。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集をしていることを明記の上流通するよう徹底して頂きたいです。 表示して頂くことで、消費者が選ぶことができます。 よろしくお願いします。				ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換え食品に該当しないものの表示の義務化については、ゲノム編集技術を用いたものか従来の育種技術を用いたものか科学的な判別が困難であることや国内外において取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることから、現時点では困難だと考えています。引き続き、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集を行い、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて取扱いの見直しを検討いたします。
			・ 種苗を含め、「ゲノム編集」食品（生物）にはすべて表示をすることを義務化してください。 ・ 加工食品の原料原産地の表示をしてください。 ・ 放射線育種種苗にも育種方法について明記することを義務化して下さい。 ・ 放射線育種された食品にも消費者が選択可能なように明記することを義務化して下さい。 ・ 農林水産省が重イオンビーム利用の放射線育種により開発した「コシヒカリ環1号」やその後代交配種である「あきたこまちR」は「有機JAS」認証できるという見解を示していますが、この見解は、本来参照し準拠すべきコーデックス委員会の「有機」のガイドラインにおける放射線育種（特に重イオンビーム利用の放射線育種）は禁止技術に相当すると解釈すべきところを誤った解釈をしていることによる間違った見解です。これについても消費者庁は、この解釈の是正の方向で、農林水産省との連携強化を図ることを基本計画に記して実施すべきです。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。 また、放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
			消費者の権利や自立を支援する基本理念が十分に実現されていない 消費者トラブルの発生原因である消費者の弱点が十分に考慮されていない 消費者への明確な食品原材料表示義務が必要である。 以上の意見に賛同します。				原材料の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって、全ての原材料について表示することになります。
			遺伝子組み換え、ゲノム編集、家畜へのワクチン接種などの情報は消費者が簡単に分かるような表示、又は検索出来るようにして下さい。 個別の製品に表示してもいいし、情報量が多くて表示が困難な場合はQRコードを添付してユーザーが簡単に検索できるようにして下さい。 一番してはいけないのは、消費者にこれらの情報を「知らせない」事です。 国民の健康や安全、食品を選ぶ権利は我々国民にあるからです。 口に入る物の情報は隠さず全てを公にし、消費者がそれを見て判断するシステムを作して下さい。 アメリカ等の外圧に屈せず、日本の国民の生命と安全は日本が守るという気概で取組組んで下さい。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たものののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 また、ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			遺伝子組み換え、ゲノム編集された苗は、その旨を表示するよう義務化してください。 生産者も消費者も遺伝子組み換え、ゲノム編集された苗や野菜を避けたい人は多数います。なので、苗の時点でその表示がされなければ、全ての人が選択の自由を奪われることになります。				今後の参考とさせていただきます。
			・食育は、大人から子供までちゃんと推進すべきですし、食品ロスの削減も重要です。 ・みどりの食料システムの推進は、環境保護（例：Co2抑制する農法など無意味）に寄りすぎない限り、有機農法推進や化学肥料・農薬の削減はどんどんすべきです。 ・食品の安全性については「リスク最小化の観点から、基準を厳格化してく」など踏み込んでほしいところ です。 ・食品表示についてはゲノム編集などは、新たな知見が得られるのを待つまでもなく、表示を求めている消費者がいるんだから、表示すべき。 遺伝子組換えについても、わかりやすく表示（例えば、どの程度の割合で含まれているか）すべき。 原産地表示も、トリッキーな表示（国内製造は国産とは限らない）は規制してください。				
			ゲノム編集食品の表示を義務付けてください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			細胞農業や”フードテック“と呼ばれる新開発食品の開発・市場化の動きに対し、消費者の権利擁護（安全である権利、選択の兼来（表示義務付け）、意見を反映される権利等）の立場たって市場化に歯止めをかけていくことを明記するよう要望します。				現段階では、培養肉を含めた動物の細胞を体外で人為的に培養することで生産した食品については、生産技術が体系化されておらず、様々な可能性について、食品企業や研究機関において試行されている段階であり、各国においても食品としての取扱いをどうすべきか検討が続いている状況と認識しています。
			消費者目線での安心・安全な国内産消費を望みます。そのうえで表示も誠意ある対策をお願いしたいです。遺伝子組み換え食品やゲノム編成された食品は拒みます。なので表示においては各々選択できるように記してほしいです				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			1 遺伝子組み換えやゲノム編集技術応用食品は一切摂りたくありません。それらを入れたものには、明らかにわかる表示を求めます。また、食品添加物についても、海外同様に厳しい基準を求めます。現在、食品の成分表示がどんどん悪化されています。助剤として使われたものの中に、私は反応する事があります。それらが記載されておらず摂取する危険があるのです。予防原則に従っての表示を求めます。 2 国内製造（国産生産）という表示の意味をわかっていない人々が多いようです。国産、と間違った認識になっていますので改善を求めます。 ・自然栽培の生産者の増加を求めます。明らかに美味しく元気な野菜果物です。オーガニック給食も良いと思いますが、より安心なのではないでしょうか。				1 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、食品添加物の表示が免除される加工助剤については、食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいいます。これは、国際規格であるコーデックスや米国においても表示の義務を課しておらず、国際整合性等を考慮した表示制度となっております。 2 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			ゲノム編集の食品も遺伝子組み換えの食品も重イオンビーム放射線育種品種も食べたくないです。しっかりと表示してください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。また、放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			消費者の遺伝子組み換えの有無の選択の権利を奪うような表記、決定事項の全てに同意出来ません。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。 遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
			・ゲノム編集の表示を義務化してください ・消費者庁は消費者のために本来の役割をちゃんと行ってください ・加工食品の原料原産地の表示をしてください				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			細胞農業や”フードテック“と呼ばれる新規開発食品の開発・市場化の動きが加速化している。表示を義務化してほしい。選択する権利を奪わないでほしい。				現段階では、培養肉を含めた動物の細胞を体外で人為的に培養することで生産した食品については、生産技術が体系化されておらず、様々な可能性について、食品企業や研究機関において試行されている段階であり、各国においても食品としての取扱いをどうすべきか検討が続いている状況と認識しています。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			「ゲノム編集」食品（種苗を含む）の表示について意見します。 ----- 昨年12月23日の衆議院消費者問題特別委員会で山田勝彦衆議院議員の質問に対して、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長小林大樹政府参考人が以下のように答弁しています。 ○山田勝彦議員 遺伝子操作技術による人工的に作られたゲノム編集食品は有機ＪＡＳとして認められない、この認識で間違いないでしょうか。 ○小林政府参考人 お答えいたします。 有機ＪＡＳにおきましては、御指摘のとおり、ゲノム編集技術を用いた種苗等の使用は認めないという運用を行っているところでございます。 つまり有機農業では「ゲノム編集」を用いた種苗は使用してはならない方針が同委員会で確認されました。当然、そのためには生産者はどれが「ゲノム編集」種苗であるかを知る必要があります。しかし、現在は種苗に一切表示義務が課されていません。「ゲノム編集」生物は農水省などに届け出ることになっていますが、届け出は任意であり、「ゲノム編集」種苗を親に作った後代交配種は届け出の必要もないとされています。これではどの種苗が「ゲノム編集」であり、「ゲノム編集」でないかを知ることが困難です。 これでは有機農業をやりたくても、知らないうちに「ゲノム編集」種苗を選んでしまい、有機認証を取り消される懸念に怯えなければならなくなってしまいます。 つまり、政府の施策の間に矛盾が存在しているのに、それが放置されているのが現状です。この矛盾を解消するためには種苗を含め、「ゲノム編集」食品（生物）にはすべて表示をすることが不可欠です。 また、有機農業では遺伝子操作は許されませんので、従来の遺伝子組み換えを含む「ゲノム編集」種苗と同様に放射線育種種苗も排除しなければなりません。これについても、表示義務がないのが現実です。「ゲノム編集」種苗と同様、放射線育種種苗にも育種方法について明記することを義務化することが必要です。 現在、日本政府は「みどりの食料システム戦略」で2050年までに有機農業を25％にする目標を掲げています。しかし、その根本のタネのところで、整合性が取れない状況になっており、このままでは到底、前に進められません。有機農業の発展を阻害する現状の政策を早急に改めることに取り組むべきです。 慣行農業を行う生産者でも遺伝子操作種苗は使いたくないと考えている人は大多数であると考えます。その生産者の選択の権利を守るためにも遺伝子操作種苗への表示義務は不可欠であると考えます。表示制度の実現を計画の中に組み入れることを求めます。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			食品表示義務の厳格化。遺伝子組み換え分別済みの廃止。せめて安心して買える選択肢くらいください。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			2. 食品表示に関するグローバルな比較とダブルスタンダードの問題点 日本の食品表示制度は、国際基準と比較して非常に緩く、例えば、遺伝子組み換え食品の表示義務が油や酢などの主要食品やペットフードに適用されておらず、消費者に誤解と混乱を与えている EUではゲノム編集食品の表示義務化が進められている一方、日本は対応が遅れており、重イオンビーム放射線育種に関する表示もなく、消費者が知る権利を侵害している 国内市場と輸出市場で異なる基準が適用されるダブルスタンダードの問題 ワインやビールの清澄剤として使われるアイシングラス、砂糖の精製過程で使用される牛骨炭などの動物利用の有無の表示義務がないため、消費者が知る権利を侵害している 油について、“植物油脂”“植物油”では何由来の油か知ることができず説明が曖昧であり、消費者の知る権利を侵害している 小麦粉の表示について、“国産小麦”と”（国内製造）”の曖昧な表示は、海外産の小麦をも国産であると消費者に勘違いさせている 【意見】 遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品の表示義務化を速やかに進める 重イオンビーム放射線育種についても表示義務を設け、消費者の選択肢を保証する 国内外で異なる基準を統一し、ダブルスタンダードを解消するための国際協調を進める 植物油脂の具体的な原材料（例：パーム油、菜種油、大豆油）と産地の明記を義務化する ワインやビールの清澄剤、砂糖精製時に使用されることがある動物性素材（例：魚の浮袋、牛骨炭）についても表示対象とする 小麦粉の表示について、“国産小麦””（国内製造）”の曖昧な表示をやめ、“国産”と”海外生産（産地）”のように明確化する これらの提案が反映されることで、消費者の権利がより守られ、エシカルで持続可能な社会の実現に寄与すると考えます				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。 なお、食品添加物の表示が免除される加工助剤については、食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいいます。これは、国際規格であるコーデックスや諸外国においても表示の義務を課しておらず、国際整合性等を考慮した表示制度となっております。
			ゲノム編集食品の表示義務を課してください。 表示ができないのなら流通させるべきではありません。 「日本では自分の食べるものを選べない。いつの間にか口にしていた。」 そんな国に、しないでください。 もっと言うなら、遺伝子組み換え食品も「使われているものには、表示を」 これも、表示が出来ないなら流通させるべきではありません。 事業者におもねった「その場しのぎの行政」をしないでください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			2-1-3 食品の安全性の確保、及び、2-2-5食品表示に関する対応への意見 食品の安全性は健康を維持する上で重要なものであり、消費者にとって食品選択に資する分かりやすい基準が望ましいので、原材料に遺伝子組み換えやゲノム編集を行った作物を含む場合は、明確に表示してほしいと思っています。 昨年のコメ不足も鑑みつつ、稲にあきたこまちRのような重イオンビーム放射線で壊した遺伝子持つものも、そうでないものとはっきり区別がつくようにしてほしいです。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。放射線照射を利用して育成された「あきたこまちR」と「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、農産物検査法に基づく証明書は、「あきたこまち」と証明されることとなります。したがって、当該検査証明書を根拠書類とする場合は、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、当該品種が「あきたこまちR」であることを示す根拠を示す資料を保管していれば、「あきたこまちR」と表示することは可能です。
			ゲノム編集表示については表示をするかどうかの検討ではなく、表示する。としてください。 原産地表示についても、現行の表示について、特に小麦粉についてはわかりにくいとの指摘がされています。消費者の知る権利を消費者庁が守らなくてどうしますか？小麦の原産地表示は、加工した国ではなく、産地を表示するよう、早急に改善する。としてください。消費者庁は消費者の不安にこたえるための仕事が重要な目的のはずです。その点をよく自覚し、仕事してください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			原材料名の表記をもっと細かくして欲しい。 具体的には、植物油脂と書いてある項目はなんの油なのかパーム油なのか菜種脂なのか、砂糖はなに由来の砂糖なのか、調味料と書いてあるのはなんの調味料を使っているのかなど。 また、添加物の詳細を問い合わせた際に、二次添加物以降のことが追えず回答拒否になってしまうことが多く、もしかしたら購入できるかもしれない商品を、安心しきれないため買い控えることも多く、これは企業と消費者双方にとって良くないことなので、もっと明瞭な表記にするよう定めて欲しい。				消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、適切な対応を行ってまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			食品表示が大変誤解を招く表示になっています。 遺伝子組み換えでない、国内製造など。 関心がある人でも誤解をしています。ましてや、そこまで関心がない人は「騙されて」います。 ゲノム編集については、表示の義務さえないと。 全く理解できません。 消費者に分かりやすく、商品を選びやすくするのが消費者庁の務めではないのでしょうか。				遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。 加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいたという状況です。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。
			食料品の正確な表示をお願いします 遺伝子組み換えでない10000粒に遺伝子組み換えが1粒混入は仕方ないじゃないかと思います 庶民が選べる権利をよろしくをお願いします				遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			消費者基本法は、「国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。」とし、その基本理念では、「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。」と謳っています。 しかし、食品表示の現状は、消費者の自立を支援するものにはなっていません。まず情報公開を基本とし、消費者が選択できる権利を保障してください。それは原材料の産地および食品添加物、農薬などの使用状況を踏まえた情報公開、また遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品をマークなどで認識できるわかりやすい表示制度です。 以下、基本計画（素案）のP 4 7 ? 4 8の「食品表示に関する対応」（時代に即した食品表示への対応）に関する記載、 「このほか、ゲノム編集技術応用食品等については、流通実態や諸外国の表示制度を注視しつつ、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討する。加工食品の原料原産地表示制度については、2 0 2 3 年度までに実施した各種調査結果に基づく消費者委員会での議論を踏まえ、必要な調査等を検討する。」に対して意見を述べさせていただきます。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位 1 位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位 1 位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。 食品添加物の表示については、食品表示基準第 3 条により、原則として使用した全ての添加物の物質名等を表示することとなっております。 遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			ゲノム編集食品に表示義務を。 安全性において不安な点が多いです。				消費者庁では、国際機関や諸外国における動向等も注視しつつ、科学的知見等から細胞培養食品についてなどの必要な検討やゲノム編集技術応用食品の届出制度の運用等を行っております。引き続き、国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、食品の安全性の確保に努めてまいります。
			商品表示や、ゲノム編集などの遺伝子操作作物や生物に関して消費者の知る権利をキチンと精度化して反映して下さい。 企業の利便性や経済性に偏った施策では消費者の権利は守られません。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			遺伝子組み換えやゲノム編集原料を食品に使用する場合、表示を義務化することを求めます。 諸外国では、すでにそれらの安全性に対する懸念から表示を義務化している国もみられます。 今は良くて、将来どのような影響が出るか計り知れません。 未来ある子どもたちのために、せめて消費者の選ぶ権利を保証していただきたいです。 よろしくお願い致します。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。 遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。
			「時代に応じた食品表示への対応」では、ゲノム編集技術応用食品等について、「素案」は「諸外国の表示制度」を注視したり「新たな知見等」を待つなど、消極的な表現になっている。だが、ゲノム編集技術応用食品に表示の義務付けをするのは、消費者基本法に基づく消費者の権利（選択の権利）に照らしてみても、正当で当然の権利の行使にほかならない。このゲノム編集食品の表示については、「ゲノム編集技術応用食品については、消費者の権利を実現させるために、表示の義務付けに向けた見直しをする」という方向と施策を計画に明記することを要望します。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			遺伝子組換え食品については、意図せざる混入の許容割合を検出限界（ゼロ）として規定してしまったために、消費者にわかりやすい「遺伝子組換えでない」という表示が激減してしまった。「遺伝子組換えでない」表示が実際上、可能になるような方向性での表示の見直しを「計画」に明記して取り組むべきです。				遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 また、遺伝子組換えでない旨の表示については、令和5年3月31日までは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」との表示も可能としていました。しかし、分別生産流通管理をしても、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が否定できないにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」との表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題であるとの御意見がありました。そのため、令和5年4月から制度を改正し、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、いかなる混入もないと科学的に検証できる場合に限定することとしました。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、普及啓発に努めてまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			輸入原材料を使用しているも「国内製造」と表示できることは、消費者は国産原材料を使用しているように誤認する。消費者がどう捉えるか、消費者の表示の受け止め方と消費者の意見を尊重し、加工食品原産地表示に関して、食品表示行政に消費者の意見を反映させることを明記すべきです。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			国民の安全安心の確保について 原材料に植物油脂と記載されている商品について、植物油脂という曖昧な表記でなく、パーム油、米油、菜種油など細かく表記するようにして下さい。				大豆油やなたね油等を食用油脂等と表記することについては、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されております。 当該規定については、コーデックス一般規格にも同様に定められており、我が国を含め、コーデックス一般規格を参照している国においては、同様の規定があるものと承知しております。 なお、大豆油やなたね油等の個別の油脂名を任意で表示することは可能となっており、油脂名を訴求したい事業者は表示していることと認識しております。
			食品（特に小麦粉）において国内製造といった曖昧な表記は外国産のものを国産と誤認識させ、消費者に混乱を与えています。国内製造のような曖昧な表記を辞め、国産、外国産のように明確に表記して下さい。				製造地表示については、中間加工原材料を使用している場合、当該原材料の原料の調達先が変わることや、生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことからこうした表示を認めているものです。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。
			ゲノム編集食品の表示義務が進められておらず、重イオンビーム放射線育種に関する表示もなく、消費者が知る権利を侵害しています。 ゲノム編集、遺伝子組み換えなどの表記義務を進め、消費者の知る権利を尊重して下さい。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。 また、遺伝子組換え食品については、消費者庁における安全性審査を経たものののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 引き続き関係府省等と連携し、積極的な情報発信を行ってまいります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			ゲノム編集食品の表示を義務付けてください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			ゲノム編集の表示の実現を計画の中に入れてください。 EUはゲノム編集の表示義務があります。 しかし、日本では種苗にゲノム編集の表示義務がありません。 EUに農作物や加工品を輸出することが困難になる恐れがあります。 また、「ゲノム編集の表示を求める意見書」が、奈良県や静岡県などの多くの自治体から提出されていることを考えると、ゲノム編集食品か否かわからないため消費者の選択の自由がない現状を改善してほしいと多くの国民が思っています。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			現在の流通システムの複雑化、高度化に伴い、個々の消費者が惑ってしまう状況にあります。その事態に対して、消費者庁がやるべき意義は大きいものがあり、その混乱を防ぐ意味で消費者のためのガイドラインを作ることは重要です。 しかし、消費者の個々の行動を決めるのは消費者です。そのガイドラインは一方的に押しつけて作れるものではない。 ブラジルでは政府の中にCONSEAという協議会があります。食料と栄養保障のための国家協議会という名称なのですが、そのトップは歴代NGOが務めています。つまり、食の政策は人権に関わり、政府が一方的に決めるのではなく、社会のボトムアップで決めていくと考えられているからです。 このCONSEAが核となって、ブラジルにおける食と栄養のあり方のガイドラインを作成しました。そのプロセスは実際にファベラ（スラム）や先住民族のコミュニティなども含めてNGOや学者と共に住民たちが無数の議論を積み重ねて、文字通り、ボトムアップで食のポリシーを作り上げていったのです。その結果、本来、伝統的な食生活では得られていた生鮮食品が市場から消え、急速に加工食品に置き換えられていったことに対して、強い警告が発せられることになります。 とりわけブラジルでは貧困層の中で、生鮮食品が買えずに、安い加工食品しか食べられない人が増えたため、糖尿病、肥満、腎臓病などの慢性疾患がここ20年で激増しています。病気になる人はもちろん、社会としても大変な負担が増えていくことになります。しかし、生鮮食品を食べるべき、などと言ったところで、それは解決にはなりません。なぜなら、そこには農業・流通産業での大きな変化ゆえ、そもそも買えなくなっているという大きな問題があるからです。 生鮮食品を作っていた小規模農家が離農し、その農地の多くが遺伝子組み換え大豆などの畑に変えられていきます。生鮮食品の流通網も細り、生鮮食品に代わり、加工食品の産業が急速に大きくなり、庶民が買えるものは加工食品に代わっていったからです。この流れに対して、生鮮食品を作る地域の小農生産を増やし、そしてその販売網を強化することは、個々の消費者にはできることではありません。つまり、個々の消費者が本来選びたいものを選ぶようにする政策が不可欠ということになります。 こうしてCONSEAはブラジル政府の食料栄養ガイドラインをまとめます。そしてそれを受けて、ブラジル政府も生鮮食品を作るアグロエコロジー・有機農業推進政策を進めました。この食料栄養ガイドラインは国連でも高く評価されました。 健康に害を与える加工度の高い加工食品は、人びとの健康を損ない、社会に大きな負担を作り出します。国によってはそのような加工食品に税金をかける動きも生まれています。そうした問題のあるものを規制し、逆に健康を回復するために効果的なアグロエコロジー・有機農業の奨励がされることで、この近年急速に進んだ食の劣化を食い止めることができます。 このような市民社会が参加する形で作られるガイドライン、政策はまさしく消費者計画と言い得るものだと思います。世界にはその実例があります。でも、日本のこの消費者基本計画はそのようなプロセスを経て作られているのでしょうか？ 現在、消費者庁には企業の社員がそのまま消費者庁に入り、働いています。その数が増えています。本来、IT化を進めるためにその分野に限って企業の人材を活用するために官民人材交流法が作られたのですが、法の趣旨を拡大解釈して、日本の政治を民間企業の利益のために利用され、直接IT分野に関わりのない消費者行政でも進んでいます。 その消費者庁が作る消費者基本計画であれば、本当に消費者のための計画にならないのはもう自明と言わざるをえません。最近の消費者庁の行動はまさにそれを証明しています。遺伝子組み換えでない（Non GMO）という表示を実質的にできなくしたり、無添加表示をさせない方向に動いたり、「ゲノム編集」食品の表示義務もさせない、原料原産地表示も誤解を生む国内製造などという表現を許容するなど、市民が望むものをなくし、企業の都合のいい方向ばかりに進んできているからです。これで「消費者」庁とは言えない。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			もし、本当の意味の消費者基本計画を作るというのであれば、この計画を作るプロセスを初めから市民社会に開くべきです。そのプロセスは大企業の影響力を排して、行うべきでしょう。ブラジルのように社会的に信頼の高い、大企業に対して市民の声をつきつけてきた市民団体の代表がそのプロセスを率いるべきでしょう。 本来、日本は市民の生活に密着した地域の農家、多くの優秀な中小企業が作る製品などに満ちて、その市場は世界的にも高い水準にありました。しかし、現在はそれが危機に瀕しています。農家はいなくなり、中小企業は破産を余儀なくされています。それは日本全体にとってこの上なく大きな損失となり、このプロセスが続いていくのであれば、未来の日本は相当、暗黒状態に置かれてしまう。 その意味でも、現在の基本計画を作るあり方そのものを見直す必要があります。わずか1ヶ月のパブリックコメントで意見を聞くのではそれは達成することはできません。基本計画では根本的に計画作りのあり方から変えることを提言します。				
			早急にゲノム編集表記をすることです。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。
			私の意見は、遺伝子組み換え表記義務制度を作ることです。				遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。
			アニマルウelfareについて、食品表示を求めます。				一般的に、食品表示法に基づく食品表示基準において表示禁止事項となっていないものについては、消費者に誤認を与えない限り、食品関連事業者の判断で、事実に基づいた表示を行うことは可能です。このため、食品の付加価値等、消費者へ訴求する内容に関する具体的な表示ぶりについては、個々の食品関連事業者において、消費者のニーズを踏まえ、検討いただくべきものと考えております。
			ゲノム編集技術応用食品等の表示の見直しは「新たな知見」が得られた時と書かれているが、今現在でもさまざまな知見はあり、消費者の選ぶ権利を保障するためには、ゲノム編集されていることがわかる表示は必要と考えます。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			原料原産地表示については、一次生産物まで遡って産地を記載することを基本方針とし、事業者への指導を徹底していただくよう要望いたします。 また、ゲノム編集食品に関しては、EU等の諸外国の動向も踏まえ、生産物から加工品に至るまでの表示義務化を強く求めます。 ゲノム編集技術を用いた食品の安全性には未だ不明な点が多く、消費者の懸念も大きいことから、消費者の知る権利及び選択の権利を保障するためにも、表示の義務化は不可欠であると考えます。 EUでの表示義務化や検出技術の進展を踏まえれば、日本においても技術的に表示は可能であると考えられることから、早急に導入の検討を進めていただきたく存じます。				加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。 なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。消費者庁としては、引き続き、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会が確保されるよう、制度の普及・啓発に努めてまいります。 ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかの判別に使用できる検査法がEUで開発されたことは承知していません。薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で審議された「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」（平成31年3月）の報告書において、ゲノム編集技術応用食品については、 ・従来の育種技術によって得られたものの範囲内であること。 ・従来の育種技術によって得られたものと判別し検知することが困難と考えられること。 等の考えが示されており、現時点でも状況は変わりないと考えていますが、今後も、専門家等の意見を聴きながら、海外の動向等を注視してまいります。
			重イオンビーム放射線育種品種の表示をお願いします。 輸入に頼らず日本の食料自給率を100%以上にしてください。				放射線育種については、従来より使用されている品種改良技術であり、既に広く一般的に利用されており、表示義務を課す必要はないと考えております。
			自分はゲノム編集の食品は食べたくありません。表示を必ずしてください。				ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。 なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			遺伝子組み換えかどうか、添加物の内容など、材料は全て明記するようにして、それを保ってください。ごまかす社会はダメです。				遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原材料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。 なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。 加工食品に使用した添加物の表示については、食品表示基準第3条により、原則物質名等を表示することとなっております。
第4章	43	8	消費者契約法は、消費生活相談の現場における斡旋等での活用には課題があります。基本計画における「既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的な規律設定の在り方を検討し、見直しを図る」「消費者取引による被害を実効的に予防・救済する観点からの検討も併せて進める」との表記は、こうした課題に対応するものとして評価できます。ただし、被害の予防・救済の実効性を高めるためには、事業者の行為規制を含む業法的規定の新設についても明示的に言及すべきです。				「第2章1.（2）考え方の転換を踏まえた消費者法制度の再編・拡充」として、 「消費者トラブルの複雑化・多様化のほか、デジタル技術特有の加速度的な可変性を踏まえると、事案の形態は今後も変化することが予測され、悪質な事案や現行法令による規律が困難な形態の事案等について、個別具体的な消費者被害を把握してそれに対処するための措置を講ずるという、これまでの後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえない。このため、現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討していく」旨を記載しているところです。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
（８）消費者行政の体制・充実 等							
第３章	27	1	『規律が確立されていない新技術の分野や新たなビジネスモデルのほか、制度の隙間を利用した消費者に不利益な商品・サービスの提供等への対応においては（中略）自主的な取組が機動的に推進されることがこれまで以上に期待される』とあるが、規律がなく好き放題している事業者に規律がなくとも行儀よく商売することを期待するというのがそもそも矛盾している。『規律が確立されていない新技術』『新たなビジネスモデル』ほど、守るべき基準を行政が迅速に打ち出すべきであるし、『制度の隙間を利用した消費者に不利益な商品・サービスの提供』に対して強く圧力をかけねばならないと思う。				今後の参考とさせていただきます。
第３章	28	3	「消費者を取り巻く環境の変化によって消費者の関心・問題意識は多様化しており、消費者政策は幅広い分野に関わることから、特定分野で活動を行う団体も含め、その自主的な取組が期待され、行政はこうした取組を支援・強化する」という記述がありますが、支援のための具体的施策について、この項目でなくても、他のしかるべき章での追記も含めて、記述することを求めます。				
第４章	29	21	諸外国に合わせ必要な対応をとることに賛成、しかしあくまで消費者優先を考えながらであるべきです				
第４章	34	24	「国際機関等との連携」に於いては、議論をリードしていくような積極性を期待します。特に日本国内での超高齢社会への施策は、諸外国の参考になることが多いと考えます。				
第４章	36	9	法テラスの人員増や予算増加等、体制を充実させることを追記してほしい。				法テラスの体制充実を消費者基本計画に記載することは一般的でないと考えますが、今後も総合法律支援の充実・強化に努めてまいります。
第４章	36	17	学習指導要領が消費者教育に関する学びを重視する形で改訂され、消費者教育の充実が期待されています。消費者教育推進法には、「学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進する」とあり、学校における消費者教育をより充実させていくには、実践的な消費者教育を行うことができる外部の人材の活用が重要です。外部講師の積極的な活用について加えてください。				御指摘のとおり、各地域における様々な主体が連携・協働した消費者教育の推進が重要であり、この点は、第４章１（４）に記載しています。引き続き、外部講師の活用を含め、実践的な消費者教育の推進に取り組んでまいります。
第４章	37	2	消費者教育の推進において、事業者は自社製品やサービスに関するわかりやすい情報提供を行うとともに、地域や学校と連携して消費者教育プログラムや出前講座を実施することが必要である。これにより、消費者が権利と責任を理解し、合理的な意思決定ができる力を育むことが可能となる。また、消費者志向経営の推進とも連動し、消費者と双方向のコミュニケーションを通じて、商品やサービスの質を向上させることが期待される。一方で、行政は事業者や地域の取り組みを支援するため、教育プログラムの標準化や事例の共有を進め、学校や地域での消費者教育が円滑に実施される環境を整備すべきである。これらの連携を通じて、消費者教育の普及と消費者志向経営の推進を一体的に進め、消費者被害の未然防止に寄与すべきである。				今後の参考とさせていただきます。
第４章	39	1	緊急時における消費行動の変化に関して、南海トラフ地震やその他の自然災害への備えは非常に重要であり、これらのリスクに対応するための施策は優先度が高いと考える。特に、消費者と事業者の自律的な行動を促すための教育や支援が不可欠である。消費者庁や気象庁の予算が限られている現状を踏まえ、緊急時対応に必要な予算やリソースの強化を図り、より効果的な施策を講じるべきである。また、緊急時の消費行動に関する啓発活動を通じて、事前準備や迅速な対応を促進することが、被害の軽減に繋がると考える。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	41	1	アルコール依存症、薬物依存症及びギャンブル等依存症について記述がありますが、ここにオンラインゲーム等のネットに関する依存症についても追記してください。消費者庁では、ゲーム依存に関する相談が本人や家族から寄せられた際に医療機関や自治体などの適正な窓口につなぐなどのためのオンラインゲームに関する消費生活相談員向けのマニュアルを作成しました。アルコールやギャンブルの依存症による多重債務問題等の問題は依然から発生していましたが、ゲーム依存に係る消費者問題は非常に今日的な問題であり、デジタルネイティブ世代が増えるなか注視する必要がある、適切な監視と対策が求められます。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	42	33	(2)「(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」について ① 「① 公正な取引環境の確保」について ア 適切な行政ルールの制定・運用について 市場の公正さが確保されるためには、様々な施策が重疊的に機能する必要がある。消費者の自主的かつ合理的な消費行動を支援する消費者教育や、事業者が進んで適正な取引を心掛けることを促す取組も重要であるが、より効果が直接的な制度として、民事ルールと行政ルールが重要である。これらのうち、民事ルールは、消費者が受けた被害の回復のために不可欠である。しかし、適切な民事ルールが存在したとしても、消費者が自ら被害回復をすることは、容易でないことも多い。訴訟を提起して被害回復をすることは、多大な費用と時間を要する。また、高齢者の消費者被害においては、その特徴として、高齢者自身が被害に気付きにくい、被害に気付いたとしても自ら救済を求める行動を取らないなどが挙げられている。被害に遭っても泣き寝入りをする消費者は多く、市場の公正さを確保するには、民事ルールだけでは不十分である。個別の被害を離れたところで市場の適正さを確保するために、適切な行政ルールが制定・運用されなければならない（意見書2、5）。 (意見書2) ↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220218.html (意見書5) ↓↓ https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021_2.html				
第4章	49	14	各部局の連携は有効と思われるが、消費者にも一目瞭然である部局マップ（サイトマップのような）の作成と広報はできないのでしょうか。現状では、消費者が相談したい・学びたい・その他何か情報を得たい、というとき、適切なサイトへアクセスするのが困難であると思われます。				
第4章	49	17	「消費者庁は、「消費者行政の司令塔」として、関係府省庁と連携して課題に対応する。」は、その通りです。その上で、消費者庁創設とともに設置された消費者委員会は、消費者庁の司令塔機能を発揮する上で、重要な役割を担っていることを踏まえ、「関係府省庁等」とまとめずに、「消費者委員会」の文言を明記してください。				消費者委員会については、その役割と同時に独立性も重要であるため、関係府省庁等とは別に51ページに記載しているところです。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	49	18	消費者庁の司令塔機能について、「第4章3 消費者政策推進のための関係部局間の連携」において、「消費者庁は『消費者行政の司令塔』として関係府省庁等と連携して課題に対応する」と記載されているのみである。 消費者庁は、「政府がこれまでの施策や行政の在り方を消費者基本法（昭和43年法律第78号）の理念である「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」の観点から積極的に見直すという意味で、行政の「パラダイム（価値規範）転換」の拠点であり、真の意味での「行政の改革」のための拠点である。これにより、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換しなければならない。」（消費者行政推進基本計画（2008年6月27日閣議決定））ものとして創設され、消費者行政の司令塔とされた。 第4期基本計画においては、消費者庁が「各府省庁の縦割りを超えた分野横断的な法令の整備を推進してきた」ことや、「消費者行政の司令塔として、各府省庁と連携して施策を推進している」ことを指摘した上で、「第5章 重点的な施策の推進」の「5（2）国等における体制整備」において、「消費者庁においては、消費者庁新未来創造戦略本部の機能も活用しつつ、消費者行政の司令塔としての役割を果たすとともに、政策立案機能や、そのために必要となる調査機能の強化、また、法執行、周知啓発、照会対応等の個別業務の実施能力の強化を図る。」と記載し、消費者庁の司令塔機能の重要性を明確にしていたが、第5期基本計画では、検討の過程で一旦は「司令塔」という記述さえなくなり、最終的にも上記の1行が復活したのみである。 消費者庁創設時の上記理念を確認し、基本計画の策定・推進においても、消費者庁が司令塔機能を発揮することを基本計画に盛り込むべきである。				消費者庁の司令塔機能については、冒頭「はじめに」において、消費者庁が政策立案機能やそのために必要となる調査機能、関係機関との調整機能等の強化を図って消費者行政の司令塔としての役割を果たす旨を補足いたしました。
第4章	49	18	ここでは、関係部局間の連携について記載され、そのうえで最後に50ページ13行目以下で「消費者団体」についても記載されています。しかし具体的な連携等の施策は示されていません。 また、第3章3（2）でも消費者団体に対して「・・・特定分野で活動を行う団体も含め、その自主的な取組が期待され、行政はこうした取組を支援・促進する。」とありますが、第4章においてこれに対応する具体的な施策が示されていません。どのようにして団体の自主的取組を支援・促進するのか示してください。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	49	19	消費者政策推進のため関係部局間で連携が重要であること、とりわけ消費者庁は「消費者行政の司令塔」として関係府省庁等と連携して課題に対応することの確認は適切である。ただし、消費者庁が司令塔機能を発しするためには、消費者委員会が省庁の枠を超えて自ら調査し建議・意見を発信を、これを受けて消費者庁が自らの所管事項の検討を進めるとともに、各省庁に対し働きかけを行うことが不可欠である。しかし、近年は、消費者庁が法制度の検討について消費者庁に諮問することなく庁内の検討会で検討することが増えていること、消費者委員会が自ら調査により発出した意見について消費者庁が検討を開始しようとしていないケースがみられることなど、危惧される事態となっている。 政府全体の施策が産業育成に傾いているときこそ、安全安心な市場の実現は事業者の持続的発展の道であることを再確認したうえで、消費者庁と消費者委員会が一層連絡を密にし、独立して職権を行使できる消費者委員会の審議・意見を充実させる協力関係を強化すべきである。そのためには、消費者委員会の自ら調査の実施体制を拡充することも必要である。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	49	19	消費者政策推進のため関係部局間で連携が重要であること、とりわけ消費者庁は「消費者行政の司令塔」として関係府省庁等と連携して課題に対応することの確認は適切である。ただし、消費者庁が司令塔機能を発しするためには、消費者委員会が省庁の枠を超えて自ら調査し建議・意見を発信を、これを受けて消費者庁が自らの所管事項の検討を進めるとともに、各省庁に対し働きかけを行うことが不可欠である。しかし、近年は、消費者庁が法制度の検討について消費者庁に諮問することなく庁内の検討会で検討することが増えていること、消費者委員会が自ら調査により発出した意見について消費者庁が検討を開始しようとしていないケースがみられることなど、危惧される事態となっている。 政府全体の施策が産業育成に傾いているときこそ、安全安心な市場の実現は事業者の持続的発展の道であることを再確認したうえで、消費者庁と消費者委員会が一層連絡を密にし、独立して職権を行使できる消費者委員会の審議・意見を充実させる協力関係を強化すべきである。そのためには、消費者委員会の自ら調査の実施体制を拡充することも必要である。				今後の参考とさせていただきます。
第4章	50	2	専門家の参画とあるが、それに加えて省庁間の縦割りの壁を無くさなければ問題は解決には至らないのが現状です。消費者問題を解決できるための立法をスピード化したり、複数の省庁と担当部署で、問題解決へ向けてスピード感を持って動いていくことが、法整備を待たずとも解決への一歩を踏み出せることにも繋がると思います。法律は縛るものではなく使うための物であるということを再度お考えいただきたいと思います。憲法で守られている人権を尊重するためには、万難を排して動くべきであると思います。				
第4章	44	20	【意見】消費者教育の推進に関する法律第2条は、「消費者教育」を、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう」と定義し、「消費者市民社会」を「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義している。 消費者トラブルの回避や悪質業者の排除など、よりよい社会の実現は、消費者が消費者教育を受け、消費者市民社会が形成されることにより実現される。 したがって、消費者が、国及び地方公共団体が実施する消費者教育を受け、消費者市民社会の形成に寄与することを明示すべきである。	はじめに	1	28	消費者庁の司令塔機能については、冒頭「はじめに」において、消費者庁が政策立案機能やそのために必要となる調査機能、関係機関との調整機能等の強化を図って消費者行政の司令塔としての役割を果たす旨を補足いたしました。
第4章	49	18	関係部局との連携について、「司令塔」という言葉は出てくるものの、全体に「連携」という言葉が多用されており、消費者庁の消費者問題に対する取り組み姿勢が、消極的もしくは曖昧な印象があります。事業者のような情報力・経済的バックボーンを持たない個々の消費者が、事業者と対峙するには行政の力に頼るほかになく、消費者団体も行政の支援が必要な状況にあります。消費者庁が消費者問題に取り組まなければ、他に誰もいないという気概を持って欲しいです。消費者庁は、自ら実効性ある法整備や法執行を行うなど、リーダーシップを発揮して主体的に積極的に消費者問題に切り込んでいく姿勢を明確に示して欲しいです。				今後の参考とさせていただきます。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
			さまざまな法令を整備しても、それを具現化する実務の専門家が少数では空回りするだけである。たとえば、司法試験や司法書士試験に消費者契約法を必ず出題するようにするなど、消費者法や消費者トラブルを扱うことが当たり前の専門家を増やすことを計画に明記してはどうか。あるいは、刑事事件の国選弁護に類似の国費投入制度を計画してはどうか。				今後の参考とさせていただきます。
			消費者への情報提供の強化について大いに賛同いたします。 特に、デジタル技術を活用した情報提供の充実は重要です。 ただし、高齢者等デジタル弱者への配慮も必要と考えます。 紙媒体での情報提供も併せて継続していただくよう要望いたします。 越境取引における消費者保護の強化に関する記述を評価いたします。 ただし、海外事業者に対する規制の実効性確保が課題です。 国際的な執行協力体制の構築をより具体的に盛り込むべきと考えます。				
			最近、消費者庁が悪質な事業者の取り締まりに力を入れ始めたが、先日のある事業者の行政処分の例では、処分の前に少なくとも3,850件の相談が消費者センターにあったという。相談をせずに泣き寝入りした人々も含めればはるかに多い件数であっただろう。10件とは言わないが、相談が100件ぐらいあった時点で先制的に処分できる体制構築が必要ではないか。				引き続き、法と証拠に照らして関係法令の厳正かつ適切な執行に取り組むとともに、適切に対応してまいります。御指摘の点については御意見として承ります。
			4章に書かれているのは施策のリストであり、スケジュール等の記載もない、いわばリストである。計画とは呼べない内容だと思うし、基本計画として閣議決定するのにふさわしい内容とは思えない。				第4章では令和7年度からの5年間において政府全体で取り組む具体的な施策について記載しております。
			計画の名前が分かりづらい。国民生活基本計画に変えてはどうか。				計画の名称は、消費者基本法第9条に規定されているものです。
			パブリックコメント募集にあたって、もっと広く市民に周知して、内容の説明もしっかりする場をもっと設けてください。これも必要なことではないですか。				今後の参考とさせていただきます。
			消費者基本計画が立ち戻る原点はいくつか考えられよう。その一つとして、福田内閣時代の考え方がある。残念ながら、時間の経過とともに、原点は風化したり、その時代の熱量は失われたりする。そこで、基本計画の中に、当時の考え方を端的に示す言葉を、たとえば「明治以来、我が国は各省縦割りの仕組みの下それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきたが、この間「消費者の保護」はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割り的に行われてきた。」ことから「消費者・生活者の視点に立つ行政への転換」といったものを、最初に明記してはどうか。				
			消費者庁の役割の重要性を感じております。 であるなら、広く消費者の意見を取り入れる仕組みを作っていただきたい。 具体的には、第三者委員会や、第三者機関を作っていただきたい。 現在の、消費者教育や、周知、アンケートの在り方は酷すぎます。 知恵をもっと多くの分野から集めてください。 よろしくお願いします。				
			第5期消費者基本計画は中止にすべきです。7年以降は不要です。消費者庁自体がそもそも要りません。無駄な事業をしている省庁です。 よって、第5期消費者基本計画を廃止してください。				
			消費者の幸福のための計画案であることを冒頭で述べてほしいです。				

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第4章	34	10	「国内及び国際標準化活動に消費者の視点を適切に反映し、標準化政策（適合性評価制度の構築・運用を含む。）を実施する。」の一文が（越境取引に関するトラブルへの対応・未然防止）の項目内にありますが、内容としては別物です。別の項目立てをして、（標準化活動への参加）等のサブタイトルを付けてください。分類は当該の「（2）消費生活のグローバル化の進展への対応」内で結構です。	第4章	35	5	該当箇所の見出しを「（越境取引の増加を踏まえたトラブルへの対応・消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保）」とし、該当箇所を文末に移動しております。
第4章	49	18	「消費者庁は、『消費者行政の司令塔』として、関係府省庁等と連携して課題に対応する」の部分はとても重要な指摘である。そのため、この記述を「はじめに」にも記載すべきである。	はじめに	1	28	「はじめに」に以下の表記を追加いたしました。 「その際、消費者庁においては、政策立案機能やそのために必要となる調査機能、関係機関との調整機能等の強化を図って消費者行政の司令塔としての役割を果たすとともに、中核的機関である独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）と共に、消費者が身近な存在として認識し、困ったときに頼りになる存在として機能するよう努めるものとする。」

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
Ⅱ．第５期消費者基本計画（素案）の記載に直接関わるもの以外で多く寄せられた御意見							
			合成洗剤や柔軟剤などの香料の異常な臭いで、空気が汚染されています。有害科学物質により、頭痛、吐き気、体の痛み、不整脈、呼吸困難など、多岐にわたり健康被害が生じています。今、多くの方が「香害」に苦しまれています。退職を余儀なくされた方々、学校にいけなくなった子どもたち、日常生活もままならず体調不良を訴えておられる方々。被害は甚大です。窓を開けられない、洗濯物を外に干せない、電車にも乗れない、病院やスーパーや飲食店など、日常的に利用する場所がどこも臭い。だれもが明日、化学物質過敏症を発症する危険と隣り合わせです。早急に対策をお願い致します。				いわゆる「香害」については、病態やメカニズムに未解明な部分が多く、調査研究が続いていると認識しています。一方、消費生活相談や消費者団体との意見交換等を通じ、柔軟仕上げ剤等の香料によって、頭痛や吐き気などの症状を訴えておられる方々がいらっしゃることは承知しています。 消費者庁では、関係省庁と連名でポスターを作成して啓発を行っており、被害を訴えておられる方々の声も踏まえ、「その香り 困っている人もいます」と表現の見直しなども行ったところ です。引き続き、関係省庁と連携しながら啓発に取り組んでまいります。
			現在、家庭用品品質表示法の指定品目になっていないが使用者の増えている柔軟剤などの製品において、時代に即した取り扱いを希望する。様々な種類の製品が日々生み出される現代社会において、早期に消費者への影響を予測し、より幅広く柔軟に対策・運用できる計画が必要だと考える。				家庭用品の品質に関する表示について定める家庭用品品質表示法が関係するところ、同法で定める家庭用品は、購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものが指定されています。 同法の購入に際し品質を識別しやすくするという家庭用品品質表示法の趣旨・目的とは異なるものと考えています。
第４章	40	25	P40の25行から27行 家庭用品品質表示法で、製品の全成分開示を進めていくことをここに書き加えて欲しい。 理由は、洗剤等の日用品によって健康被害が起きているため製造元の企業に成分の公表を求めたが、企業秘密を盾に非公開を貫いているため。				家庭用品における有害化学物質・環境汚染物質に関する情報や、全成分開示（表示）に関する情報を消費者に提供するという取組は、購入に際し品質を識別しやすくするという家庭用品品質表示法の趣旨・目的とは異なるものと考えています。
第４章			2. 危険性の明示について 業務用製品には各種の危険を促すマークが表示されているにもかかわらず、同じ成分を含む一般用製品にはその記載がない現状があります。このような状況は、消費者が製品の安全性を正しく判断する妨げとなり得ます。一般用製品においても、成分や危険性についての適切な表示を義務付けるべきです。消費者が安全に製品を使用できるよう、ラベル表示やマークの標準化を進めることを求めます。				
			26行「総合的に講ずることで、海洋プラスチックごみの発生を抑制」とありますが、回収不能なマイクロプラスチックの中には、合成洗剤や柔軟剤としてシャンプーや入浴剤にも使われている、マイクロカプセルも含まれる事は、多くの国民に知られていません。 そのため、何も知らずに人々はそれらの製品を使用し、マイクロカプセルを含む、環境に有害な成分を排水として流している現状があります。それらを国民に広く知らせてほしいです。 また、企業の製品の成分表示と規制を明確に出来るようにしてほしいです。				マイクロカプセルを含むマイクロプラスチックによる環境や生物・生態系への影響や因果関係は未解明の部分が多く、引き続き科学的知見の集積を進めるとともに、関係者と連携しながら実効的な対策を検討してまいります。
第１章	6	25	訪日外国人旅行者の増加に伴い、地域住民とのトラブルや、特定地域での物価や家賃の高騰といった課題が散見される。報告書においては、訪日旅行者の消費拡大のメリットだけでなく、こうした影響を適切に取り上げるべきである。特に、地域住民と訪日旅行者の共存を図るための対策として、訪日旅行者向けの行動ガイドラインの周知や、多言語対応の相談窓口の設置、さらに、地域の観光インフラ整備を推進する施策が求められると考える。				今後の参考とさせていただきます。
第２章	21	10	「第2章」 ・訪日外国人旅行者数の拡大→喜ばしいが、観光地の環境・文化特性やそこに住む住民あつての魅力ある観光地である。どこにでもある店舗やホテルがあるだけでは魅力ある観光地とは言えない。高層建築物により景観が損なわれる事例も多い。観光地は受け入れ制限も視野に入れ、魅力ある文化や環境や住民の住みやすさを維持する為の制約や法律が必要。				御意見として承ります。

御意見				対応関連箇所			考え方 等
章	ページ	行	内容	章	ページ	行	
第1章	6	25	2-（2）訪日外国人旅行者等の消費の拡大 → レストランや宿泊施設における、ヴィーガン／ベジタリアン対応が急務です。2024年度では訪日観光客数第3位の台湾から約47万人が訪れています。台湾はアジアで屈指のベジタリアン人口が多い国です。彼らは日本での食品表示の分かりにくさ、飲食店や宿泊施設の理解不足などで不便を強いられる場面も多いと聞きます。この課題を個々の店や施設に任せるのではなく、国が指揮を取りヴィーガン／ベジタリアン対応を義務化するなどの整備が重要です。また、欧州ではアニマルウェルフェアを重視した消費行動をする人が多いです。それらについても重要な課題とし、宿泊施設や食品/外食産業に対応を求めていく必要があります。				今後の参考とさせていただきます。
第1章	9	1	第1章 - 4-(1)持続可能でより良い社会の実現 原子力発電の燃料は有限の資源である 活用にあたってはそれらを考慮すべき、一方で大規模太陽光発電は効率が悪く、自然環境に悪影響があり、最終的に持続可能性はないと考えられる 原子力発電をベースロード電源とし、小型再生可能エネルギー発電を活用しつつ、次の発電技術のイノベーションを探るべきである				
第2章	17	31	持続可能な社会の為に消費者の選択は大切です。しかし経済状態が悪いととにかく安いものを買いがちです。特に食料に関しては、自給率をあげることと輸送エネルギーを節約する為に消費者は地産地消を心がけることを消費者庁の方針とし、国民に働きかけて欲しいです。				
			土壌汚染をしかねない農薬や、太陽光発電を規制していただきたいです。 農薬の中にはグリサホートなどの発ガン性物質を含むものがあります。これらは土壌汚染を引き起こします。食品の安全を脅かします。危険な成分を含む農薬は海外の基準も参考にして販売をしないでいただきたいです。 太陽光発電も廃棄する際に水銀などの、水質汚染を引き起こす物質がでます。環境を汚染するようなものは販売しないでいただきたいです。				
			基本計画ではエシカル消費に言及しながら、そのエシカル（倫理的）という意味を消費者庁をどうやら理解していないのでは無いだろうか。 「消費者がエシカル消費を主体的に推し進めることが重要だ」と書いたところで、消費者庁自体からアニマルウェルフェアについては言及がない。 海外ではアニマルウェルフェアに考慮した製品かどうかについて表示も始まっているのに、日本ではアニマルウェルフェアは消費者基本計画では無視するのか？ アニマルウェルフェアも配慮されない家畜から作られる食品を食べて、果たしてエシカルでありうるか？という視点が抜けている。看過できない。				消費者庁では、「安さ」や「便利さ」に留まらない消費生活の選択肢の一つとして、人や社会・環境に配慮した「エシカル消費」の普及に努めており、エシカル消費の概念には動物福祉も含まれると考えています。引き続き、動物福祉の概念も含む「エシカル消費」の普及・啓発に取り組んでまいります。
第4章	37	11	エシカル消費を進めることの重要性は疑うべきありません。日本において決定的に遅れたアニマルウェルフェアについて、食品表示など消費者庁としてできることを計画に組み入れることを求めます。				
			「エシカル」、「消費者志向経営」、「有機農業」の推進及び推進への理解といった文言はありますが、「アニマルウェルフェアの推進・理解への取組み」について書かれていません。消費者がアニマルウェルフェアの推進の重要性を理解し、選択に活かすことができる情報提供や表示が求められます。この視点について、しかるべき項において記載すべきです。				